

自治労賃金資料

2022年11月30日 No. 223

2022年度自治体賃金等制度調査結果報告書

— 2022年4月1日基準 —

目 次

調査結果の要約（抜粋）	1
総括報告	25
序章 調査実施の概要	29
第1章 賃金等制度をめぐる動向	33
第2章 行政職給料表について	40
第3章 現業職給料表について	81
第4章 保育職給料表について	101
第5章 看護職給料表について	119
第6章 会計年度任用職員の賃金等制度	139
資料 調査票	168

目 次

調査結果の要約（抜粋）	1
総括報告	25
序章 調査実施の概要	29
第1章 賃金等制度をめぐる動向	33
1. 基本給カットの有無	33
2. 基本給カット以外の賃金にマイナスの影響を及ぼす勧告以外の改悪	35
3. 組合員を対象とした人事評価制度の実施	37
4. 調査結果の要約	39
第2章 行政職給料表について	40
1. 行政職調査票における団体区分の構成	40
2. 使用している給料表	41
3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額	43
4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額	45
5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	47
6. 大学卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	53
7. 18歳高校卒初任給と22歳大学卒初任給の給料月額	59
8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	61
9. 大学卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	68
10. 標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較	76
11. 調査結果の要約	78
第3章 現業職給料表について	81
1. 現業職調査票における団体区分の構成	81
2. 使用している給料表	82
3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額	83
4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額	85
5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	87
6. 18歳高校卒初任給の給料月額	90
7. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	91
8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較	98
9. 調査結果の要約	99
第4章 保育職給料表について	101
1. 保育職調査票における団体区分の構成	101
2. 使用している給料表	101
3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額	102
4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額	104
5. 短大2卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	106
6. 20歳短大2卒初任給の給料月額	109
7. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	110
8. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較	116
9. 調査結果の要約	117

第5章 看護職給料表について	119
1. 看護職調査票における団体区分の構成と病院・診療所の経営主体	119
2. 使用している給料表	120
3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額	121
4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額	123
5. 短大3卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	125
6. 21歳短大3卒初任給の給料月額.....	128
7. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額.....	129
8. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較.....	136
9. 調査結果の要約.....	137
第6章 会計年度任用職員の賃金等制度	139
1. 該当する職員の有無	139
2. 適用されている給料表.....	140
3. 会計年度任用職員（パートタイム）など勤務時間が短い場合の報酬の水準設定	141
4. 会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態	142
5. 初任給の適用基準.....	143
6. 初めて任用される場合の前歴換算	143
7. 初任給の水準	144
8. 昇給の有無と上限.....	150
9. 昇給での上限金額（「昇給がある（上限がある）」の場合）	151
10. 再度任用される場合の昇給（「昇給がある」の場合）	158
11. 昇格（級）機会の確保	160
12. 期末手当、勤勉手当.....	162
13. 有給の病気休暇制度.....	163
14. 公募によらない再度任用	164
15. 常勤職員より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員の有無	165
16. 調査結果の要約.....	166
資料 調査票	168

自治労 自治体賃金等制度調査 (2022年4月1日基準)

調査結果の要約 (抜粋)

調査票の配布・回収状況

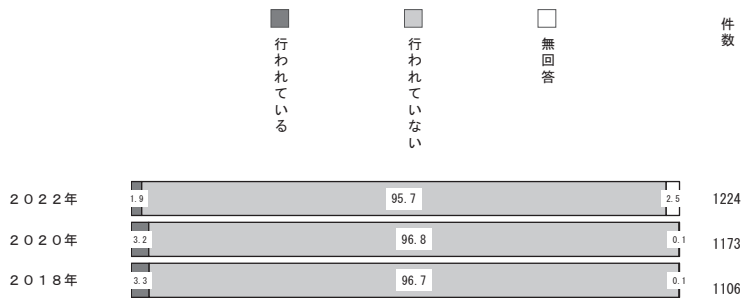
- 自治労加盟自治体単組1,461を対象に実施し、有効回答は1,224票（有効回答率83.8%）
(内訳 都道府県・市区町村1,132票、一部事務組合・広域連合92票)
- 調査基準日は2022年4月1日とし、2022年4～7月にWebアンケートにより実施
2022年4月1日時点で月例給の引き上げ改定が行われたが、本報告書における号給および給料月額、
引き上げ前の調査基準日2022年4月1日時点のもので記載
- 今回調査では従来から設問してきた常勤職員の4職種とともに会計年度任用職員の5職種を調査
常勤職員の調査職種 : 行政職、現業職、保育職、看護職
会計年度任用職員の調査職種 : 一般事務、保育所保育士、学校給食関係職員、学童指導員、図書館司書

	対象数	有効回答数	有効回答率 (%)	有効回答数 (2020年)
自治体計	1,461	1,224	83.8%	1,180
都道府県	44	44	100.0%	45
県都・政令市・特別区	63	53	84.1%	50
一般市	578	508	87.9%	488
町村	635	527	83.0%	519
一部事務組合・広域連合	141	92	65.2%	78

第1章 賃金等制度をめぐる動向 1. 賃金カットの有無

- 組合員層を対象とした基本給カットは「行われている」が1.9%（23組合）
→2020年（「行われている」3.2%、37組合）から1ポイント、14組合減

組合員層を対象とした賃金カットの有無



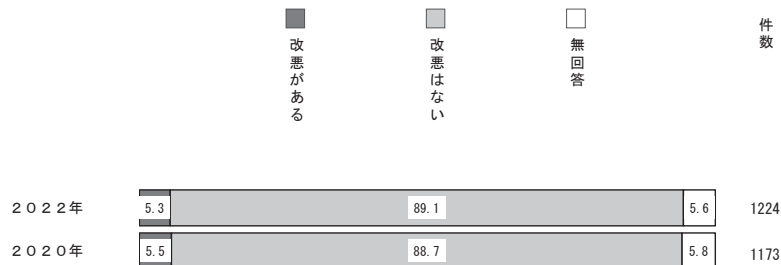
3

第1章 賃金等制度をめぐる動向

2. 基本給カット以外の賃金にマイナスの影響を及ぼす勧告以外の改悪

- 賃金カット以外の「改悪がある」が5.3%（65組合）
→2020年（「改悪がある」5.5%、65組合）とほぼ同じ

基本給カット以外の賃金にマイナスの影響を及ぼす勧告以外の改悪

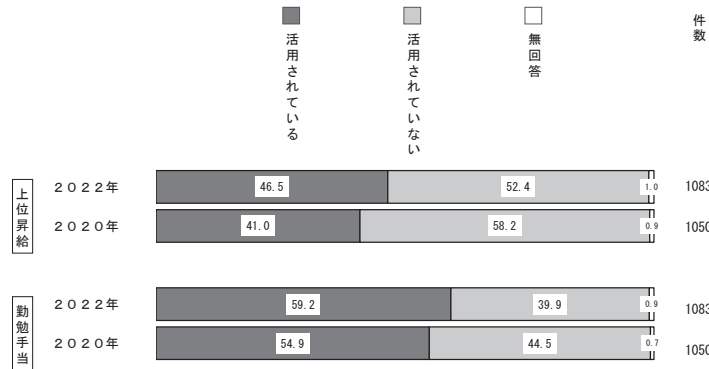


4

第1章 賃金等制度をめぐる動向 3. 組合員を対象とした人事評価制度の実施

- 人事評価制度が組合員を対象に「実施されている」のは88.5%（1,083組合）
- 評価結果の活用は、上位昇給46.5%、勤勉手当59.2%
→2020年と比べて5～6ポイント増加

人事評価制度による評価結果の活用（組合員を対象とした人事評価制度を「実施されている」場合）



5

第2章 行政職給料表について

2. 使用している給料表 3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

- 使用給料表は、「国公行（一）と（級数以外は）同じ」が59.7%
- 給料表の級制の中央値は7級制
- どの範囲にあるか十分位でみると
（第1十分位～第9十分位）
 - 都道府県 9～10級制
 - 県都・政令市・特別区 6～9級制
 - 一般市 7～8級制
 - 町村 6～7級制
 - 一部事務組合・広域連合 6～8級制

- 最高給料月額の中央値は444,900円
国公行（一）8級相当（468,600円）以上
→24.8%（町村は1.2%）
国公行（一）7級相当（444,900円）未満
→38.7%（町村は77.4%）

行政職・給料表の級制と最高級の最高給料月額

	件数	第1十分位数	第4十分位数	中央値	第3十分位数	第9十分位数	中央値・20年	（*74級相当未済）未計	（*84級相当以上）計上
給料表の級制	1179	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	7.0		
団体区分別									
都道府県	43	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	9.0		
県都・政令市・特別区	52	6.1	8.0	8.0	9.0	9.0	8.0		
一般市	496	7.0	7.0	7.0	8.0	8.0	7.0		
町村	509	6.0	6.0	6.0	6.0	7.0	6.0		
一部事務組合・広域連合	79	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	7.0		
最高級の最高給料月額	1179	373,600	410,200	444,900	468,600	512,600	444,900	38.7	24.8
団体区分別									
都道府県	43	522,200	527,500	530,137	559,500	564,060	530,454	0.0	100.0
県都・政令市・特別区	52	426,300	477,675	527,500	527,900	559,180	527,500	1.9	98.1
一般市	496	410,200	444,900	444,900	468,600	477,600	444,900	7.1	35.7
町村	509	373,600	410,200	410,200	424,100	444,900	410,200	77.4	1.2
一部事務組合・広域連合	79	393,000	411,200	444,900	454,100	471,540	444,900	32.9	19.0

6

第2章 行政職給料表について 4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

- 到達できる最高級の中央値は5級
- 到達できる最高給料月額の中央値は393,000円
 国公行（一）6級相当（410,200円）以上
 →9.9%（町村は3.1%）
 国公行（一）5級相当（393,000円）以上
 →56.1%（町村は42.2%）

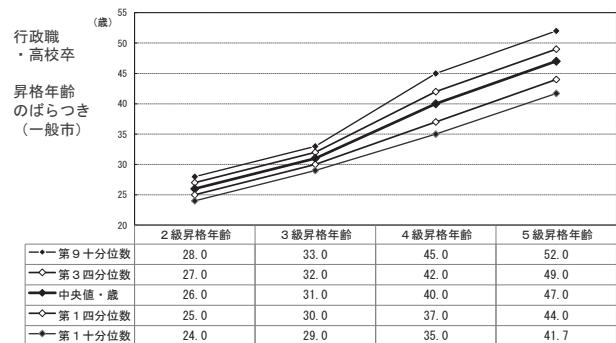
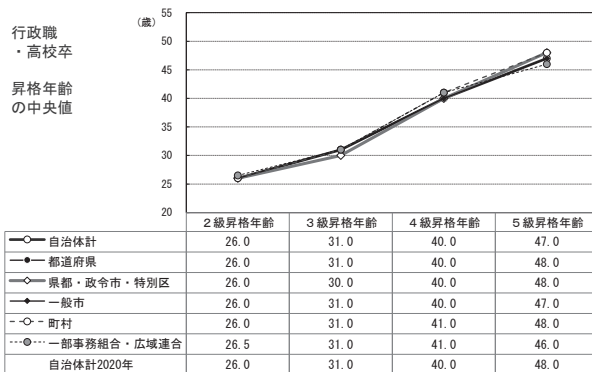
行政職・組合員として到達できる最高級と最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	中央値・20年	*393,000円以上計	*410,200円以上計
組合員として到達できる級	1179	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
団体区分別									
都道府県	43	4.0	5.0	5.0	6.0	6.0	5.0		
県都・政令市・特別区	52	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
一般市	496	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
町村	509	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
一部事務組合・広域連合	79	4.0	4.0	4.5	5.0	6.0	5.0		
到達できる最高給料月額	1179	381,000	381,000	393,000	395,000	410,200	393,000	56.1	9.9
団体区分別									
都道府県	43	393,000	393,000	395,800	410,200	414,360	397,700	90.7	39.5
県都・政令市・特別区	52	393,000	393,000	401,800	414,475	426,300	401,200	90.4	40.4
一般市	496	381,000	385,200	393,000	396,000	410,200	393,000	65.5	11.3
町村	509	381,000	381,000	389,050	393,000	398,730	387,500	42.2	3.1
一部事務組合・広域連合	79	381,000	381,000	393,000	397,575	409,990	393,000	44.3	8.9

7

第2章 行政職給料表について 5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級40歳 =2020年と同じ
 ⇒団体区分による差は小さい
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数 =第1十分位：35歳 第9十分位：45歳
 ⇒35～45歳の範囲に8割の自治体が分布
 ⇒4級からのばらつき大

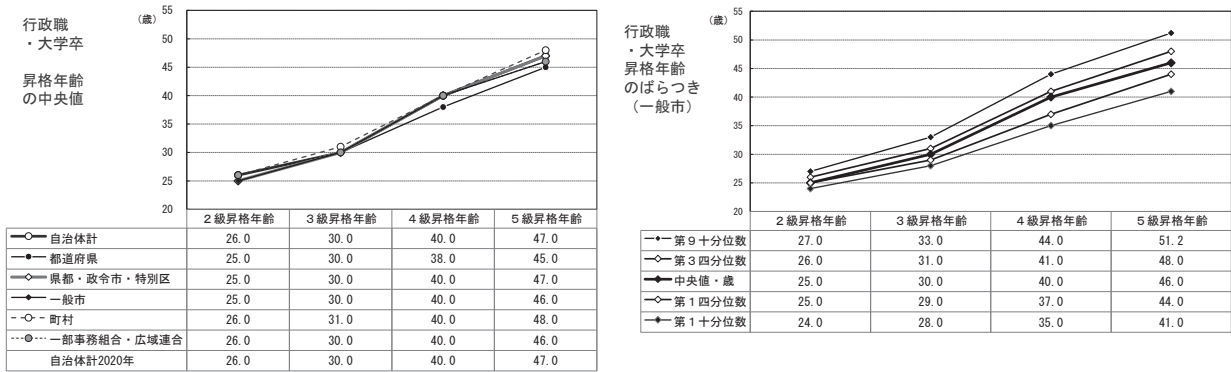


（給料表が「国公行（一）」と（級数以外は）同じ、「国公行（一）」の号級延長」の自治体における結果）

8

第2章 行政職給料表について 6. 大学卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級26歳、3級30歳、4級40歳 =2020年と同じ
⇒高校卒ともほぼ同じ。団体区分による差は小さい
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数 = 第1十分位：35歳 第9十分位：44歳
⇒35～44歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒高校卒と同様で4級からのばらつき大

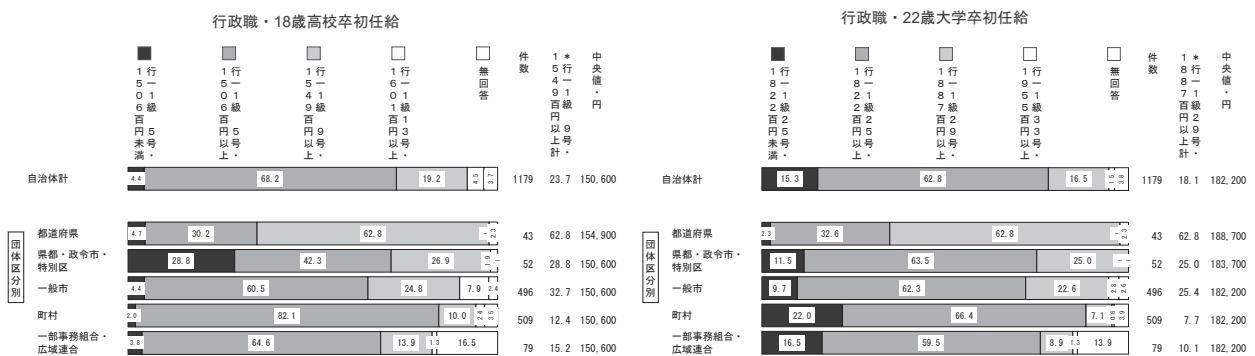


（給料表が「国公行（一）」と（級数以外は）同じ、「国公行（一）」の号級延長」の自治体における結果）

9

第2章 行政職給料表について 7. 18歳高校卒初任給と22歳大学卒初任給

- 18歳高校卒初任給は150,600円（中央値）、2020年と同じ
→国公行（一）の高校卒初任給1級5号を4号以上上回る=23.7%
 - 22歳大学卒初任給は182,200円（中央値）、2020年と同じ
→国公行（一）の大学卒初任給1級25号を4号以上上回る=18.1%
- ⇒町村、一部事務組合・広域連合は4号以上上位が特に少ない



10

第2章 行政職給料表について 8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

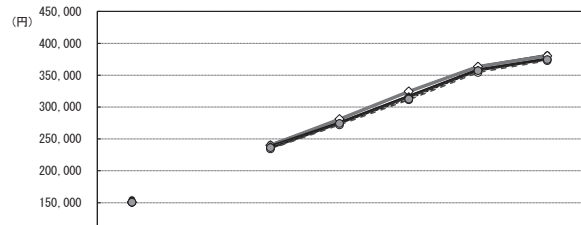
- 高校卒標準労働者の給料月額の中央値は

30歳 236,200円
 35歳 275,300円
 40歳 316,400円
 45歳 358,100円
 50歳 375,400円

- 2020年とほぼ同じ
- 35歳以降では団体区分間で1万円前後の差
例：40歳

都道府県 324,950円
 町村 311,300円
 →13,650円の差

行政職・高校卒標準労働者（中央値）



	高卒 18歳初任	高卒 30歳12年	高卒 35歳17年	高卒 40歳22年	高卒 45歳27年	高卒 50歳32年
○ 自治体計	150,600	236,200	275,300	316,400	358,100	375,400
● 都道府県	154,900	241,900	280,361	324,950	364,207	382,200
◇ 県都・政令市・特別区	150,600	240,050	281,050	324,500	363,500	380,250
◆ 一般市	150,600	239,500	276,300	318,100	359,400	375,900
-○- 町村	150,600	234,400	271,900	311,300	354,200	372,800
⋯○⋯ 一部事務組合・広域連合	150,600	236,250	274,450	312,700	357,200	374,400
自治体計2020年	150,600	236,200	273,600	315,900	357,200	374,900

11

- 行政職（高校卒）について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続12年

第1十分位228,100円
 第9十分位250,800円→22,700円の開き

35歳勤続17年

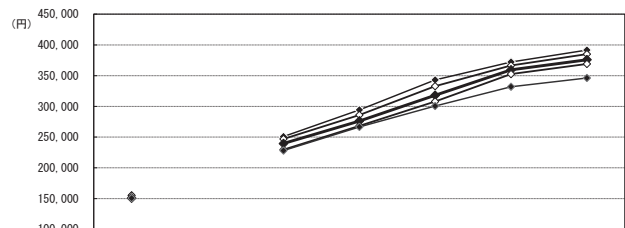
第1十分位266,500円
 第9十分位294,300円→27,800円の開き

40歳勤続22年

第1十分位300,600円
 第9十分位343,000円→42,400円の開き

⇒年齢とともに自治体間のばらつきは拡大

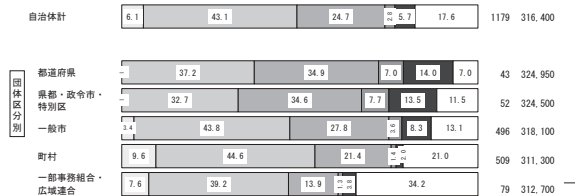
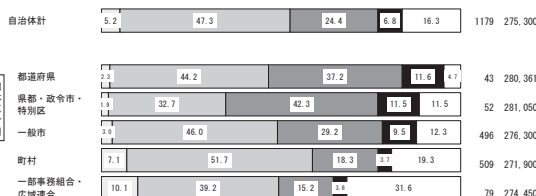
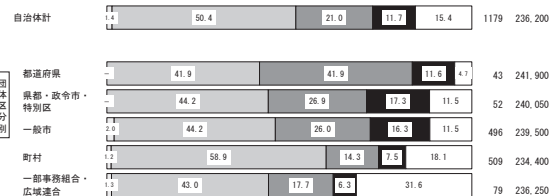
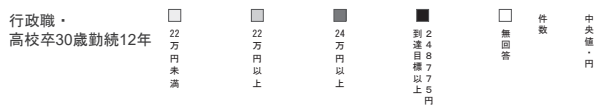
行政職・高校卒標準労働者（一般市）



	高卒 18歳初任	高卒 30歳12年	高卒 35歳17年	高卒 40歳22年	高卒 45歳27年	高卒 50歳32年
● 第9十分位数	156,060	250,800	294,300	343,000	372,100	391,550
◇ 第3四分位数	154,900	247,000	286,150	332,900	366,450	385,100
◆ 中央値・歳	150,600	239,500	276,300	318,100	359,400	375,900
◇ 第1四分位数	150,600	229,500	268,400	308,100	352,600	369,000
● 第1十分位数	150,600	228,100	266,500	300,600	331,980	346,250

12

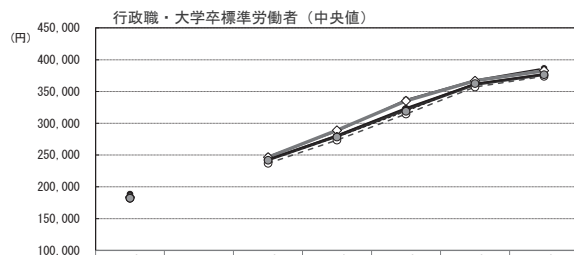
- 行政職（高校卒）で
自治労が示す到達目標に到達は
高校卒30歳（248,775円）＝11.7%
高校卒35歳（293,807円）＝6.8%
高校卒40歳（343,042円）＝5.7%
⇒町村、一部事務組合・広域連合で特に少ない



13

第2章 行政職給料表について 9. 大学卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

- 大学卒標準労働者の給料月額の中央値は
 - 30歳 242,400円（高校卒+6,200円）
 - 35歳 279,500円（同 +4,200円）
 - 40歳 321,700円（同 +5,300円）
 - 45歳 361,200円（同 +3,100円）
 - 50歳 376,500円（同 +1,100円）
- 2020年とほぼ同じ
- 40歳まで高校卒を4,200～6,200円上回る
- 団体区分間で1～2万円の差
例：40歳
都道府県 337,138円
町村 314,500円
→22,638円の差



	大卒 22歳初任	大卒 30歳8年	大卒 35歳13年	大卒 40歳18年	大卒 45歳23年	大卒 50歳28年
自治体計	182,200	242,400	279,500	321,700	361,200	376,500
都道府県	188,700	247,700	287,400	337,138	367,950	386,500
県都・政令市・特別区	183,700	246,550	289,000	335,234	366,900	382,750
一般市	182,200	243,500	281,200	324,300	362,100	377,300
町村	182,200	236,900	273,600	314,500	357,200	373,800
一部事務組合・広域連合	182,200	241,900	278,200	318,800	362,400	376,550
自治体計2020年	182,200	241,900	279,500	320,500	360,100	376,800

14

行政職（大学卒）について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続8年

第1十分位234,300円

第9十分位254,000円→19,700円の開き

35歳勤続13年

第1十分位268,400円

第9十分位296,400円→28,000円の開き

40歳勤続18年

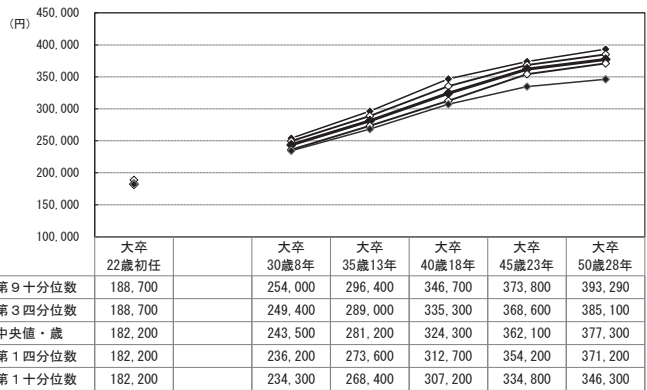
第1十分位307,200円

第9十分位346,700円→39,500円の開き

⇒高校卒と同様に

年齢とともに自治体間のばらつきは拡大

行政職・大学卒標準労働者（一般市）



行政職（大学卒）で

自治労が示す到達目標に到達は

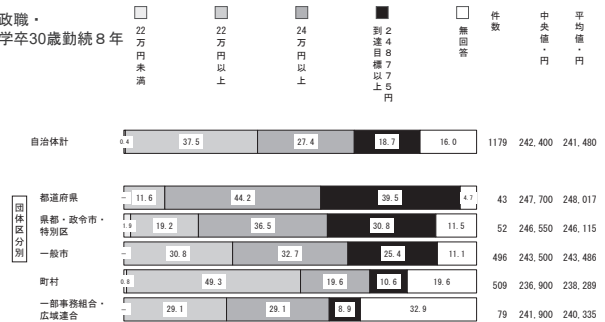
大学卒30歳（248,775円）＝18.7%

大学卒35歳（293,807円）＝12.2%

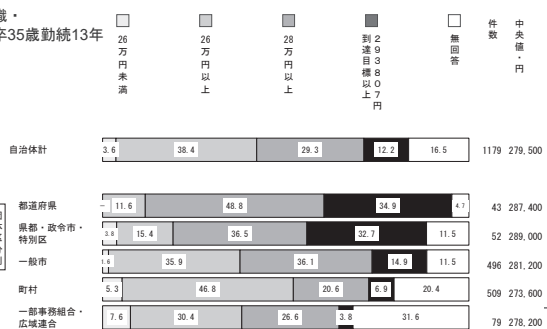
大学卒40歳（343,042円）＝9.3%

⇒町村、一部事務組合・広域連合で少ない

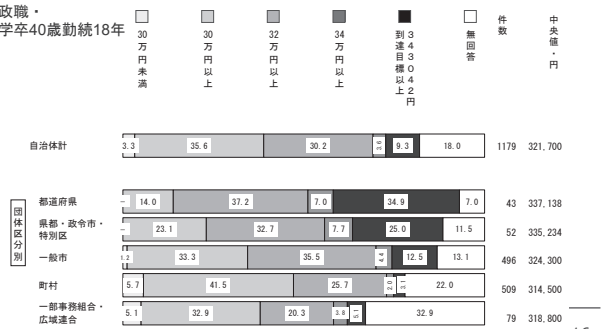
行政職・
大学卒30歳勤続8年



行政職・
大学卒35歳勤続13年



行政職・
大学卒40歳勤続18年



第3章 現業職給料表について

2. 使用している給料表 3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

- 使用給料表は、
「国公行（一）と同じ（号給延長、準用を含む）」29.4%、「国公行（二）と同じ（同）」39.0%、「独自」29.5%
- 給料表の級制の中央値は5級制
- どの範囲にあるか十分位でみると
(第1十分位～第9十分位)
都道府県 3～5級制
県都・政令市・特別区 3～6級制
一般市 3～7級制
町村 2～6級制
一部事務組合・広域連合 3～7級制
- 最高給料月額の中央値は366,400円
国公行（一）5級相当（393,000円）以上
→27.6%（都道府県は5.7%）
国公行（一）4級相当（381,000円）未満
→54.9%（都道府県は77.1%）

現業職・給料表の級制と最高級の最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・20年	(43810百円未満計)	(53930百円以上計)
給料表の級制	821	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	5.0		
団体区分別									
都道府県	35	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
県都・政令市・特別区	50	3.0	4.0	5.0	5.0	6.4	5.0		
一般市	433	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	5.0		
町村	271	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	5.0		
一部事務組合・広域連合	32	2.8	4.0	5.0	5.0	7.0	5.0		
最高級の最高給料月額	821	320,700	358,400	366,400	393,800	444,900	364,800	54.9	27.6
団体区分別									
都道府県	35	323,900	358,400	362,200	374,718	389,240	363,550	77.1	5.7
県都・政令市・特別区	50	358,280	360,400	372,200	393,000	450,640	378,700	54.0	26.0
一般市	433	350,000	358,400	378,600	400,900	454,400	372,700	49.4	32.8
町村	271	320,700	350,000	358,400	389,375	410,200	358,400	62.0	22.9
一部事務組合・広域連合	32	353,630	358,400	373,000	397,300	444,900	368,300	46.9	25.0

17

第3章 現業職給料表について 4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

- 到達できる最高級の中央値は4級
- 到達できる最高給料月額の中央値は362,900円
国公行（一）4級相当（381,000円）以上
→37.8%（都道府県は17.1%）

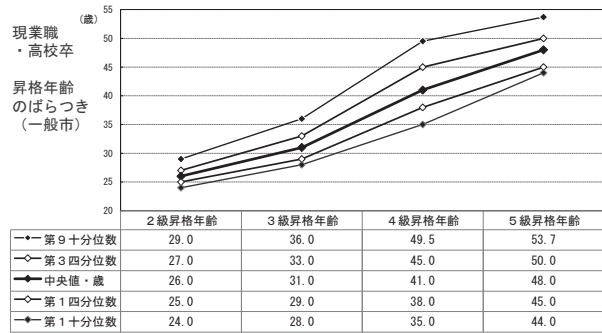
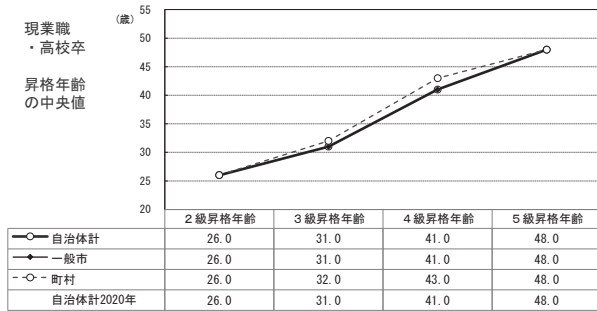
現業職・組合員として到達できる最高級と最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	中央値・20年	(43810百円以上計)
組合員として到達できる級	821	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
団体区分別								
都道府県	35	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
県都・政令市・特別区	50	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
一般市	433	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	
町村	271	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
一部事務組合・広域連合	32	2.6	3.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
到達できる最高給料月額	821	320,700	355,825	362,900	384,300	393,000	362,200	37.8
団体区分別								
都道府県	35	320,700	354,950	361,600	371,800	382,960	361,900	17.1
県都・政令市・特別区	50	358,280	360,400	371,700	391,500	399,920	375,750	44.0
一般市	433	320,700	358,400	369,450	389,000	395,000	369,300	43.6
町村	271	315,250	323,060	358,400	381,000	389,030	358,400	30.6
一部事務組合・広域連合	32	332,400	358,400	369,050	382,575	391,800	360,200	31.3

18

第3章 現業職給料表について 5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

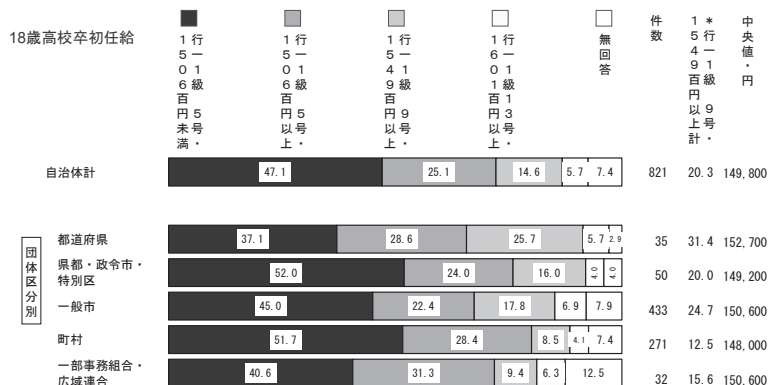
- 昇格年齢の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級41歳 =2020年と同じ
⇒団体区分による差は小さい
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数 =第1十分位：35歳 第9十分位：49.5歳
⇒35～50歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒4級でのばらつき大（5級は回答数が34と少ないことに留意）



（給料表が「国公行（一）」と（級数以外は）同じ、「国公行（一）」の号級延長」の自治体における結果。回答自治体数が10を下回る箇所は掲載していない

第3章 現業職給料表について 6. 18歳高校卒初任給

- 18歳高校卒初任給は149,800円（中央値）、2020年（149,500円）とほぼ同じ
- 国公行（一）の高卒初任給1級5号を4号以上上回るのは20.3%
→町村（12.5%）、一部事務組合・広域連合（15.6%）は1割台



第3章 現業職給料表について 7. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

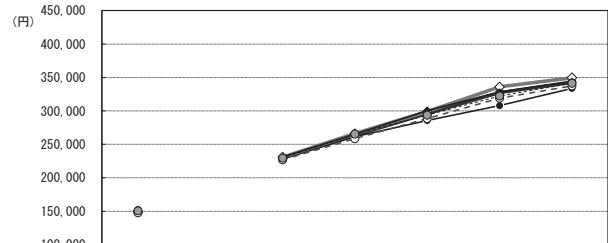
- 高校卒標準労働者の給料月額の中央値は

30歳 229,500円
 35歳 263,450円
 40歳 295,800円
 45歳 327,200円
 50歳 342,500円

- 2020年とほぼ同じ
- 40歳以降では団体区分間で1～3万円の差
 例：40歳

一般市 300,300円
 都道府県 285,600円
 →14,700円の差

現業職・高校卒標準労働者（中央値）



	高卒 18歳初任	高卒 30歳12年	高卒 35歳17年	高卒 40歳22年	高卒 45歳27年	高卒 50歳32年
○ 自治体計	149,800	229,500	263,450	295,800	327,200	342,500
● 都道府県	152,700	228,400	261,600	285,600	308,100	333,600
◇ 政令・県都市・特別区	149,200	230,800	266,150	298,900	336,000	349,600
◆ 一般市	150,600	231,200	265,250	300,300	328,600	344,400
○ 町村	148,000	226,900	258,600	288,600	319,000	337,300
○ 一部事務組合・広域連合	150,600	229,500	265,550	293,850	322,400	341,500
○ 自治体計2020年	149,500	229,500	262,800	295,800	327,200	342,600

21

- 現業職について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続12年

第1十分位213,960円
 第9十分位250,800円→36,840円の開き

35歳勤続17年

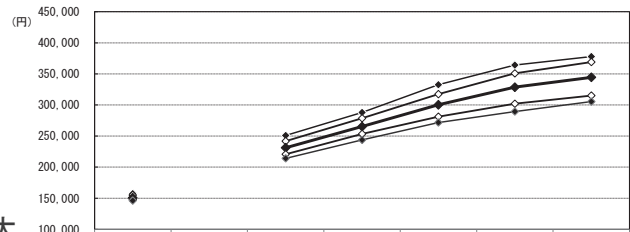
第1十分位243,900円
 第9十分位288,150円→44,250円の開き

40歳勤続22年

第1十分位271,800円
 第9十分位332,520円→60,720円の開き

⇒35歳から40歳にかけて自治体間のばらつきが拡大

現業職・高校卒標準労働者（一般市）



	高卒 18歳初任	高卒 30歳12年	高卒 35歳17年	高卒 40歳22年	高卒 45歳27年	高卒 50歳32年
◆ 第9十分位数	157,400	250,800	288,150	332,520	364,200	377,900
◇ 第3四分位数	154,900	241,900	278,725	317,500	350,875	369,000
◆ 中央値・歳	150,600	231,200	265,250	300,300	328,600	344,400
◇ 第1四分位数	147,900	220,700	253,400	281,300	301,950	315,100
◆ 第1十分位数	146,100	213,960	243,900	271,800	289,500	305,404

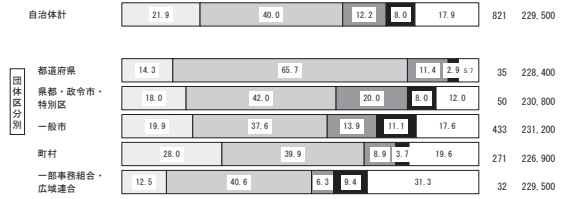
22

- 現業職で自治労が示す到達目標に到達は
 高校卒30歳248,775円＝8.0%
 高校卒35歳293,807円＝3.8%
 高校卒40歳343,042円＝1.7%
 ⇒団体区分別にみても1割、もしくは1割未満

現業職・高校卒30歳動続12年

□ 22万円未満
 □ 22万円以上
 □ 24万円以上
 □ 到達目標7以上
 □ 到達目標7以上
 □ 無回答

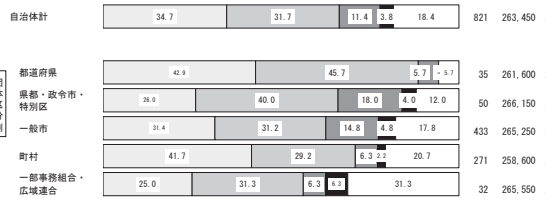
件数 中央値・円



現業職・高校卒35歳動続17年

□ 26万円未満
 □ 26万円以上
 □ 28万円以上
 □ 到達目標8以上
 □ 到達目標8以上
 □ 無回答

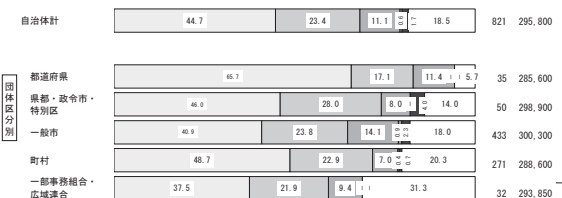
件数 中央値・円



現業職・高校卒40歳動続22年

□ 30万円未満
 □ 30万円以上
 □ 32万円以上
 □ 34万円以上
 □ 到達目標10以上
 □ 到達目標10以上
 □ 無回答

件数 中央値・円



23

第4章 保育職給料表について

2. 使用している給料表 3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

- 使用給料表は、「行政職給料表を適用」が87.7%
- 給料表の級制の中央値は7級制
- どの範囲にあるか十分位でみると
 (第1十分位～第9十分位)
 県都・政令市・特別区 6～9級制
 一般市 5～8級制
 町村 5～7級制
- 最高給料月額の中央値は444,900円
 国公行(一)8級相当(468,600円)以上
 →21.7%(町村は1.0%)
 国公行(一)7級相当(444,900円)未満
 →42.8%(町村は75.9%)

保育職・給料表の級制と最高級の最高給料月額

給料表の級制	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・20年	*(744相当未滿)計上	*(846相当以上)計上
都道府県	45	6.0	7.0	8.0	9.0	9.0	8.0		
県都・政令市・特別区	385	5.0	7.0	7.0	8.0	8.0	7.0		
一般市	315	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	6.0		
町村	315	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	6.0		
最高級の最高給料月額	747	408,200	410,200	444,900	453,975	469,790	444,900	42.8	21.7
都道府県	45	446,860	468,600	512,600	527,500	552,840	522,650	6.7	82.2
県都・政令市・特別区	385	410,200	444,900	444,900	468,600	474,550	444,900	20.0	31.7
一般市	315	393,000	410,200	410,200	419,000	444,900	410,200	75.9	1.0
町村	315	393,000	410,200	410,200	419,000	444,900	410,200	75.9	1.0

24

第4章 保育職給料表について 4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

- 到達できる最高級の中央値は4級
- 到達できる最高給料月額の
中央値は393,000円
国公行（一）6級相当（410,200円）以上
→8.6%（町村は3.2%）
国公行（一）5級相当（393,000円）以上
→50.5%（町村は37.5%）

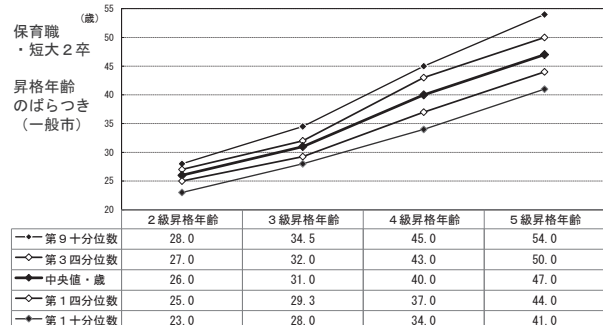
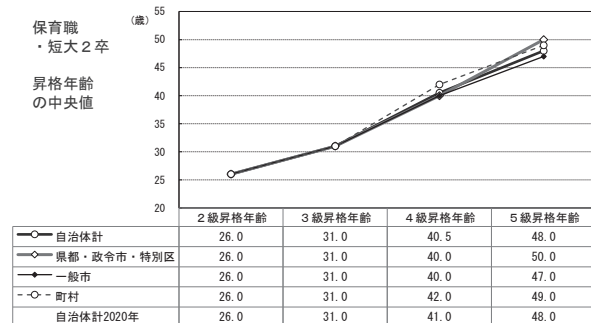
保育職・組合員として到達できる最高級と最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	中央値・20年	*393000円以上計上	*6410200円以上計上
組合員として到達できる級	747	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
団体区分別									
県都・政令市・特別区	45	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
一般市	385	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
町村	315	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
到達できる最高給料月額	747	381,000	381,000	393,000	393,975	407,300	393,000	50.5	8.6
団体区分別									
県都・政令市・特別区	45	392,180	393,000	400,000	412,550	426,300	394,000	82.2	33.3
一般市	385	381,000	381,250	393,000	395,000	410,200	393,000	57.4	10.1
町村	315	381,000	381,000	385,800	393,000	398,850	384,300	37.5	3.2

25

第4章 保育職給料表について 5. 短大2卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級40.5歳 = 2020年とほぼ同じ
⇒団体区分による差は小さい
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数 = 第1十分位：34歳 第9十分位：45歳
⇒34～45歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒4級からのばらつき大



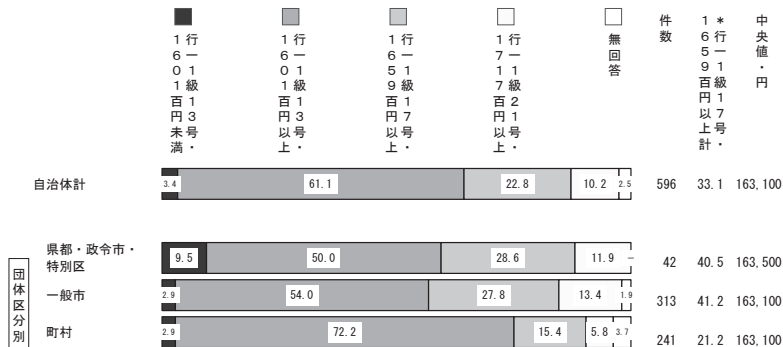
（給料表による限定をしない）

26

第4章 保育職給料表について 6. 20歳短大2卒初任給

- 20歳短大2卒初任給は163,100円（中央値）、2020年と同じ
- 国公行（一）の短大2卒初任給1級13号を4号以上上回るのは33.1%
→町村（21.2%）は2割

保育職・20歳短大2卒初任給

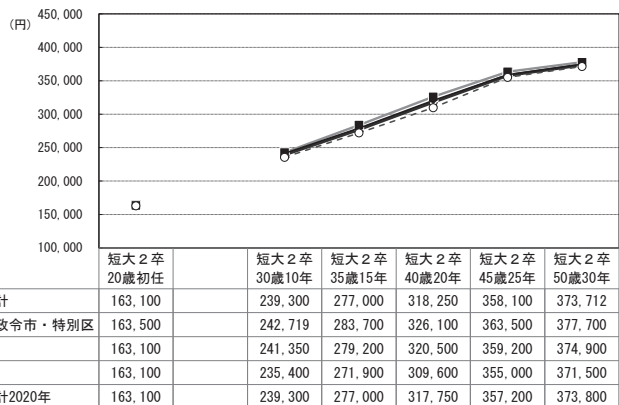


27

第4章 保育職給料表について 7. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

- 短大2卒標準労働者の給料月額の中央値は
 - 30歳 239,300円
 - 35歳 277,000円
 - 40歳 318,250円
 - 45歳 358,100円
 - 50歳 373,712円
- 2020年とほぼ同じ
- 35、40歳では団体区分間で1～2万円の差
例：40歳
 - 県都・政令市・特別区 326,100円
 - 町村 309,600円
 - 16,500円の差

保育職・短大2卒標準労働者（中央値）



28

・ 保育職について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続10年

第1十分位229,500円

第9十分位253,680円→24,180円の開き

35歳勤続15年

第1十分位268,280円

第9十分位295,560円→27,280円の開き

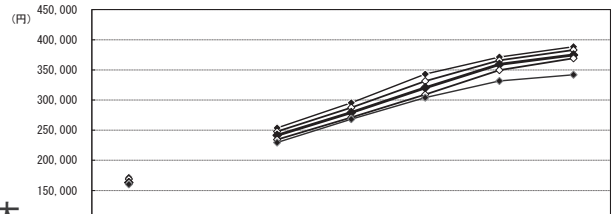
40歳勤続20年

第1十分位303,900円

第9十分位343,000円→39,100円の開き

⇒35歳から40歳にかけて自治体間のばらつきが拡大

保育職・短大2卒標準労働者（一般市）



	短大2卒 20歳初任	短大2卒 30歳10年	短大2卒 35歳15年	短大2卒 40歳20年	短大2卒 45歳25年	短大2卒 50歳30年
◆第9十分位数	171,700	253,680	295,560	343,000	371,500	388,600
◇第3四分位数	168,900	247,900	287,400	331,500	365,800	383,200
●中央値・歳	163,100	241,350	279,200	320,500	359,200	374,900
◇第1四分位数	163,100	234,400	271,250	309,200	349,600	369,300
◆第1十分位数	160,100	229,500	268,280	303,900	331,600	342,000

・ 保育職で自治労が示す到達目標に到達は

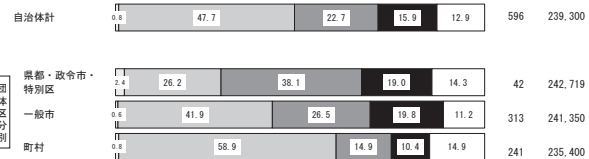
短大2卒30歳248,775円＝15.9%

短大2卒35歳293,807円＝8.9%

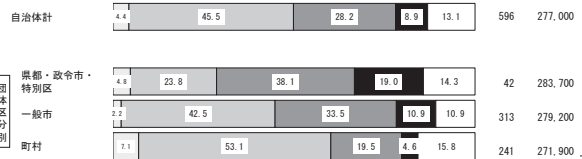
短大2卒40歳343,042円＝5.9%

⇒町村で特に少ない

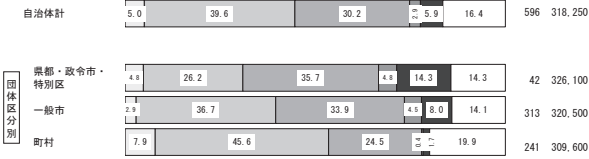
保育職・短大2卒30歳勤続10年



保育職・短大2卒35歳勤続15年



保育職・短大2卒40歳勤続20年



第5章 看護職給料表について

2. 使用している給料表 3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

- 使用給料表は、「国公医（三）（号給延長、準用含む）」が64.5%
- 給料表の級制の中央値は6級制
- どの範囲にあるか十分位でみると
（第1十分位～第9十分位）
 - 都道府県 6～7級制
 - 県都・政令市・特別区 6～9級制
 - 一般市 5～7級制
 - 町村 5～6級制
 - 一部事務組合・広域連合 5～7級制
- 最高給料月額の中央値は430,700円
 国公医（三）7級相当（460,600円）以上
 →20.9%（町村は2.4%）
 国公医（三）6級相当（430,700円）未満
 →35.8%（町村は71.7%）

看護職・給料表の級制と最高級の最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・20年	*（医360級7相当未満）計	*（医4360級7相当以上）計
給料表の級制	397	5.0	5.0	6.0	7.0	7.0	6.0		
団体区分別									
都道府県	38	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0		
県都・政令市・特別区	25	6.0	6.8	7.0	7.0	8.7	7.0		
一般市	186	5.0	5.0	6.0	7.0	7.0	6.0		
町村	127	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	5.0		
一部事務組合・広域連合	21	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	6.0		
最高級の最高給料月額	397	392,600	400,800	430,700	448,650	461,700	430,700	35.8	20.9
団体区分別									
都道府県	38	430,700	432,700	460,600	460,600	463,347	460,600	5.3	57.9
県都・政令市・特別区	25	430,700	460,200	461,700	489,450	527,160	462,716	8.0	64.0
一般市	186	392,600	430,500	430,700	447,050	460,600	430,700	23.7	20.4
町村	127	392,600	392,600	410,200	418,100	430,700	405,000	71.7	2.4
一部事務組合・広域連合	21	402,920	430,700	430,700	450,000	461,760	430,700	14.3	19.0

31

第5章 看護職給料表について 4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

- 到達できる最高級の中央値は4級
- 到達できる最高給料月額の中央値は383,950円
 国公医（三）6級相当（430,700円）以上
 →4.3%
 （一般市は1.1%、町村は0.8%）
 国公医（三）5級相当（392,600円）以上
 →38.5%
 （一般市は36.6%、町村は29.1%、
 一部事務組合・広域連合28.6%）

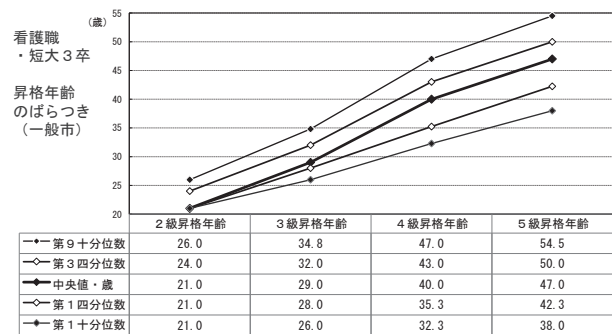
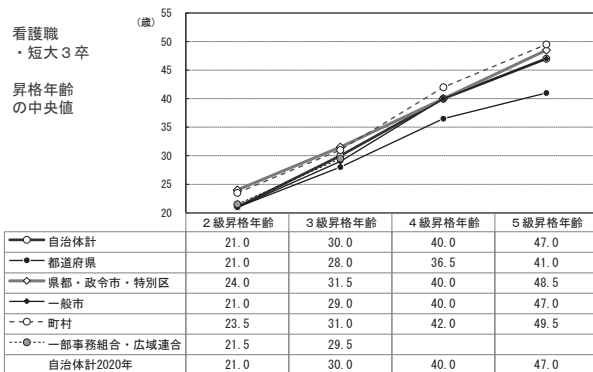
看護職・組合員として到達できる最高級と最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	中央値・20年	*（医3952級6相当以上）計	*（医4360級7相当以上）計
組合員として到達できる級	397	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
団体区分別									
都道府県	38	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	5.0		
県都・政令市・特別区	25	4.0	4.8	5.0	5.0	5.0	5.0		
一般市	186	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
町村	127	3.3	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
一部事務組合・広域連合	21	3.0	4.0	4.0	4.0	5.2	4.0		
到達できる最高給料月額	397	371,030	375,900	383,950	393,000	403,820	383,900	38.5	4.3
団体区分別									
都道府県	38	375,900	383,004	392,600	404,500	432,780	395,635	65.8	23.7
県都・政令市・特別区	25	381,080	392,500	395,269	410,000	429,380	397,200	68.0	12.0
一般市	186	369,800	375,900	383,400	392,600	399,400	382,400	36.6	1.1
町村	127	365,900	375,900	381,000	392,600	395,600	381,000	29.1	0.8
一部事務組合・広域連合	21	366,170	375,900	375,900	397,875	422,090	375,900	28.6	9.5

32

第5章 看護職給料表について 5. 短大3卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級21歳、3級30歳、4級40歳 =2020年と同じ
⇒ 4級以降は都道府県の昇格年齢が早め
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数 = 第1十分位：32.3歳 第9十分位：47歳
⇒ 32～47歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒ 2～4級にかけてばらつきが拡大



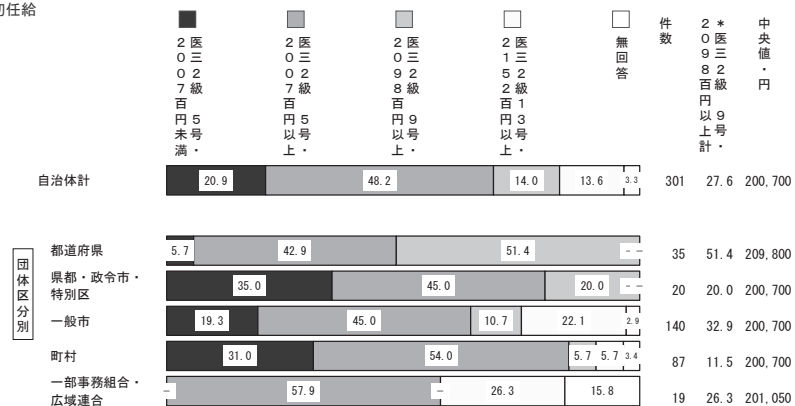
(給料表による限定をしていない。回答自治体数が10を下回る箇所は掲載していない)

33

第5章 看護職給料表について 6. 21歳短大3卒初任給

- 21歳短大3卒初任給は200,700円（中央値）、2020年と同じ
- 国公医（三）の短大3卒初任給2級5号を4号以上上回るのは27.6%
→ 町村（11.5%）は1割

看護職・21歳短大3卒初任給



34

第5章 看護職給料表について 7. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

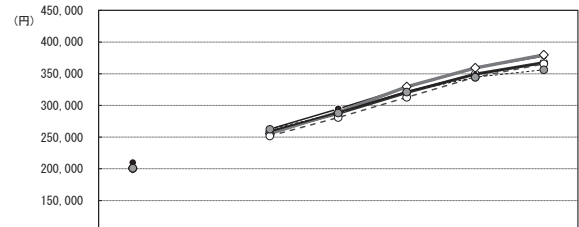
- 短大3卒標準労働者の給料月額の中央値は

30歳 258,600円
 35歳 287,500円
 40歳 320,500円
 45歳 349,550円
 50歳 367,400円

- 2020年とほぼ同じ
- 団体区分間で1～2万円の差
 例：40歳

県都・政令市・特別区 329,600円
 町村 312,900円
 →16,700円の差

看護職・短大3卒標準労働者（中央値）



	短大3卒 21歳初任	短大3卒 30歳9年	短大3卒 35歳14年	短大3卒 40歳19年	短大3卒 45歳24年	短大3卒 50歳29年
○自治体計	200,700	258,600	287,500	320,500	349,550	367,400
●都道府県	209,800	262,700	294,500	328,600	359,300	377,900
◇県都・政令市・特別区	200,700	255,500	289,200	329,600	359,300	379,900
▲一般市	200,700	258,600	289,000	321,900	349,000	366,950
-○- 町村	200,700	251,700	280,800	312,900	344,500	365,600
⋯○⋯ 一部事務組合・広域連合	201,050	262,250	288,050	321,150	344,650	356,350
自治体計2020年	200,700	258,600	287,750	320,500	349,000	367,000

35

- 看護職について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続9年

第1十分位247,500円

第9十分位271,200円→23,700円の開き

35歳勤続14年

第1十分位275,400円

第9十分位303,600円→28,200円の開き

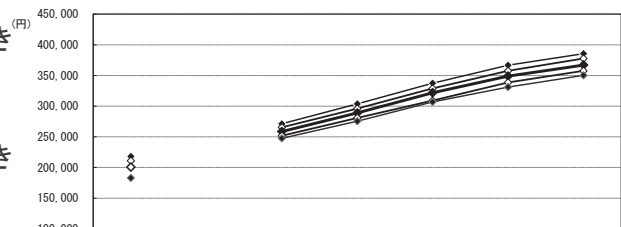
40歳勤続19年

第1十分位306,990円

第9十分位337,510円→30,520円の開き

⇒自治体間のばらつきは同程度で推移

看護職・短大3卒標準労働者（一般市）

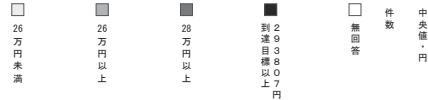


	短大3卒 21歳初任	短大3卒 30歳9年	短大3卒 35歳14年	短大3卒 40歳19年	短大3卒 45歳24年	短大3卒 50歳29年
← 第9十分位数	217,981	271,200	303,600	337,510	366,700	385,600
→ 第3四分位数	210,875	265,500	296,000	328,700	357,800	377,550
● 中央値・歳	200,700	258,600	289,000	321,900	349,000	366,950
← 第1四分位数	200,700	251,700	280,800	309,100	338,650	357,575
← 第1十分位数	182,900	247,500	275,400	306,990	331,100	350,230

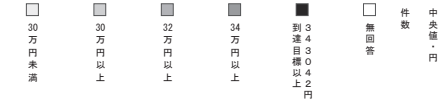
36

- 看護職で自治労が示す到達目標に到達は
 - 短大3卒30歳 (248,775円) = 73.8%
 - 短大3卒35歳 (293,807円) = 25.2%
 - 短大3卒40歳 (343,042円) = 6.0%
- ⇒35歳以降で到達が一部となっていく

看護職・短大3卒35歳動続14年



看護職・短大3卒40歳動続19年

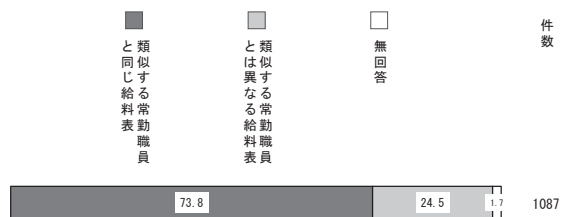


第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

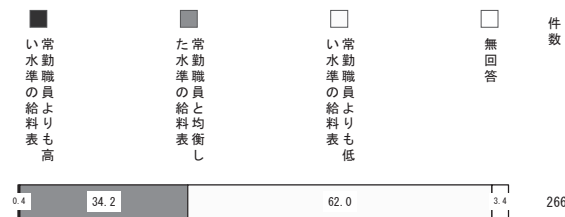
2. 適用されている給料表

- 適用されている給料表は、
 - 「類似する常勤職員と同じ給料表」73.8%
 - 「異なる給料表」24.5%
- (「異なる給料表」を適用している場合)
- 給料表の水準は
 - 「常勤職員よりも低い水準の給料表」62.0%

会計年度任用職員に適用されている給料表



常勤職員と比べた給料表の水準(「類似する常勤職員とは異なる給料表」の場合)



第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

3. 会計年度任用職員（パートタイム）など勤務時間が短い場合の報酬の水準設定

4. 会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態

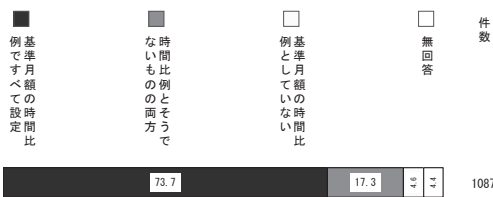
- 報酬の水準設定は、
「基準月額の時給割合ですべて設定」は73.7%
→時間比でないケースがあるところも2割

- 一般事務の賃金の支給形態

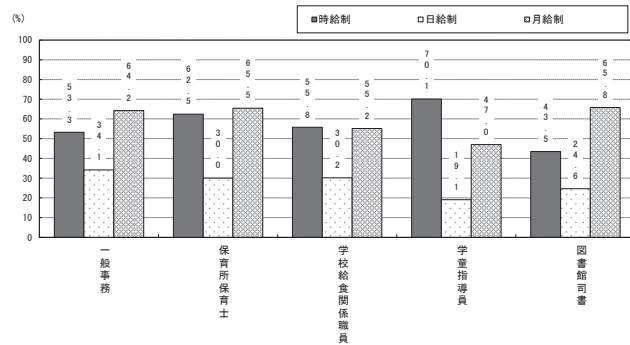
→「月給制」64.2%

「時給制」53.3%

会計年度任用職員（パートタイム）など勤務時間が短い場合の報酬の水準設定



会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態



39

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

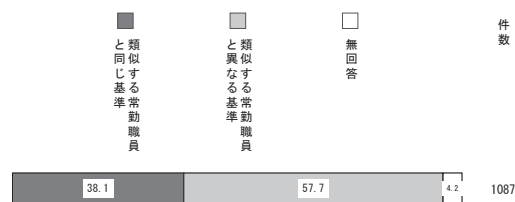
5. 初任給の適用基準

6. 初めて任用される場合の前歴換算

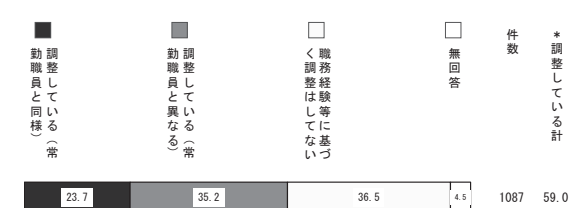
- 初任給の適用基準は、
「類似する常勤職員と異なる基準」が57.7%
→「同じ基準」は38.1%にとどまる

- 初めて任用される場合の前歴換算は、
「調整している（常勤職員と同様）」23.7%
「調整している（常勤職員と異なる）」35.2%
「調整はしていない」36.5%
→取扱いは割れている

会計年度任用職員の初任給の適用基準



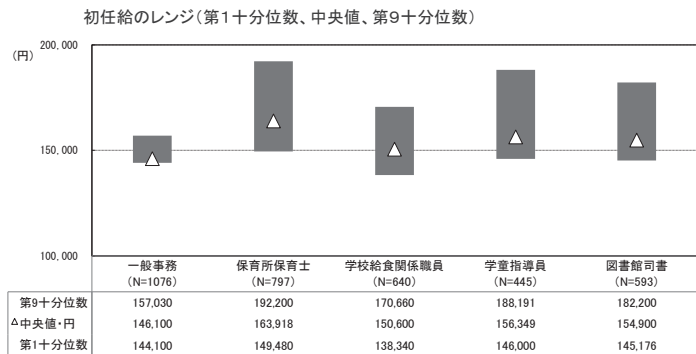
初めて任用される場合の給料格付けでの学歴・免許および職務経験等に基づく調整（前歴換算）



40

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度 7. 初任給の水準

- 一般事務の初任給は146,100円（中央値）
 - 国公行（一）1級1号146,100円が38.3%
 - 国公行（一）の高卒初任給（1級5号150,600円）と比べると61.3%が下回る
 - 本調査で調べている常勤職員の行政職・高校卒初任給（150,600円）と比べると4,500円下回る
- 保育所保育士（中央値：163,918円）
 - ⇨本調査における常勤職員の保育職短大2卒初任給163,100円
- 学校給食関係職員（同：150,600円）
 - ⇨本調査における常勤職員の現業職高校初任給149,800円
- ただし一般事務以外はばらつき大



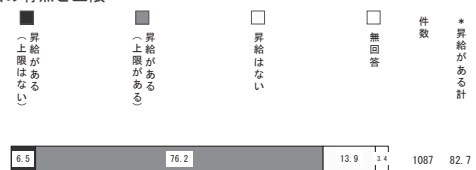
	一般事務	保育所保育士	学校給食関係職員	学童指導員	図書館司書
第9十分位数	12,930	42,720	32,320	42,191	37,024
－第1十分位数					

41

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度 8. 昇給の有無と上限 9. 昇給での上限金額（「昇給がある（上限がある）」の場合）

- 昇給の有無は、「昇給がある（上限がある）」が76.2%
 - （「昇給がある（上限がある）」の場合）
- 一般事務の上限金額は165,900円（中央値）（初任給＋19,800円）
- 上限金額はばらつきがかなり大きい

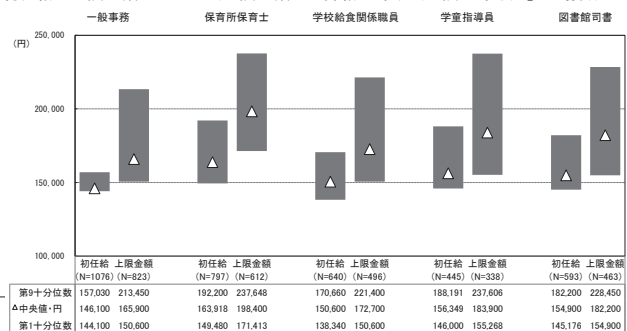
昇給の有無と上限



初任給と上限金額の差

	件数	上限金額－初任給		
		第1十分位数	中央値・円	第9十分位数
一般事務	823	6,500	19,800	56,420
保育所保育士	612	21,933	34,483	45,448
学校給食関係職員	496	12,260	22,100	50,740
学童指導員	338	9,268	27,552	49,416
図書館司書	463	9,724	27,300	46,250

初任給と上限金額のレンジ（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）



42

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

10. 再度任用される場合の昇給（「昇給がある」の場合）

- 再度任用される場合の昇給幅（昇給がある場合）は、

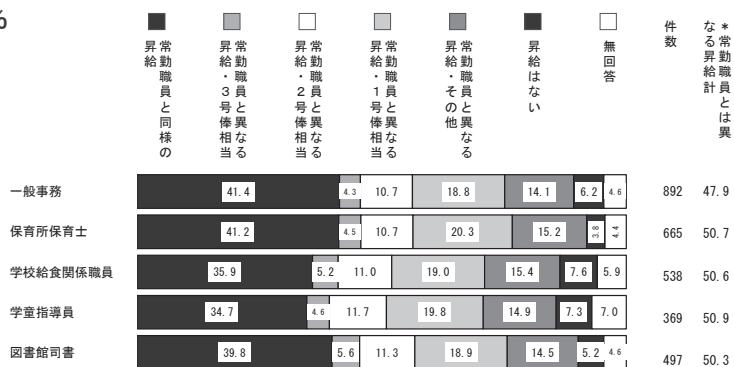
一般事務の場合

「常勤職員と同様の昇給」41.4%

<常勤職員と異なる昇給>47.9%

→常勤職員と同じ・異なるで二分

会計年度任用職員が再度任用される場合、常勤職員と同様の昇給（4号昇給）実施の有無
（「昇給がある（上限はない）」、「昇給がある（上限がある）」の場合）



43

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

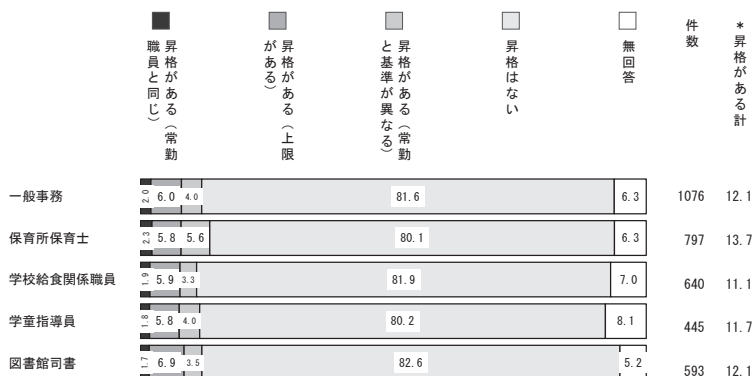
11. 昇格（級）機会の確保

- 昇格の有無は、一般事務の場合、

「昇格はない」が81.6%

<昇格がある>はわずか12.1%

等級別基準職務表や在級期間表に基づいた昇格（級）機会の確保

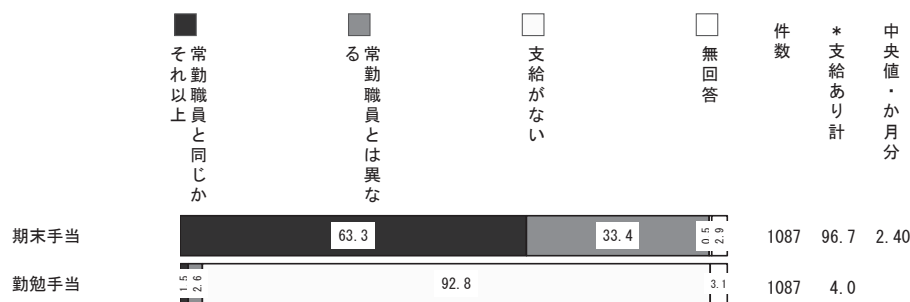


44

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

12. 期末手当、勤勉手当

- 期末手当は「支給あり」が96.7%、ただし内訳は割れている
 「期末手当あり（常勤職員と同じかそれ以上の支給月数）」が63.3%
 「期末手当あり（常勤職員とは異なる支給月数）」が33.4%
- 期末手当の支給月数の2.40か月（中央値）
- 勤勉手当は「支給がない」が92.8%



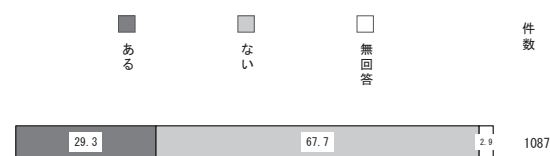
45

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

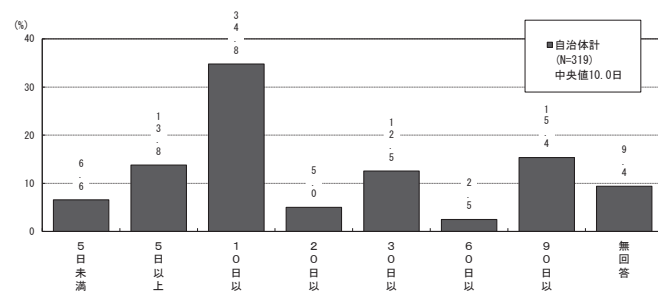
13. 有給の病気休暇制度

- 有給の病気休暇制度の有無は、
 「ある」が29.3%
 「ない」が67.7%
- 「ある」での上限日数は10.0日（中央値）

有給の病気休暇制度の有無



有給の病気休暇制度の上限日数（日）



46

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

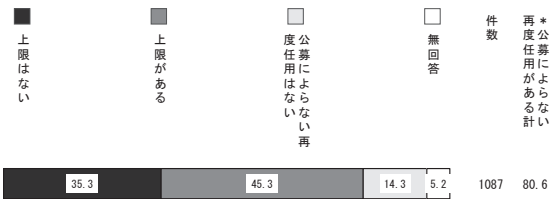
14. 公募によらない再度任用

- 公募によらない再度任用は、
「上限はない」が35.3%
「上限がある」が45.3%
「公募によらない再度任用はない」が14.3%
→対応が割れている

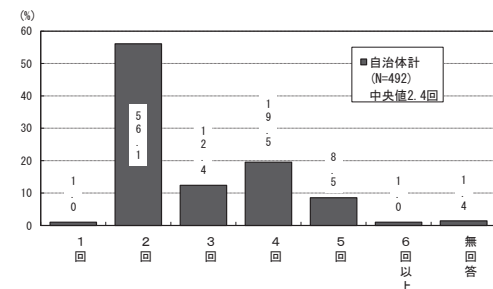
(「上限がある」場合)

- 上限の回数は「2回」(56.1%)が最多

公募によらない再度任用の上限回数の有無



公募によらない再度任用の上限回数
(公募によらない再度任用に「上限がある」の場合)

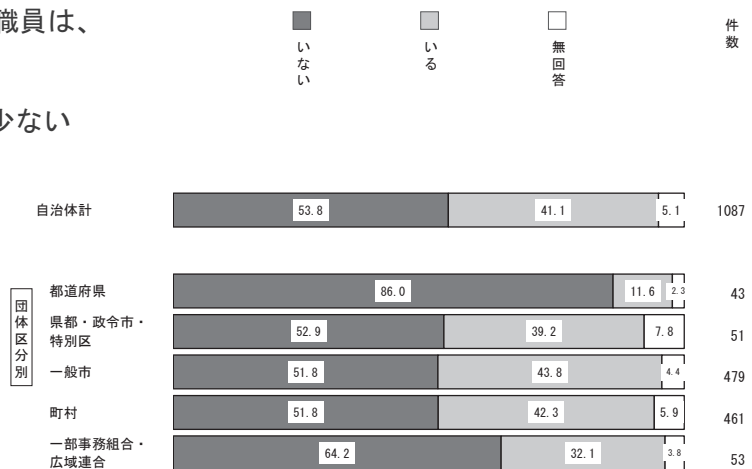


47

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

15. 常勤職員より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員の有無

- 1日15分だけ短い勤務時間設定の職員は、
「いる」が41.1%
- 都道府県は「いる」(11.6%)が少ない



48

総括報告

自治労加盟自治体単組 1,461 組織を対象に 2022 年 4 月 1 日を基準日として実施した。有効回答 1,224 票（都道府県・市区町村 1,132 票、一部事務組合・広域連合 92 票）、有効回答率 83.8%であった。

なお、2022 人勧で月例給の引き上げ改定が行われたが、本報告書における号給および給料月額は、引き上げ前の調査基準日 2022 年 4 月 1 日時点のもので記載している。

第 1 章 賃金等制度をめぐる動向

組合員層を対象とした基本給カットの有無については、「行われている」が 1.9%（23 組合）である。2020 年（「行われている」3.2%、37 組合）からさらに少なくなっている（第 1-1 図）。

基本給カット以外の賃金にマイナスの影響を及ぼす勧告以外の改悪は、「行われている」が 5.3%（65 組合）である。2020 年（5.5%、65 組合）とほぼ同じである（第 1-3 図）。

組合員を対象とした人事評価制度は 88.5%（1,083 組合）で実施されている（第 1-4 図）。このうち評価結果の活用（「活用されている」の比率）に関しては、上位昇給（46.5%）、勤勉手当（59.2%）とも 5～6 割である。2020 年と比べると「活用されている」はいずれも 5～6 ポイント増えている（第 1-5～6 図）。

第 2 章 行政職給料表について

使用給料表は、「国公行（一）と（級数以外は）同じ」が 59.7%で最も多い。2020 年（59.8%）とほぼ同じである（第 2-1 図）。

給料表の級制の中央値は 7 級制で 2020 年と同じである。団体区分別では、都道府県 9 級制、県都・政令市・特別区 8 級制、一般市 7 級制、町村 6 級制、一部事務組合・広域連合 7 級制である（第 2-2 表）。

自治体で適用されている最高給料月額の中央値は 444,900 円で 2020 年と同じである。団体区分別では、都道府県 530,137 円、県都・政令市・特別区 527,500 円、一般市 444,900 円、町村 410,200 円、一部事務組合・広域連合 444,900 円である（第 2-3 表）。

組合員として到達できる最高級の中央値は 5 級で 2020 年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区、一般市は 5 級、一部事務組合・広域連合は 4～5 級の間、町村は 4 級である（第 2-5 表）。

組合員として到達できる最高給料月額の中央値は 393,000 円で 2020 年と同じである。団体区分別では、都道府県 395,800 円、県都・政令市・特別区 401,800 円、一般市 393,000 円、町村 389,050 円、一部事務組合・広域連合 393,000 円である（第 2-6 表）。

高卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、2 級 26 歳、3 級 31 歳、4 級 40 歳で、いずれも 2020 年と同じである（第 2-9 表）。

大卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、2 級 26 歳、3 級 30 歳、4 級 40 歳で、いずれも 2020 年と同じである（第 2-11 表）。

初任給の中央値は、18 歳高卒 150,600 円、22 歳大卒 182,200 円で、いずれも 2020 年と同じである（第 2-12～13 表）。

高卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額中央値は、30歳 236,200円、35歳 275,300円、40歳 316,400円、45歳 358,100円、50歳 375,400円で、2020年とほぼ同じである（第2-17表）。

大卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額中央値は、30歳 242,400円、35歳 279,500円、40歳 321,700円、45歳 361,200円、50歳 376,500円で、2020年とほぼ同じである（第2-18表）。

自治労が示す到達目標（30歳 248,775円、35歳 293,807円、40歳 343,042円）に達しているのは高卒30歳 11.7%、35歳 6.8%、40歳 5.7%、大卒30歳 18.7%、35歳 12.2%、40歳 9.3%で、いずれも2020年とほぼ同じである（第2-36~41図、第2-50~55図）。

第3章 現業職給料表について

使用給料表は、「国公行（一）と同じ（号給延長、準用を含む）」が29.4%、「国公行（二）と同じ（同）」が39.0%、「独自」が29.5%である。給料表が分かれていることは2020年と同じである（第3-1図）。

給料表の級制の中央値は5級制で2020年と同じである。団体区別にみると都道府県、県都・政令市・特別区、一般市、一部事務組合・広域連合は5級制、町村は4級制である（第3-3表）。

自治体で適用されている最高給料月額中央値は366,400円で2020年（364,800円）とほぼ同じである。団体区別では、都道府県 362,200円、県都・政令市・特別区 372,200円、一般市 378,600円、町村 358,400円、一部事務組合・広域連合 373,000円である（第3-4表）。

組合員として到達できる最高級の中央値は4級で2020年と同じである。団体区別にみると都道府県、県都・政令市・特別区は5級、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は4級である（第3-6表）。

組合員として到達できる最高給料月額中央値は362,900円で2020年（362,200円）とほぼ同じである。団体区別では、都道府県 361,600円、県都・政令市・特別区 371,700円、一般市 369,450円、町村 358,400円、一部事務組合・広域連合 369,050円である（第3-7表）。

高卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、2級 26歳、3級 31歳、4級 41歳で、いずれも2020年と同じである（第3-10表）。

18歳高卒初任給の中央値は149,800円で、2020年（149,500円）とほぼ同じである（第3-16表）。

高卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額中央値は、30歳 229,500円、35歳 263,450円、40歳 295,800円、45歳 327,200円、50歳 342,500円で、2020年とほぼ同じである（第3-18表）。

自治労が示す到達目標に達しているのは高卒30歳 8.0%、35歳 3.8%、40歳 1.7%で、いずれも2020年とほぼ同じである（第3-13~18図）。

第4章 保育職給料表について

使用給料表は、「行政職給料表」（87.7%）が最も多く、2020年（92.0%）とほぼ同じである（第4-1図）。

給料表の級制の中央値は7級制で2020年と同じである。団体区別にみると県都・政令市・特別区は8級制、一般市は7級制、町村は6級制である（第4-3表）。

自治体で適用されている最高給料月額中央値は444,900円で、2020年と同じである。団体区別では、県都・政令市・特別区 512,600円、一般市 444,900円、町村 410,200円である（第4-4表）。

組合員として到達できる最高級の中央値は4級で2020年と同じである。団体区別にみると県都・政令市・特別区、一般市は5級、町村は4級である（第4-6表）。

組合員として到達できる最高給料月額中央値は393,000円で2020年と同じである。団体区別では、県都・政令市・特別区 400,000円、一般市 393,000円、町村 385,800円である（第4-7表）。

短大2卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表による限定なし）の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級40.5歳で、いずれも2020年とほぼ同じである（第4-10表）。

20歳短大2卒初任給の中央値は163,100円で2020年と同じである（第4-16表）。

短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額中央値は、30歳239,300円、35歳277,000円、40歳318,250円、45歳358,100円、50歳373,712円で、2020年とほぼ同じである（第4-18表）。

自治労が示す到達目標に達しているのは短大2卒30歳15.9%、35歳8.9%、40歳5.9%である。いずれも2020年とほぼ同じである（第4-11~16図）。

第5章 看護職給料表について

使用給料表は、「国公行（三）と同じ（号給延長、準用を含む）」が64.5%で最も多い。2020年とほぼ同じである（第5-2図）。

給料表の級制の中央値は6級制で2020年と同じである。団体区分別では都道府県、県都・政令市・特別区は7級制、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は6級制である（第5-3表）。

自治体で適用されている最高給料月額中央値は430,700円で2020年と同じである。団体区分別では、都道府県460,600円、県都・政令市・特別区461,700円、一般市430,700円、町村410,200円、一部事務組合・広域連合430,700円である（第5-4表）。

組合員として到達できる最高級の中央値は4級で2020年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区は5級、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は4級である（第5-6表）。

組合員として到達できる最高給料月額中央値は383,950円で2020年（383,900円）とほぼ同じである。団体区分別では、都道府県392,600円、県都・政令市・特別区395,269円、一般市383,400円、町村381,000円、一部事務組合・広域連合375,900円である（第5-7表）。

短大3卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表による限定なし）の中央値は、2級21歳、3級30歳、4級40歳で、いずれも2020年と同じである（第5-10表）。

21歳短大3卒初任給の中央値は200,700円で2020年と同じである（第5-16表）。

短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額中央値は、30歳258,600円、35歳287,500円、40歳320,500円、45歳349,550円、50歳367,400円で、2020年とほぼ同じである（第5-18表）。

自治労が示す到達目標に達しているのは短大3卒30歳73.8%、35歳25.2%、40歳6.0%である。30歳は2020年（66.7%）を上回る。35歳、40歳は2020年とほぼ同じである（第5-14~19図）。

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

適用されている給料表は、「類似する常勤職員と同じ給料表」が73.8%、「異なる給料表」が24.5%である（第6-2図）。「異なる給料表」を適用している場合、その給料表の水準は「常勤職員よりも低い水準の給料表」が62.0%を占める（第6-3図）。

会計年度任用職員（パートタイムなど）の勤務時間が短い場合の報酬の水準設定は、「基準月額の時間比例ですべて設定」は73.7%である。「時間比例とそうでないものの両方」（17.3%）や「時間比例としていない」（4.6%）といった時間比例でないケースがあるところが2割みられる（第6-4図）。

会計年度任用職員（パートタイムなど）の賃金の支給形態（複数選択）は一般事務の場合、「月給制」が64.2%、「時給制」が53.3%、「日給制」が34.1%である（第6-5図）。

初任給の適用基準としては「類似する常勤職員と異なる基準」が57.7%で、「同じ基準」は38.1%にとどまる（第6-6図）。また、初めて任用される場合の学歴・免許および職務経験等に基づく調整（前

歴換算)の有無は、「調整している(常勤職員と同様)」が23.7%、「調整している(常勤職員と異なる)」が35.2%、「調整はしていない」が36.5%となっており、取扱いは割れている(第6-7図)。

初任給の水準は、一般事務146,100円、保育所保育士163,918円、学校給食関係職員150,600円、学童指導員156,349円、図書館司書154,900円である(中央値)。保育所保育士、学校給食関係職員、学童指導員、図書館司書は一般事務に比べてばらつきが大きい。このような一般事務の初任給は常勤職員の行政職高卒初任給(150,600円)を4,500円下回る。また、国公行(一)の初任給と比較すると、高卒初任給(1級5号150,600円)を下回るところが61.3%で、さらに区分けすると1級1号(146,100円)としているところが38.3%である(第6-5・6表)。

昇給の有無は、「昇給がある(上限はない)」は6.5%とわずかで、「昇給がある(上限がある)」が76.2%である。「昇給はない」も13.9%みられる(第6-14図)。なお、「昇給がある(上限がある)」での上限金額は、一般事務165,900円(初任給+19,800円)、保育所保育士198,400円(同34,483円)、学校給食関係職員172,700円(同22,100円)、学童指導員183,900円(同27,552円)、図書館司書182,200円(同27,300円)である。なお、いずれも初任給と比べてばらつきが大きい(第6-18・19表、15図)。

再度任用される場合の昇給幅(昇給がある場合)は、一般事務をみると、「常勤職員と同様の昇給」は41.4%、<常勤職員と異なる昇給>が47.9%である。<異なる>の内訳は、「1号俸相当」(18.8%)、「その他」(14.1%)、「2号俸相当」(10.7%)、「3号俸相当」(4.3%)の順である(第6-21図、30表)。

昇格の有無(等級別基準職務表や在級期間表に基づいた昇格(級))は、一般事務をみると、「昇格はない」が81.6%で、<昇格がある>は12.1%と少ない。しかも、<昇格がある>のうち「昇格がある(常勤職員と同じ)」は2.0%とかなり少ない(第6-22図)。

期末手当の有無は、「期末手当あり(常勤職員と同じかそれ以上の支給月数)」が63.3%、「期末手当あり(常勤職員とは異なる支給月数)」が33.4%である。「支給がない」(0.5%)はほとんどない。支給月数の中央値は2.40か月である(第6-23図、第6-32表)。勤勉手当の有無は「支給がない」が92.8%である(第6-23図)。

有給の病気休暇制度の有無は、「ある」が29.3%、「ない」が67.7%である。「ある」場合の上限日数は10.0日(中央値)である(第6-24・25図、第6-33表)。

公募によらない再度任用は、「上限はない」が35.3%、「上限がある」が45.3%である。「公募によらない再度任用はない」も14.3%となっている。「上限がある」場合の回数は「2回」(56.1%)が最も多い(第6-26図、第6-34表)。

常勤職員の勤務時間(1日7時間45分)より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員の有無は「いる」が41.1%である(第6-27図)。

序章 調査実施の概要

(1) 目的

2022 確定闘争をはじめとする今後の賃金闘争の基礎資料とするために実施した。

今回調査では従来から設問してきた常勤職員の4職種（行政職、現業職、保育職、看護職）に加え、会計年度任用職員の5職種（一般事務、保育所保育士、学校給食関係職員、学童指導員、図書館司書）の賃金等制度についても調査している。

(2) 調査対象

自治労加盟自治体単組（都道府県、県都・政令市・特別区、一般市、町村、一部事務組合・広域連合）

※ひとつの自治体に複数の自治労単組がある場合、各職種について事前に回答単組を1つに定めて調査への回答を依頼した。なお、看護職について病院・診療所に勤務する看護師について回答を求めている。

(3) 調査基準日

2022年4月1日

(4) 調査期間

2022年4月～7月

(5) 調査票の回収状況

調査対象 1,461 に対し、有効回答数 1,224 票（内訳 都道府県・市区町村 1,132 票、一部事務組合・広域連合 92 票）の回収があった。有効回答率は 83.8%となる（第1表）。

第1表 配布と回収の状況

	対象数	有効回答数	有効回答率	有効回答数 (2020年)
			(%)	
自治体計	1,461	1,224	83.8%	1,180
都道府県	44	44	100.0%	45
県都・政令市・特別区	63	53	84.1%	50
一般市	578	508	87.9%	488
町村	635	527	83.0%	519
一部事務組合・広域連合	141	92	65.2%	78

(6) 職種別の有効回答数

①常勤職員に関する項目

職種別の回答数は以下のようになっている。

行政職 1,179 票
 現業職 821 票
 保育職 747 票
 看護職 397 票

本調査では、はじめに職種ごとに組合員の有無をたずねている。組合員が「いない」、もしくは有無に無回答の調査票のなかにも職種別の賃金に回答のあるものがあつた（行政職3票、現業職5票、保育職6票、看護職6票）。組合員がいない場合にも、未組織の職員がいることも想定される。本報告書ではこれらの調査票も含み集計をしている（第2表）。

第2表 組合員の有無と回答件数
 （網掛が各職種における集計対象件数・組合数）

	回答数	行政職		現業職		保育職		看護職	
		行政職の回答あり	行政職の回答なし	現業職の回答あり	現業職の回答なし	保育職の回答あり	保育職の回答なし	看護職の回答あり	看護職の回答なし
2022年	1224	1179	45	821	403	747	477	397	827
組合員有無	組合員がいる	---	28	816	25	741	46	391	17
	組合員はいない	---	17	5	378	6	395	6	809
	無回答	---	---	---	---	0	36	0	1
2020年	1180	1173	7	859	321	723	457	408	772
2018年	1113	1106	7	866	247	609	504	357	756
2016年	1136	1123	13	897	239	—	—	—	—
2014年	1202	1184	18	954	248	—	—	—	—
2012年	1126	1076	50	914	212	—	—	445	681
2010年	1148	1148	0	972	176	—	—	468	680

②会計年度任用職員に関する項目

会計年度任用職員についてははじめに調査で取り上げた5職種、それぞれについて該当する職員の有無をたずね、有無には1,117票に回答があつた。このうち、該当職員が「いる」と回答があつたのは一般事務1,076、保育所保育士797、学校給食関係職員640、学童指導員445、図書館司書593である。会計年度任用職員に関する設問項目については、これら5職種のいずれかに「いる」という回答のあつた1,087票を集計の対象としている。

第3表 会計年度任用職員の設問への回答件数

	回答数	有会無計に年度回答あり職員の	有会無計に年度回答なし職員の	か右の記5職種のいずれ	会計年度任用職員がいる				
					一般事務	保育所保育士	学校給食関係職員	学童指導員	図書館司書
自治体計	1224	1117	107	1087	1076	797	640	445	593
都道府県	44	43	1	43	43	2	0	0	11
県都・政令市・特別区	53	53	0	51	50	49	43	20	38
一般市	508	480	28	479	475	414	332	217	311
町村	527	463	64	461	456	330	264	208	233
一部事務組合・広域連合	92	78	14	53	52	2	1	0	0

(7) 団体区分の構成

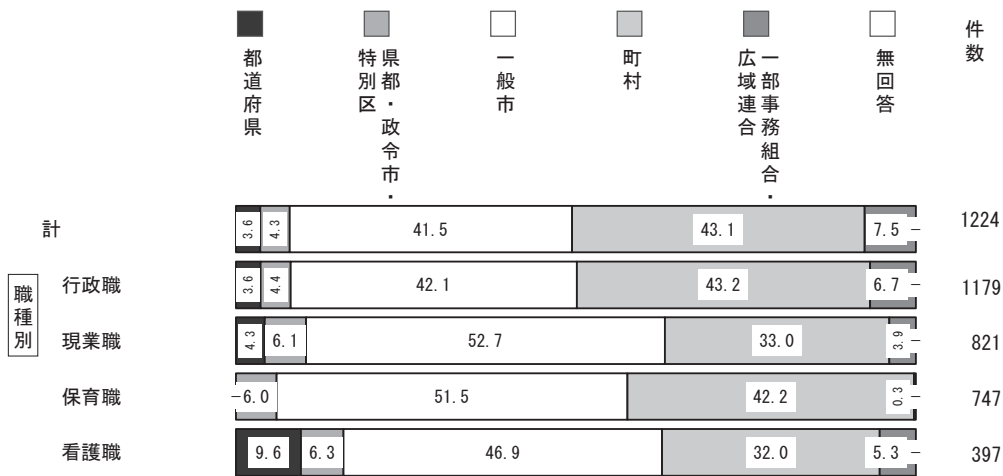
①常勤職員における構成

団体区分の構成は「都道府県」が 3.6%、「県都・政令市・特別区」が 4.3%、「一般市」が 41.5%、「町村」が 43.1%、「一部事務組合・広域連合」が 7.5%である（第 1 図）。

なお、2021 年に組合員を対象に実施している賃金実態調査（一般行政職）では、都道府県が 24.4%、政令市・特別区が 13.5%、一般市（政令市以外の県都を含む）が 49.4%、町村が 12.8%という構成となっている。賃金実態調査では団体区分や組合の組合員数に応じて集計対象を抽出しているのに対し、本調査の集計では組合員数を考慮していない。そのため、自治体計の数値は賃金実態調査に比べ、都道府県のウェイトが低く、町村のウェイトが高いものとなる。

また、保育職に関しては、都道府県以外の団体区分を対象に調査している。

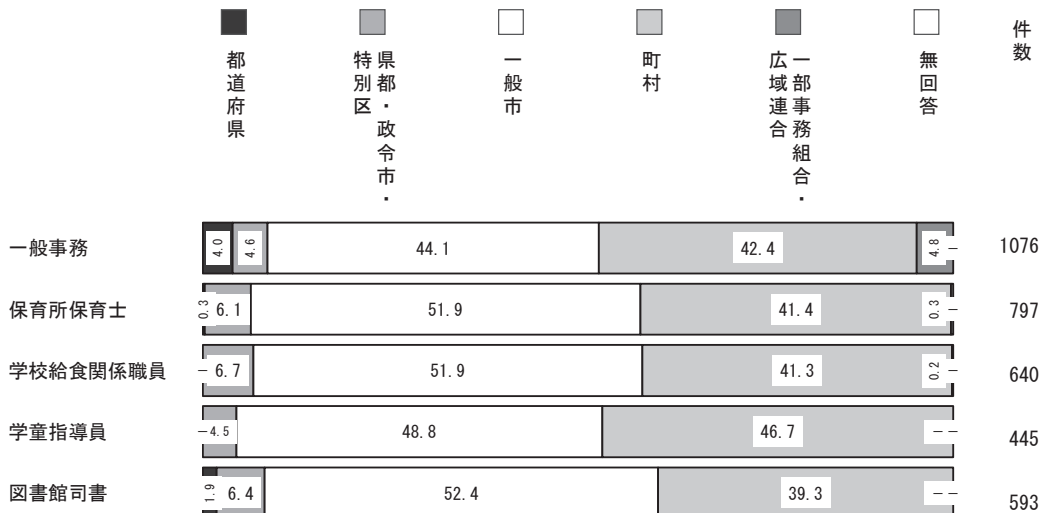
第 1 図 団体区分の構成（常勤職員）



②会計年度任用職員における構成

一般事務における団体区分の構成は「都道府県」が 4.0%、「県都・政令市・特別区」が 4.6%、「一般市」が 44.1%、「町村」が 42.4%、「一部事務組合・広域連合」が 4.8%である。常勤職員における行政職と同様の構成である（第 2 図）。

第 2 図 団体区分の構成（会計年度任用職員）



(8) 調査の協力

調査票の設計ならびに集計、分析にあたっては労働調査協議会（略称：労調協）の協力を得た。

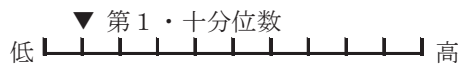
(9) 用語の解説

①特性値（中央値、四分位数、十分位数）

賃金や級などの回答を低いものから高いものへと一列に並べて、選びとった値のことであり、図示すると下のようになる。

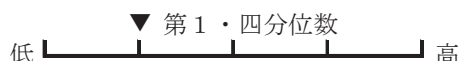
○第1・十分位数

低い方から数えて全体の10分の1の位置に該当する者の賃金



○第1・四分位数

低い方から数えて全体の4分の1の位置に該当する者の賃金



○中央値（第1・二分位数）

低い方から数えて全体の2分の1の位置に該当する者の賃金



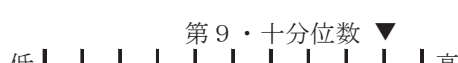
○第3・四分位数

低い方から数えて全体の4分の3の位置に該当する者の賃金



○第9・十分位数

低い方から数えて全体の10分の9の位置に該当する者の賃金



第x・Y分位数を示す数式は次のようになる。

$$\frac{x}{Y} \times (n - 1) + 1 \quad \text{番目の数 (n はデータの件数)}$$

データが100件の場合の第1十分位数を例にとると $\frac{1}{10} \times (100 - 1) + 1 = 10.9$ 番目の数となるが、10.9番目の数は存在しないので按分で求める。10番目の数が155,530円、11番目が164,730円とすると $155,530 + (164,730 - 155,530) \times 0.9 = 163,810$ となる。

②分位分散係数

分位分散係数とは分布の広がりを示す指標であり、以下の算式で計算する。その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\text{○十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中央値}} \quad \text{○四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中央値}}$$

③標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

学校卒業後ただちに入職して標準的に昇給、昇格する労働者が得られる給料月額。

④分散係数と標準偏差

分散とは、データとその平均の差の2乗の平均をさす。

$$\text{分散} = \{(\text{データ} - \text{平均}) \text{ の } 2 \text{ 乗}\} \text{ の総和} / \text{データの個数}$$

標準偏差とは、分散の平方根（ルート： $\sqrt{\quad}$ ）をさす（以下の計算例を参照のこと）。

※ 標準偏差の数値が高いほど、データのバラツキがあることになる。

分散係数とは、標準偏差／平均で算出された数である。

【計算例】

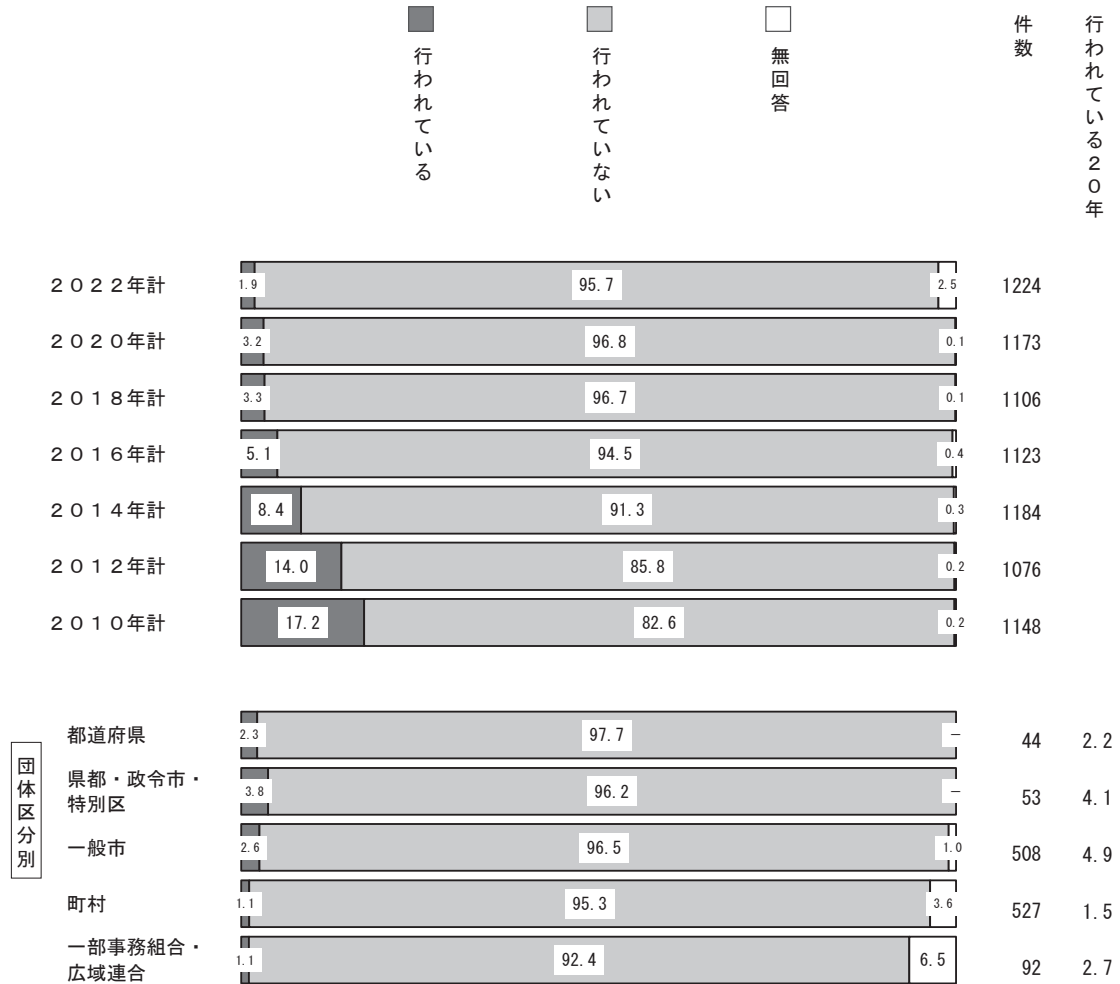
次の6個のデータ [1、2、3、4、5、6] では、平均は3.5なので、

$$\text{分散は、}\{(1 - 3.5)^2 + (2 - 3.5)^2 + (3 - 3.5)^2 + (4 - 3.5)^2 + (5 - 3.5)^2 + (6 - 3.5)^2\} / 6 = 2.917 \text{ となる。そして、標準偏差は}\sqrt{2.917} = 1.708 \text{ である。}$$

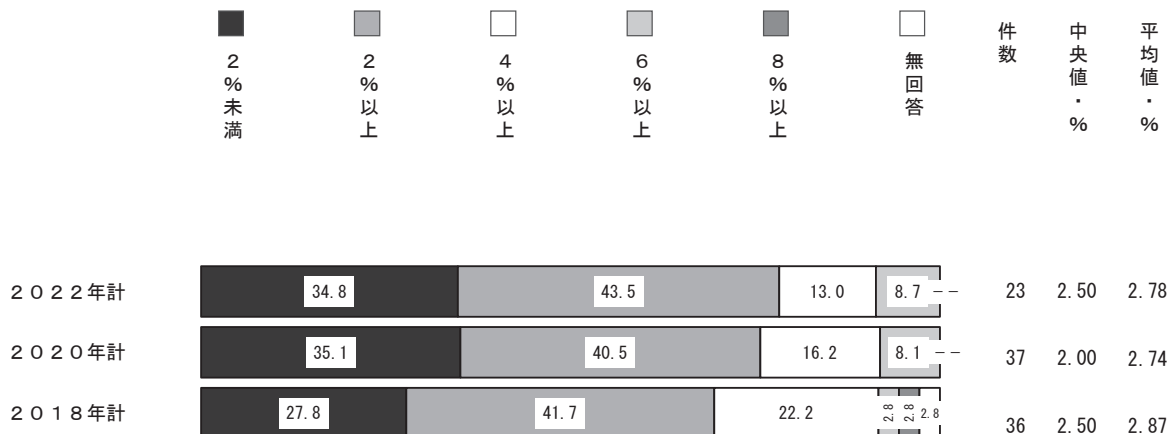
第1章 賃金等制度をめぐる動向

1. 基本給カットの有無

第1-1図 組合員への基本給カットの有無



第1-2図 組合員に適用されている最も高いカット率

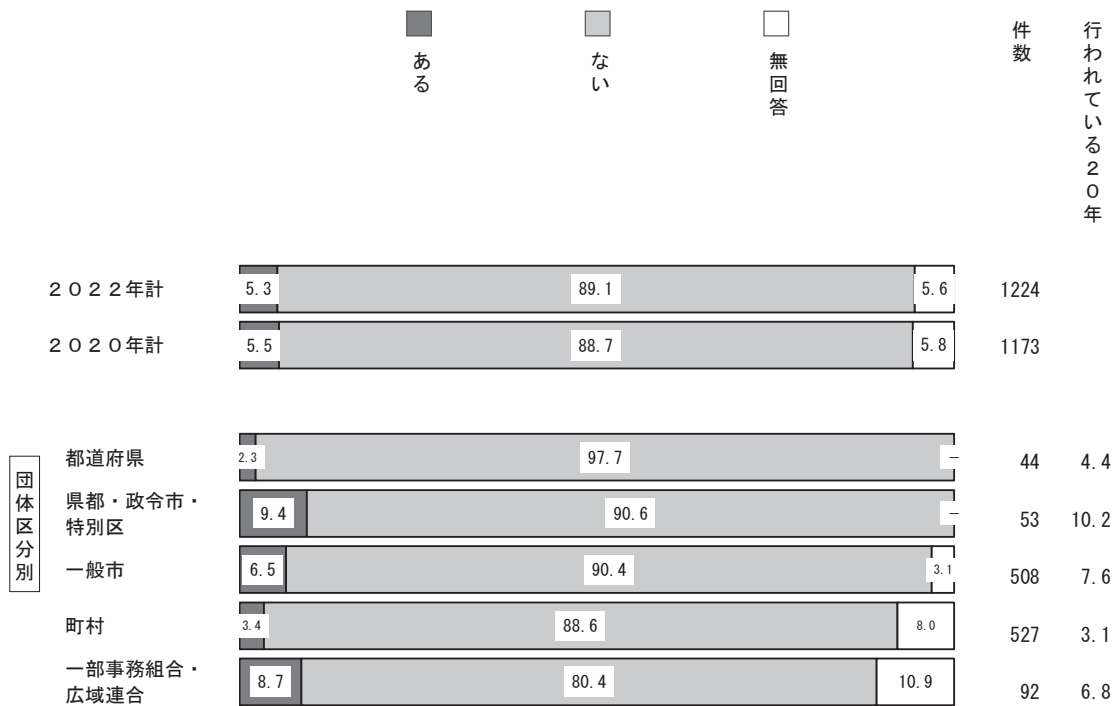


第1-1表 組合員に適用されている最も高いカット率

	2022年			2020年			2018年			2016年			2014年		
	中央値・%	平均値・%	件数	中央値・%	平均値・%	件数	中央値・%	平均値・%	件数	中央値・%	平均値・%	件数	中央値・%	平均値・%	件数
基本給カットあり計	2.50	2.78	23	2.00	2.74	37	2.50	2.87	36	3.00	2.93	57	2.95	3.23	99
団体区分別															
都道府県	2.50	2.50	1	2.50	2.50	1	---	---	0	1.60	1.60	1	2.90	2.84	5
県都・政令市・特別区	2.25	2.25	2	1.72	1.72	2	2.50	2.50	3	3.25	3.11	6	2.00	2.49	9
一般市	2.00	3.12	13	2.00	2.92	24	2.00	2.82	21	2.50	2.84	34	2.78	3.27	51
町村	2.75	2.50	6	2.75	2.85	8	3.00	3.17	9	3.25	3.00	13	3.00	3.38	25
一部事務組合・広域連合	1.30	1.30	1	1.25	1.25	2	3.00	2.60	3	4.00	4.00	3	4.00	3.60	9

2. 基本給カット以外の賃金にマイナスの影響を及ぼす勧告以外の改悪

第1-3図 基本給カット以外の賃金にマイナスの影響を及ぼす勧告以外の改悪の有無

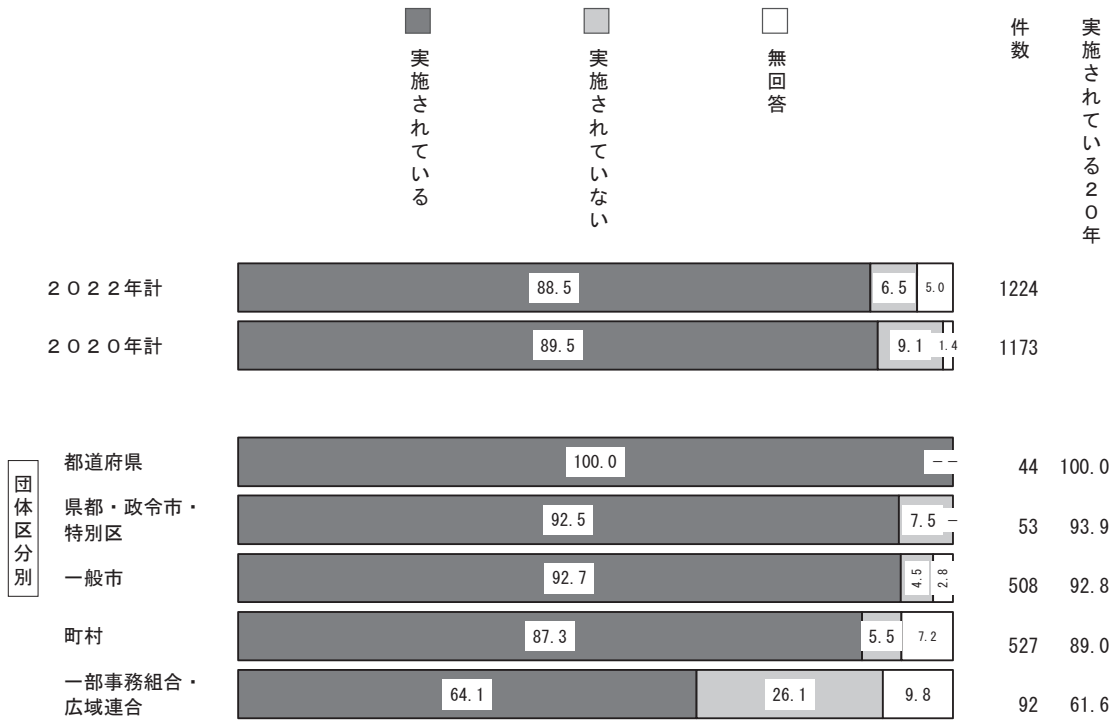


第1-2表 改悪として実施されているもので「その他」の内容（自由記載）

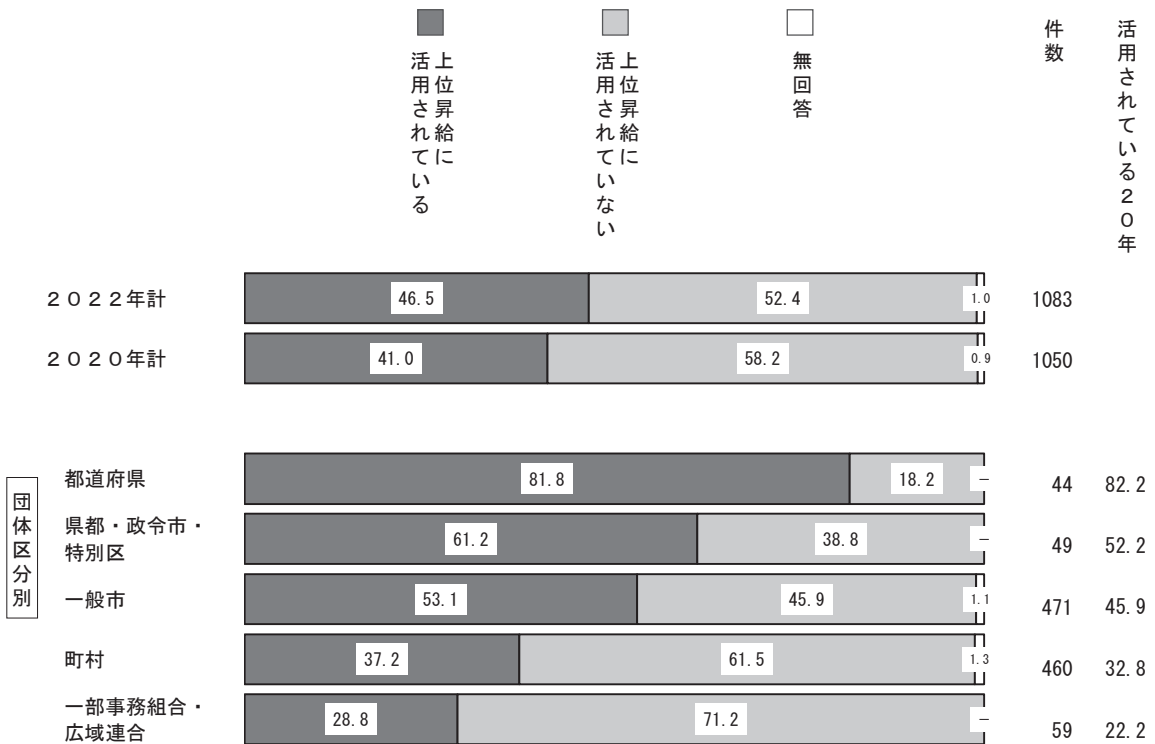
地域手当	地域手当の基準未達（基準：16% 現行：10%）
	地域手当
	通勤手当の見直し、地域手当の減額
	地域手当の削減
	地域手当10%のところを5%で支給されている
時間外勤務手当	時間外勤務手当の200時間上限
	時間外勤務手当カット（代休対応）
	時間外勤務手当の削減
その他の手当	役職加算一部凍結
	特殊勤務手当の見直し
	市民病院勤務手当
	住宅手当引き下げ
給料表やその運用	昇格時号給対応表の改悪が是正させていない（2008.4月～）
	給料表の高位号俸のカット
	医療職Ⅱはこれまで役職無しでも5級運用されてきたが、この度5級以上については役職（係長以上）の運用となった。行政職Ⅰについては4級以上が役職（課長補佐級）となり、無役職は3級
	看護職の組合員には基本給カットがされている 最高カット率は9%
人事評価制度	人事評価により勤勉手当が減額となる可能性有
	昇任試験制度
	人事評価結果により降給が可能に
	人事評価結果の給与反映により「良好（標準）」とされた職員の期末手当がマイナス0.03月とされる
	給料表における3級上限の見直し
	人事評価制度の運用
	人事評価制度により下位評価を受けた場合
その他の手当	独自削減
	2022年6月期末手当に関する特例措置

3. 組合員を対象とした人事評価制度の実施

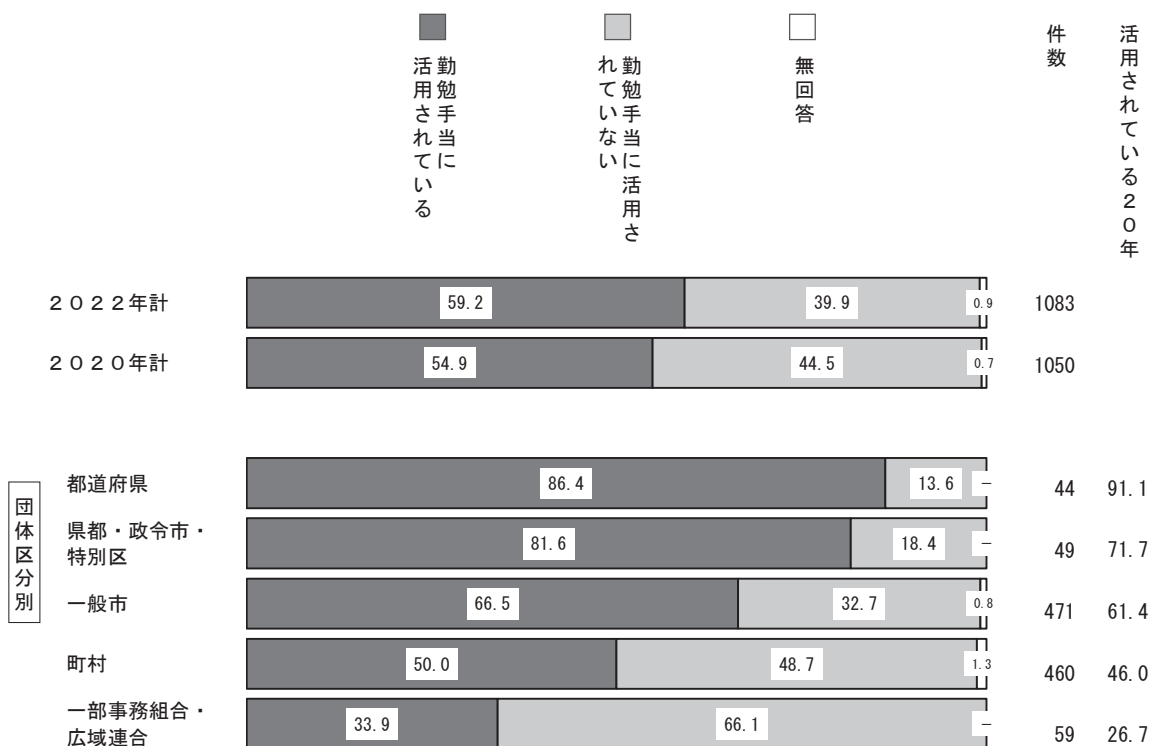
第1-4図 組合員を対象とした人事評価制度実施



第1-5図 評価結果の活用 上位昇給（組合員を対象とした人事評価制度が「実施されている」場合）

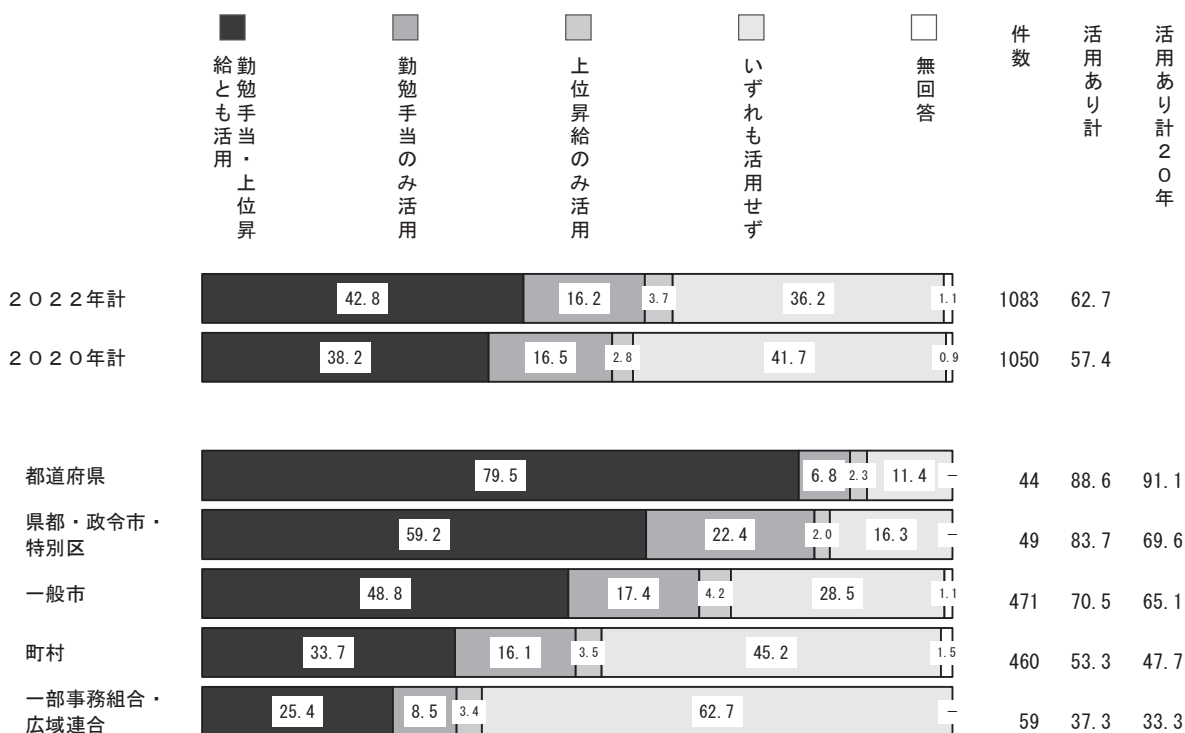


第1-6図 評価結果の活用 勤勉手当（組合員を対象とした人事評価制度が「実施されている」場合）



第1-7図 評価結果の活用 勤勉手当・上位昇給

（組合員を対象とした人事評価制度が「実施されている」場合）



4. 調査結果の要約

- 組合員層を対象に基本給カットが実施されているのは1.9%（23組合）である。2020年（「行われている」3.2%、37組合）からさらに少なくなっている。団体区分別にみてもいずれも4%を下回る（第1-1図）。組合員に適用されている最も高いカット率は、2%未満、2%以上4%未満がいずれも3～4割を占める。中央値は2.50%、平均値は2.78%である（第1-2図、第1-1表）。
- 基本給カット以外の賃金にマイナスの影響を及ぼす勧告以外の改悪は、「行われている」が5.3%（65組合）である。2020年（5.5%、65組合）とほぼ同じである（第1-3図）。
- 人事評価制度が組合員を対象に実施されているのは88.5%（1,083組合）で、2020年（89.5%、1,050組合）とほぼ同じである（第1-4図）。評価結果の活用（「活用されている」の比率）に関しては、上位昇給（46.5%）、勤勉手当（59.2%）とも5～6割で、活用状況は割れている。ただ、2020年と比べると「活用されている」はいずれも5～6ポイント増えている。団体区分による相違が大きく「活用されている」は都道府県でもっとも多く、一部事務組合・広域連合でもっとも少ない（第1-5～6図）。

第2章 行政職給料表について

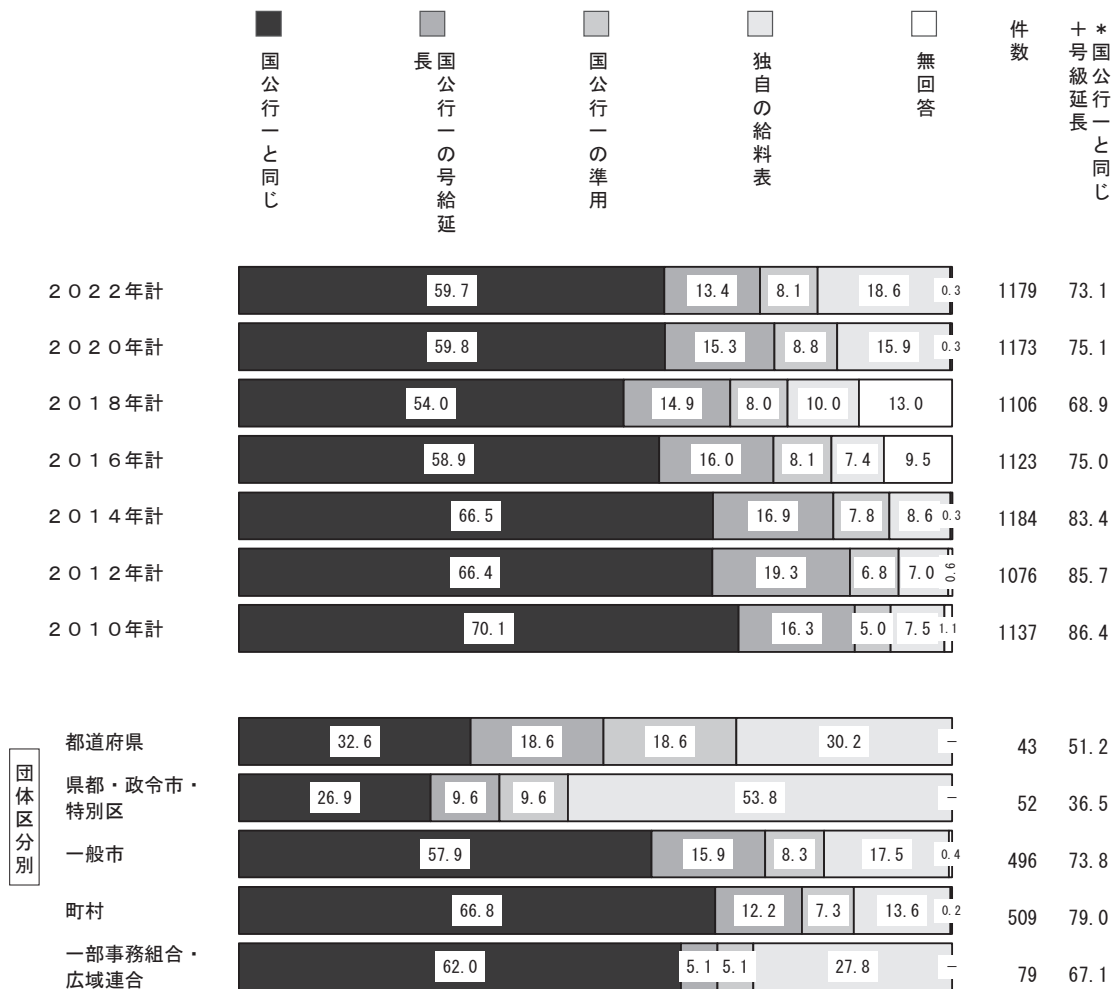
1. 行政職調査票における団体区分の構成

第2-1表 (行政職) 団体区分の構成

	都 道 府 県	特 別 都 区 ・ 政 令 市 ・	一 般 市	町 村	広 域 部 連 合 事 務 組 合 ・	件 数
2022年	3.6	4.4	42.1	43.2	6.7	1179
2020年	3.8	4.2	41.6	44.2	6.2	1173
2018年	3.9	4.0	42.6	43.1	6.4	1106
2016年	3.6	3.7	42.1	43.2	7.4	1123
2014年	3.5	4.1	40.8	43.6	8.0	1184
2012年	3.8	3.8	42.8	41.8	7.7	1076
2010年	4.7	4.2	42.7	41.0	7.4	1137

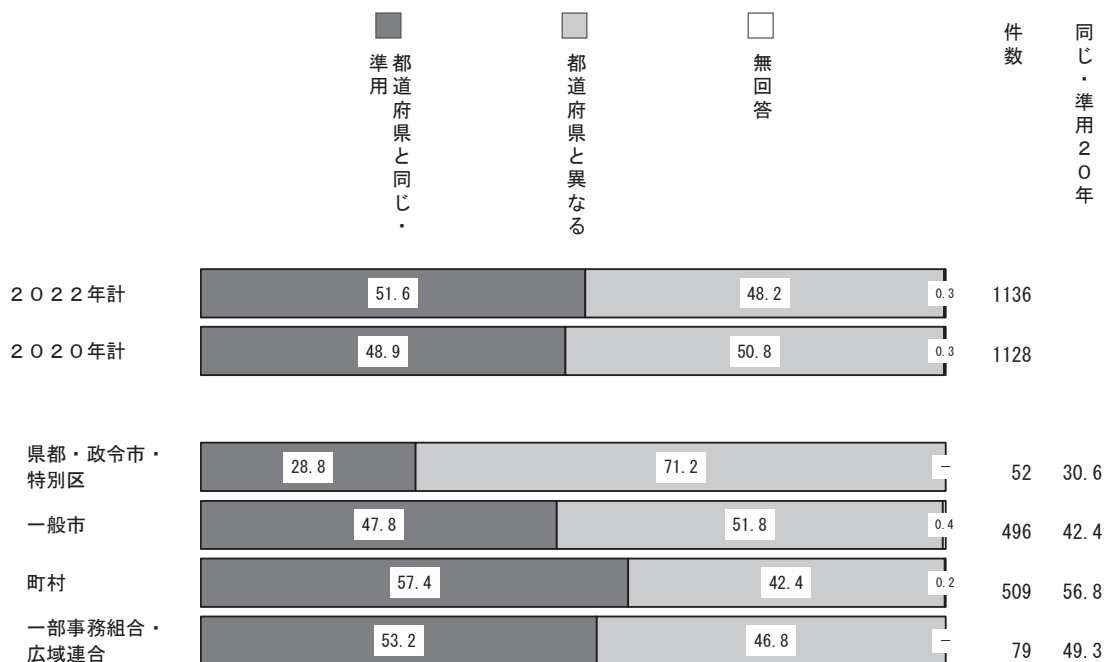
2. 使用している給料表

第2-1図 (行政職) 使用している給料表

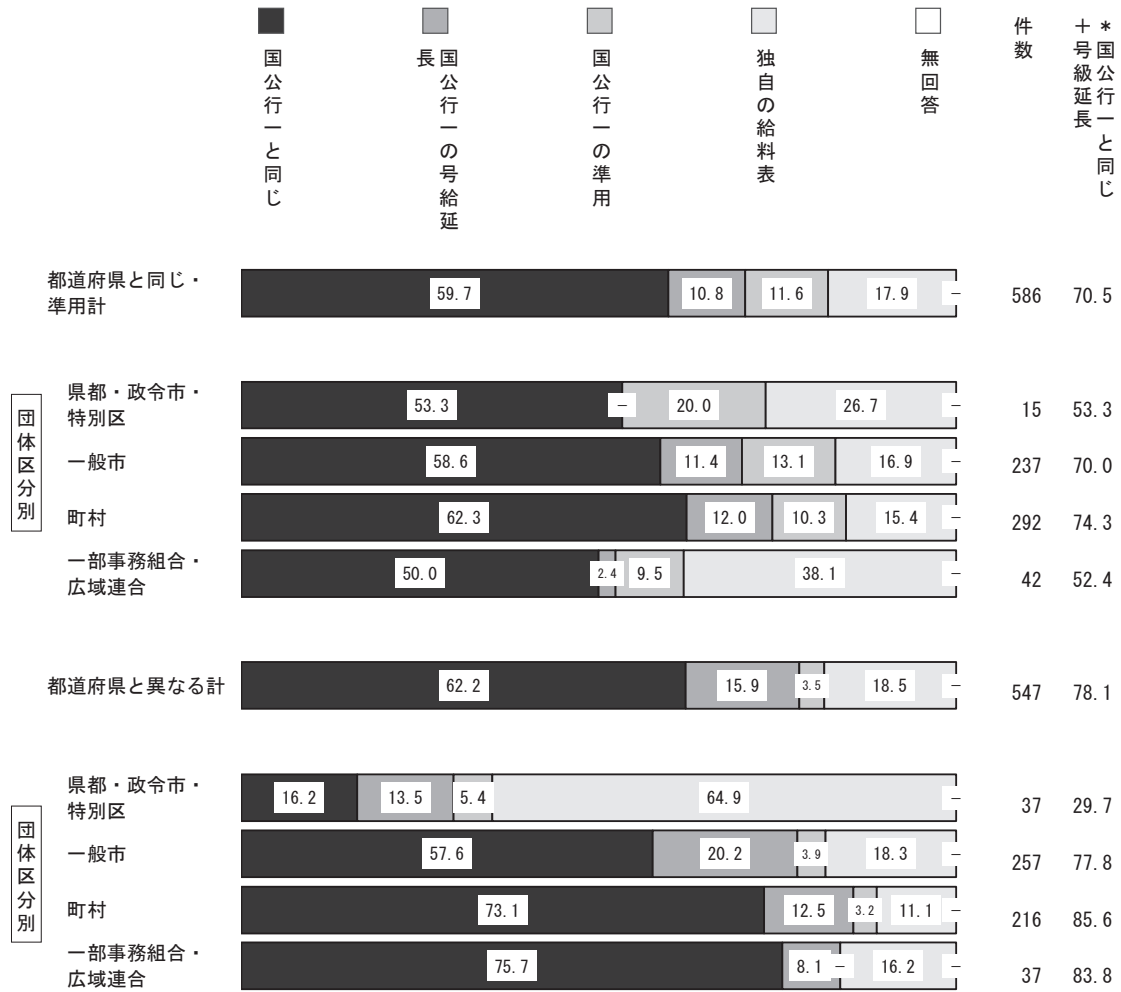


※2018年、2016年は「都道府県の給料表と同じ」（それぞれ13.0%、9.0%）の選択肢がある。図では無回答に含めている
※「国公行一と同じ」は調査票では「国公行（一）と（級数以外は）同じ」と表記

第2-2図 (行政職) 都道府県の給料表との比較 (都道府県以外)



第2-3図 (行政職) 都道府県の給料表と同じ・異なる別にみた使用している給料表(都道府県以外)



※P. 41に記載のとおり、2018年、2016年は使用している給料表を問う設問に、「都道府県の給料表と同じ」という選択肢を設けていた。しかし、2020年調査から給料表の成り立ちを明らかにするため、給料表が国公行一と同じ構造かどうかを聞いた上で、さらに都道府県の給料表との異同についても問う設問を加えている。

3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

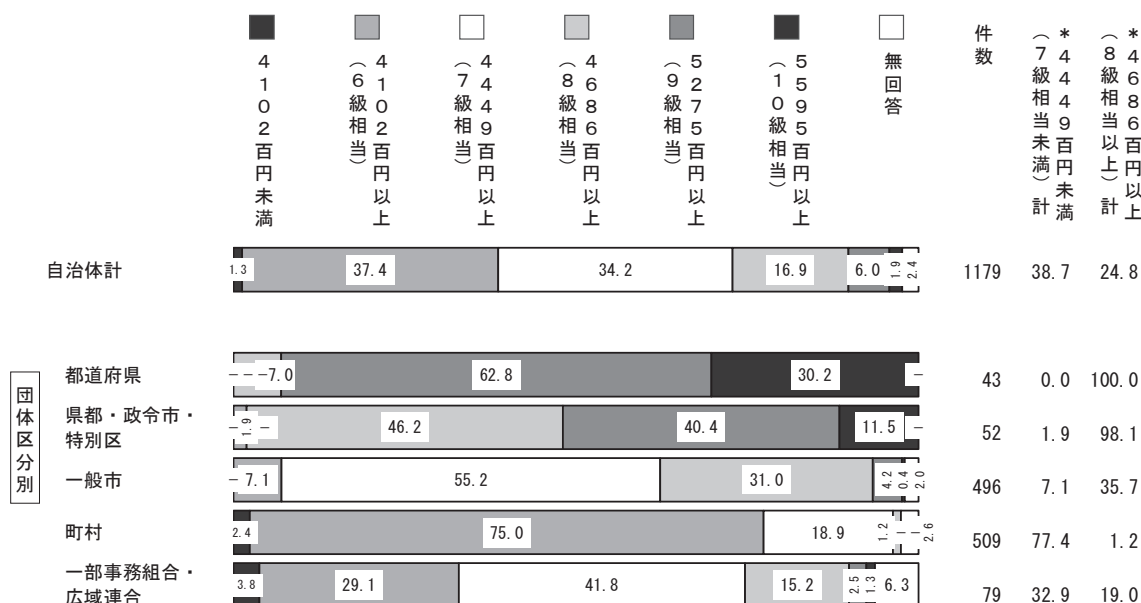
第2-2表 (行政職) 給料表の級制

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級制	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級制	標準偏差	分散係数	中央値・級制	平均値・級制
自治体計	98.5	1.5	1179	4.0	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	66.0	0.143	0.071	6.9	2.0	0.288	7.0	6.9
団体区分別	都道府県	100.0	...	43	5.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	0.056	0.056	9.1	0.9	0.095	9.0	9.1
	県都・政令市・特別区	100.0	...	52	4.0	6.1	8.0	8.0	9.0	9.0	0.181	0.063	8.1	1.1	0.136	8.0	8.3
	一般市	98.8	1.2	496	5.0	7.0	7.0	7.0	8.0	8.0	0.071	0.071	7.3	0.8	0.105	7.0	7.3
	町村	98.0	2.0	509	5.0	6.0	6.0	6.0	6.0	7.0	0.083	0.000	6.3	2.7	0.429	6.0	6.2
	一部事務組合・広域連合	97.5	2.5	79	5.0	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	0.143	0.071	6.8	0.9	0.129	7.0	7.0

第2-3表 (行政職) 最高級の最高給料月額

		(20年)																
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
自治体計	97.6	2.4	1179	373,600	410,200	410,200	444,900	468,600	512,600	625,800	0.115	0.066	445,667	38,207	0.086	444,900	445,743	
団体区分別	都道府県	100.0	...	43	522,200	527,500	527,500	530,137	559,500	564,060	573,900	0.034	0.030	540,350	16,255	0.030	530,454	540,885
	県都・政令市・特別区	100.0	...	52	426,300	468,600	477,675	527,500	527,900	559,180	625,800	0.086	0.048	517,277	38,708	0.075	527,500	521,432
	一般市	98.0	2.0	496	410,200	444,900	444,900	444,900	468,600	477,600	559,500	0.037	0.027	457,376	26,184	0.057	444,900	457,877
	町村	97.4	2.6	509	373,600	410,200	410,200	410,200	424,100	444,900	468,600	0.042	0.017	418,928	15,173	0.036	410,200	418,362
	一部事務組合・広域連合	93.7	6.3	79	393,000	410,200	411,200	444,900	454,100	471,540	559,500	0.069	0.048	442,649	30,644	0.069	444,900	447,833

第2-4図 (行政職) 最高級の最高給料月額



第2-4表 (行政職) 最高級の最高給料月額 (時系列比較)

	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	444,900	445,667	444,900	445,743	444,500	446,469	443,700	444,549	456,200	456,900	456,200	457,200	0
都道府県	530,137	540,350	530,454	540,885	530,966	539,899	528,800	538,372	537,700	548,600	538,200	549,400	▲ 317
県都・政令市・特別区	527,500	517,277	527,500	521,432	527,100	523,624	526,300	520,743	537,700	534,800	537,700	535,600	0
一般市	444,900	457,376	444,900	457,877	444,500	458,008	443,700	457,162	456,200	469,700	458,400	469,500	0
町村	410,200	418,928	410,200	418,362	409,800	419,383	409,000	417,543	422,600	430,600	422,600	430,200	0
一部事務組合・広域連合	444,900	442,649	444,900	447,833	444,500	447,056	443,700	446,835	456,200	454,300	456,200	449,800	0

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

第2-5表 (行政職) 組合員として到達できる最高級

(20年)

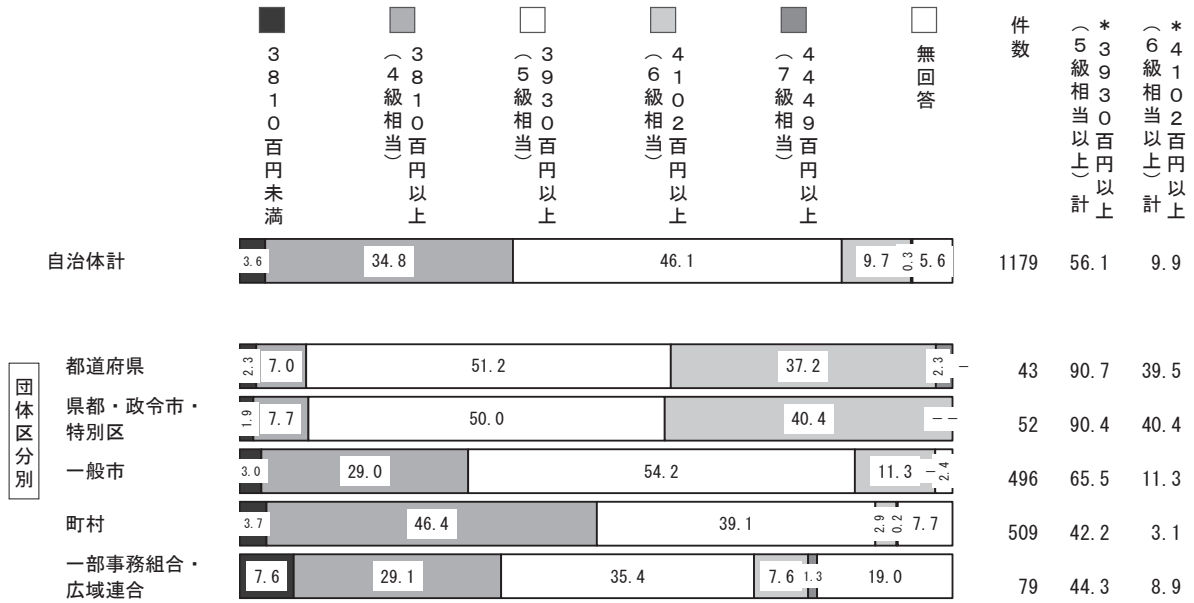
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級	標準偏差	分散係数	中央値・級	平均値・級	
自治体計	95.4	4.6	1179	2.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	7.0	0.100	0.100	4.6	0.7	0.156	5.0	4.6	
団体区分別	都道府県	100.0	...	43	3.0	4.0	5.0	5.0	6.0	6.0	7.0	0.200	0.100	5.1	0.8	0.159	5.0	5.1
	県都・政令市・特別区	100.0	...	52	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	6.0	0.100	0.100	4.8	0.6	0.123	5.0	4.9
	一般市	98.0	2.0	496	2.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	6.0	0.100	0.100	4.7	0.7	0.152	5.0	4.7
	町村	93.9	6.1	509	3.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.125	0.125	4.4	0.6	0.143	4.0	4.4
	一部事務組合・広域連合	83.5	16.5	79	3.0	4.0	4.0	4.5	5.0	6.0	7.0	0.222	0.111	4.6	1.0	0.207	5.0	4.6

第2-6表 (行政職) 組合員として到達できる最高給料月額

(20年)

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
自治体計	94.4	5.6	1179	345,000	381,000	381,000	393,000	395,000	410,200	454,400	0.037	0.018	391,340	12,718	0.032	393,000	391,166	
団体区分別	都道府県	100.0	...	43	351,000	393,000	393,000	395,800	410,200	414,360	454,400	0.027	0.022	401,050	14,617	0.036	397,700	401,798
	県都・政令市・特別区	100.0	...	52	358,700	393,000	393,000	401,800	414,475	426,300	434,400	0.041	0.027	404,856	15,856	0.039	401,200	404,098
	一般市	97.6	2.4	496	350,000	381,000	385,200	393,000	396,000	410,200	443,300	0.037	0.014	392,699	11,078	0.028	393,000	392,831
	町村	92.3	7.7	509	346,700	381,000	381,000	389,050	393,000	398,730	444,900	0.023	0.015	387,774	11,016	0.028	387,500	387,640
	一部事務組合・広域連合	81.0	19.0	79	345,000	381,000	381,000	393,000	397,575	409,990	444,900	0.037	0.021	389,748	18,006	0.046	393,000	389,466

第2-5図 (行政職) 組合員として到達できる最高給料月額



第2-7表 (行政職) 組合員として到達できる最高給料月額

	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	393,000	391,340	393,000	391,166	392,600	391,697	391,800	390,813	400,600	400,100	400,600	400,400	0
都道府県	395,800	401,050	397,700	401,798	397,100	400,902	397,200	401,330	405,800	413,000	405,800	410,500	▲ 1,900
県都・政令市・特別区	401,800	404,856	401,200	404,098	401,750	404,475	401,300	404,610	409,400	415,600	410,800	418,900	600
一般市	393,000	392,699	393,000	392,831	392,600	393,186	391,800	392,166	400,600	402,100	400,600	403,100	0
町村	389,050	387,774	387,500	387,640	390,600	388,442	389,050	387,443	396,000	395,800	395,800	395,600	1,550
一部事務組合・広域連合	393,000	389,748	393,000	389,466	392,600	389,943	389,800	390,269	400,600	398,800	400,600	397,200	0

5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」、「国公行（一）の号給延長」の自治体。5級、6級の昇格年齢は回答件数が少ないことに留意する必要がある。

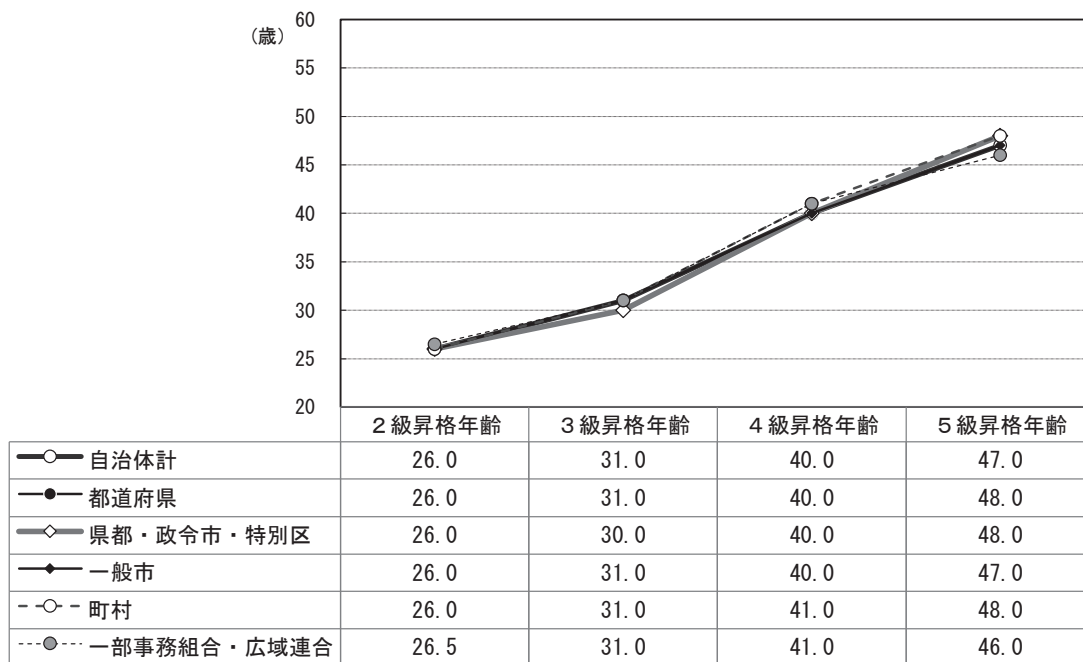
第2-8表 （行政職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

		2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	国公行（一）と 同じ+号給延長 に該当する件数
自治体計		771	766	651	365	218	862
団体 区 分別	都道府県	21	22	22	17	6	22
	県都・政令市・特別区	19	19	17	9	3	19
	一般市	342	340	295	158	84	366
	町村	347	343	283	161	111	402
	一部事務組合・広域連合	42	42	34	20	14	53

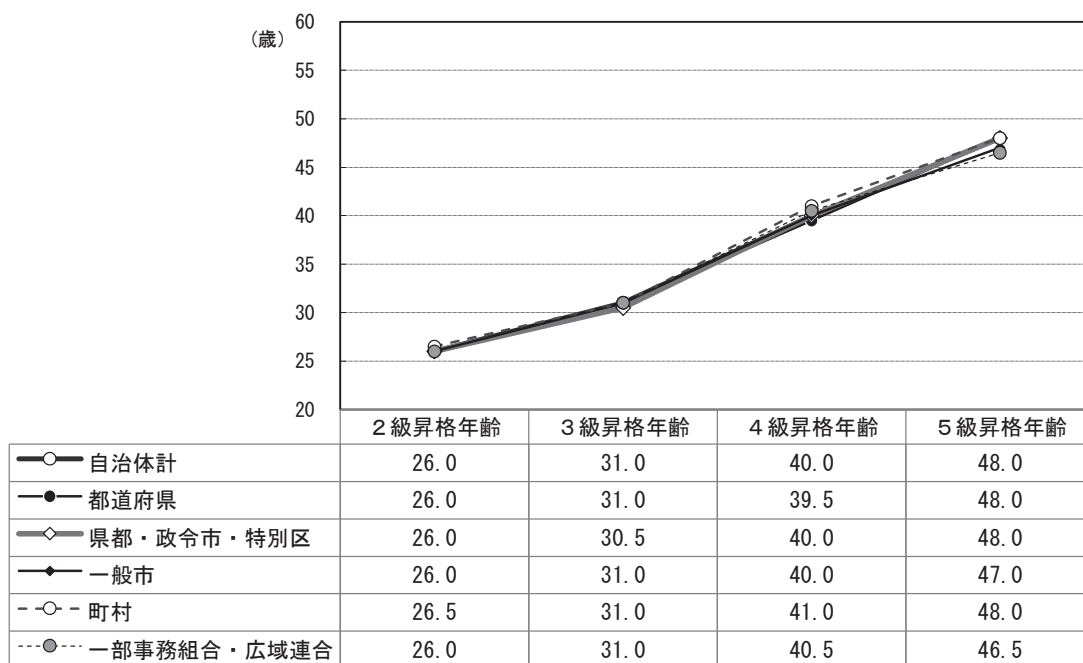
第2-9表 （行政職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

		2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
自治体計		26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
団体 区 分別	都道府県	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
	県都・政令市・特別区	26.0	30.0	40.0	48.0	47.0
	一般市	26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
	町村	26.0	31.0	41.0	48.0	53.0
	一部事務組合・広域連合	26.5	31.0	41.0	46.0	51.0
【2020年】						
自治体計		26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
団体 区 分別	都道府県	26.0	31.0	39.5	48.0	53.5
	県都・政令市・特別区	26.0	30.5	40.0	48.0	47.0
	一般市	26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
	町村	26.5	31.0	41.0	48.0	53.0
	一部事務組合・広域連合	26.0	31.0	40.5	46.5	50.0
【2022年-2020年】						
自治体計		-1.0	-1.0
団体 区 分別	都道府県	0.5	...	-0.5
	県都・政令市・特別区	...	-0.5
	一般市
	町村	-0.5
	一部事務組合・広域連合	0.5	...	0.5	-0.5	1.0

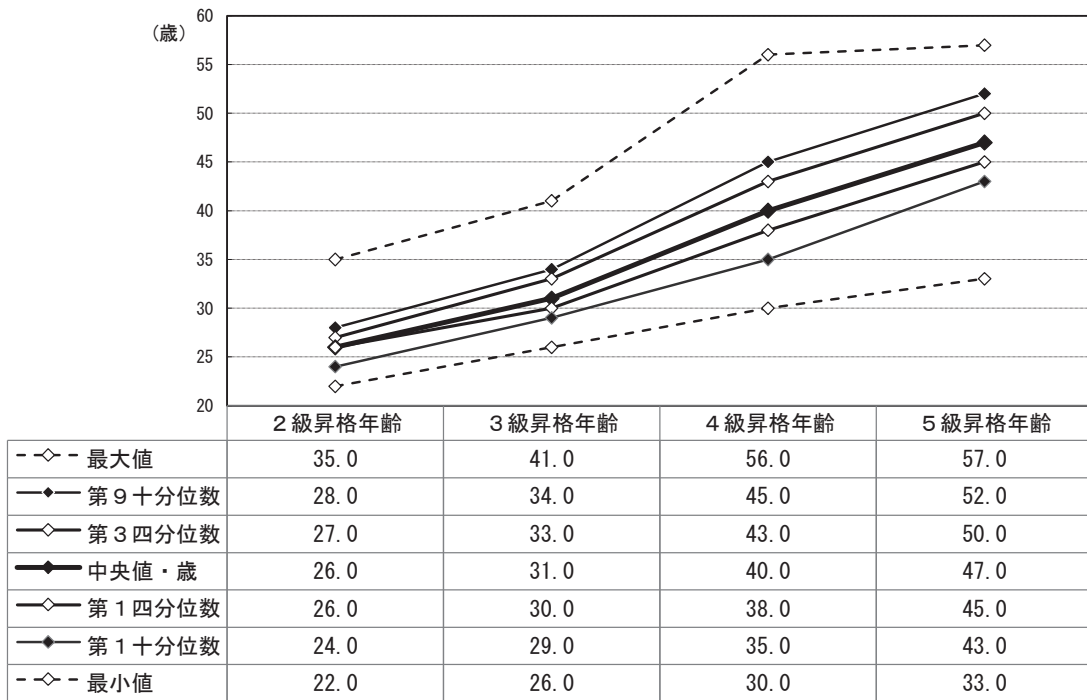
第2-6図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢(2022年・中央値・歳)



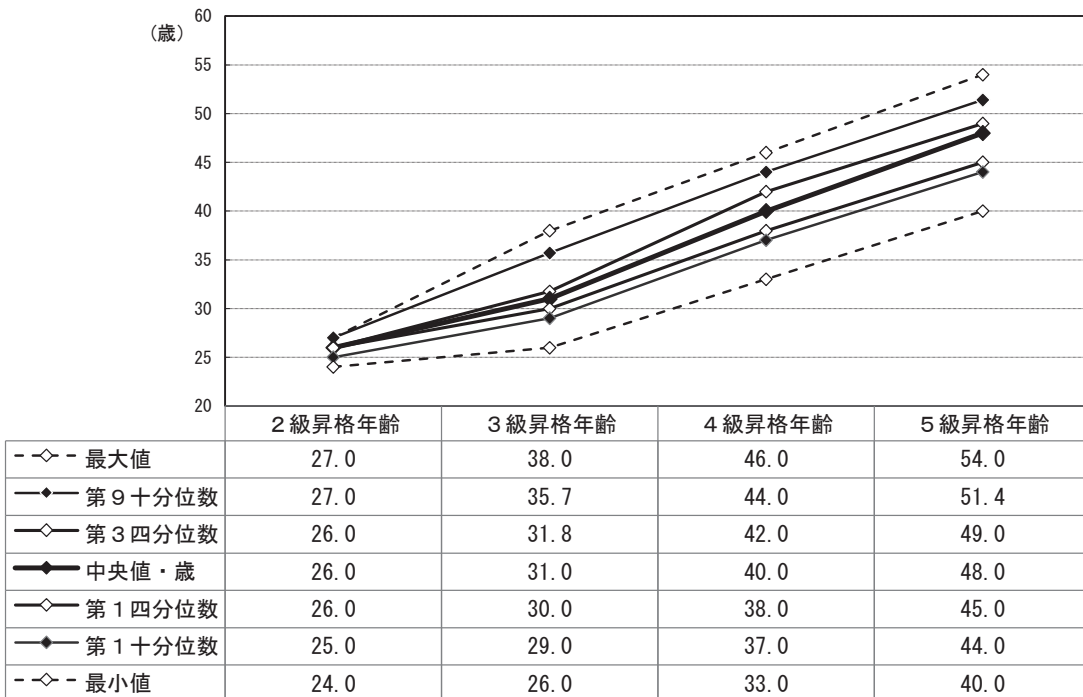
第2-7図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢(2020年・中央値・歳)



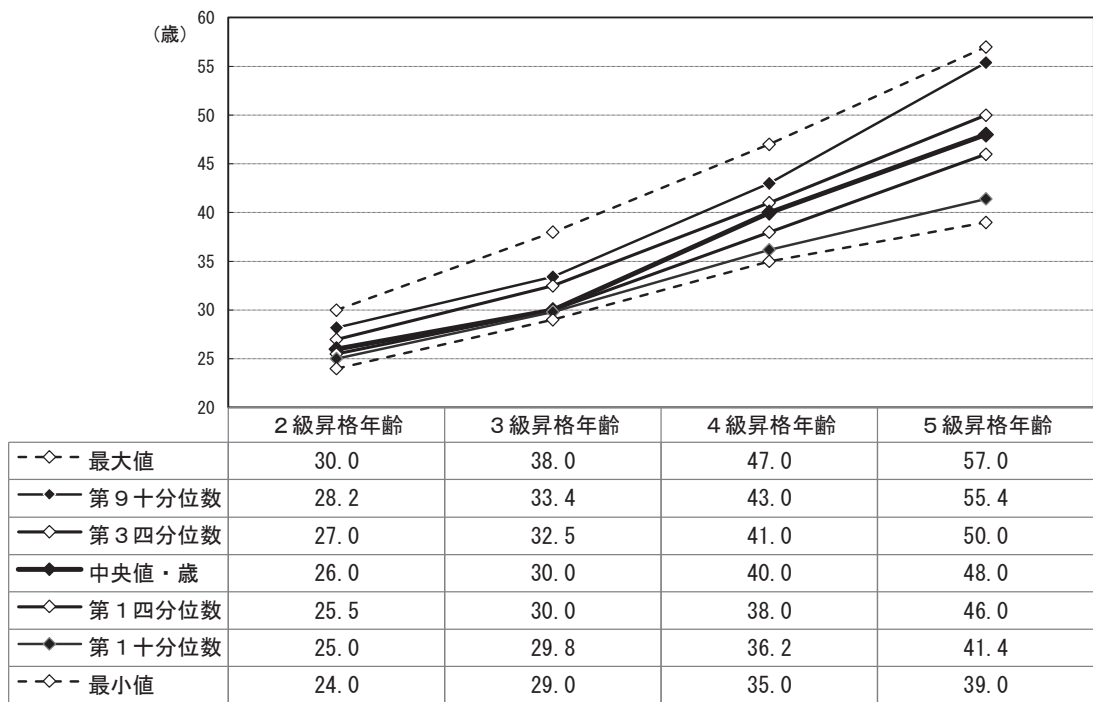
第2-8図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔自治体計〕



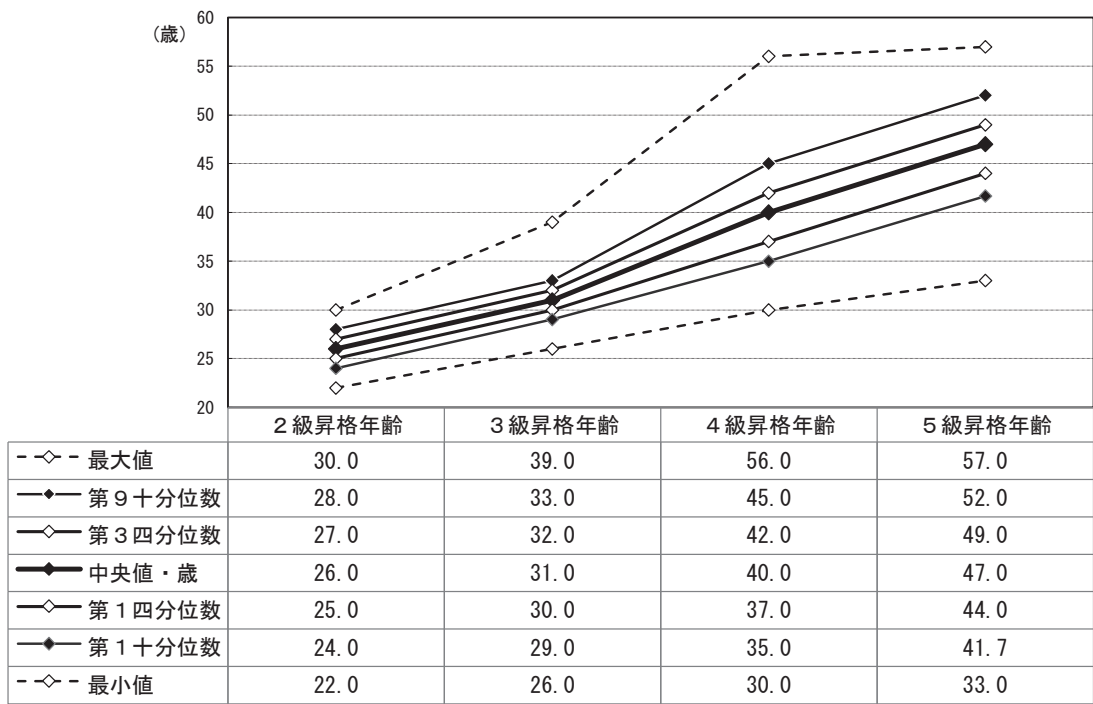
第2-9図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔都道府県計〕



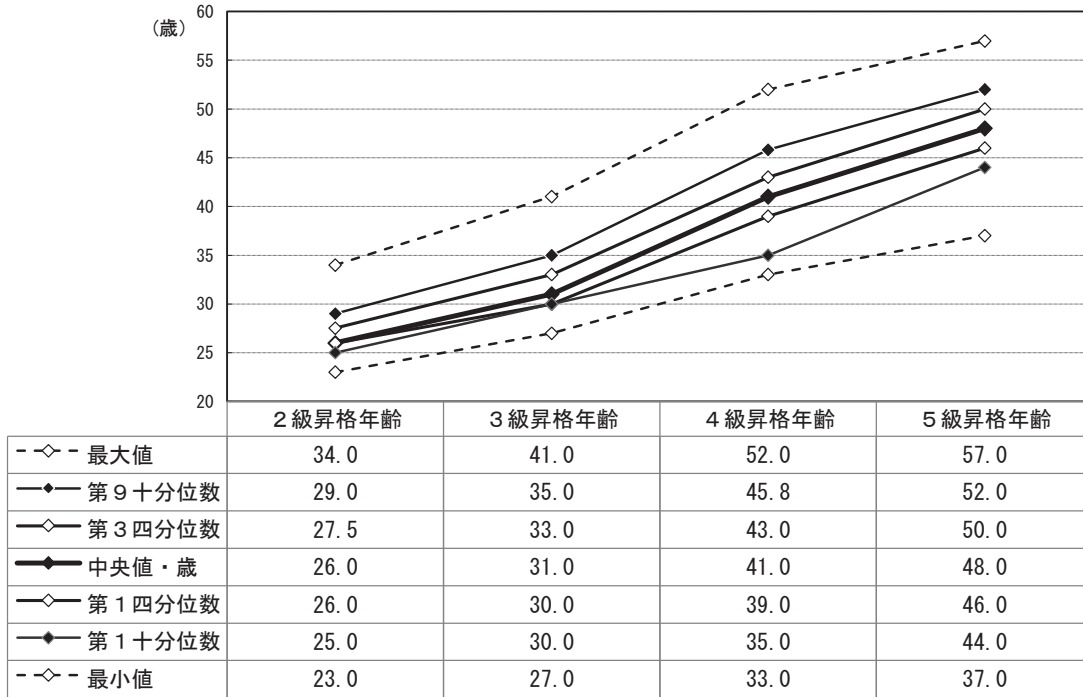
第2-10図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔県都・政令市・特別区計〕



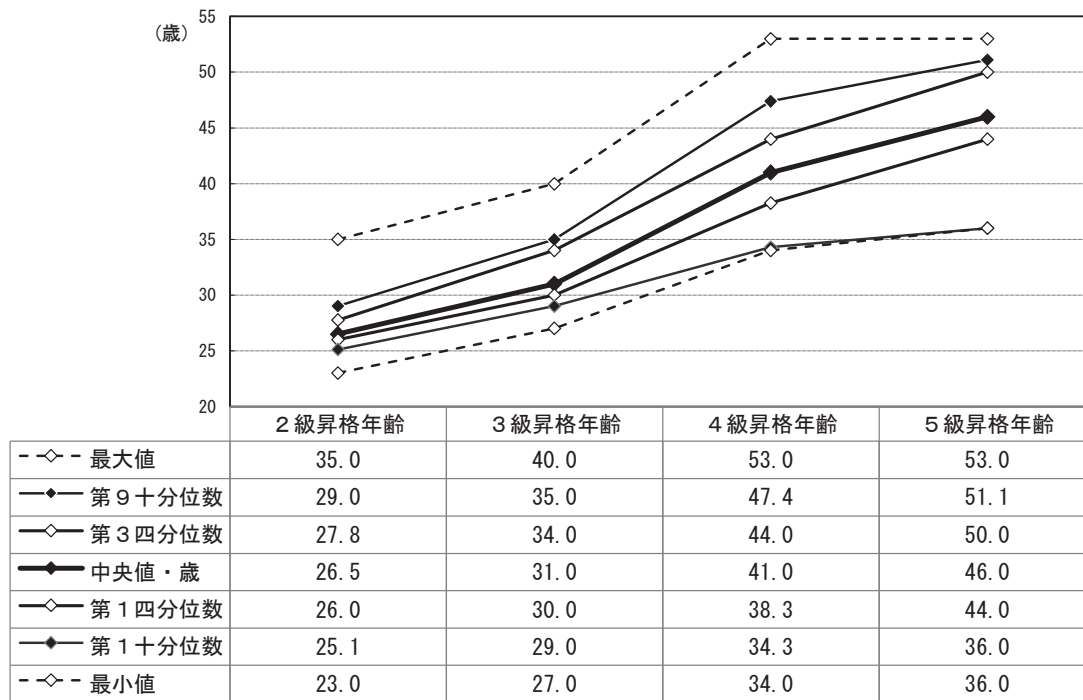
第2-11図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔一般市計〕



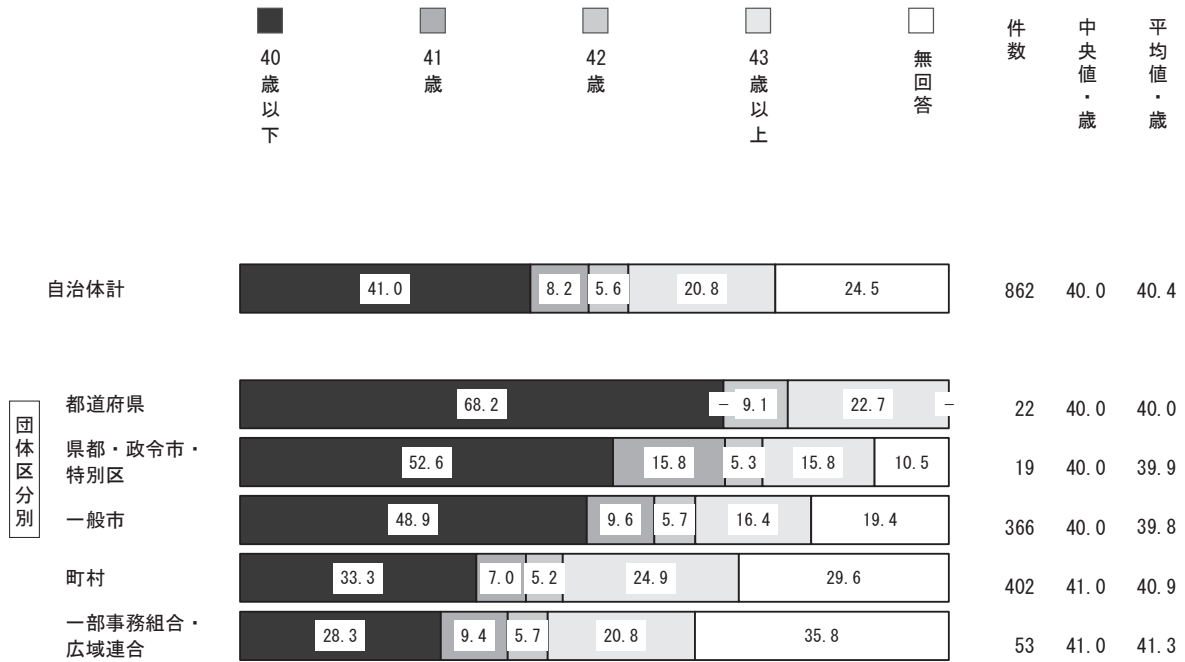
第2-12図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔町村計〕



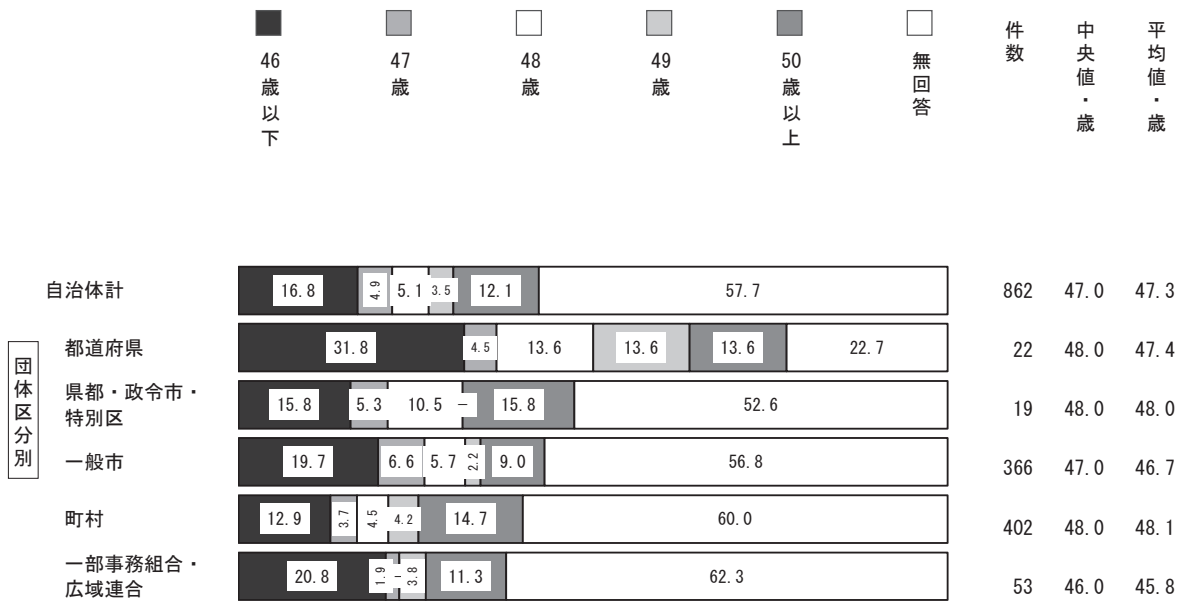
第2-13図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔一部事務組合・広域連合計〕



第2-14図 (行政職) 高校卒・4級昇格年齢



第2-15図 (行政職) 高校卒・5級昇格年齢



6. 大学卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」、「国公行（一）の号級延長」の自治体。5級、6級の昇格年齢は回答件数が少ないことに留意する必要がある。

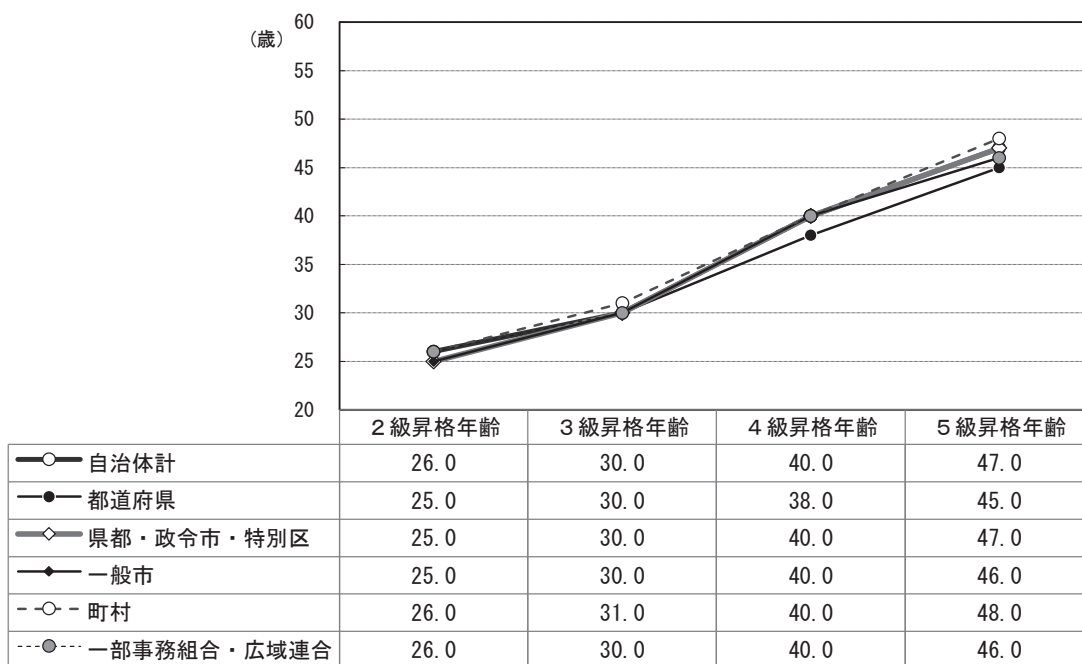
第2-10表 （行政職）大学卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

	2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	国公行（一）と 同じ+号給延長 に該当する件数
自治体計	765	762	652	365	217	862
都道府県	21	22	22	17	6	22
県都・政令市・特別区	19	19	17	9	3	19
一般市	344	342	300	159	83	366
町村	340	338	282	163	113	402
一部事務組合・広域連合	41	41	31	17	12	53

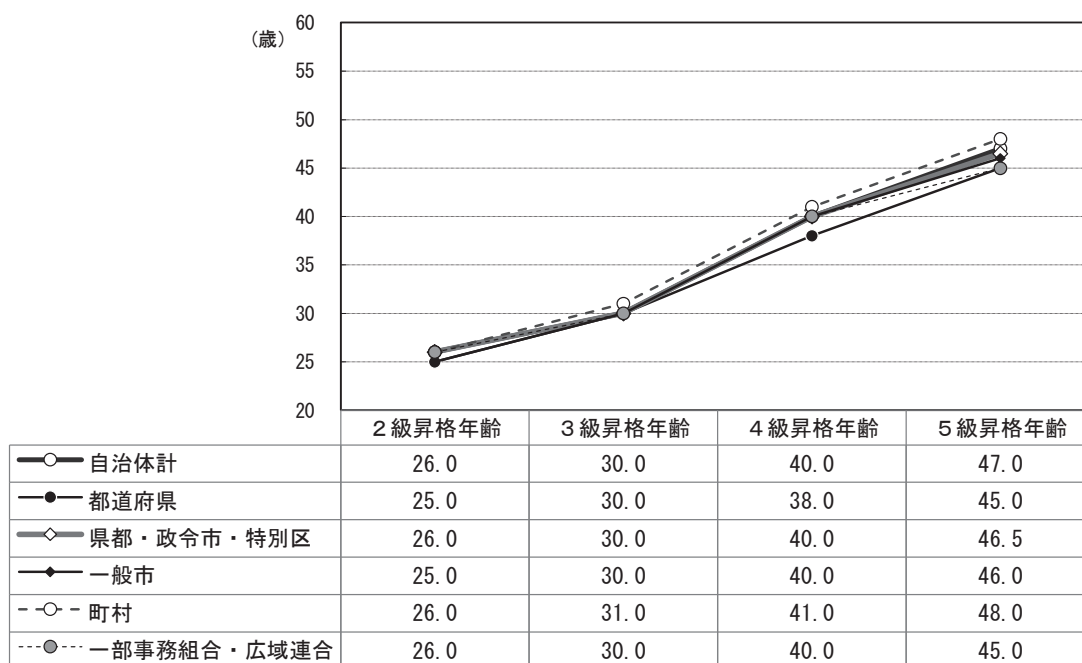
第2-11表 （行政職）大学卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

	2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
自治体計	26.0	30.0	40.0	47.0	52.0
都道府県	25.0	30.0	38.0	45.0	49.5
県都・政令市・特別区	25.0	30.0	40.0	47.0	47.0
一般市	25.0	30.0	40.0	46.0	51.0
町村	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.0	30.0	40.0	46.0	51.0
【2020年】					
自治体計	26.0	30.0	40.0	47.0	52.0
都道府県	25.0	30.0	38.0	45.0	49.0
県都・政令市・特別区	26.0	30.0	40.0	46.5	47.0
一般市	25.0	30.0	40.0	46.0	52.0
町村	26.0	31.0	41.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.0	30.0	40.0	45.0	49.0
【2022年-2020年】					
自治体計
都道府県	0.5
県都・政令市・特別区	-1.0	0.5	...
一般市	-1.0
町村	-1.0
一部事務組合・広域連合	1.0	2.0
【高校卒標準労働者】					
自治体計	26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
都道府県	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
県都・政令市・特別区	26.0	30.0	40.0	48.0	47.0
一般市	26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
町村	26.0	31.0	41.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.5	31.0	41.0	46.0	51.0
【大学卒-高校卒】					
自治体計	...	-1.0
都道府県	-1.0	-1.0	-2.0	-3.0	-3.5
県都・政令市・特別区	-1.0	-1.0	...
一般市	-1.0	-1.0	...	-1.0	-1.0
町村	-1.0
一部事務組合・広域連合	-0.5	-1.0	-1.0

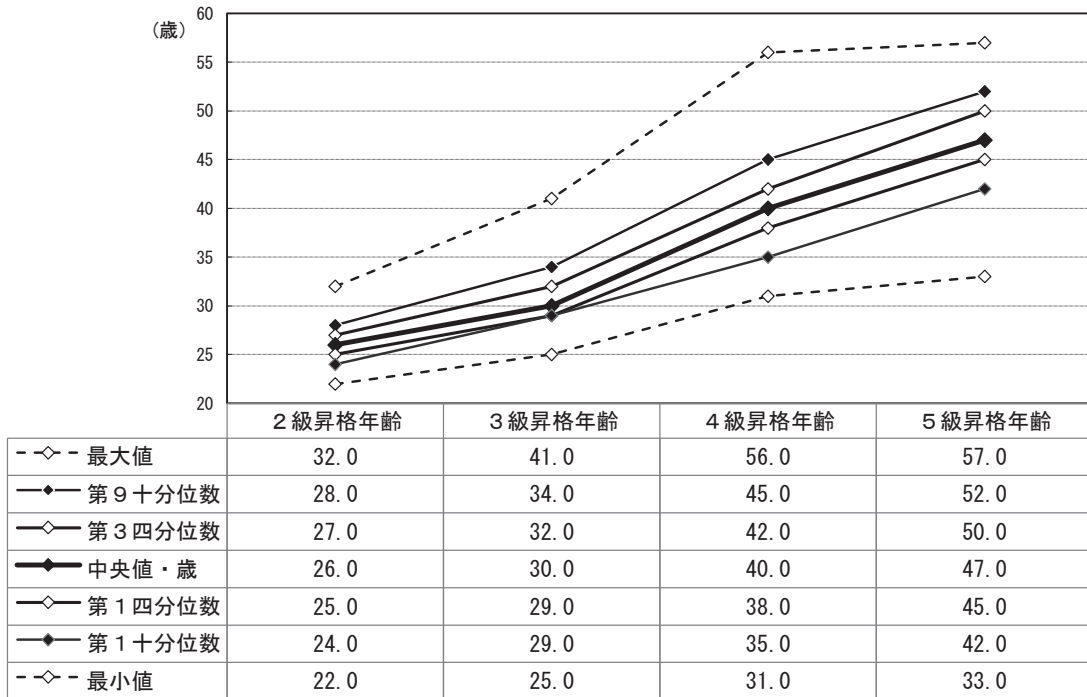
第2-16図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢(2022年・中央値・歳)



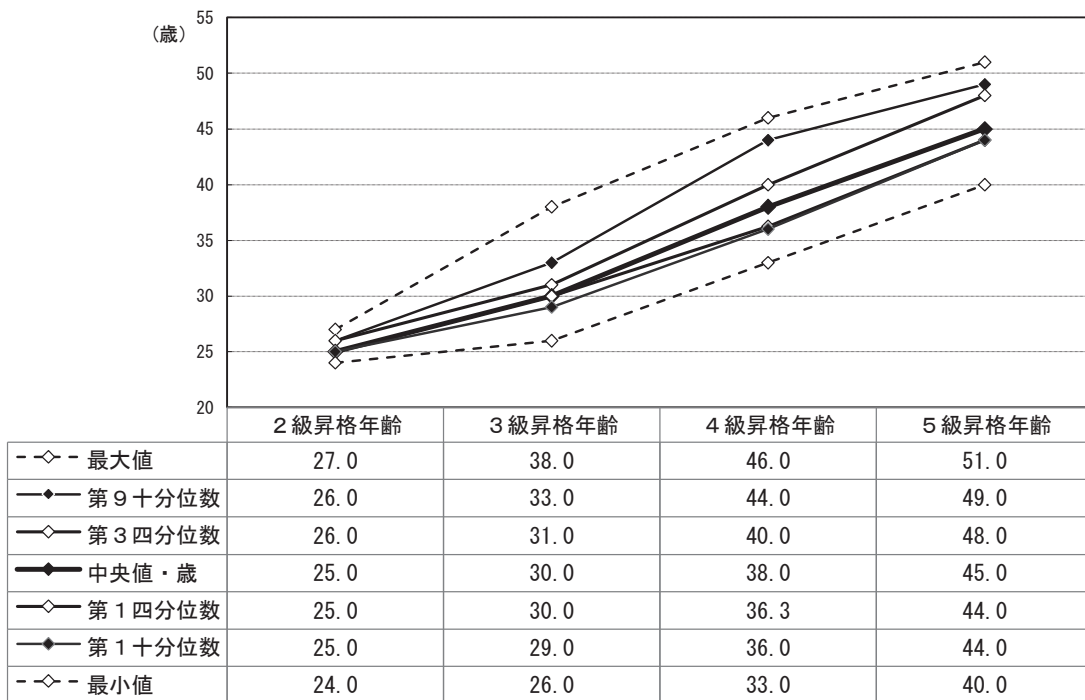
第2-17図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢(2020年・中央値・歳)



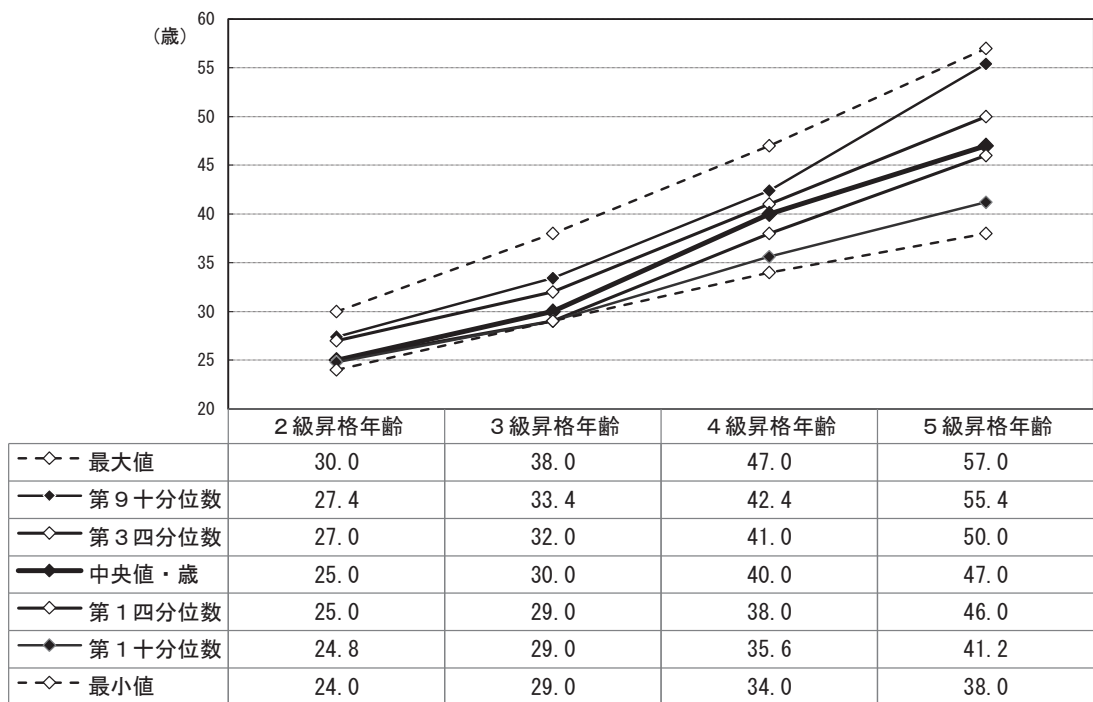
第2-18図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔自治体計〕



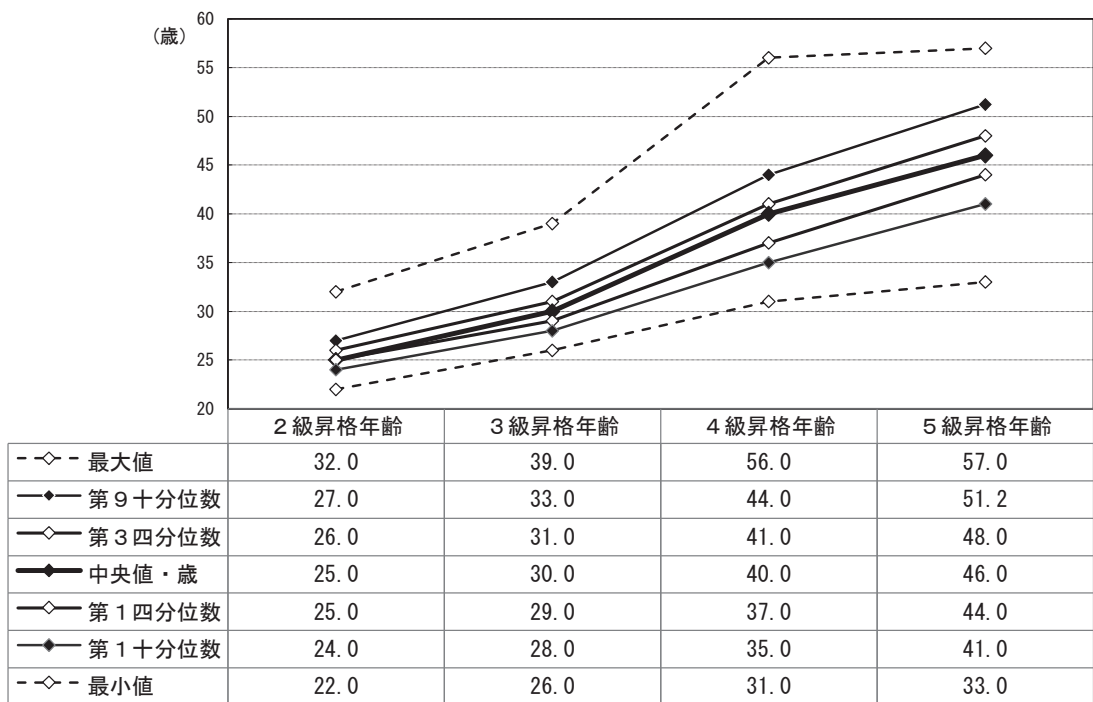
第2-19図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔都道府県計〕



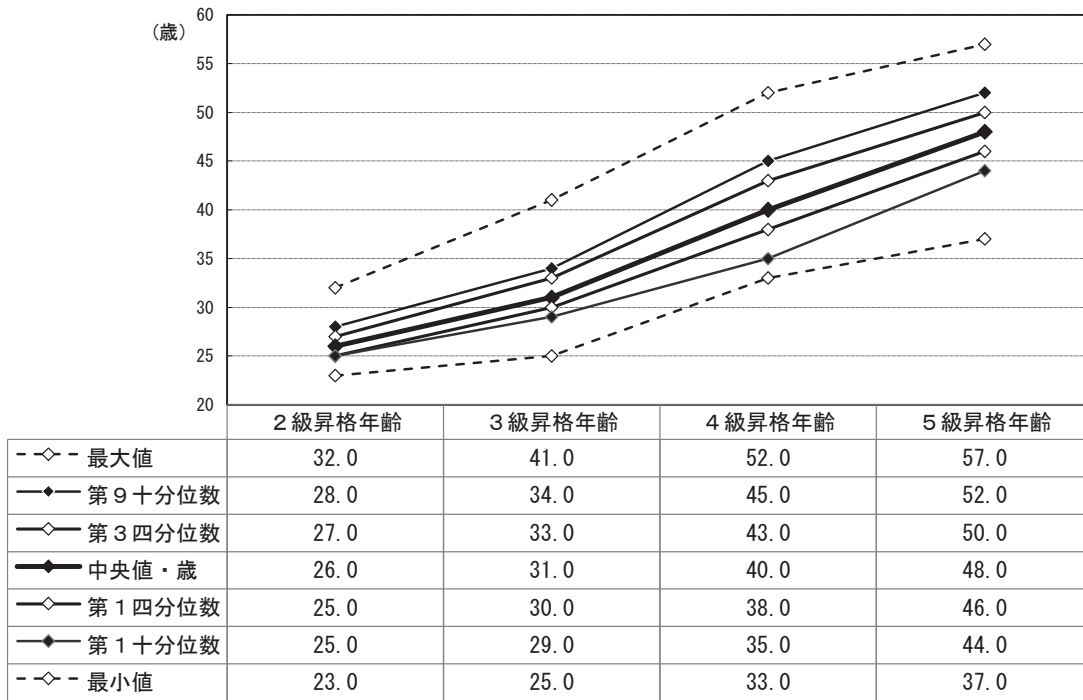
第2-20図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔県都・政令市・特別区計〕



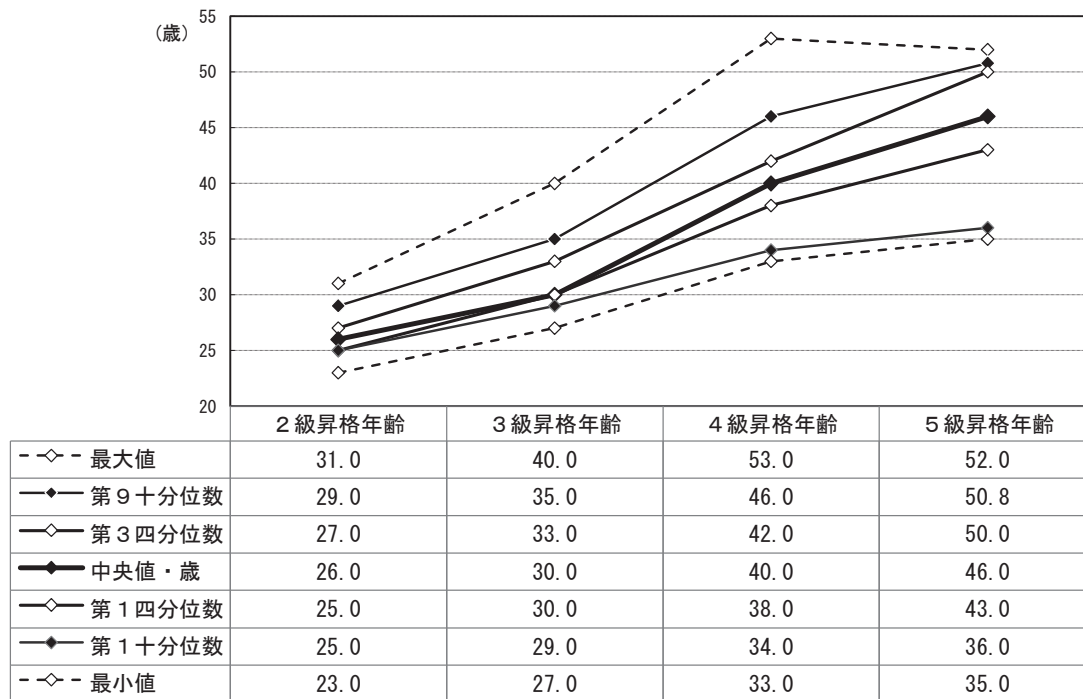
第2-21図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔一般市計〕



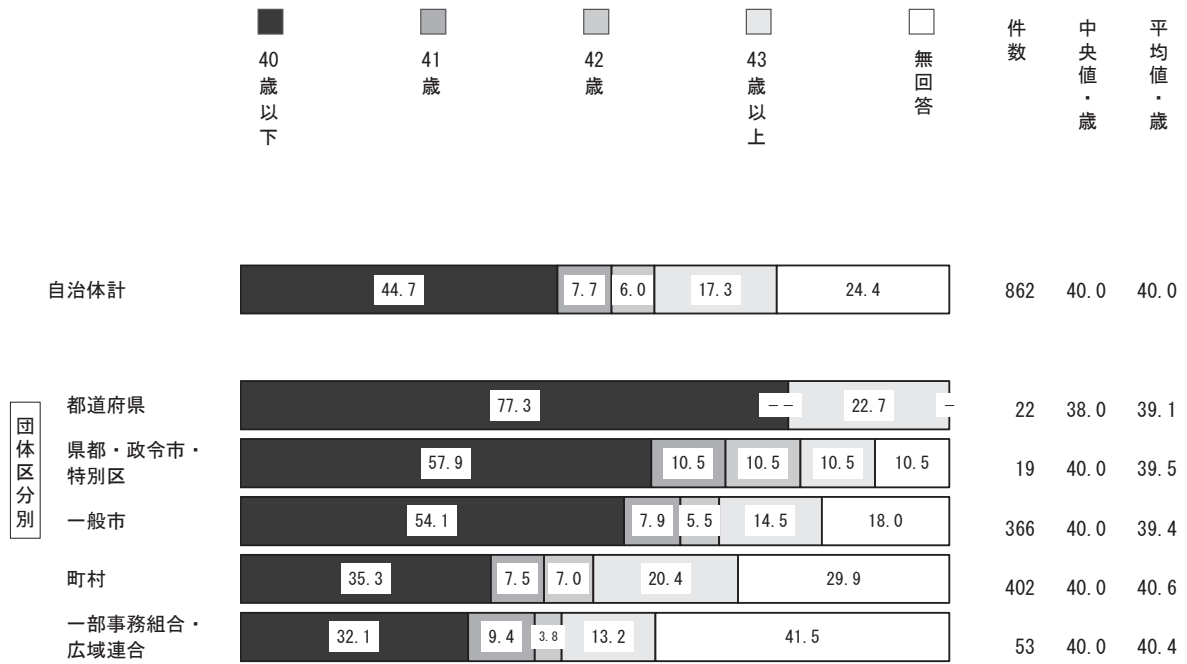
第2-22図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔町村計〕



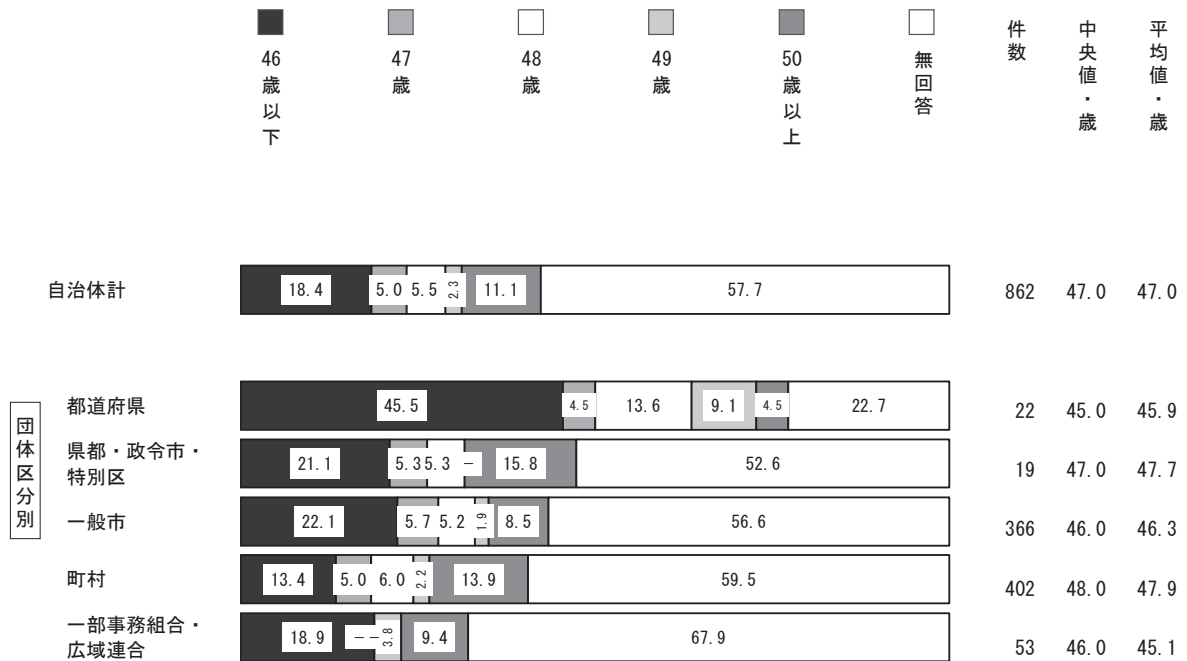
第2-23図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔一部事務組合・広域連合計〕



第2-24図 (行政職) 大学卒・4級昇格年齢

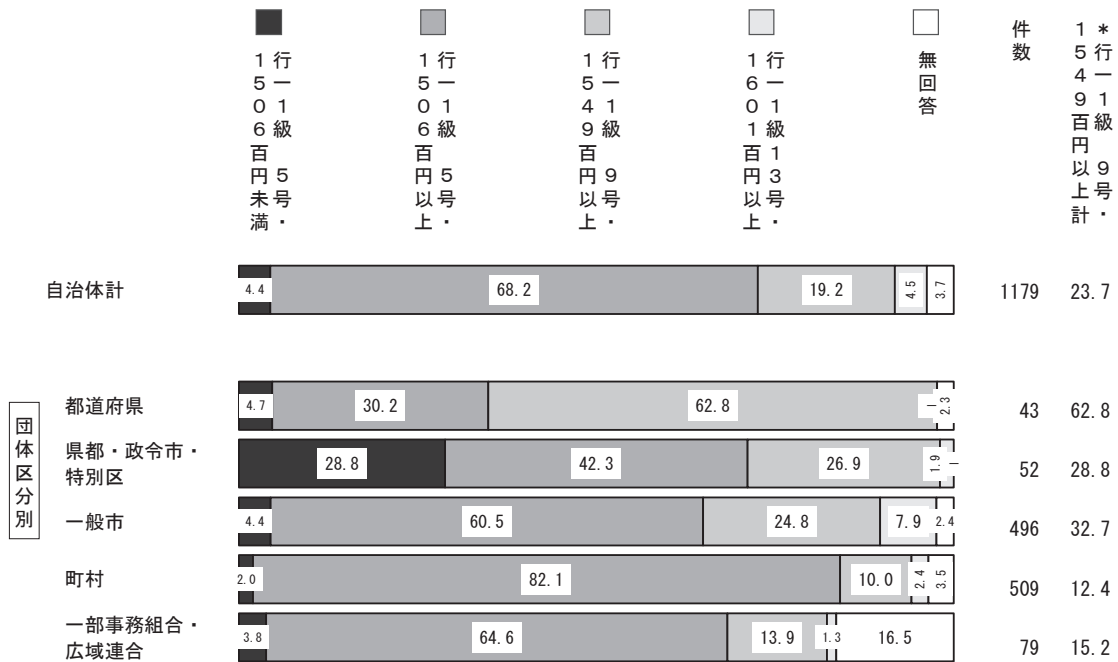


第2-25図 (行政職) 大学卒・5級昇格年齢



7. 18歳高校卒初任給と22歳大学卒初任給の給料月額

第2-26図 (行政職) 18歳高校卒初任給の給料月額

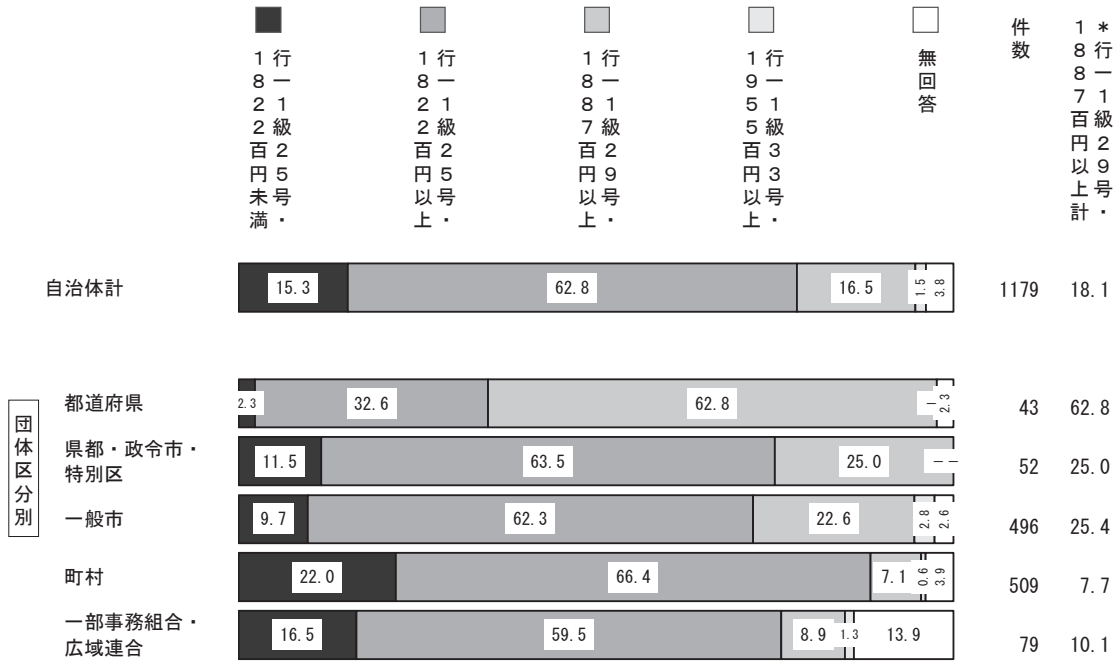


※国公行(一)の高卒初任給は1級5号

第2-12表 (行政職) 18歳高校卒初任給の給料月額(時系列比較)

	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	150,600	152,142	150,600	152,026	147,100	148,928	144,600	146,309	140,100	141,800	140,100	141,900	0
都道府県	154,900	153,970	154,900	153,919	151,500	150,774	149,000	148,260	144,500	143,100	144,500	143,200	0
都区・政令市・特別区	150,600	151,556	150,700	151,668	147,550	149,337	145,500	146,890	143,100	143,000	141,200	142,400	▲ 100
一般市	150,600	152,615	150,600	152,608	147,100	149,421	144,600	146,891	140,100	142,500	140,100	142,700	0
町村	150,600	151,611	150,600	151,365	147,100	148,257	144,600	145,564	140,100	140,900	140,100	140,900	0
一部事務組合・広域連合	150,600	151,915	150,600	151,845	147,100	148,778	144,600	146,090	140,100	141,800	140,100	141,600	0

第2-27図 (行政職) 22歳大学卒初任給の給料月額



※国公行（一）の大卒初任給は1級25号

第2-13表 (行政職) 22歳大学卒初任給の給料月額（時系列比較）

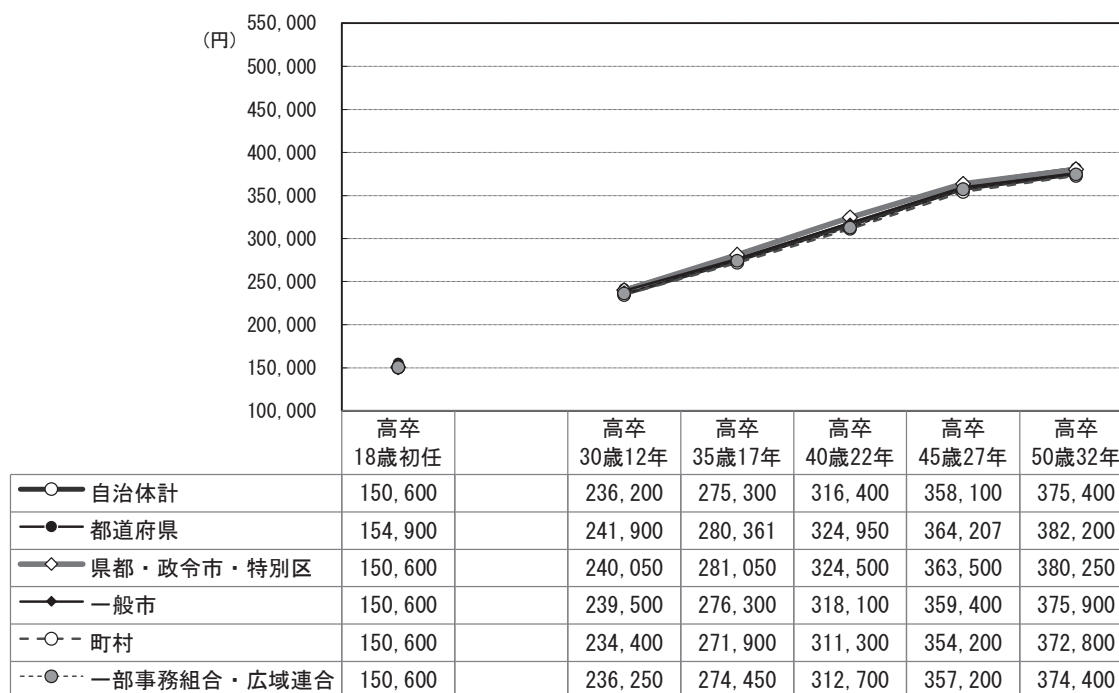
	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	182,200	182,566	182,200	182,394	179,200	179,589	176,700	176,880	172,200	172,500	172,200	172,300	0
都道府県	188,700	187,556	188,700	187,513	185,800	184,832	183,300	182,328	178,800	176,900	178,800	177,100	0
都区市特別区	183,700	184,604	182,600	183,905	179,200	181,486	179,150	179,252	174,200	175,100	172,200	174,400	1,100
一般市	182,200	183,629	182,200	183,550	179,200	180,595	176,700	178,003	172,200	173,700	172,200	173,700	0
町村	182,200	180,954	182,200	180,764	179,200	178,049	176,700	175,187	172,200	170,800	172,200	170,300	0
一部事務組合・広域連合	182,200	181,964	182,200	181,909	179,200	178,908	176,700	176,414	172,200	172,300	172,200	171,400	0

8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

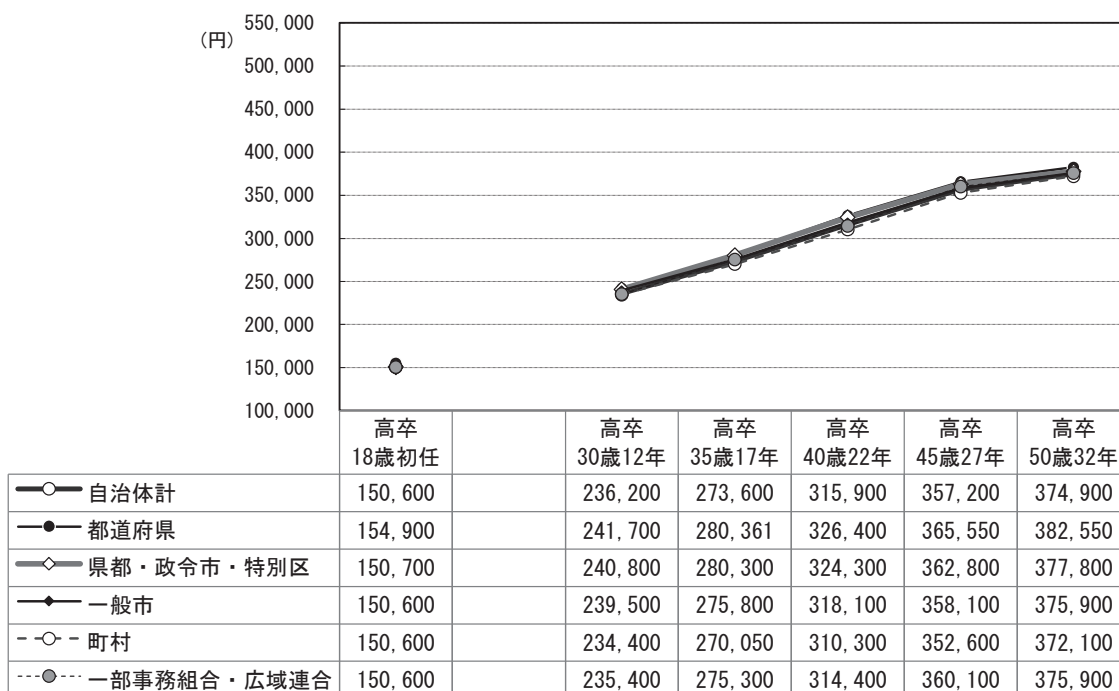
第2-14表 (行政職) 高校卒標準労働者の給料月額への回答件数

	高卒 18歳初任	高卒 30歳12年	高卒 35歳17年	高卒 40歳22年	高卒 45歳27年	高卒 50歳32年	行政職への 回答件数
自治体計	1135	997	987	971	954	937	1179
都道府県	42	41	41	40	40	39	43
県都・政令市・特別区	52	46	46	46	45	44	52
一般市	484	439	435	431	423	416	496
町村	491	417	411	402	395	388	509
一部事務組合・広域連合	66	54	54	52	51	50	79

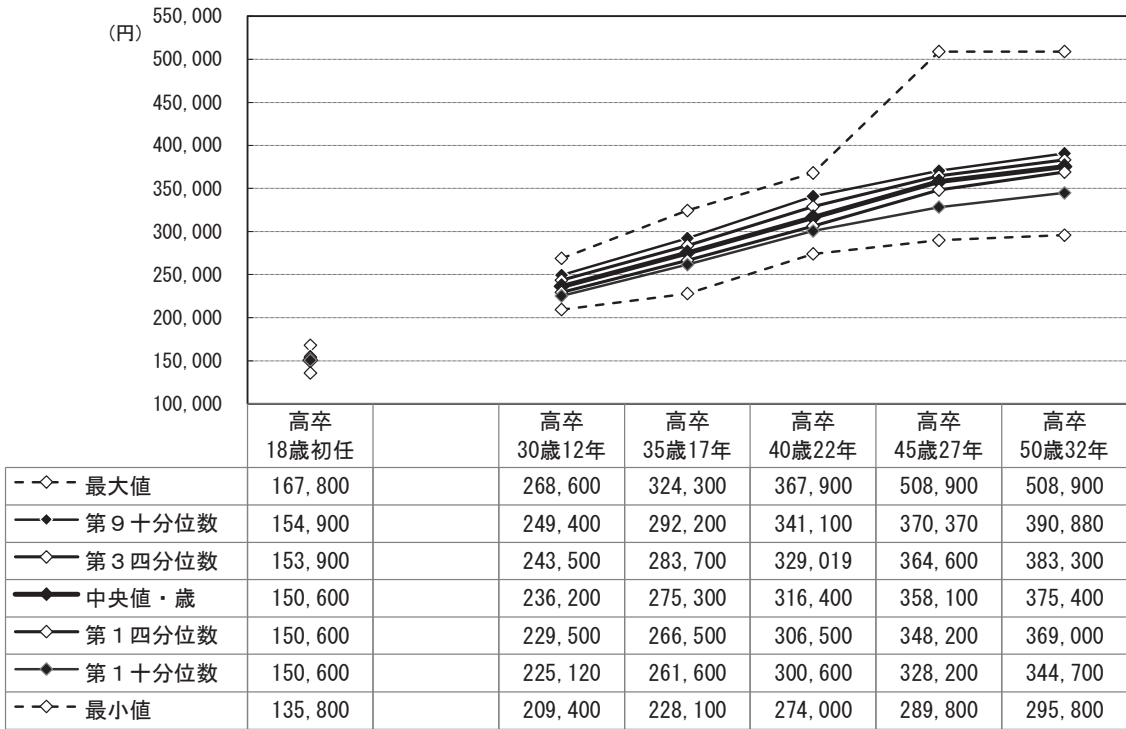
第2-28図 (行政職) 高校卒標準労働者の給料月額 (中央値・円)



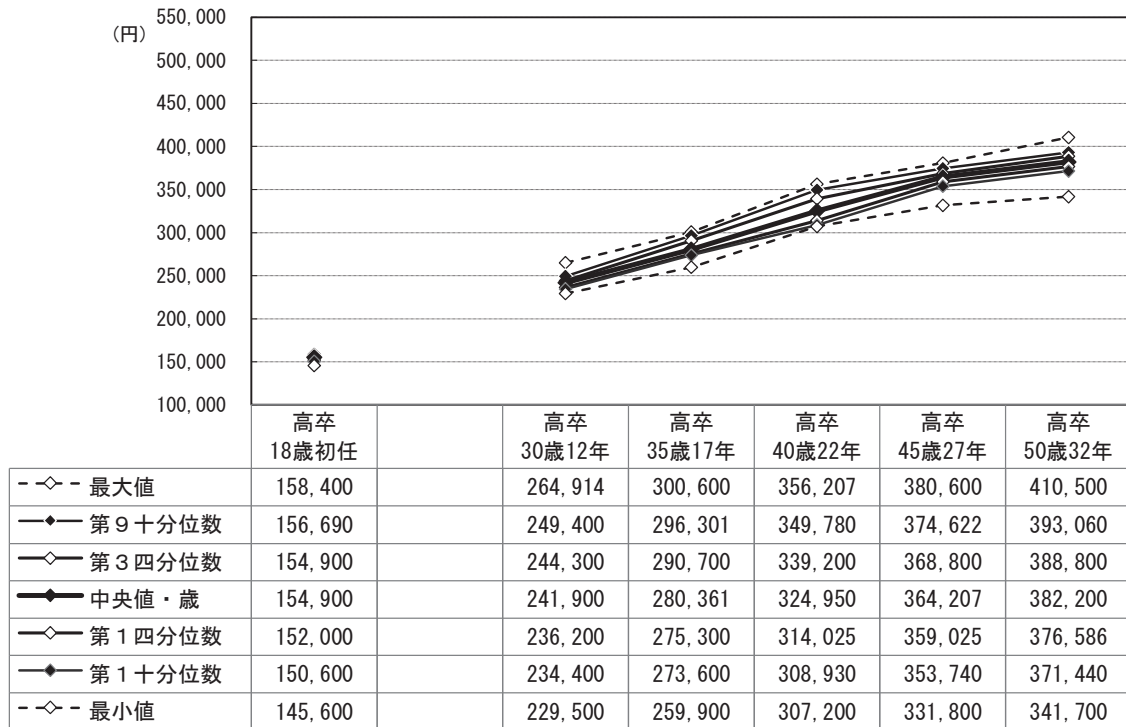
第2-29図 (行政職) 高校卒標準労働者の給料月額 (2020年・中央値・円)



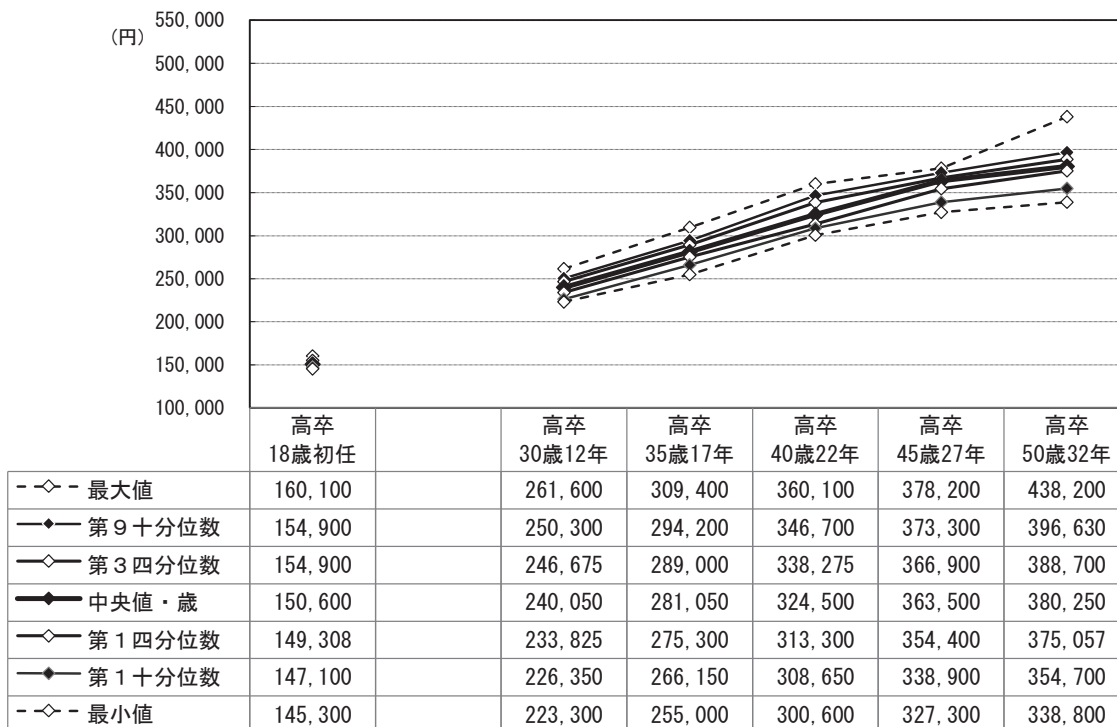
第2-30図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



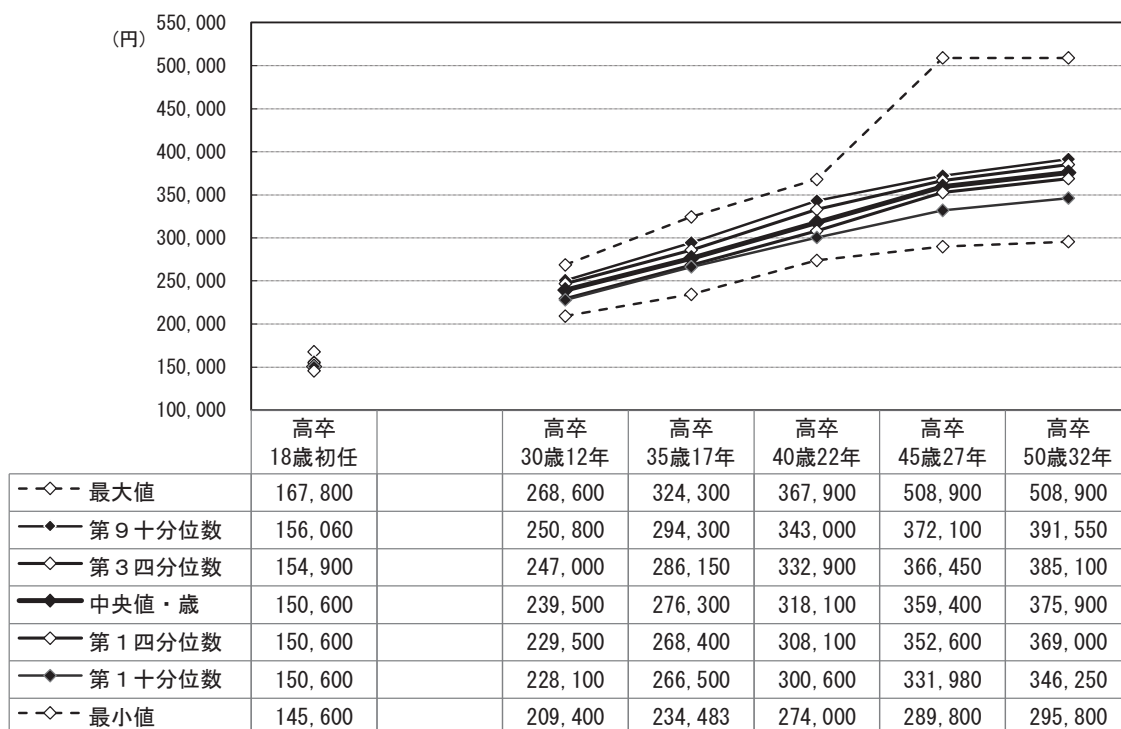
第2-31図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔都道府県計〕



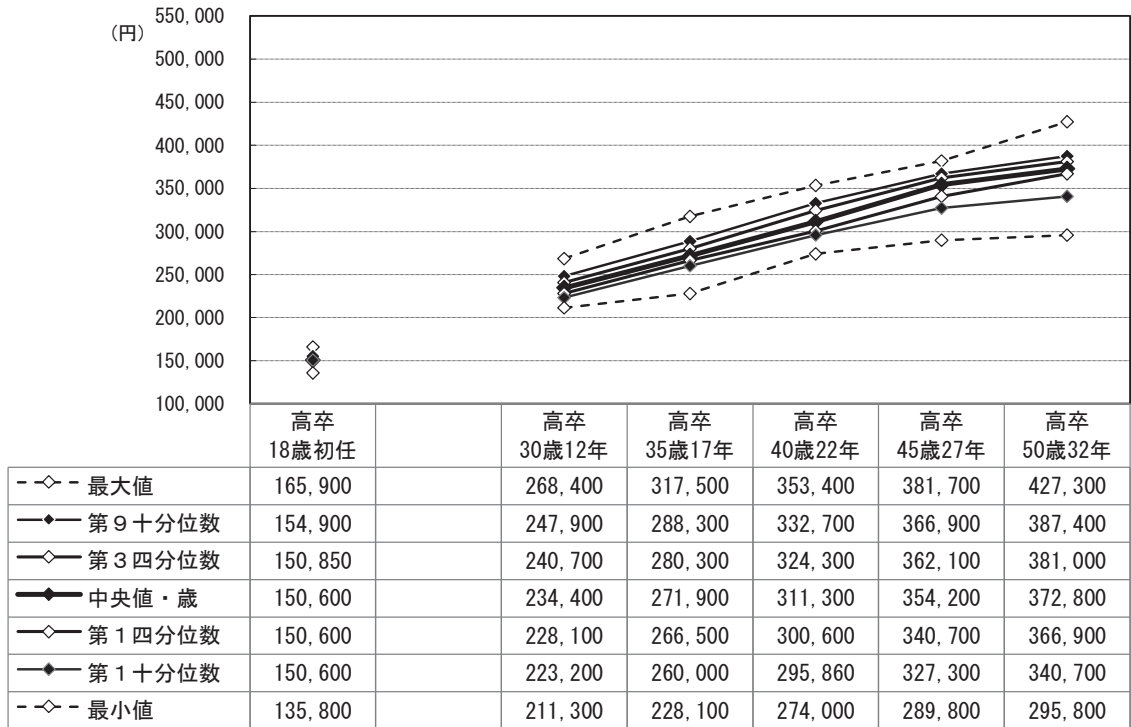
第2-32図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市・特別区計〕



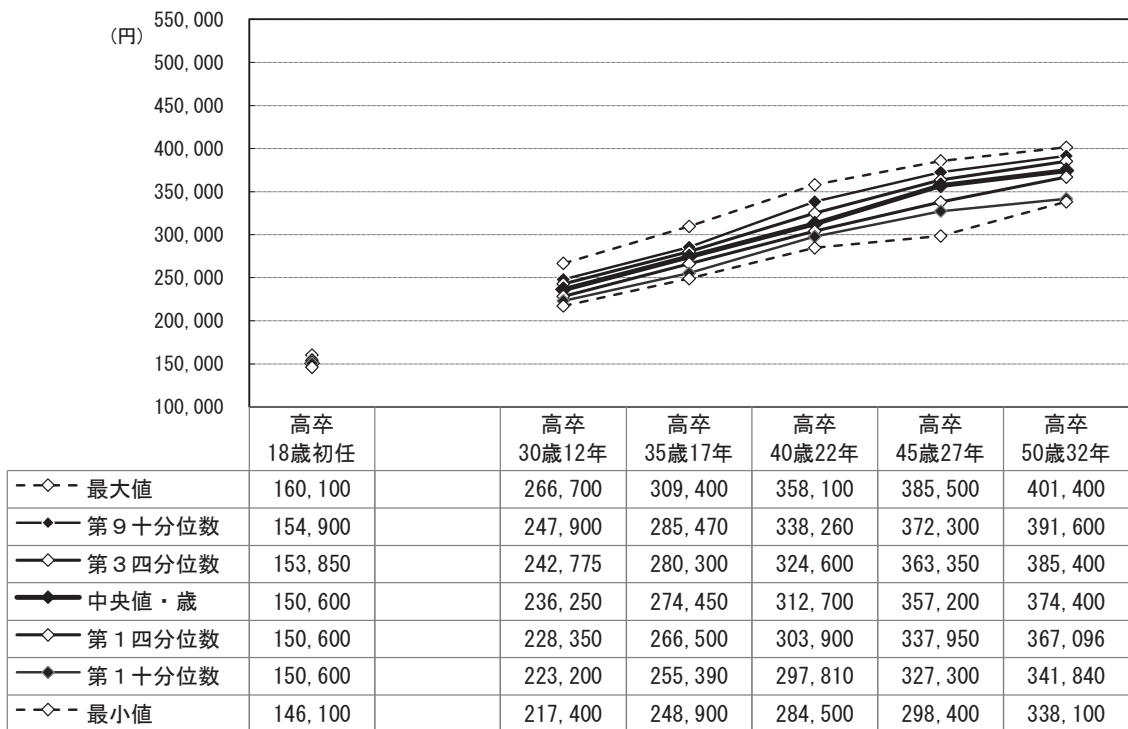
第2-33図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第2-34図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



第2-35図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔一部事務組合・広域連合計〕

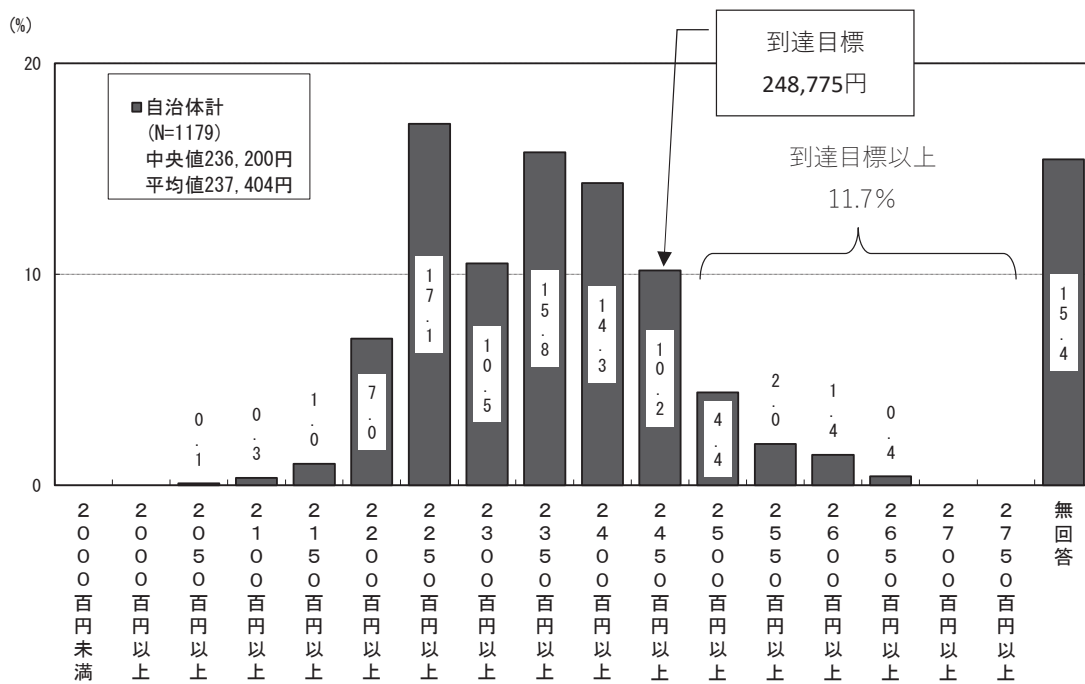


到達目標（ポイント賃金）の考え方

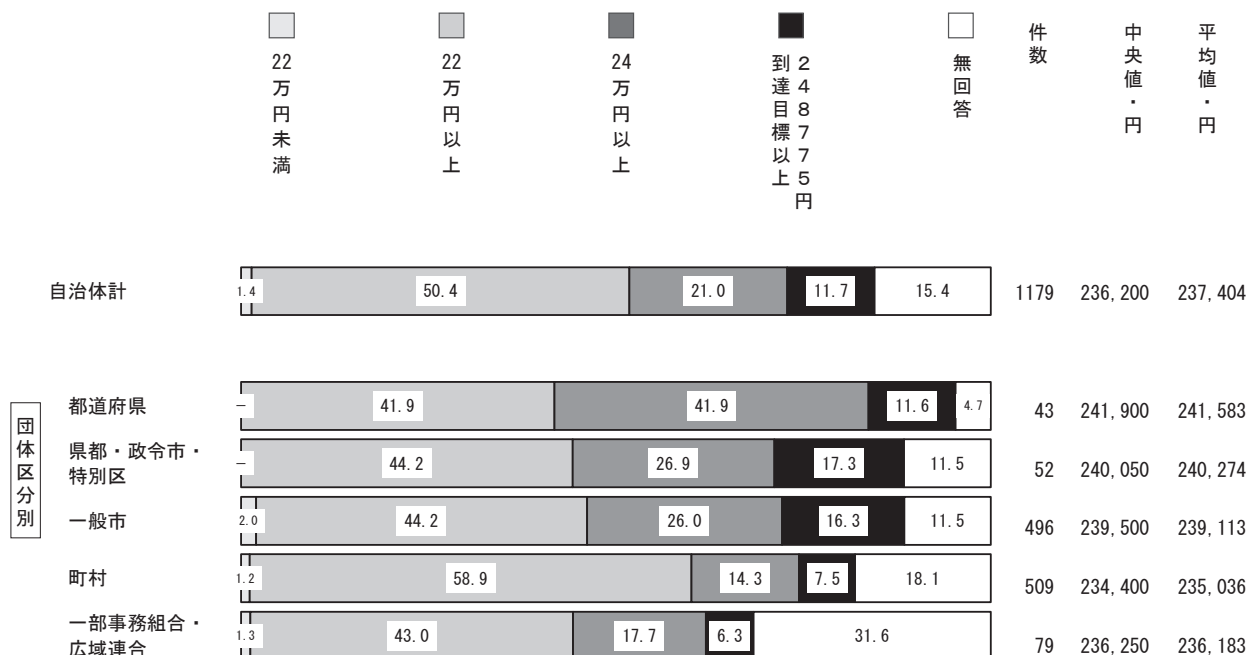
30歳 248,775円
 (国公行(一) 3-13水準、249,400円)
 35歳 293,807円
 (国公行(一) 3-40水準、294,300円)
 40歳 343,042円
 (国公行(一) 4-43水準、344,800円)

上記の到達目標は、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%に、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

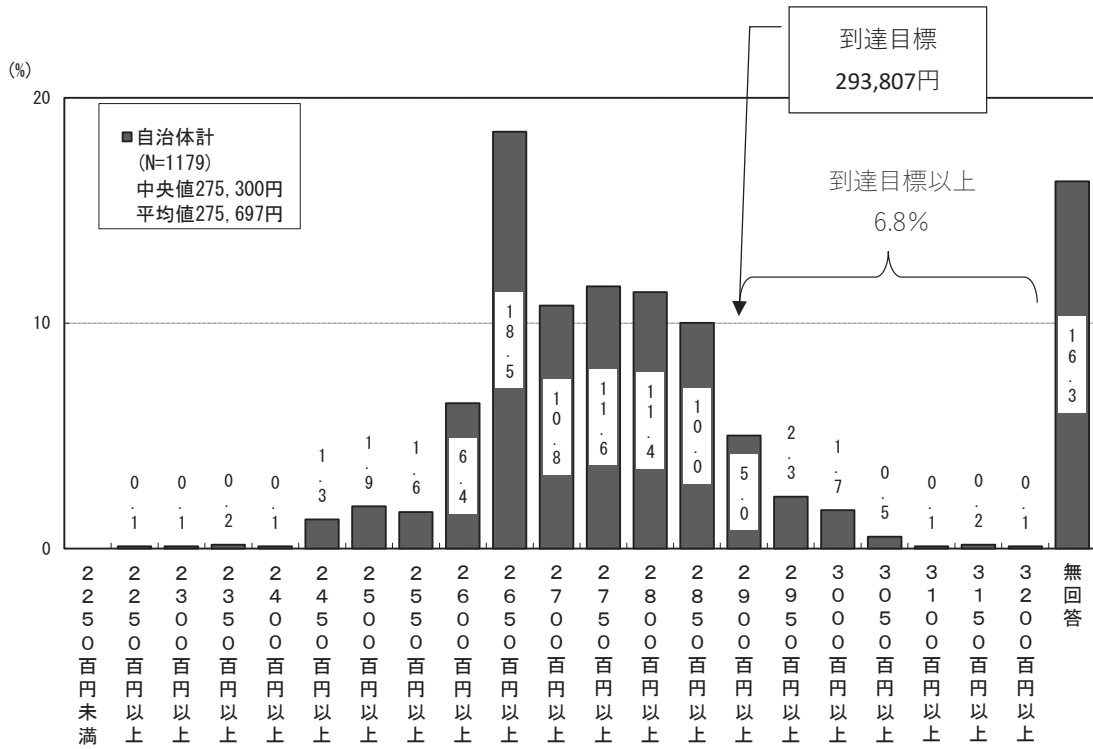
第2-36図 (行政職) 高校卒30歳勤続12年・給料月額(分布・5,000円刻み)



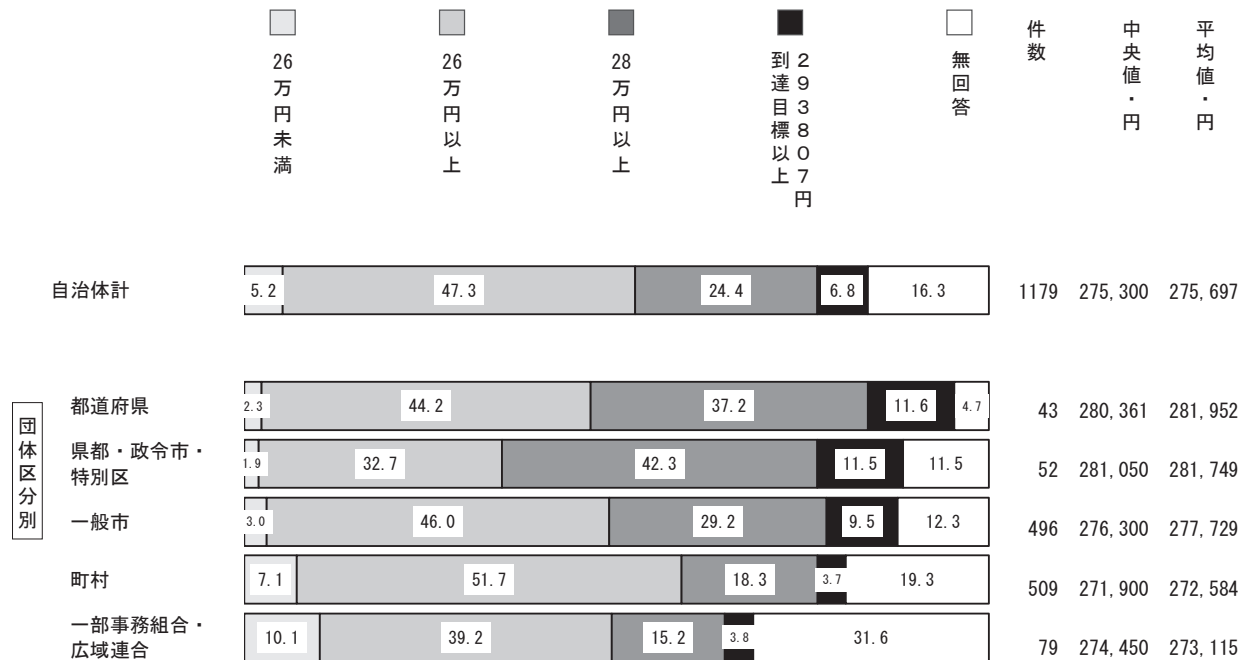
第2-37図 (行政職) 高校卒30歳勤続12年・給料月額



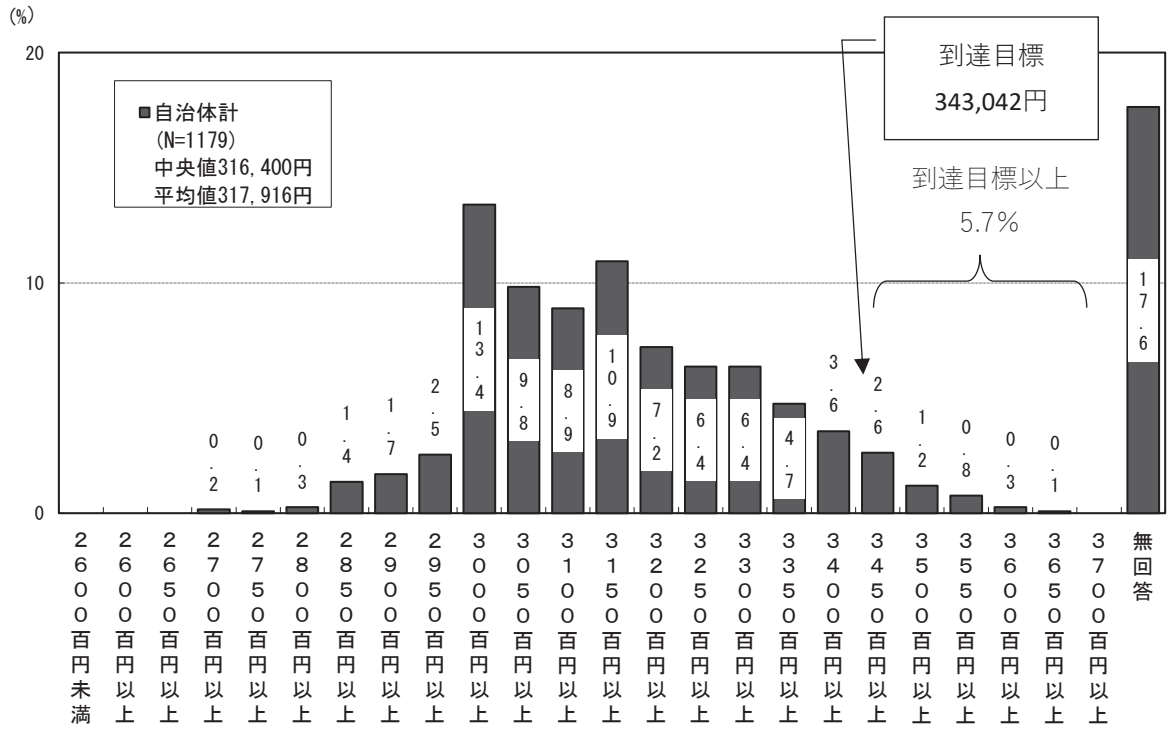
第2-38図 (行政職) 高校卒35歳勤続17年・給料月額(分布・5,000円刻み)



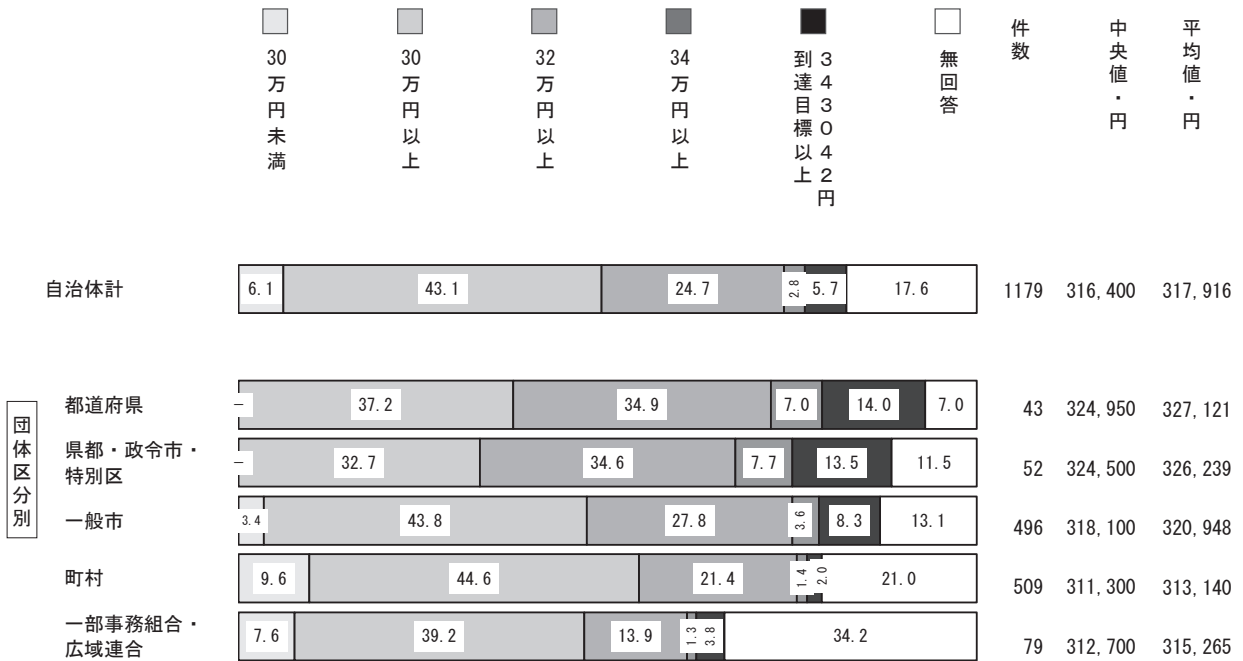
第2-39図 (行政職) 高校卒35歳勤続17年・給料月額



第2-40図 (行政職) 高校卒40歳勤続22年・給料月額(分布・5,000円刻み)



第2-41図 (行政職) 高校卒40歳勤続22年・給料月額

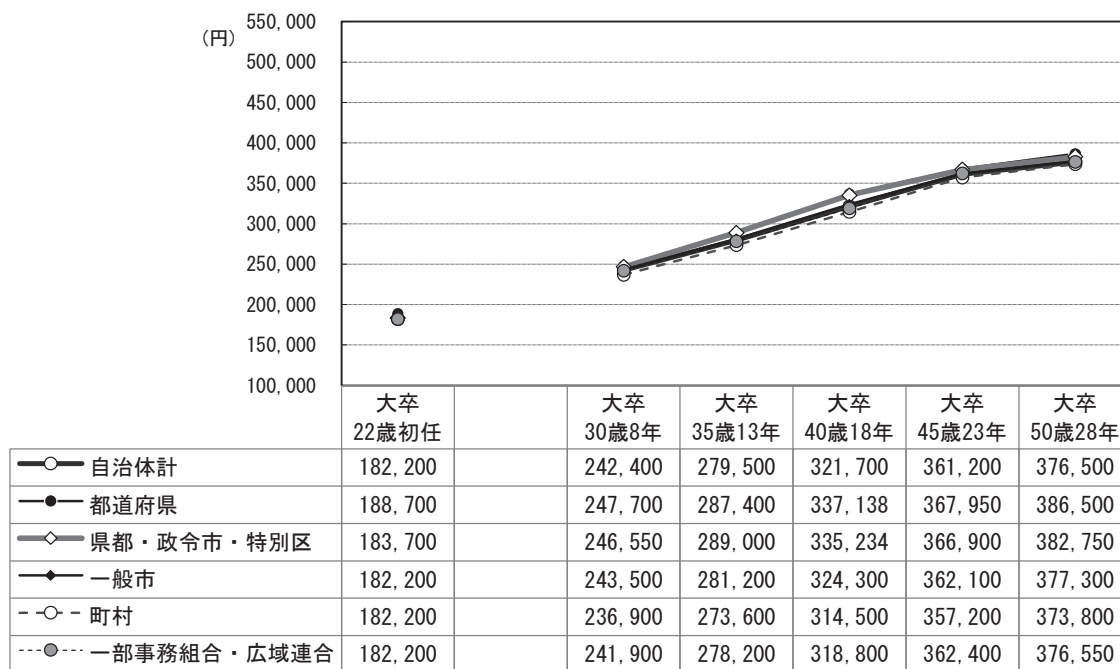


9. 大学卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

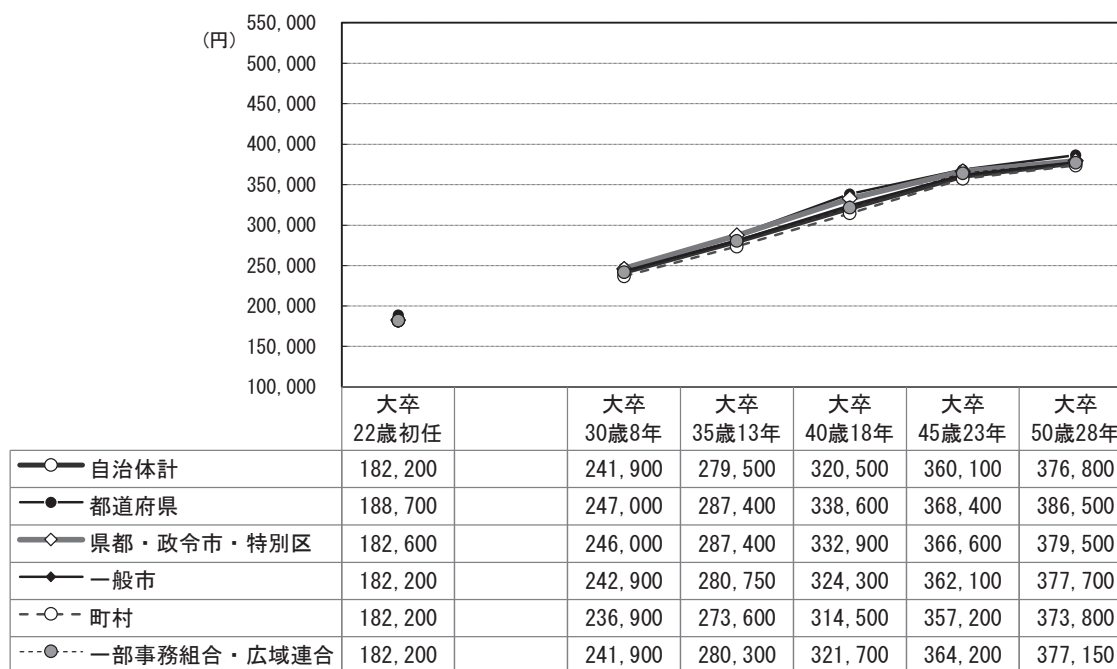
第2-15表 (行政職) 大学卒標準労働者の給料月額への回答件数

	大卒 22歳初任	大卒 30歳8年	大卒 35歳13年	大卒 40歳18年	大卒 45歳23年	大卒 50歳28年	行政職への 回答件数
自治体計	1134	990	985	967	948	929	1179
団体 区分 別							
都道府県	42	41	41	40	40	39	43
県都・政令市・特別区	52	46	46	46	45	44	52
一般市	483	441	439	431	421	412	496
町村	489	409	405	397	391	386	509
一部事務組合・広域連合	68	53	54	53	51	48	79

第2-42図 (行政職) 大学卒標準労働者の給料月額 (2022年・中央値・円)



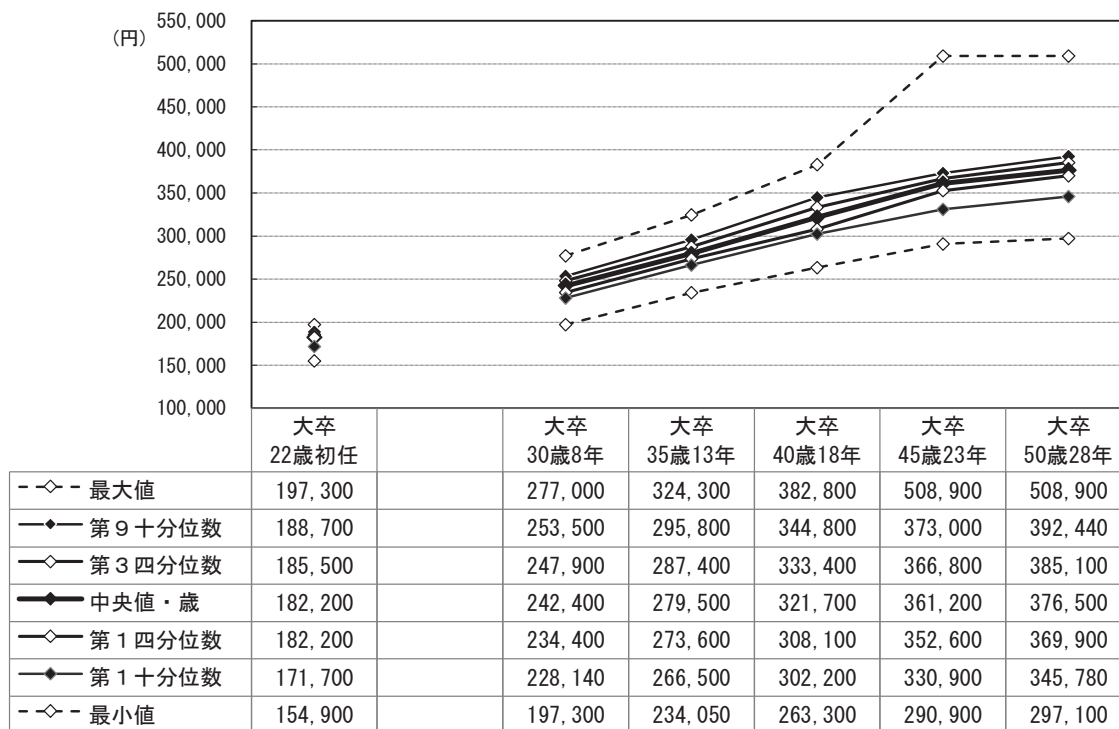
第2-43図 (行政職) 大学卒標準者の給料月額 (2020年・中央値・百円)



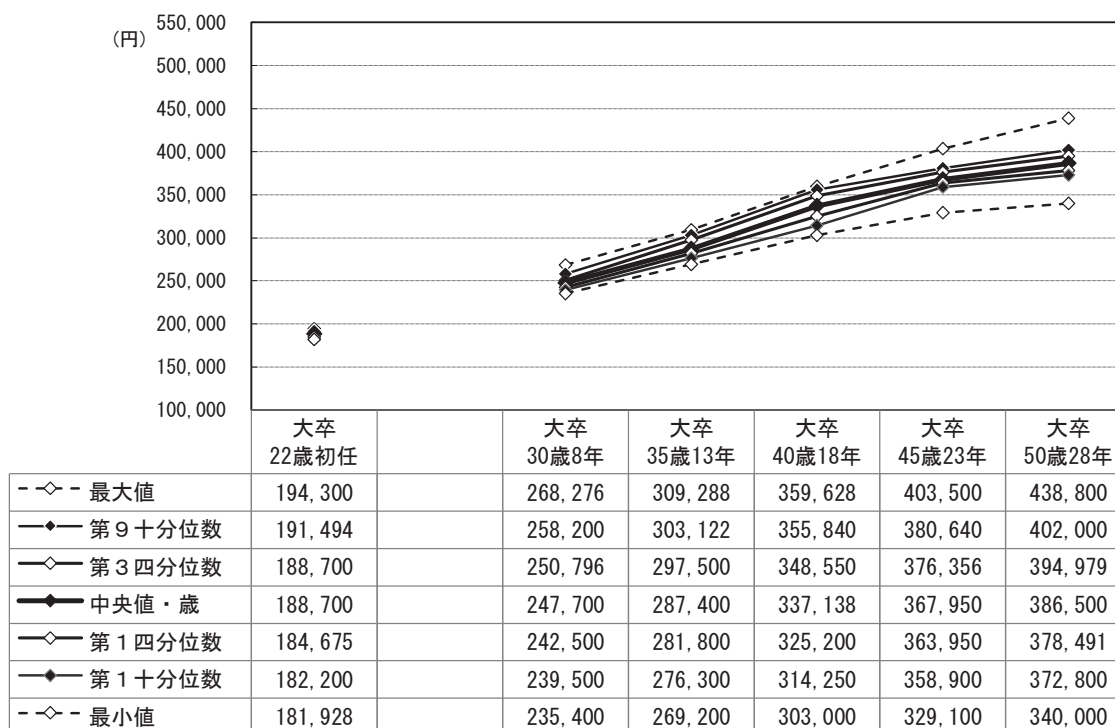
第2-16表 (行政職) 高校卒・大学卒の給料月額の同一年齢比較(中央値)

		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
自治体計		242,400	279,500	321,700	361,200	376,500
団 体 区 分 別	都道府県	247,700	287,400	337,138	367,950	386,500
	県都・政令市・特別区	246,550	289,000	335,234	366,900	382,750
	一般市	243,500	281,200	324,300	362,100	377,300
	町村	236,900	273,600	314,500	357,200	373,800
	一部事務組合・広域連合	241,900	278,200	318,800	362,400	376,550
【再掲・高校卒標準労働者】						
自治体計		236,200	275,300	316,400	358,100	375,400
団 体 区 分 別	都道府県	241,900	280,361	324,950	364,207	382,200
	県都・政令市・特別区	240,050	281,050	324,500	363,500	380,250
	一般市	239,500	276,300	318,100	359,400	375,900
	町村	234,400	271,900	311,300	354,200	372,800
	一部事務組合・広域連合	236,250	274,450	312,700	357,200	374,400
【大学卒-高校卒】						
自治体計		6,200	4,200	5,300	3,100	1,100
団 体 区 分 別	都道府県	5,800	7,039	12,188	3,743	4,300
	県都・政令市・特別区	6,500	7,950	10,734	3,400	2,500
	一般市	4,000	4,900	6,200	2,700	1,400
	町村	2,500	1,700	3,200	3,000	1,000
	一部事務組合・広域連合	5,650	3,750	6,100	5,200	2,150

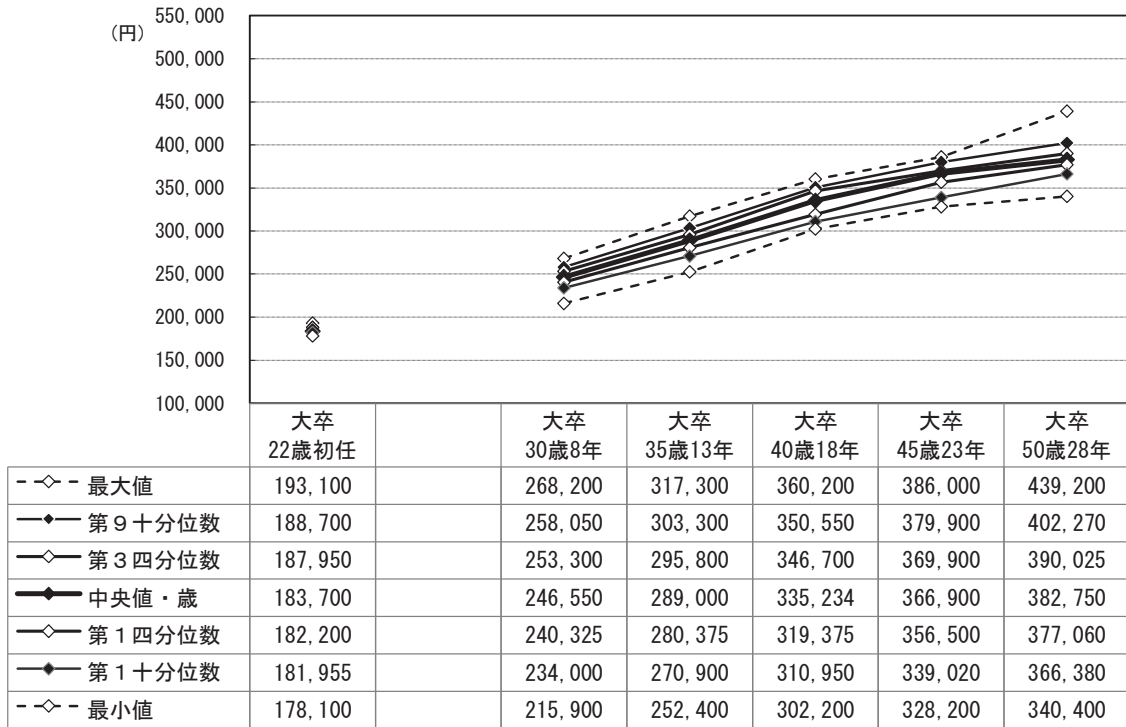
第2-44 図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



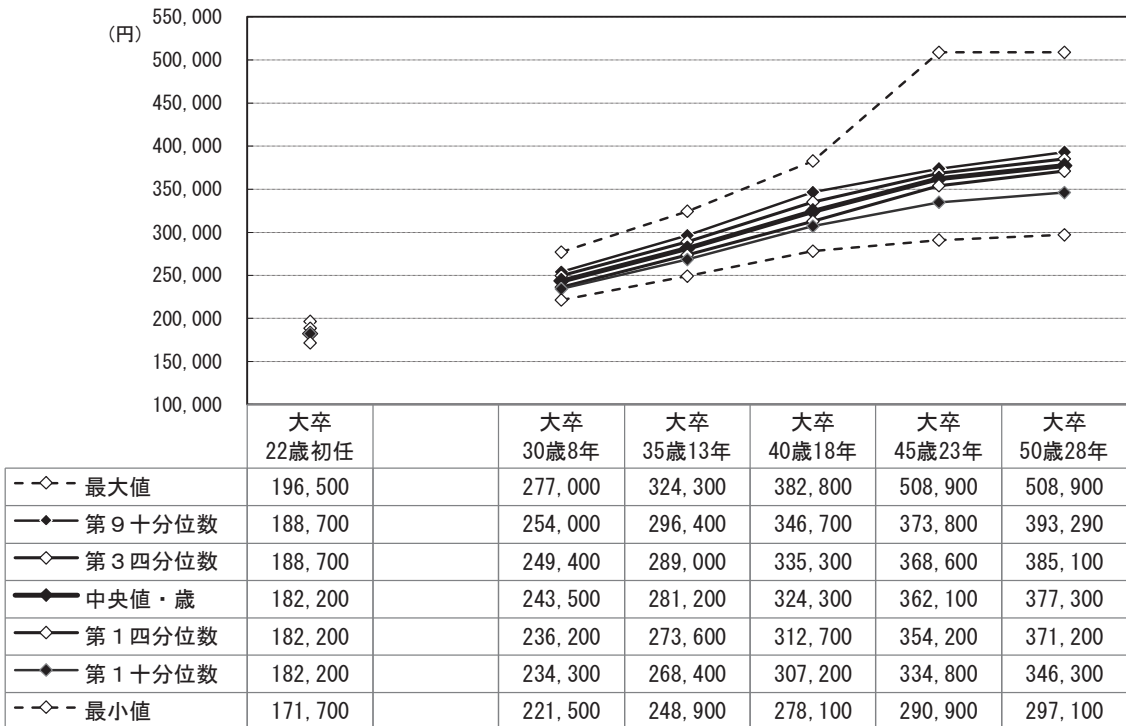
第2-45 図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔都道府県計〕



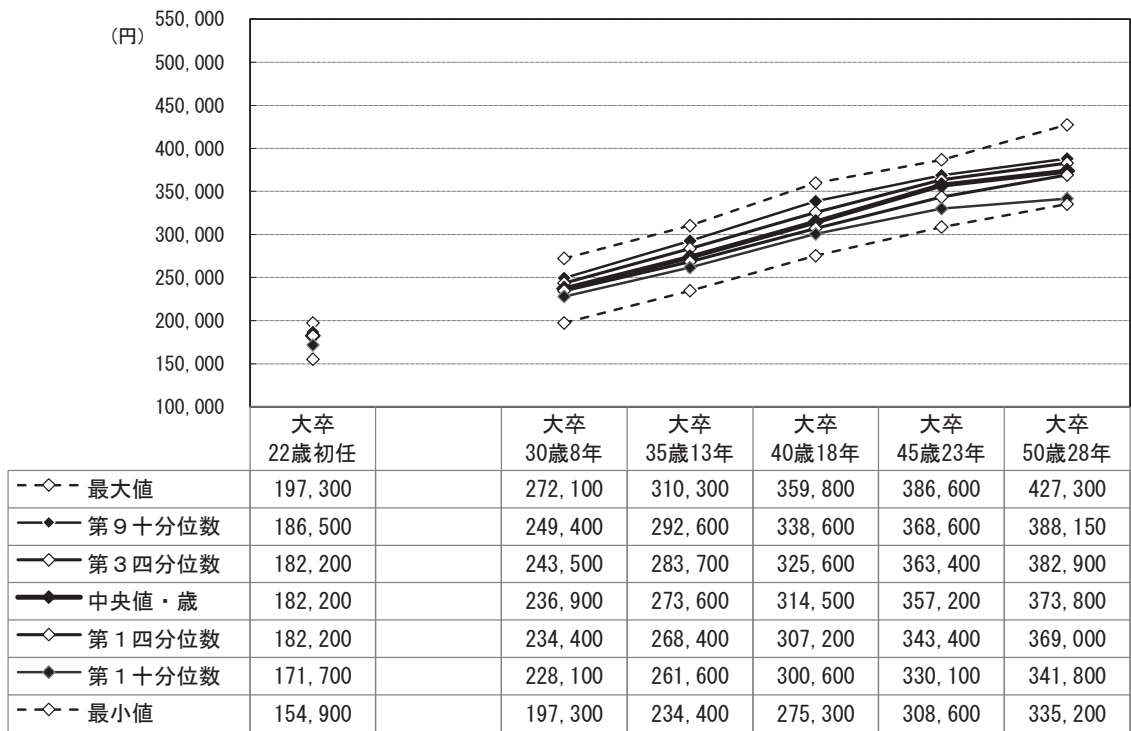
第2-46図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市・特別区計〕



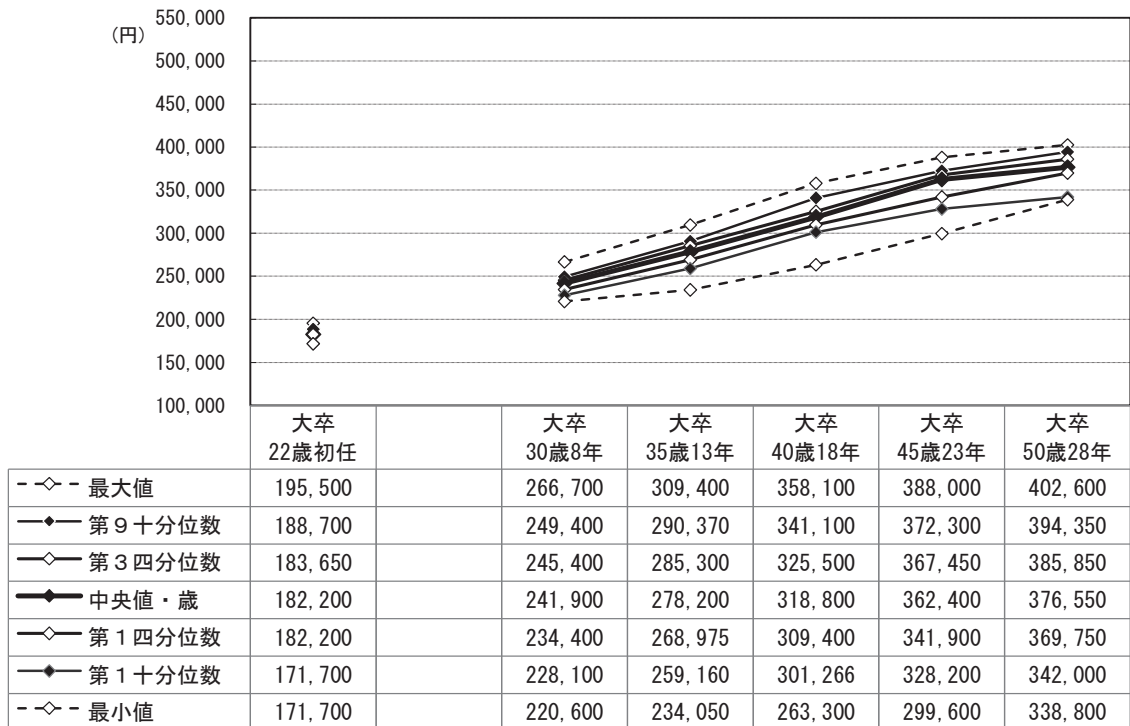
第2-47図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第2-48図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



第2-49図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔一部事務組合・広域連合計〕

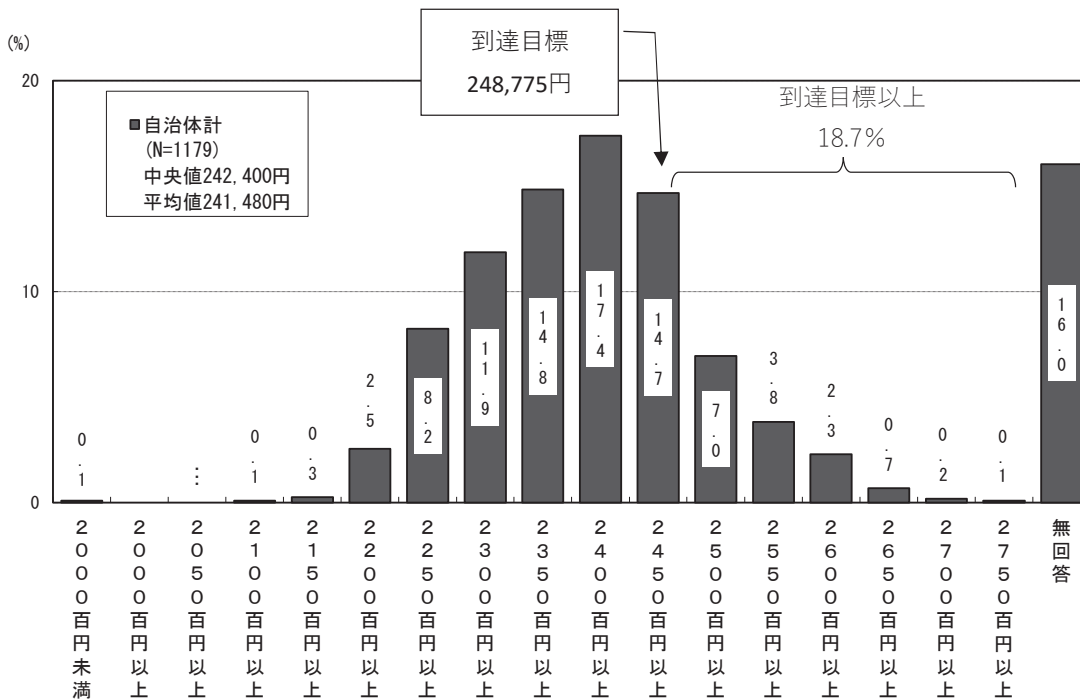


到達目標（ポイント賃金）の考え方

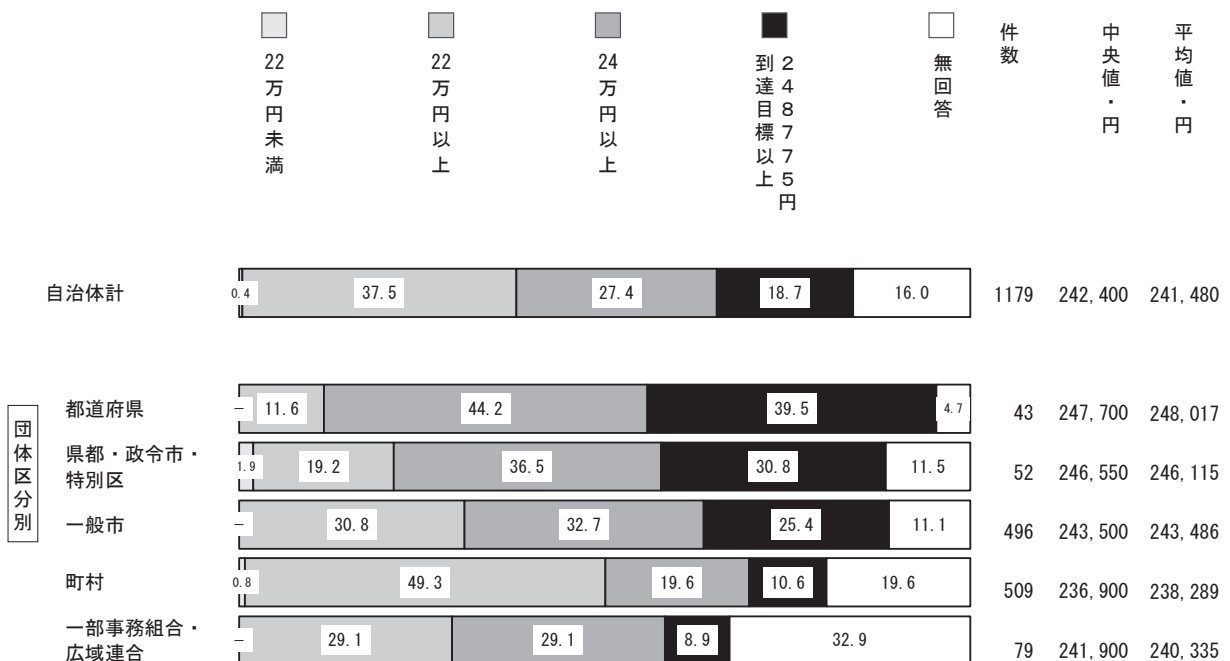
30歳 248,775円
 (国公行(一)3-13水準、249,400円)
 35歳 293,807円
 (国公行(一)3-40水準、294,300円)
 40歳 343,042円
 (国公行(一)4-43水準、344,800円)

上記の到達目標は、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%に、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

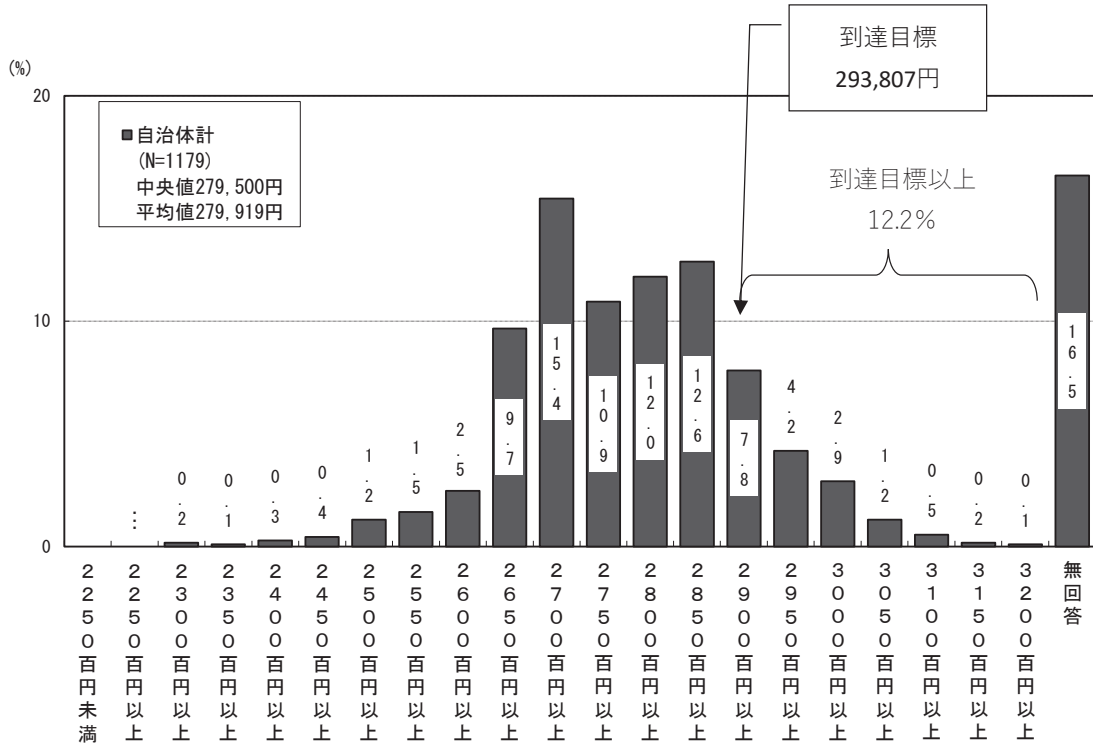
第2-50図 (行政職) 大学卒30歳勤続8年・給料月額(分布・5,000円刻み)



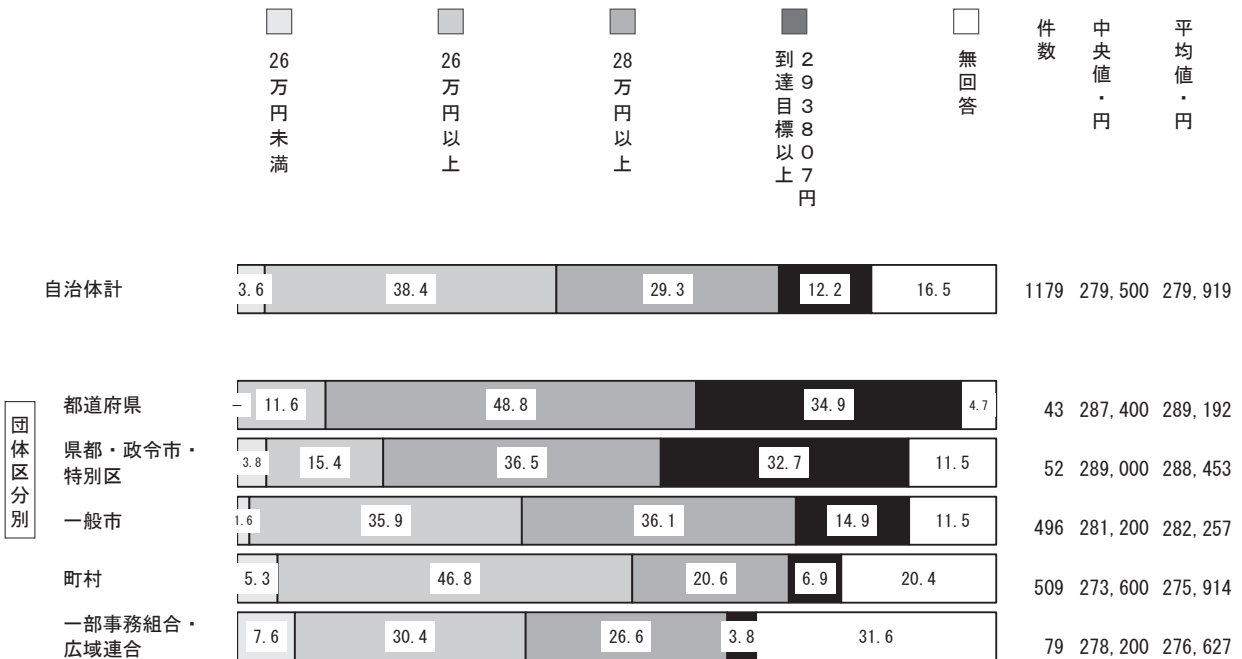
第2-51図 (行政職) 大学卒30歳勤続8年・給料月額



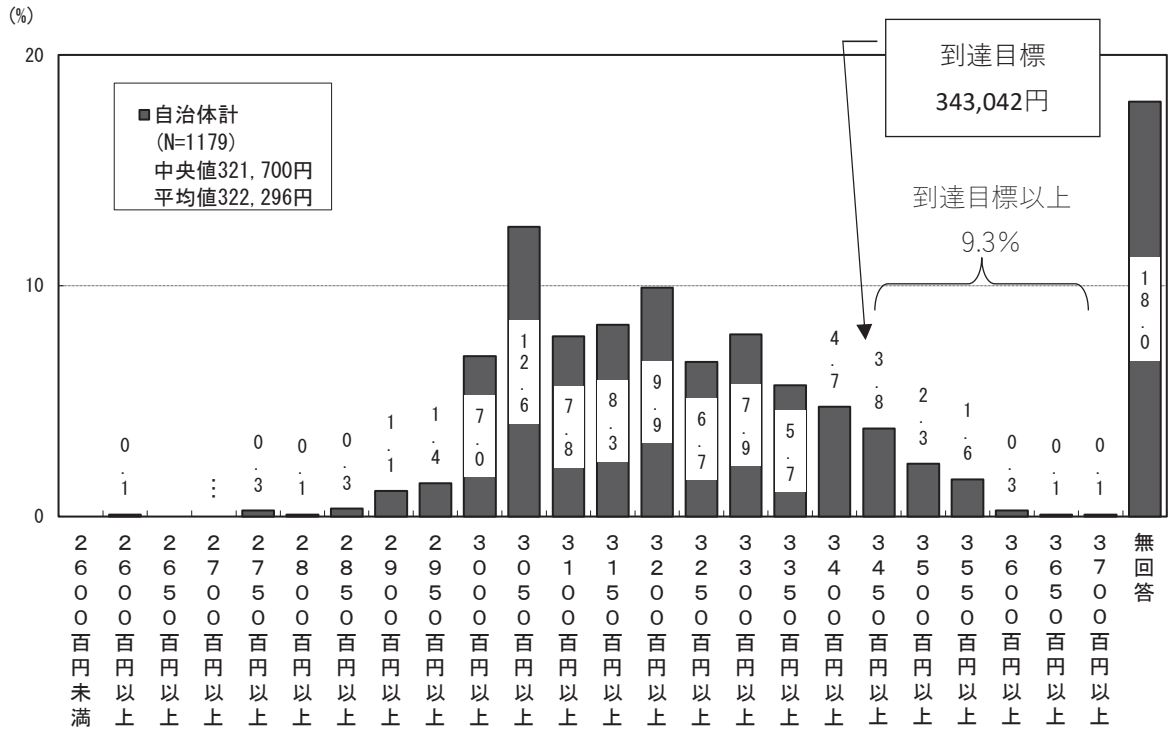
第2-52図 (行政職) 大学卒 35歳勤続13年・給料月額 (分布・5,000円刻み)



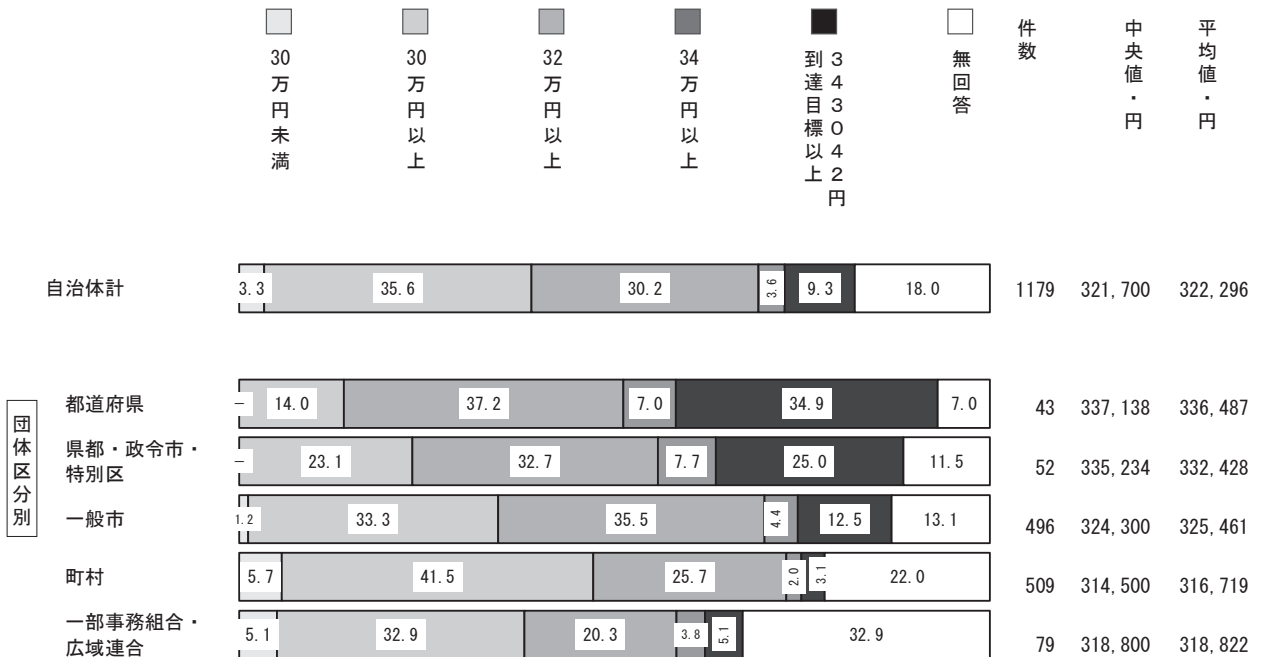
第2-53図 (行政職) 大学卒 35歳勤続13年・給料月額



第2-54 図 (行政職) 大学卒 40 歳勤続 18 年・給料月額 (分布・5,000 円刻み)



第2-55 図 (行政職) 大学卒 40 歳勤続 18 年・給料月額



10. 標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較

第2-17表 (行政職) 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		高卒(中央値)						高卒(平均値)						
		18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	
自治体計	2022年	150,600	236,200	275,300	316,400	358,100	375,400	152,142	237,404	275,697	317,916	354,703	374,211	
	2020年	150,600	236,200	273,600	315,900	357,200	374,900	152,026	236,992	275,211	317,298	354,441	374,168	
	2018年	147,100	234,600	274,100	315,800	357,500	375,000	148,928	235,536	275,062	318,085	354,612	374,174	
	2016年	144,600	232,600	272,400	316,450	356,000	374,200	146,309	233,657	274,189	317,570	353,635	373,142	
	2014年	140,100	230,200	275,300	318,400	360,500	378,000	141,794	231,899	275,738	319,513	356,605	376,934	
	2012年	140,100	230,200	275,300	318,400	360,900	378,200	141,900	232,300	276,000	319,600	356,700	377,000	
	2022年-2020年	0	0	1,700	500	900	500	115	412	486	618	262	43	
団 体 区 分 別	都 道 府 県	2022年	154,900	241,900	280,361	324,950	364,207	382,200	153,970	241,583	281,952	327,121	362,954	381,625
		2020年	154,900	241,700	280,361	326,400	365,550	382,550	153,919	241,640	281,933	327,585	363,981	381,106
		2018年	151,500	240,835	279,456	327,000	365,150	381,700	150,774	240,179	280,990	328,271	363,255	381,353
		2016年	149,000	238,700	278,350	323,900	363,000	380,100	148,260	237,441	278,536	323,969	360,254	379,434
		2014年	144,500	237,000	282,500	329,300	368,000	387,500	143,088	236,049	281,892	329,351	364,727	384,530
		2012年	144,500	236,100	282,600	331,000	368,300	387,800	143,200	236,200	280,700	329,500	365,800	385,000
	2022年-2020年	0	200	0	▲ 1,450	▲ 1,343	▲ 350	52	▲ 57	19	▲ 464	▲ 1,026	519	
県 都 ・ 政 令 市 ・ 特 別 区	2022年	150,600	240,050	281,050	324,500	363,500	380,250	151,556	240,274	281,749	326,239	359,143	379,689	
	2020年	150,700	240,800	280,300	324,300	362,800	377,800	151,668	241,049	281,539	325,928	358,127	377,135	
	2018年	147,550	240,700	284,100	324,500	361,700	378,650	149,337	239,534	282,206	327,701	359,375	379,902	
	2016年	145,500	237,000	278,900	323,600	360,650	375,000	146,890	236,690	278,915	322,813	353,953	372,745	
	2014年	143,100	236,100	279,100	322,700	365,000	382,200	143,015	236,667	281,133	325,038	358,840	377,980	
	2012年	141,200	238,400	282,700	328,700	367,400	384,500	142,400	238,000	282,200	329,600	363,500	384,300	
2022年-2020年	▲ 100	▲ 750	750	200	700	2,450	▲ 112	▲ 775	211	311	1,016	2,554		
一 般 市	2022年	150,600	239,500	276,300	318,100	359,400	375,900	152,615	239,113	277,729	320,948	357,105	375,354	
	2020年	150,600	239,500	275,800	318,100	358,100	375,900	152,608	239,137	277,786	320,715	356,618	375,443	
	2018年	147,100	238,600	276,000	318,600	359,700	375,500	149,421	237,441	277,157	321,100	356,986	375,602	
	2016年	144,600	236,400	278,000	319,300	359,500	374,700	146,891	236,049	276,752	321,030	356,742	375,093	
	2014年	140,100	235,800	280,500	321,900	362,300	378,600	142,505	234,580	278,891	323,521	360,219	379,911	
	2012年	140,100	235,800	281,000	323,400	363,000	380,400	142,700	235,400	279,700	324,100	360,600	380,400	
	2022年-2020年	0	0	500	0	1,300	0	8	▲ 24	▲ 56	233	487	▲ 90	
町 村	2022年	150,600	234,400	271,900	311,300	354,200	372,800	151,611	235,036	272,584	313,140	351,121	371,675	
	2020年	150,600	234,400	270,050	310,300	352,600	372,100	151,365	234,331	271,742	312,369	351,009	372,062	
	2018年	147,100	231,900	272,400	312,300	353,800	372,400	148,257	233,021	271,941	313,477	351,142	371,627	
	2016年	144,600	230,700	270,700	311,500	353,000	371,800	145,564	230,660	270,933	313,185	350,015	370,714	
	2014年	140,100	227,700	269,600	311,000	356,100	375,600	140,917	228,342	271,699	314,325	352,245	373,531	
	2012年	140,100	227,700	269,600	310,600	356,100	375,500	140,900	228,100	271,300	313,200	351,200	372,200	
	2022年-2020年	0	0	1,850	1,000	1,600	700	246	704	843	771	113	▲ 387	
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	2022年	150,600	236,250	274,450	312,700	357,200	374,400	151,915	236,183	273,115	315,265	352,125	373,784	
	2020年	150,600	235,400	275,300	314,400	360,100	375,900	151,845	235,567	273,663	317,412	355,900	374,221	
	2018年	147,100	233,100	272,400	314,400	357,700	373,400	148,778	234,319	273,789	316,706	353,563	373,843	
	2016年	144,600	232,600	272,400	316,900	356,900	375,800	146,090	234,222	273,963	318,332	354,071	373,737	
	2014年	140,100	232,000	274,600	319,600	358,200	378,200	141,771	233,504	276,153	321,103	357,409	376,284	
	2012年	140,100	230,200	273,400	318,400	358,500	378,200	141,600	232,900	274,900	320,500	357,500	376,700	
2022年-2020年	0	850	▲ 850	▲ 1,700	▲ 2,900	▲ 1,500	70	616	▲ 548	▲ 2,146	▲ 3,775	▲ 438		

第2-18表 (行政職) 大学卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		大卒(中央値)					大卒(平均値)						
		22歳 初任	30歳 8年	35歳 13年	40歳 18年	45歳 23年	50歳 28年	22歳 初任	30歳 8年	35歳 13年	40歳 18年	45歳 23年	50歳 28年
自治体計	2022年	182,200	242,400	279,500	321,700	361,200	376,500	182,566	241,480	279,919	322,296	357,378	375,786
	2020年	182,200	241,900	279,500	320,500	360,100	376,800	182,394	241,162	279,655	322,309	357,635	376,235
	2018年	179,200	239,900	279,600	321,900	360,800	376,500	179,589	239,432	279,336	322,749	357,664	376,209
	2016年	176,700						176,880					
	2014年	172,200						172,501					
	2012年	172,200						172,300					
	2022年-2020年	0	500	0	1,200	1,100	▲ 300	172	318	263	▲ 13	▲ 257	▲ 449
都道府県	2022年	188,700	247,700	287,400	337,138	367,950	386,500	187,556	248,017	289,192	336,487	367,885	386,131
	2020年	188,700	247,000	287,400	338,600	368,400	386,500	187,513	247,611	289,075	337,430	368,482	385,949
	2018年	185,800	244,500	285,798	337,300	368,100	386,950	184,832	245,774	287,573	336,380	367,773	386,017
	2016年	183,300						182,328					
	2014年	178,800						176,888					
	2012年	178,800						177,100					
	2022年-2020年	0	700	0	▲ 1,462	▲ 450	0	43	406	117	▲ 944	▲ 597	182
県都・政令市・特別区	2022年	183,700	246,550	289,000	335,234	366,900	382,750	184,604	246,115	288,453	332,428	362,690	382,503
	2020年	182,600	246,000	287,400	332,900	366,600	379,500	183,905	245,861	286,873	330,763	361,725	380,311
	2018年	179,200	243,700	288,400	332,450	366,500	380,300	181,486	243,404	286,278	331,837	362,399	382,529
	2016年	179,150						179,252					
	2014年	174,200						175,148					
	2012年	172,200						174,400					
	2022年-2020年	1,100	550	1,600	2,334	300	3,250	700	254	1,579	1,665	966	2,193
一般市	2022年	182,200	243,500	281,200	324,300	362,100	377,300	183,629	243,486	282,257	325,461	359,900	376,931
	2020年	182,200	242,900	280,750	324,300	362,100	377,700	183,550	243,127	282,099	325,318	359,693	377,365
	2018年	179,200	241,200	281,200	324,200	361,700	377,100	180,595	241,260	281,522	325,545	360,095	377,765
	2016年	176,700						178,003					
	2014年	172,200						173,657					
	2012年	172,200						173,700					
	2022年-2020年	0	600	450	0	0	▲ 400	79	359	158	144	207	▲ 434
町村	2022年	182,200	236,900	273,600	314,500	357,200	373,800	180,954	238,289	275,914	316,719	353,191	372,887
	2020年	182,200	236,900	273,600	314,500	357,200	373,800	180,764	238,100	275,643	316,869	353,897	373,923
	2018年	179,200	235,898	274,100	315,800	356,800	373,900	178,049	236,443	275,574	317,564	353,728	373,216
	2016年	176,700						175,187					
	2014年	172,200						170,846					
	2012年	172,200						170,300					
	2022年-2020年	0	0	0	0	0	0	190	189	271	▲ 149	▲ 706	▲ 1,037
一部事務組合・広域連合	2022年	182,200	241,900	278,200	318,800	362,400	376,550	181,964	240,335	276,627	318,822	355,740	374,708
	2020年	182,200	241,900	280,300	321,700	364,200	377,150	181,909	240,957	278,844	323,473	359,289	374,925
	2018年	179,200	238,800	276,000	318,900	361,100	376,000	178,908	239,547	278,615	322,307	356,341	373,943
	2016年	176,700						176,414					
	2014年	172,200						172,313					
	2012年	172,200						171,400					
	2022年-2020年	0	0	▲ 2,100	▲ 2,900	▲ 1,800	▲ 600	55	▲ 623	▲ 2,217	▲ 4,651	▲ 3,549	▲ 217

11. 調査結果の要約

- 使用給料表は「国公行（一）と（級数以外は）同じ」が59.7%で、2020年（59.8%）とほぼ同じである。団体区分別にみると、一般市（57.9%）、町村（66.8%）、一部事務組合・広域連合（62.0%）で6～7割であるのに対し、都道府県（32.6%）、県都・政令市・特別区（26.9%）は3割と少ない。都道府県、県都・政令市・特別区では「独自の給料表」がそれぞれ30.2%、53.8%を占める（第2-1図）。
- 都道府県以外に給料表の都道府県との異同をたずねると、「都道府県と同じ・準用」（51.6%）、「都道府県と異なる」（48.2%）がいずれも5割である。2020年（それぞれ48.9%、50.8%）とほぼ同じである。団体区分別にみると、県都・政令市・特別区は「都道府県と異なる」（71.2%）が多い（第2-2図）。
- 自治体で適用されている給料表の級制（中央値）は7級制で2020年と同じである。団体区分別にみると都道府県9級制、県都・政令市・特別区8級制、一般市7級制、町村6級制、一部事務組合・広域連合7級制である。どの範囲にあるか十分位でみると、都道府県は第1十分位が9級制、第9十分位が10級制となっており、大半が9～10級制である。県都・政令市・特別区は6～9級制、一般市は7～8級制、町村は6～7級制、一部事務組合・広域連合は6～8級制である（第2-2表）。
- 自治体で適用されている最高給料月額中央値は444,900円で2020年と同じである。団体区分別では、都道府県530,137円、県都・政令市・特別区527,500円、一般市444,900円、町村410,200円、一部事務組合・広域連合444,900円である（第2-3表）。国公行（一）8級相当（最高給料月額468,600円）以上となっているのは24.8%で、団体区分別にみると都道府県はすべて、県都・政令市・特別区は98.1%であるのに対し、一般市は35.7%、一部事務組合・広域連合は19.0%、町村は1.2%である。一方、国公行（一）7級相当（最高給料月額444,900円）に満たないところが、町村で77.4%、一部事務組合・広域連合で32.9%、一般市で7.1%である（第2-4図）。
- 組合員として到達できる最高級（中央値）は5級で2020年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区、一般市は5級、一部事務組合・広域連合は4～5級の間、町村は4級である（第2-5表）。
- 組合員として到達できる最高給料月額中央値は393,000円で2020年と同じである。団体区分別では、都道府県395,800円、県都・政令市・特別区401,800円、一般市393,000円、町村389,050円、一部事務組合・広域連合393,000円である（第2-6表）。国公行（一）6級相当（最高給料月額410,200円）以上に到達しているのは9.9%で、団体区分別にみると都道府県（39.5%）、県都・政令市・特別区（40.4%）で4割、一般市（11.3%）、一部事務組合・広域連合（8.9%）で1割、町村（3.1%）で1割未満である。国公行（一）5級相当（最高給料月額393,000円）以上に到達しているのは56.1%で、団体区分別にみると都道府県（90.7%）、県都・政令市・特別区（90.4%）で9割、一般市（65.5%）で6割強、町村（42.2%）、一部事務組合・広域連合（44.3%）で4割である（第2-5図）。
- 標準的（平均的）な昇格年齢（給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、高卒標準労働者が2級26歳、3級31歳、4級40歳（第2-9表、6図）、大卒標準労働者が2級26歳、3級30歳、4級40歳（第2-11表、16図）でいずれも2～4級の昇格年齢は2020年と同じである。また、高卒と大卒でほとんど変わらない。

- ✚ 高卒標準労働者の4級昇格年齢を団体区別にみると、都道府県、県都・政令市・特別区、一般市は40歳、町村、一部事務組合・広域連合は41歳である（第2-6図）。また、自治体による4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、一般市では第1十分位35歳、第9十分位45歳となっており、10歳の開きがある（第2-11図）。
- ✚ 大卒標準労働者の4級昇格年齢を団体区別にみると、都道府県が38歳、県都・政令市・特別区、一般市、町村、一部事務組合・広域連合が40歳である（第2-16図）。また、自治体による4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、一般市では第1十分位35歳、第9十分位44歳となっており、9歳の開きがある（第2-21図）。
- 初任給の中央値は、18歳高卒150,600円、22歳大卒182,200円で、いずれも2020年と同じである。団体区別にみると、18歳高卒は都道府県が154,900円、他の団体区分が150,600円、22歳大卒は都道府県が188,700円、県都・政令市・特別区が183,700円、一般市、町村、一部事務組合・広域連合が182,200円である（第2-12~13表）。
- ✚ 18歳高卒初任給が国公より4号以上上位（154,900円以上）となっているのは23.7%で、団体区別にみると都道府県（62.8%）で6割、県都・政令市・特別区（28.8%）、一般市（32.7%）で3割、町村（12.4%）、一部事務組合・広域連合（15.2%）で1割台である（第2-26図）。
- ✚ 22歳大卒初任給が国公より4号以上上位（188,700円以上）となっているのは18.1%で、団体区別にみると、都道府県（62.8%）で6割、県都・政令市・特別区（25.0%）、一般市（25.4%）で2割強、町村（7.7%）、一部事務組合・広域連合（10.1%）で1割である（第2-27図）。
- 標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の特徴は以下の通り。
分析するにあたっては、「自治労2022春闘方針」において提起した到達目標と比較していく。

給料月額の到達目標	30歳標準労働者	35歳標準労働者	40歳標準労働者
	248,775円	293,807円	343,042円

【高校卒】

- ✚ 30歳勤続12年の中央値は236,200円で2020年と同じである。団体区別にみると都道府県241,900円、県都・政令市・特別区240,050円、一般市239,500円、町村234,400円、一部事務組合・広域連合236,250円である（第2-28・29図）。到達目標に達しているのは11.7%で、団体区別にみると都道府県（11.6%）、県都・政令市・特別区（17.3%）、一般市（16.3%）で1割台、町村（7.5%）、一部事務組合・広域連合（6.3%）で1割弱である（第2-37図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位228,100円、第9十分位250,800円で、22,700円の開きがある（第2-33図）。
- ✚ 35歳勤続17年の中央値は275,300円で2020年（273,600円）とほぼ同じである。団体区別にみると都道府県280,361円、県都・政令市・特別区281,050円、一般市276,300円、町村271,900円、一部事務組合・広域連合274,450円である（第2-28・29図）。到達目標に達しているのは6.8%で、団体区別にみると都道府県（11.6%）、県都・政令市・特別区（11.5%）、一般市（9.5%）で1割前後、町村（3.7%）、一部事務組合・広域連合（3.8%）では1割を下回る（第2-39図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位266,500円、第9十分位294,300円で、27,800円の開きがある（第2-33図）。

➤ 40歳勤続22年の中央値は316,400円で2020年(315,900円)とほぼ同じである。団体区別にみると都道府県324,950円、県都・政令市・特別区324,500円、一般市318,100円、町村311,300円、一部事務組合・広域連合312,700円である(第2-28・29図)。到達目標に達しているのは5.7%で、団体区別にみると都道府県(14.0%)、県都・政令市・特別区(13.5%)、一般市(8.3%)で1割前後、町村(2.0%)、一部事務組合・広域連合(3.8%)ではわずかである(第2-41図)。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位300,600円、第9十分位343,000円で、42,400円の開きがある(第2-33図)。

【大学卒】

➤ 30歳勤続8年の中央値は242,400円で2020年(241,900円)とほぼ同じである。同年齢の高卒(236,200円)との差は6,200円である。団体区別にみると都道府県247,700円、県都・政令市・特別区246,550円、一般市243,500円、町村236,900円、一部事務組合・広域連合241,900円である(第2-42・43図)。到達目標に達しているのは18.7%で、団体区別にみると都道府県(39.5%)で4割、県都・政令市・特別区(30.8%)、一般市(25.4%)で3割前後、町村(10.6%)、一部事務組合・広域連合(8.9%)で1割である(第2-51図)。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位234,300円、第9十分位254,000円で、19,700円の開きがある(第2-47図)。

➤ 35歳勤続13年の中央値は279,500円で2020年と同じである。同年齢の高卒(275,300円)との差は4,200円である。団体区別にみると都道府県287,400円、県都・政令市・特別区289,000円、一般市281,200円、町村273,600円、一部事務組合・広域連合278,200円である(第2-42・43図)。到達目標に達しているのは12.2%で、団体区別にみると都道府県(34.9%)、県都・政令市・特別区(32.7%)で3割台、一般市(14.9%)で1割強、町村(6.9%)、一部事務組合・広域連合(3.8%)では1割未満である(第2-53図)。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位268,400円、第9十分位296,400円で、28,000円の開きがある(第2-47図)。

➤ 40歳勤続18年の中央値は321,700円で2020年(320,500円)とほぼ同じである。同年齢の高卒(316,400円)との差は5,300円である。団体区別にみると都道府県337,138円、県都・政令市・特別区335,234円、一般市324,300円、町村314,500円、一部事務組合・広域連合318,800円である(第2-42・43図)。到達目標に達しているのは9.3%で、団体区別にみると都道府県(34.9%)で3割強、県都・政令市・特別区(25.0%)で2割強、一般市(12.5%)で1割、町村(3.1%)、一部事務組合・広域連合(5.1%)では1割未満である(第2-55図)。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位307,200円、第9十分位346,700円で、39,500円の開きがある(第2-47図)。

第3章 現業職給料表について

1. 現業職調査票における団体区分の構成

第3-1表 (現業職) 団体区分の構成

	都 道 府 県	特 別 都 区 ・ 政 令 市 ・	一 般 市	町 村	広 域 連 合	一 部 事 務 組 合 ・	件 数
2022年	4.3	6.1	52.7	33.0	3.9		821
2020年	4.2	5.4	50.9	36.3	3.3		859
2018年	4.4	5.1	49.9	37.3	3.3		866
2016年	3.9	4.8	49.1	37.5	4.8		897
2014年	4.0	4.8	47.8	38.5	4.9		954
2012年	4.2	4.6	48.9	37.7	4.6		914
2010年	4.7	4.6	47.7	38.1	4.8		972

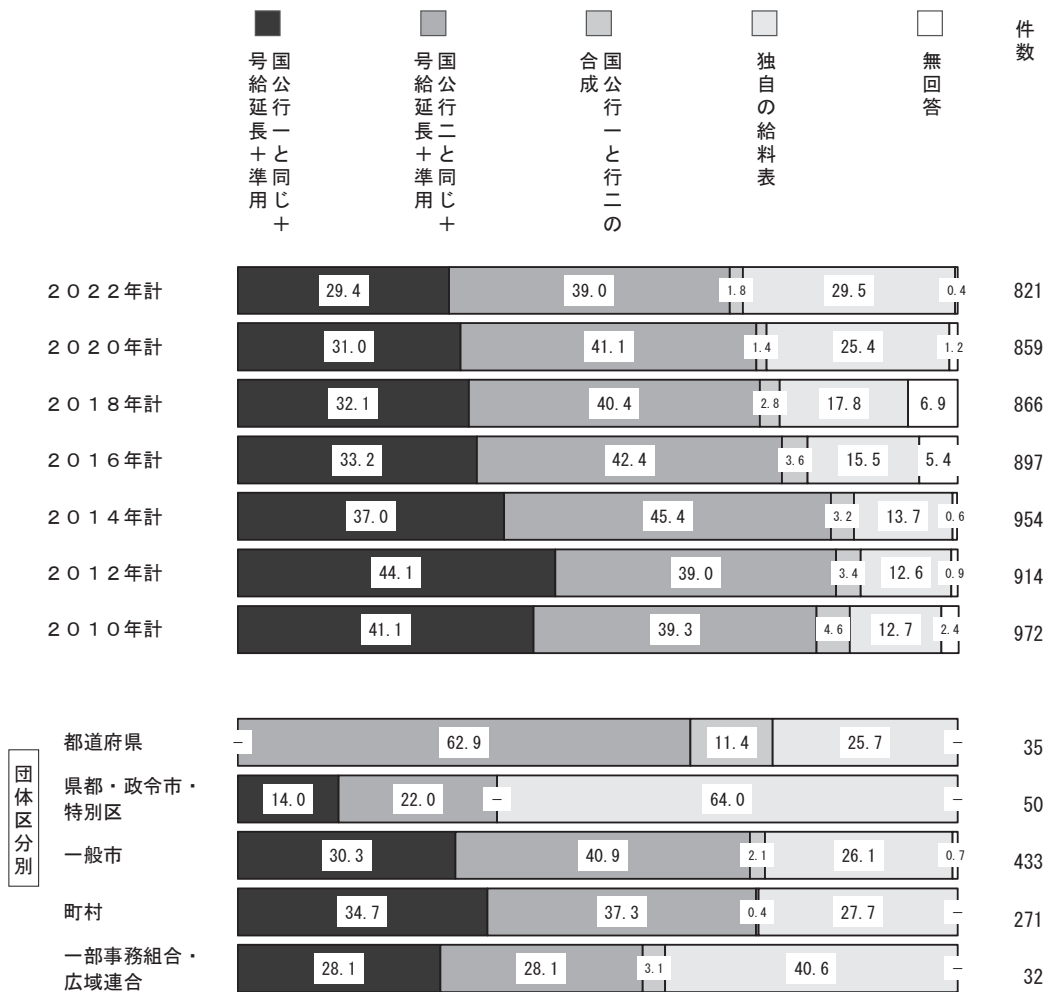
2. 使用している給料表

第3-2表 (現業職) 使用している給料表

		(20年)															
自治体計	団体区分別	号国 給延 長+ 準用 +	国 公行 一と 同じ	国 公行 一の 号給 延長	国 公行 一の 準用	号国 給延 長+ 準用 +	国 公行 二と 同じ	国 公行 二の 号給 延長	国 公行 二の 準用	合 成 国 公行 一と 行二 の	独 自 の 給 料 表	無 回 答	件 数	号国 給延 長+ 準用 +	国 公行 一と 同じ	号国 給延 長+ 準用 +	国 公行 二と 同じ
		自治体計		29.4	20.2	6.9	2.2	39.0	29.7	4.5	4.8	1.8	29.5	0.4	821	31.0	
都道府県		62.9	25.7	14.3	22.9	11.4	25.7	...	35	...			58.3
県都・政令市・特別区		14.0	6.0	6.0	2.0	22.0	12.0	6.0	4.0	...	64.0	...	50	13.0			23.9
一般市		30.3	18.9	8.8	2.5	40.9	30.7	5.3	4.8	2.1	26.1	0.7	433	32.5			42.8
町村		34.7	27.3	5.2	2.2	37.3	32.5	2.2	2.6	0.4	27.7	...	271	34.6			40.1
一部事務組合・広域連合		28.1	21.9	6.3	...	28.1	25.0	...	3.1	3.1	40.6	...	32	35.7			32.1

※「国公行一と同じ」は調査票では「国公行（一）と（級数以外は）同じ」、「国公行二と同じ」は調査票では「国公行（二）と（級数以外は）同じ」と表記

第3-1図 (現業職) 使用している給料表



※2018年、2016年は「都道府県の給料表と同じ」（それぞれ6.8%、5.2%）の選択肢がある。この図では無回答に含めている

3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

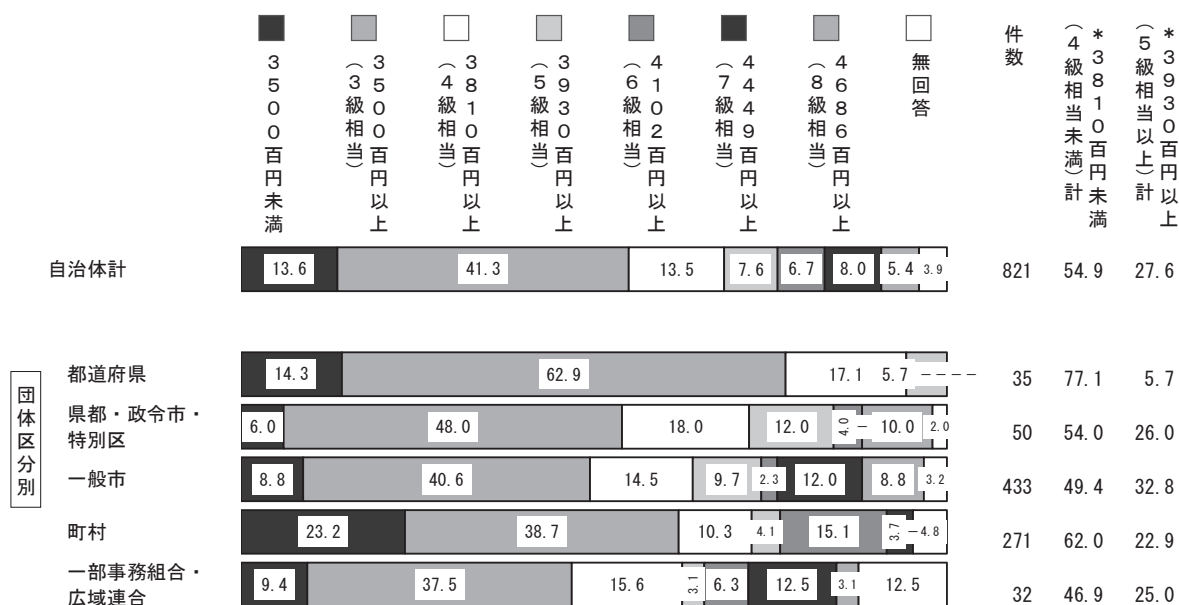
第3-3表 (現業職) 給料表の級制

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級制	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級制	標準偏差	分散係数	中央値・級制	平均値・級制
自治体計	96.8	3.2	821	1.0	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	9.0	0.400	0.100	4.6	1.7	0.360	5.0	4.7
団体 区分 別	都道府県	100.0	...	35	1.0	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	0.200	0.100	4.4	0.9	0.212	5.0	4.4
	県都・政令市・特別区	98.0	2.0	50	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	6.4	0.340	0.100	4.8	1.6	0.322	5.0	4.8
	一般市	97.2	2.8	433	1.0	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.400	0.100	4.9	1.7	0.348	5.0	5.0
	町村	96.3	3.7	271	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	0.500	0.250	4.2	1.6	0.379	5.0	4.3
	一部事務組合・広域連合	90.6	9.4	32	1.0	2.8	4.0	5.0	5.0	7.0	0.420	0.100	4.7	1.6	0.347	5.0	4.8

第3-4表 (現業職) 最高級の最高給料月額

		(20年)																
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
自治体計	96.1	3.9	821	270,100	320,700	358,400	366,400	393,800	444,900	538,800	0.169	0.048	378,571	42,481	0.112	364,800	378,239	
団体 区分 別	都道府県	100.0	...	35	307,900	323,900	358,400	362,200	374,718	389,240	400,800	0.090	0.023	362,716	21,320	0.059	363,550	365,538
	県都・政令市・特別区	98.0	2.0	50	320,700	358,280	360,400	372,200	393,000	450,640	538,800	0.124	0.044	389,018	51,558	0.133	378,700	388,158
	一般市	96.8	3.2	433	307,900	350,000	358,400	378,600	400,900	454,400	527,500	0.138	0.056	386,767	44,150	0.114	372,700	386,202
	町村	95.2	4.8	271	304,200	320,700	350,000	358,400	389,375	410,200	444,900	0.125	0.055	365,155	35,340	0.097	358,400	366,620
	一部事務組合・広域連合	87.5	12.5	32	270,100	353,630	358,400	373,000	397,300	444,900	468,600	0.122	0.052	381,071	42,195	0.111	368,300	381,233

第3-2図 (現業職) 最高級の最高給料月額



第3-5表 (現業職) 最高級の最高給料月額 (時系列比較)

	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	366,400	378,571	364,800	378,239	365,600	377,623	364,250	376,542	370,300	386,000	378,900	390,200	1,600
都道府県	362,200	362,716	363,550	365,538	366,100	367,144	367,100	365,346	372,200	372,200	387,200	380,800	▲ 1,350
県都・政令市・特別区	372,200	389,018	378,700	388,158	376,200	388,326	379,800	392,575	388,300	404,800	405,800	420,300	▲ 6,500
一般市	378,600	386,767	372,700	386,202	380,000	387,685	378,250	387,592	388,300	398,300	390,100	403,600	5,900
町村	358,400	365,155	358,400	366,620	358,000	363,387	357,200	360,885	365,900	369,200	365,900	369,800	0
一部事務組合・広域連合	373,000	381,071	368,300	381,233	375,400	381,759	367,600	377,988	372,700	390,300	372,300	391,800	4,700

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

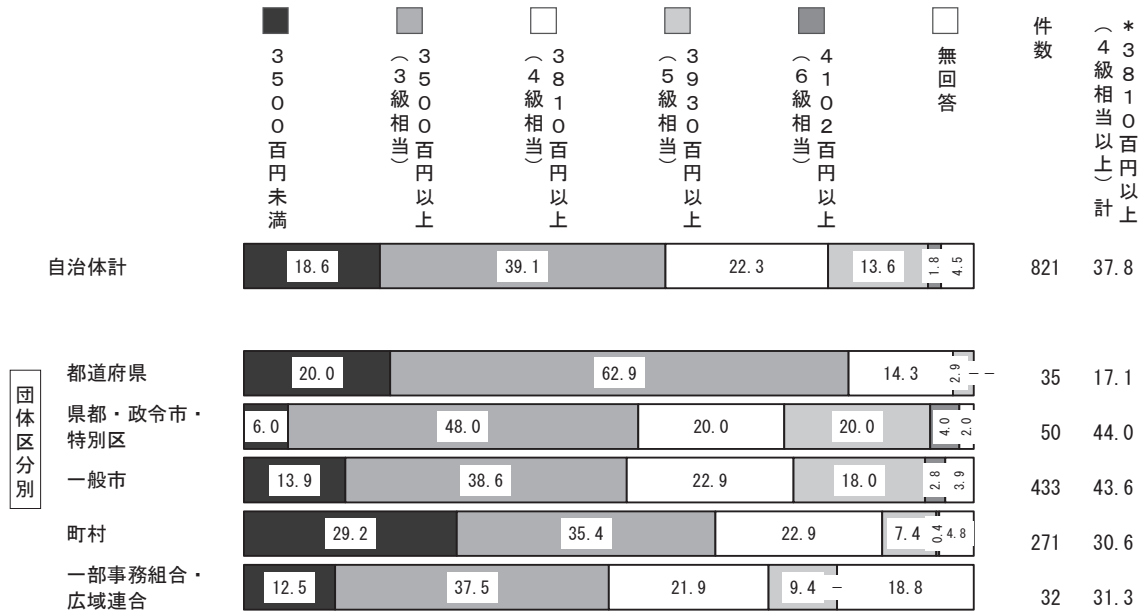
第3-6表 (現業職) 組合員として到達できる最高級

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級	標準偏差	分散係数	中央値・級	平均値・級
自治体計	95.7	4.3	821	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	8.0	0.375	0.250	4.0	1.2	0.291	4.0	4.1
団体区分別	都道府県	100.0	...	35	1.0	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	0.200	0.100	4.3	0.9	0.213	5.0	4.4
	県都・政令市・特別区	98.0	2.0	50	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.200	0.100	4.4	0.8	0.177	5.0	4.4
	一般市	96.1	3.9	433	1.0	3.0	4.0	4.0	5.0	8.0	0.250	0.125	4.2	1.1	0.273	5.0	4.2
	町村	95.6	4.4	271	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	0.375	0.250	3.7	1.2	0.336	4.0	3.8
	一部事務組合・広域連合	84.4	15.6	32	1.0	2.6	3.0	4.0	5.0	5.0	0.300	0.250	4.0	1.1	0.281	4.0	4.0

第3-7表 (現業職) 組合員として到達できる最高給料月額

		(20年)																
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
自治体計	95.5	4.5	821	270,100	320,700	355,825	362,900	384,300	393,000	468,600	0.100	0.039	364,160	27,544	0.076	362,200	364,358	
団体区分別	都道府県	100.0	...	35	307,900	320,700	354,950	361,600	371,800	382,960	400,800	0.086	0.023	359,498	21,626	0.060	361,900	362,055
	県都・政令市・特別区	98.0	2.0	50	320,700	358,280	360,400	371,700	391,500	399,920	432,400	0.056	0.042	375,244	21,912	0.058	375,750	374,947
	一般市	96.1	3.9	433	304,200	320,700	358,400	369,450	389,000	395,000	468,600	0.101	0.041	368,655	26,116	0.071	369,300	369,189
	町村	95.2	4.8	271	272,100	315,250	323,060	358,400	381,000	389,030	410,200	0.103	0.081	355,419	28,899	0.081	358,400	356,203
	一部事務組合・広域連合	81.3	18.8	32	270,100	332,400	358,400	369,050	382,575	391,800	394,000	0.080	0.033	364,381	28,273	0.078	360,200	362,846

第3-3図 (現業職) 組合員として到達できる最高給料月額



第3-8表 (現業職) 組合員として到達できる最高給料月額 (時系列比較)

	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	362,900	364,160	362,200	364,358	361,300	363,557	360,750	363,009	367,600	370,000	370,000	372,600	700
都道府県	361,600	359,498	361,900	362,055	365,600	364,502	367,100	364,000	372,200	370,900	383,800	378,300	▲ 300
県都・政令市・ 特別区	371,700	375,244	375,750	374,947	374,950	374,790	379,800	378,424	388,300	386,600	396,700	397,800	▲ 4,050
一般市	369,450	368,655	369,300	369,189	369,434	369,513	367,900	369,483	378,500	377,700	388,300	380,500	150
町村	358,400	355,419	358,400	356,203	358,000	353,637	357,200	352,115	365,900	357,900	365,900	357,700	0
一部事務組合・ 広域連合	369,050	364,381	360,200	362,846	374,400	366,319	365,000	362,485	368,600	371,800	370,300	376,000	8,850

5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」、「国公行（一）の号給延長」の自治体。

第3-9表 （現業職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

	2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	国公行（一）と 同じ+号給延長 に該当する件数
自治体計	195	190	137	55	18	223
団体 区 分別						
都道府県	0	0	0	0	0	0
県都・政令市・特別区	6	5	4	2	0	6
一般市	111	111	86	34	10	120
町村	71	67	41	15	6	88
一部事務組合・広域連合	7	7	6	4	2	9

第3-10表 （現業職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

	2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
自治体計	26.0	31.0	41.0	48.0	55.0
団体 区 分別					
都道府県	---	---	---	---	---
県都・政令市・特別区	26.0	32.0	43.5	54.0	---
一般市	26.0	31.0	41.0	48.0	55.0
町村	26.0	32.0	43.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.0	30.0	36.5	48.5	53.0
【2020年】					
自治体計	26.0	31.0	41.0	48.0	55.0
団体 区 分別					
都道府県	---	---	---	---	---
県都・政令市・特別区	26.0	31.5	43.0	54.5	---
一般市	26.0	30.0	40.0	47.5	55.0
町村	27.0	33.0	43.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	27.0	30.0	40.0	45.0	50.0
【2022年-2020年】					
自治体計
団体 区 分別					
都道府県	---	---	---	---	---
県都・政令市・特別区	...	0.5	0.5	-0.5	---
一般市	...	1.0	1.0	0.5	...
町村	-1.0	-1.0
一部事務組合・広域連合	-1.0	...	-3.5	3.5	3.0

第3-11表 (現業職) 高校卒2級昇格年齢

		(20年)																
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳	
自治体計	87.4	12.6	223	20.0	24.0	25.0	26.0	27.5	30.0	40.0	0.115	0.048	26.7	2.8	0.105	26.0	26.9	
団 体 区 分 別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	100.0	---	6	24.0	25.0	26.0	26.0	28.3	29.5	30.0	0.087	0.043	26.8	2.0	0.076	26.0	27.0
	一般市	92.5	7.5	120	22.0	24.0	25.0	26.0	27.0	29.0	36.0	0.096	0.038	26.2	2.3	0.089	26.0	26.1
	町村	80.7	19.3	88	23.0	25.0	26.0	26.0	28.5	31.0	40.0	0.115	0.048	27.5	3.3	0.118	27.0	27.9
	一部事務組合・広域連合	77.8	22.2	9	20.0	23.0	25.5	26.0	26.5	28.6	31.0	0.108	0.019	25.9	3.0	0.116	27.0	27.0

第3-12表 (現業職) 高校卒3級昇格年齢

		(20年)																
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	中央値・歳	
自治体計	85.2	14.8	223	26.0	28.0	30.0	31.0	34.0	37.0	52.0	0.145	0.065	32.2	4.2	0.130	31.0	32.3	
団 体 区 分 別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	83.3	16.7	6	30.0	30.0	30.0	32.0	33.0	35.4	37.0	0.084	0.047	32.4	2.6	0.080	31.5	32.5
	一般市	92.5	7.5	120	26.0	28.0	29.0	31.0	33.0	36.0	52.0	0.129	0.065	31.7	4.1	0.130	30.0	31.2
	町村	76.1	23.9	88	27.0	29.6	30.0	32.0	35.0	37.4	51.0	0.122	0.078	33.0	4.3	0.131	33.0	34.0
	一部事務組合・広域連合	77.8	22.2	9	27.0	28.2	29.5	30.0	32.5	34.8	36.0	0.110	0.050	31.0	2.8	0.091	30.0	31.0

第3-13表 (現業職) 高校卒4級昇格年齢

		(20年)																
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	中央値・歳	
自治体計	61.4	38.6	223	32.0	35.0	38.0	41.0	45.0	50.0	60.0	0.183	0.085	42.1	5.6	0.133	41.0	42.0	
団 体 区 分 別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	66.7	33.3	6	40.0	40.9	42.3	43.5	46.3	50.3	53.0	0.108	0.046	45.0	4.8	0.108	43.0	45.7
	一般市	71.7	28.3	120	32.0	35.0	38.0	41.0	45.0	49.5	60.0	0.177	0.085	41.7	5.7	0.136	40.0	41.4
	町村	46.6	53.4	88	34.0	37.0	40.0	43.0	46.0	50.0	58.0	0.151	0.070	42.9	5.1	0.119	43.0	43.1
	一部事務組合・広域連合	66.7	33.3	9	34.0	34.0	34.3	36.5	44.0	47.5	49.0	0.185	0.134	39.3	6.0	0.152	40.0	40.5

第3-14表 (現業職) 高校卒5級昇格年齢

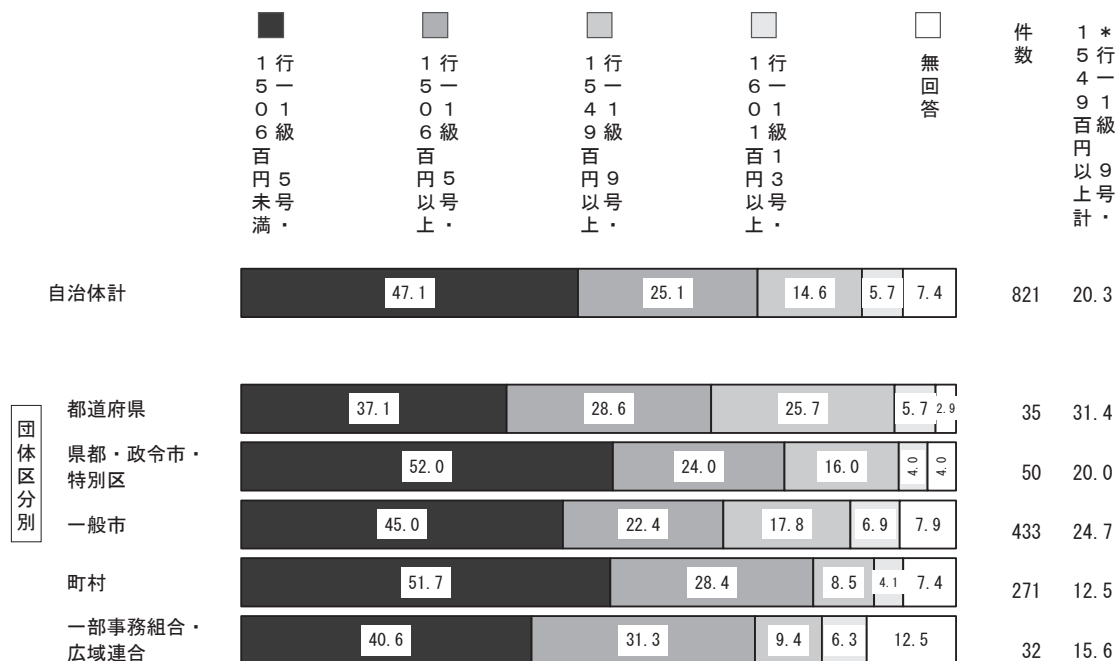
(20年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	中央値・歳	
自治体計	24.7	75.3	223	34.0	44.0	45.0	48.0	51.0	55.0	59.0	0.115	0.063	48.4	4.6	0.094	48.0	47.8	
団 体 区 分 別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	33.3	66.7	6	50.0	50.8	52.0	54.0	56.0	57.2	58.0	0.059	0.037	54.0	4.0	0.074	54.5	54.5
	一般市	28.3	71.7	120	34.0	44.0	45.0	48.0	50.0	53.7	57.0	0.101	0.052	48.1	4.5	0.093	47.5	47.3
	町村	17.0	83.0	88	42.0	43.8	45.0	48.0	50.0	55.0	59.0	0.117	0.052	48.4	4.6	0.096	48.0	48.2
	一部事務組合・広域連合	44.4	55.6	9	44.0	44.3	44.8	48.5	52.0	52.0	52.0	0.079	0.075	48.3	3.8	0.078	45.0	47.4

第3-15表 (現業職) 高校卒6級昇格年齢

(20年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	中央値・歳	
自治体計	8.1	91.9	223	47.0	50.7	53.0	55.0	55.8	57.3	58.0	0.060	0.025	53.9	2.8	0.052	55.0	53.1	
団 体 区 分 別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	...	100.0	6	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	一般市	8.3	91.7	120	47.0	52.4	53.5	55.0	55.8	58.0	58.0	0.051	0.020	54.5	3.0	0.055	55.0	54.3
	町村	6.8	93.2	88	51.0	51.0	51.5	53.0	54.5	56.0	57.0	0.047	0.028	53.3	2.1	0.040	53.0	52.5
	一部事務組合・広域連合	22.2	77.8	9	50.0	50.6	51.5	53.0	54.5	55.4	56.0	0.045	0.028	53.0	3.0	0.057	50.0	51.7

6. 18歳高校卒初任給の給料月額

第3-4図 (現業職) 18歳高校卒・初任給の給料月額



※国公行（一）の高卒初任給は1級5号

第3-16表 (現業職) 18歳高校卒・初任給の給料月額 (時系列比較)

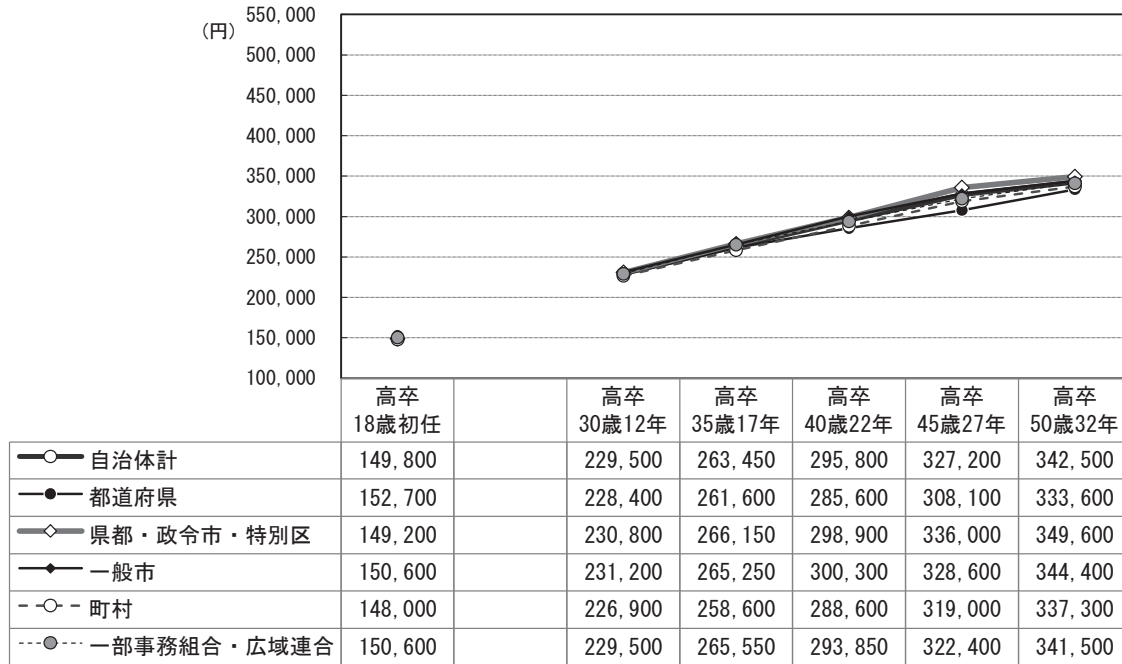
	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	149,800	150,387	149,500	150,221	146,900	146,960	143,350	144,472	138,200	139,900	140,100	140,200	300
市区町村別													
都道府県	152,700	152,245	152,700	152,574	149,200	148,342	146,700	145,749	141,900	141,900	141,900	141,200	0
県都・政令市・特別区	149,200	149,299	150,400	149,743	146,400	147,458	144,600	144,893	139,900	140,900	140,100	140,300	▲ 1,200
一般市	150,600	150,972	150,600	151,002	147,100	147,695	144,600	145,483	140,100	140,900	140,100	141,400	0
町村	148,000	149,352	147,900	148,932	144,500	145,616	142,000	143,056	137,200	138,400	137,200	138,400	100
一部事務組合・広域連合	150,600	150,943	149,250	150,427	147,100	148,459	142,050	143,371	137,900	139,300	140,100	140,400	1,350

7. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

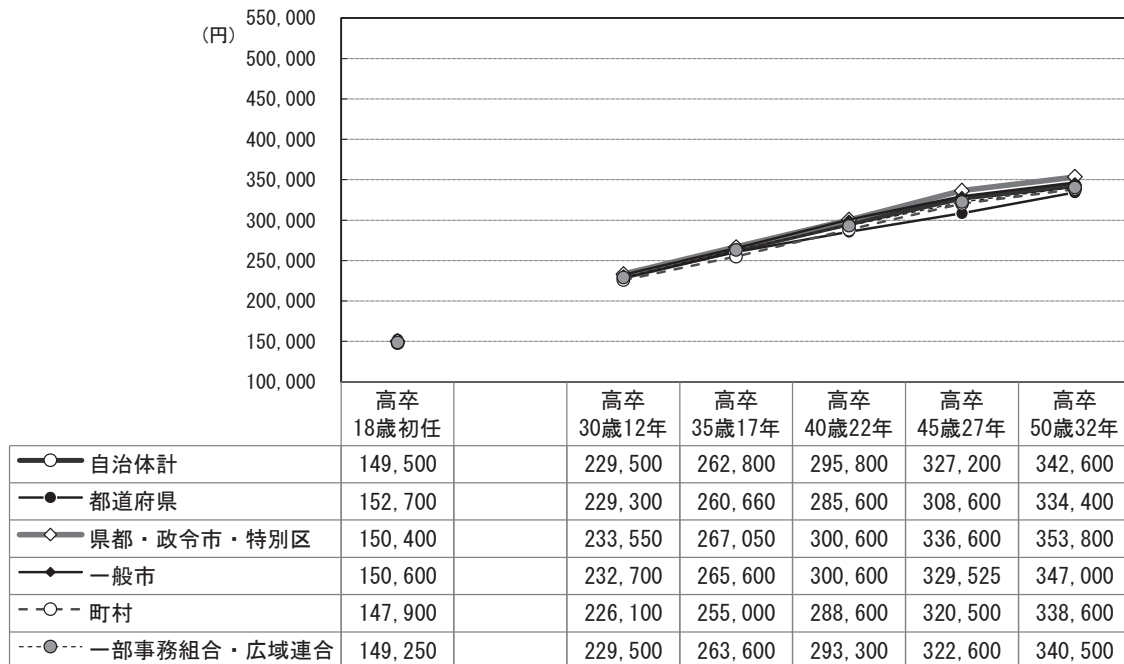
第3-17表 (現業職) 高校卒標準労働者の給料月額への回答件数

	高卒 18歳初任	高卒 30歳12年	高卒 35歳17年	高卒 40歳22年	高卒 45歳27年	高卒 50歳32年	現業職への 回答件数
自治体計	760	674	670	669	669	667	821
団体 区分 別							
都道府県	34	33	33	33	33	32	35
県都・政令市・特別区	48	44	44	43	43	42	50
一般市	399	357	356	355	356	357	433
町村	251	218	215	216	215	214	271
一部事務組合・広域連合	28	22	22	22	22	22	32

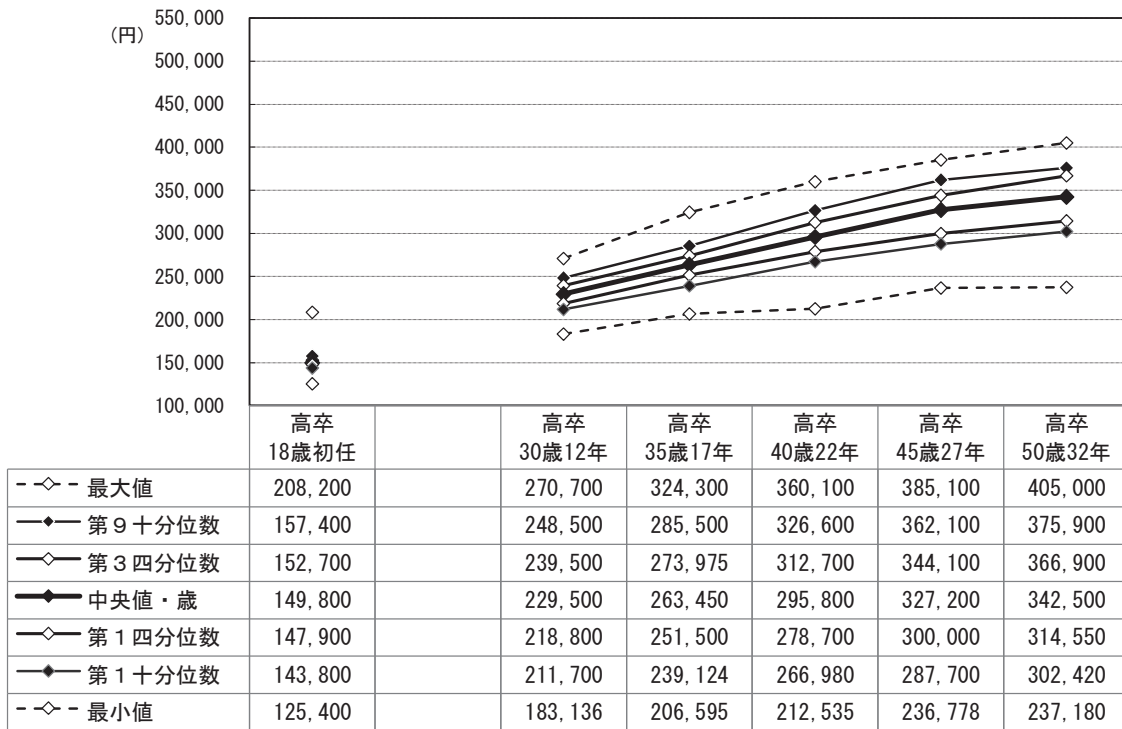
第3-5図 (現業職) 高校卒標準労働者の給料月額(中央値・円)



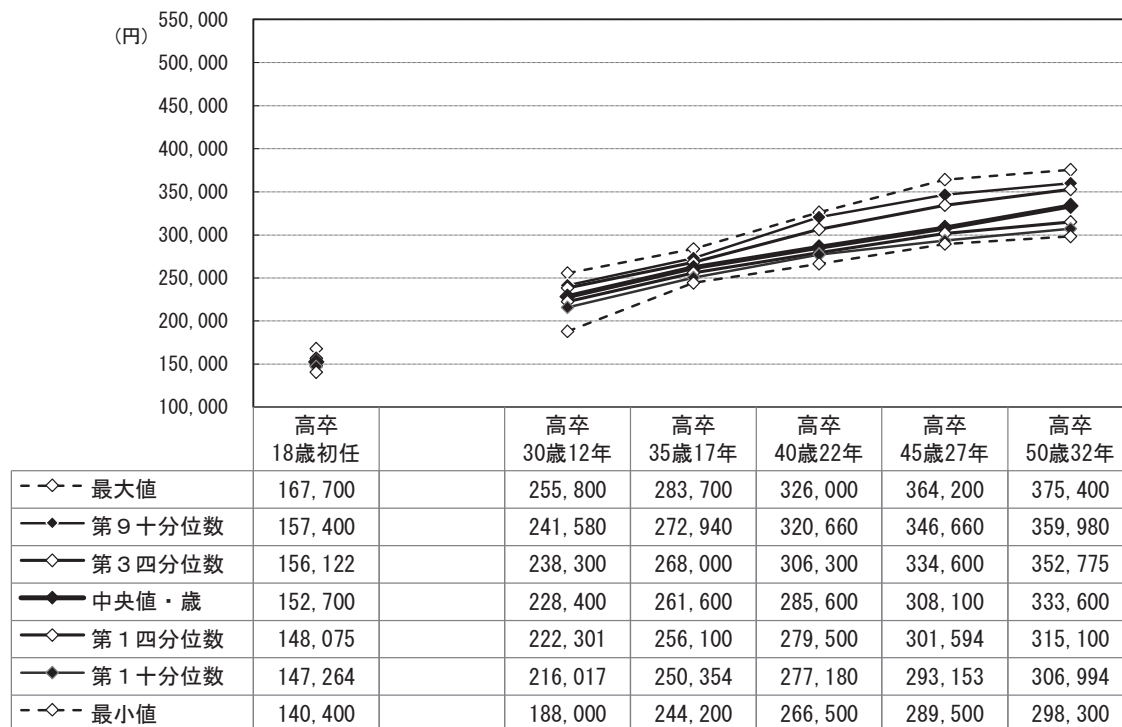
第3-6図 (現業職) 高校卒標準労働者の給料月額(2020年・中央値・円)



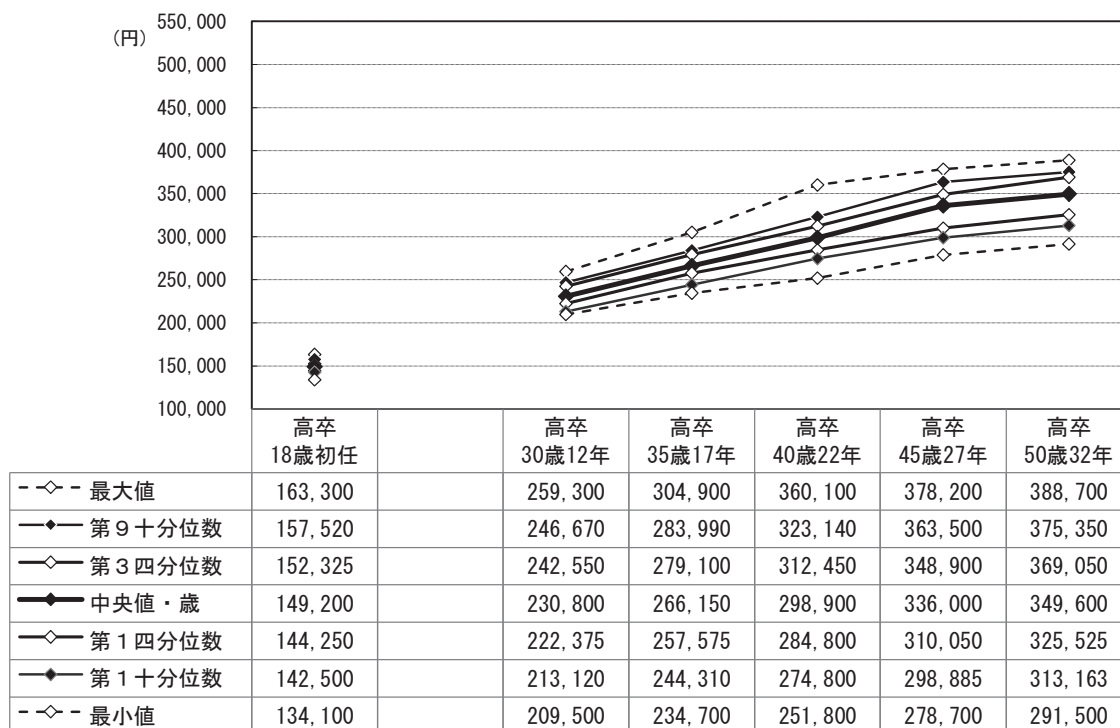
第3-7図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



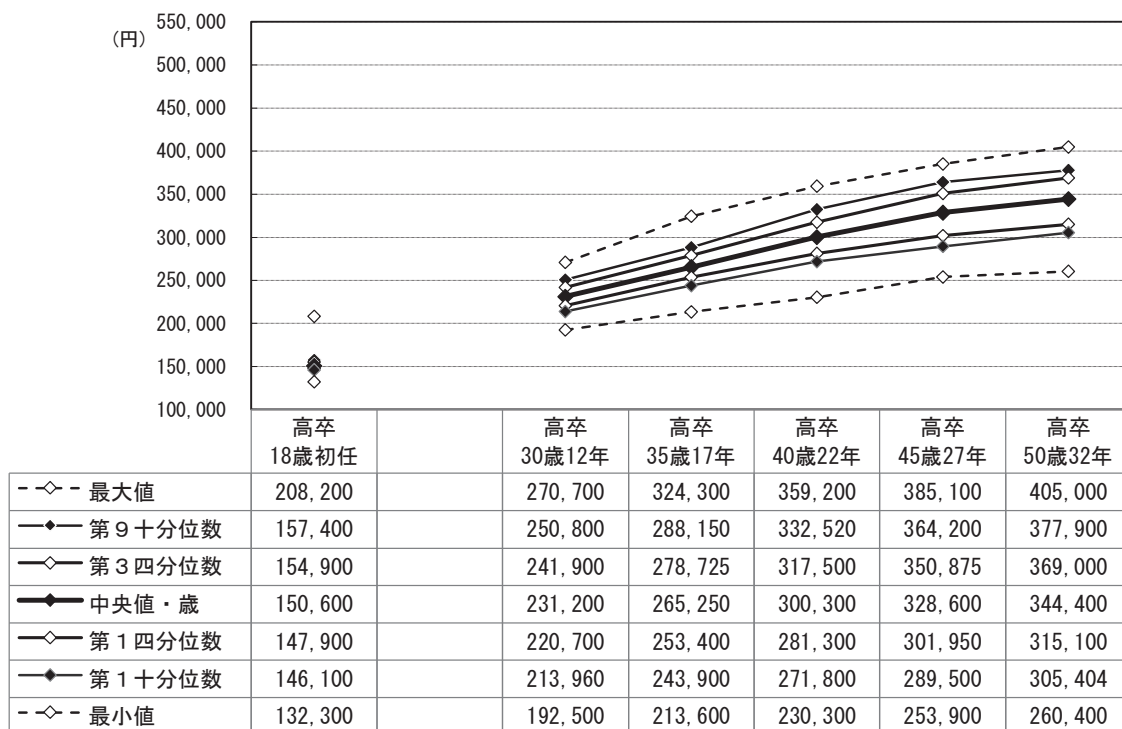
第3-8図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔都道府県計〕



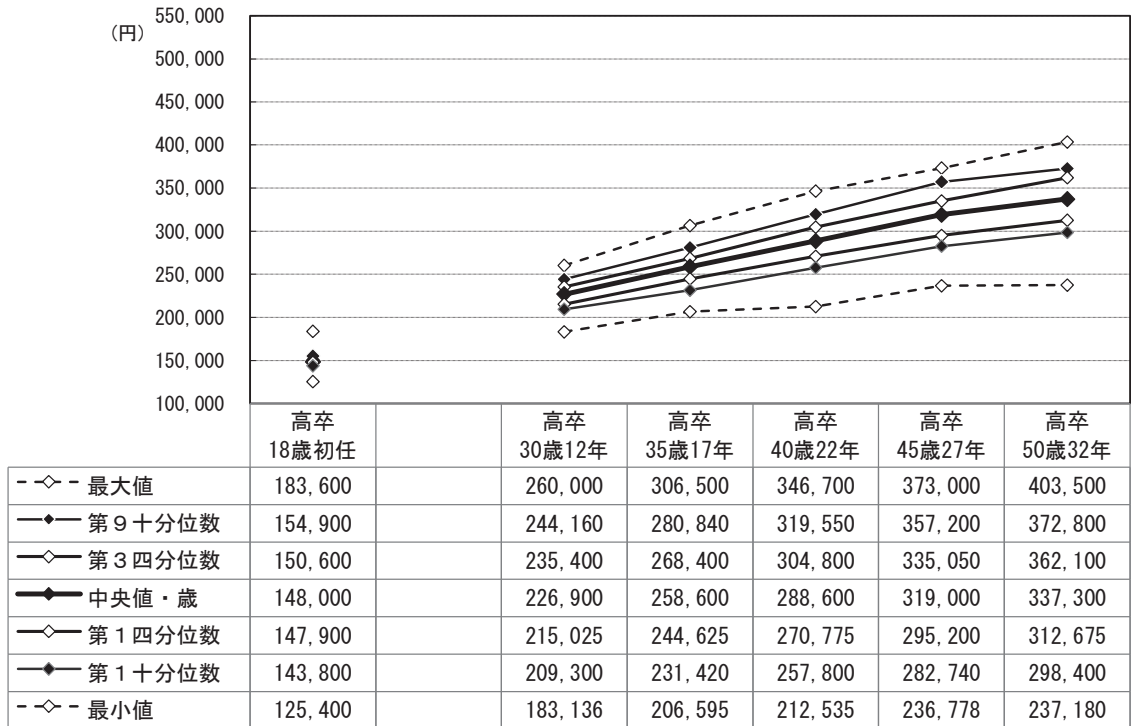
第3-9図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市・特別区計〕



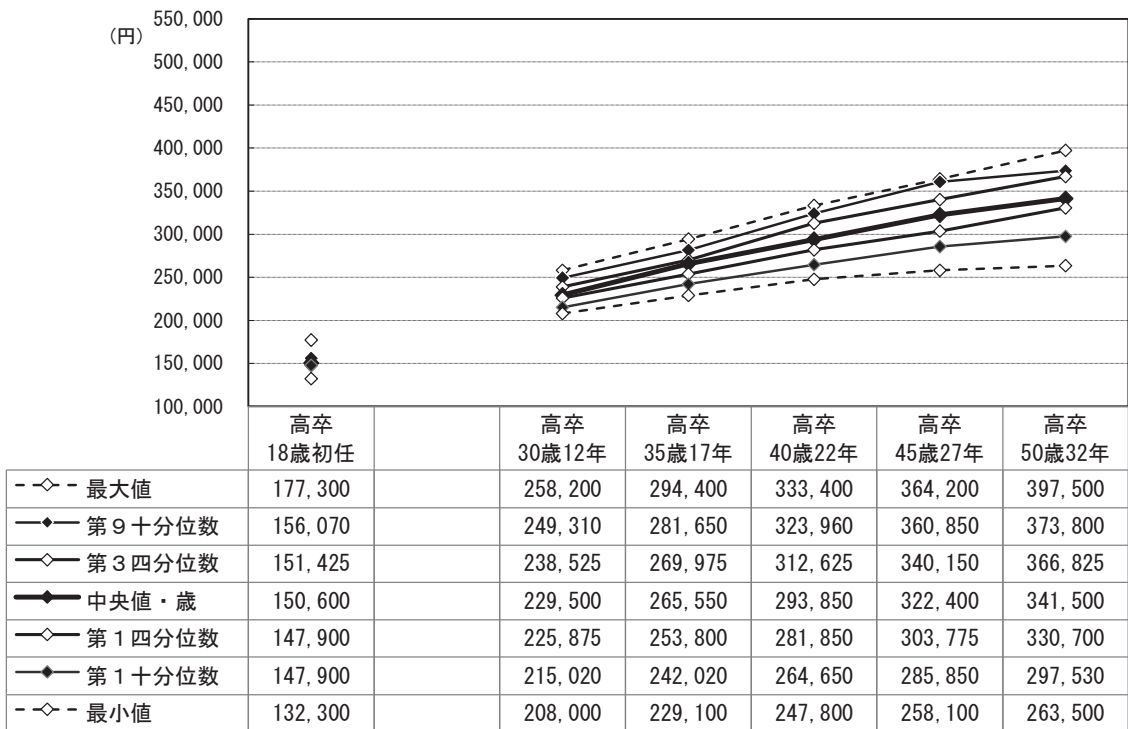
第3-10図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第3-11図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



第3-12図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔一部事務組合・広域連合計〕

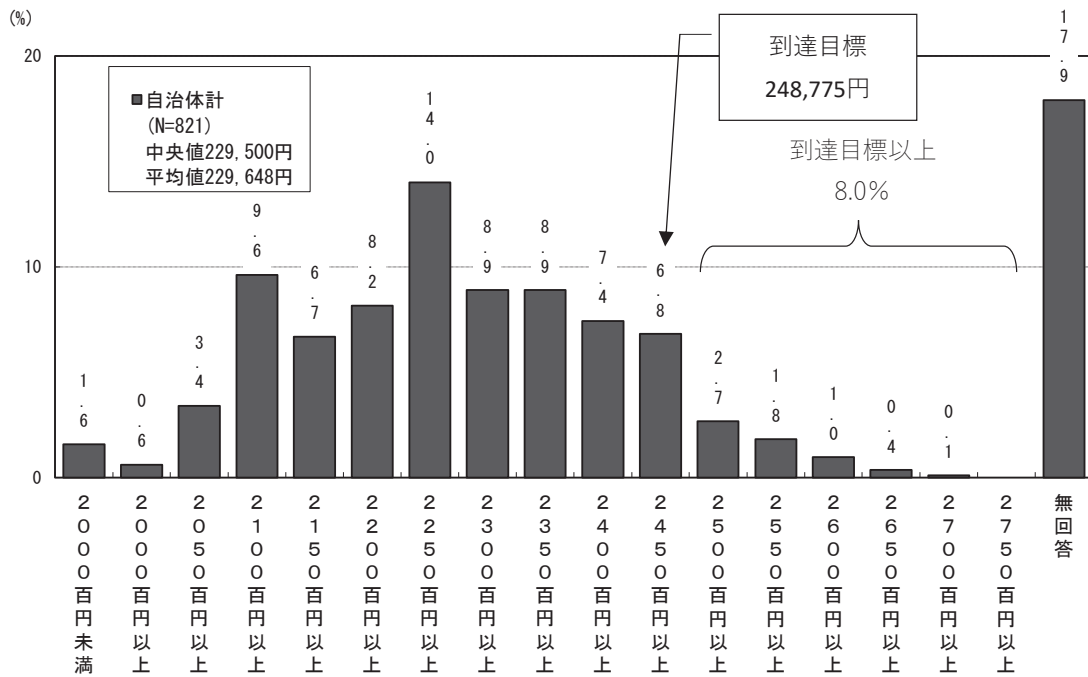


到達目標（ポイント賃金）の考え方

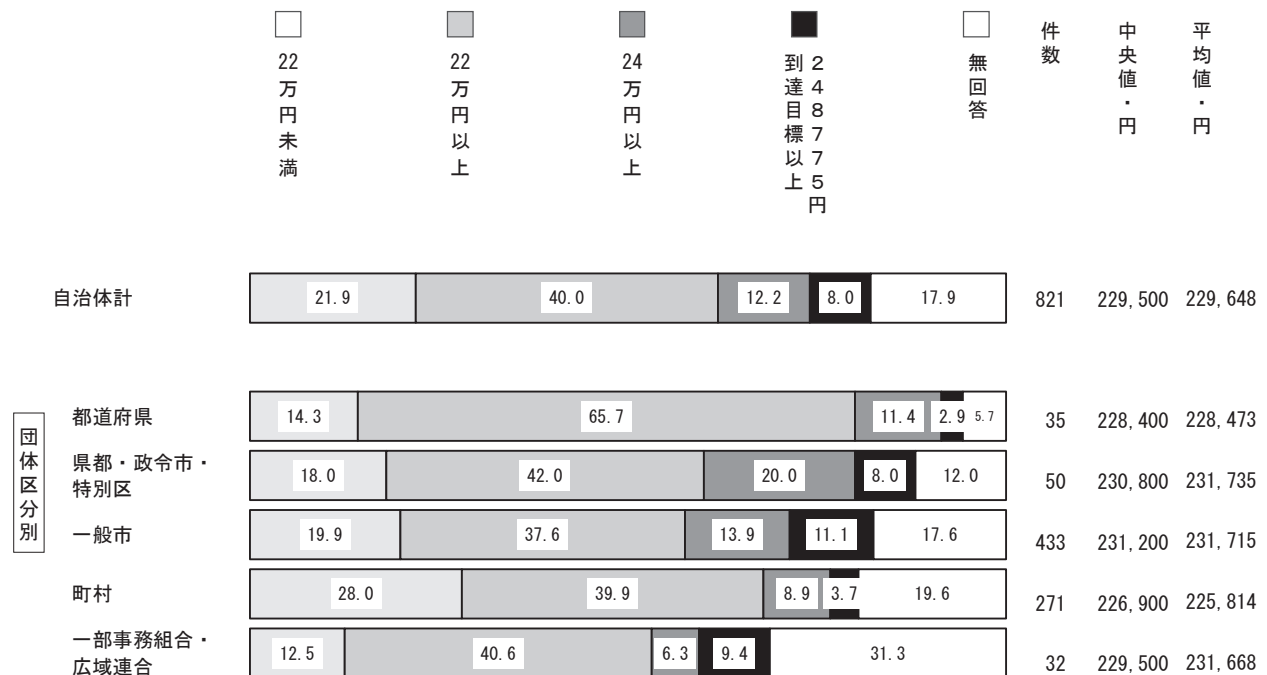
30歳 248,775円
 (国公行(一)3-13水準、249,400円)
 35歳 293,807円
 (国公行(一)3-40水準、294,300円)
 40歳 343,042円
 (国公行(一)4-43水準、344,800円)

上記の到達目標は、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%に、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

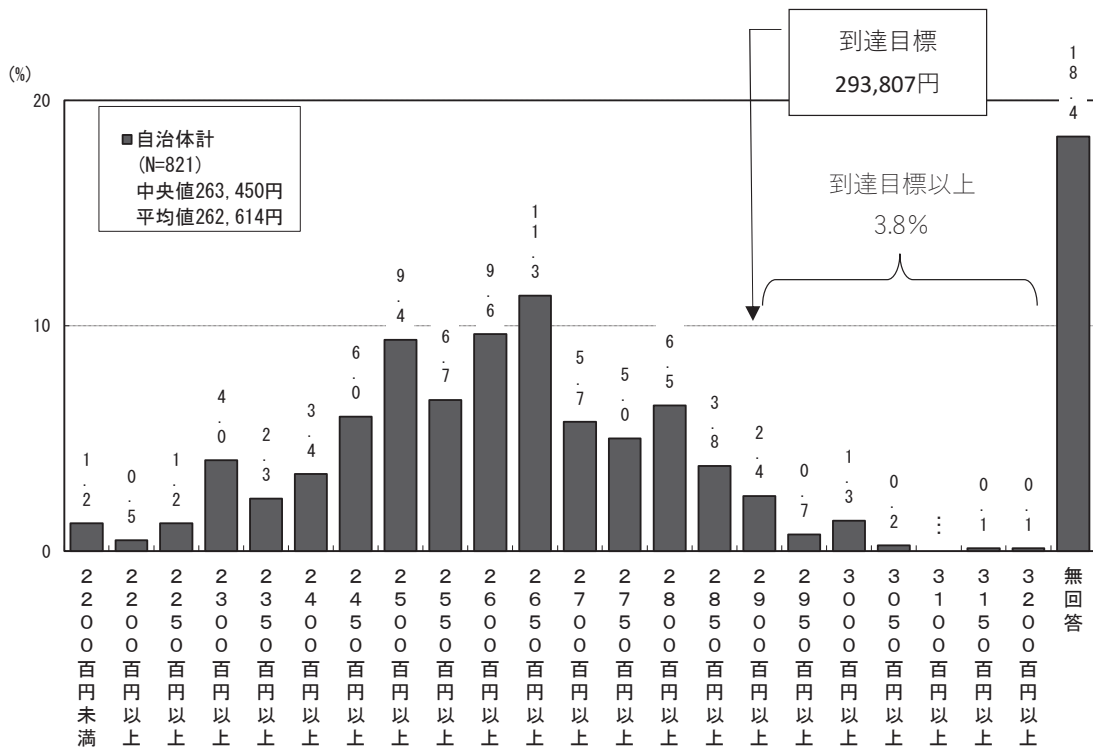
第3-13図 (現業職) 高校卒30歳勤続12年・給料月額(分布・5,000円刻み)



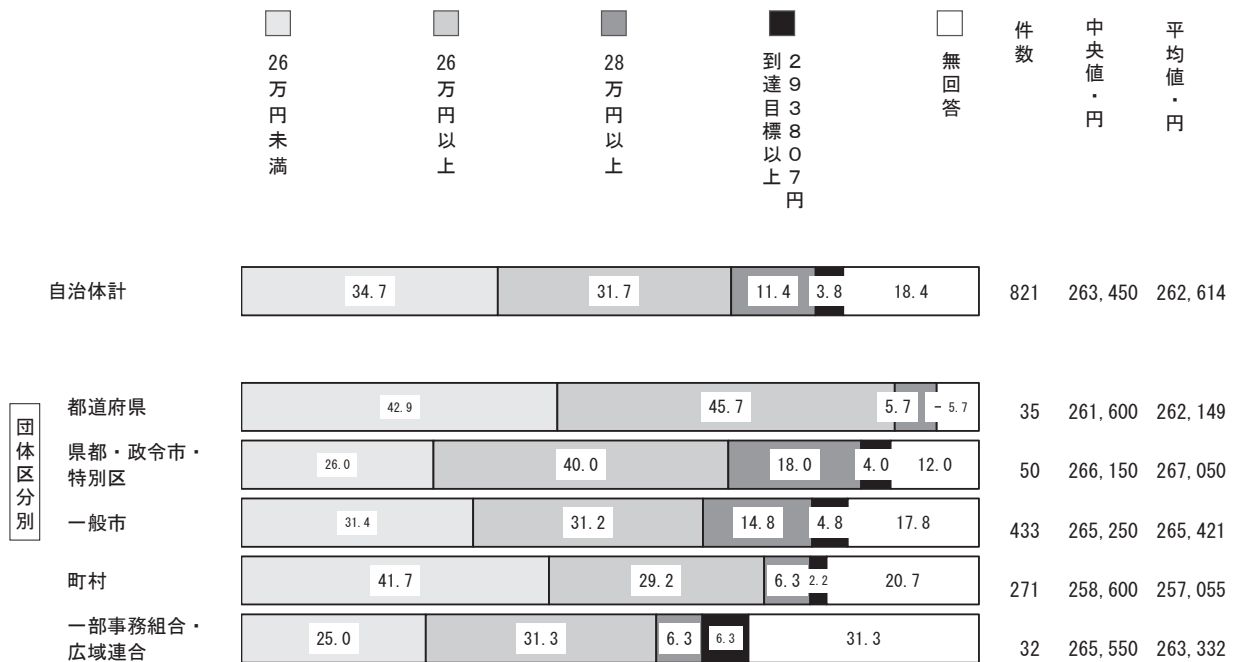
第3-14図 (現業職) 高校卒30歳勤続12年・給料月額



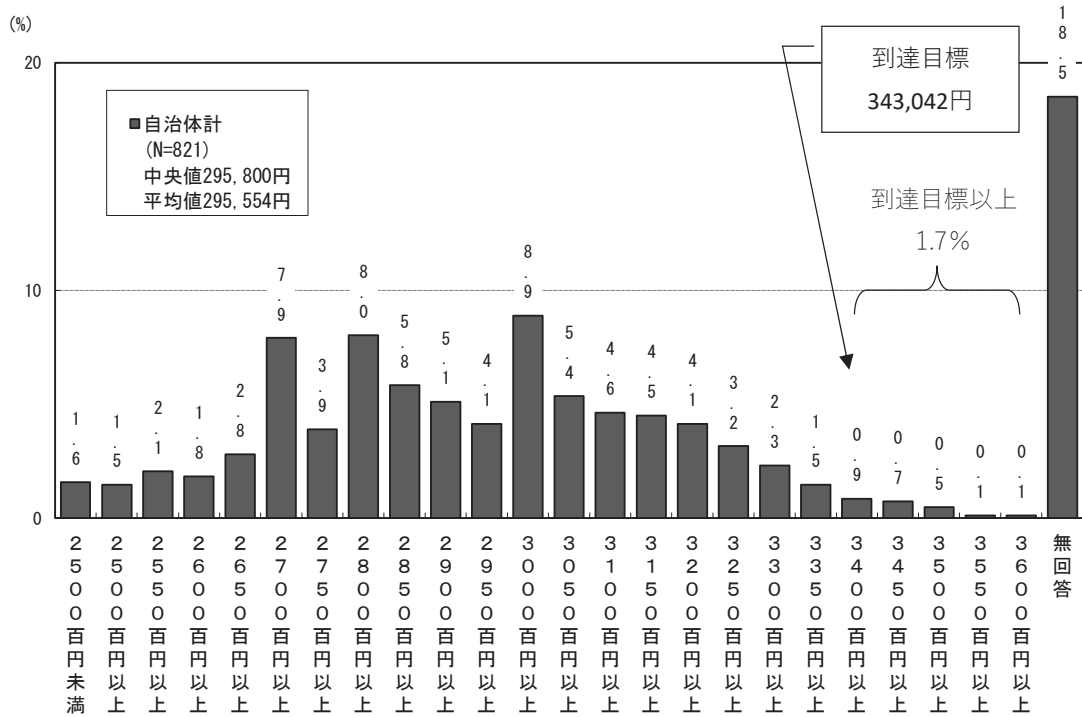
第3-15図 (現業職) 高校卒 35歳勤続 17年・給料月額 (分布・5,000円刻み)



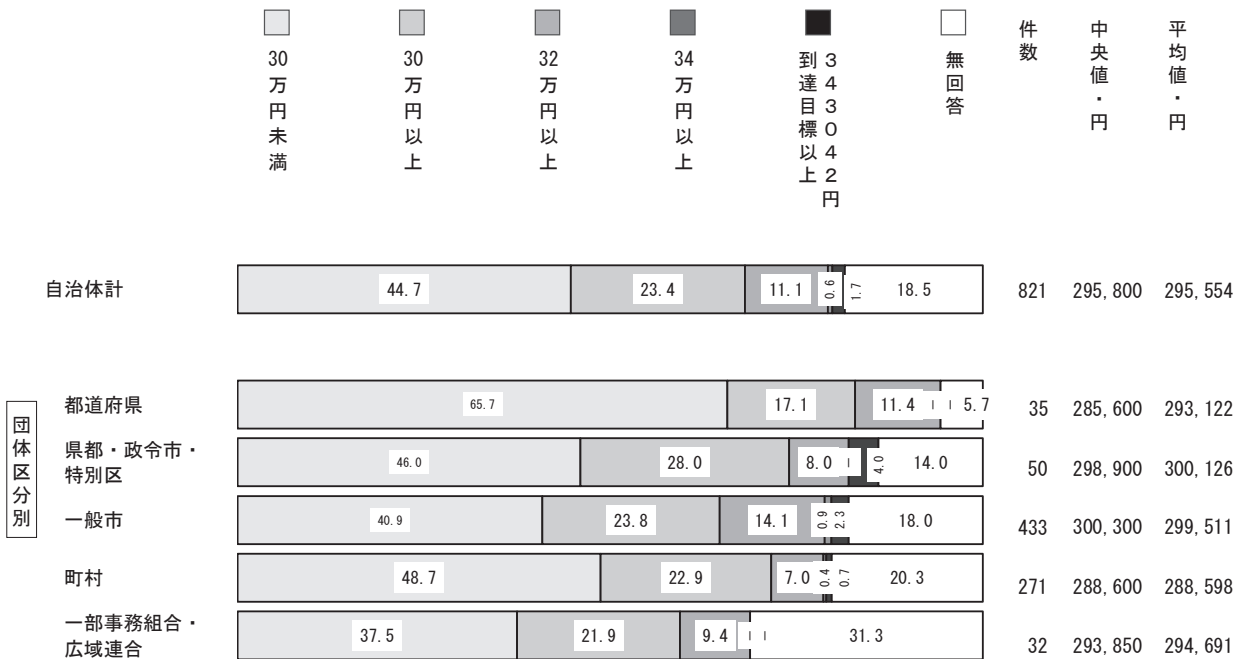
第3-16図 (現業職) 高校卒 35歳勤続 17年・給料月額



第3-17図 (現業職) 高校卒40歳勤続22年・給料月額(分布・5,000円刻み)



第3-18図 (現業職) 高校卒40歳勤続22年・給料月額



8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較

第3-18表 (現業職) 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		高卒(中央値)						高卒(平均値)					
		18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年
自治体計	2022年	149,800	229,500	263,450	295,800	327,200	342,500	150,387	229,648	262,614	295,554	323,067	340,852
	2020年	149,500	229,500	262,800	295,800	327,200	342,600	150,221	229,368	262,721	295,788	323,375	341,723
	2018年	146,900	227,000	261,700	295,700	326,900	343,100	146,960	227,577	261,927	295,970	324,079	342,004
	2016年	143,350	224,300	258,750	293,950	326,100	341,400	144,472	224,540	259,309	293,998	321,955	339,966
	2014年	138,200	222,500	261,200	296,500	330,100	346,200	139,914	223,289	261,331	297,147	326,005	344,713
	2012年	140,100	223,800	262,500	300,800	331,200	348,400	140,200	224,900	263,300	300,000	329,700	348,400
	2022年-2020年	300	0	650	0	0	▲100	167	279	▲108	▲234	▲308	▲871
	団体区分別 都道府県	2022年	152,700	228,400	261,600	285,600	308,100	333,600	152,245	228,473	262,149	293,122	316,396
2020年		152,700	229,300	260,660	285,600	308,600	334,400	152,574	229,649	262,988	292,499	317,079	335,363
2018年		149,200	228,250	261,950	287,200	308,450	341,230	148,342	228,599	264,048	293,916	319,214	337,536
2016年		146,700	225,200	258,700	284,000	312,450	339,200	145,749	226,588	261,150	293,348	317,963	336,397
2014年		141,900	223,800	262,500	287,800	316,100	340,500	141,869	225,437	262,663	295,963	321,691	341,023
2012年		141,900	225,100	262,500	305,200	338,500	365,200	141,200	223,600	264,300	299,900	330,200	350,600
2022年-2020年		0	▲900	940	0	▲500	▲800	▲329	▲1,176	▲839	623	▲683	▲1,282
県都・政令市・特別区		2022年	149,200	230,800	266,150	298,900	336,000	349,600	149,299	231,735	267,050	300,126	331,024
	2020年	150,400	233,550	267,050	300,600	336,600	353,800	149,743	233,172	268,227	303,230	333,130	349,065
	2018年	146,400	231,900	270,600	303,600	336,200	356,400	147,458	232,460	268,850	301,764	333,941	350,745
	2016年	144,600	229,400	263,100	300,850	339,600	357,050	144,893	228,867	265,090	301,382	335,405	353,122
	2014年	139,900	228,100	267,100	306,100	336,600	360,200	140,859	228,570	266,712	304,838	338,515	358,464
	2012年	140,100	227,700	269,600	308,700	341,000	367,500	140,300	228,200	269,300	309,500	340,800	362,700
	2022年-2020年	▲1,200	▲2,750	▲900	▲1,700	▲600	▲4,200	▲443	▲1,437	▲1,177	▲3,104	▲2,107	▲1,979
	一般市	2022年	150,600	231,200	265,250	300,300	328,600	344,400	150,972	231,715	265,421	299,511	326,567
2020年		150,600	232,700	265,600	300,600	329,525	347,000	151,002	232,020	266,054	300,006	327,484	344,999
2018年		147,100	231,600	264,900	300,100	330,000	347,700	147,695	229,814	265,036	300,616	328,742	346,255
2016年		144,600	229,100	263,100	299,900	328,900	345,800	145,483	227,098	263,043	299,595	326,819	344,820
2014年		140,100	227,700	265,700	302,500	332,300	353,000	140,891	226,259	265,445	302,945	331,973	350,926
2012年		140,100	229,300	267,700	305,800	336,200	362,200	141,400	228,700	267,700	305,800	335,900	354,700
2022年-2020年		0	▲1,500	▲350	▲300	▲925	▲2,600	▲30	▲305	▲633	▲494	▲918	▲1,145
町村		2022年	148,000	226,900	258,600	288,600	319,000	337,300	149,352	225,814	257,055	288,598	316,896
	2020年	147,900	226,100	255,000	288,600	320,500	338,600	148,932	224,811	256,550	288,717	316,458	336,360
	2018年	144,500	224,100	256,364	289,500	320,100	338,300	145,616	223,400	256,179	288,798	316,379	334,766
	2016年	142,000	220,600	251,500	285,100	316,700	335,300	143,056	220,210	253,145	285,558	313,688	331,678
	2014年	137,200	217,400	252,800	288,300	318,400	339,200	138,442	217,881	254,551	288,344	316,238	334,323
	2012年	137,200	219,200	256,500	290,100	323,400	340,400	138,400	218,900	255,800	289,900	318,600	336,400
	2022年-2020年	100	800	3,600	0	▲1,500	▲1,300	420	1,003	505	▲119	438	▲918
	一部事務組合・広域連合	2022年	150,600	229,500	265,550	293,850	322,400	341,500	150,943	231,668	263,332	294,691	321,191
2020年		149,250	229,500	263,600	293,300	322,600	340,500	150,427	228,095	263,795	295,543	322,829	343,085
2018年		147,100	227,350	262,200	297,350	330,750	350,600	148,459	228,542	261,400	295,423	325,385	346,450
2016年		142,050	224,300	257,200	292,300	328,350	344,200	143,371	223,126	257,665	290,494	321,580	339,917
2014年		137,900	224,600	265,700	304,200	334,100	349,900	139,279	226,453	264,139	298,303	331,550	349,743
2012年		140,100	223,800	266,800	304,200	338,000	372,800	140,400	226,500	265,400	305,300	337,200	358,500
2022年-2020年		1,350	0	1,950	550	▲200	1,000	516	3,573	▲463	▲852	▲1,638	▲371

9. 調査結果の要約

- 使用給料表は「国公行（一）と同じ（号給延長、準用を含む）」（29.4%）、「国公行（二）と同じ（号給延長、準用を含む）」（39.0%）、「国公行（一）と行（二）の合成」（1.8%）、「独自」（29.5%）に大別される。使用給料表が分かれていることは2020年と同じである。団体区分別にみると、都道府県は「国公行（二）と同じ（号給延長、準用を含む）」（62.9%）、県都・政令市・特別区は「独自」（64.0%）が多い。それ以外の一般市、町村、一部事務組合・広域連合は、「国公行（一）と同じ（号給延長、準用を含む）」、「国公行（二）と同じ（号給延長、準用を含む）」、「独自」がいずれも3～4割である（第3-2表、第3-1図）。
- 自治体で適用されている給料表の級制（中央値）は5級制で2020年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区、一般市、一部事務組合・広域連合は5級制、町村は4級制である。どの範囲にあるか十分位でみると、都道府県では第1十分位が3級制、第9十分位が5級制となっており、大半が3～5級制である。県都・政令市・特別区は3～6級制、一般市は3～7級制、町村は2～6級制、一部事務組合・広域連合は3～7級制である（第3-3表）。
- 自治体で適用されている最高給料月額中央値は366,400円で、2020年（364,800円）とほぼ同じである。団体区分別では、都道府県362,200円、県都・政令市・特別区372,200円、一般市378,600円、町村358,400円、一部事務組合・広域連合373,000円である（第3-4表）。国公行（一）5級相当（最高給料月額393,000円）以上となっているのは27.6%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区（26.0%）、一般市（32.8%）、町村（22.9%）、一部事務組合・広域連合（25.0%）で2～3割、都道府県（5.7%）で1割未満である。一方、国公行（一）4級相当（最高給料月額381,000円）に満たないところは54.9%で、団体区分別にみると都道府県（77.1%）で8割、町村（62.0%）で6割、県都・政令市・特別区（54.0%）、一般市（49.4%）、一部事務組合・広域連合（46.9%）で5割前後である（第3-2図）。
- 組合員として到達できる最高級（中央値）は4級で2020年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区は5級、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は4級である（第3-6表）。
- 組合員として到達できる最高給料月額中央値は362,900円で2020年（362,200円）とほぼ同じである。団体区分別では、都道府県361,600円、県都・政令市・特別区371,700円、一般市369,450円、町村358,400円、一部事務組合・広域連合369,050円である（第3-7表）。国公行（一）4級相当（最高給料月額381,000円）以上に到達しているのは37.8%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区（44.0%）、一般市（43.6%）で4割、町村（30.6%）、一部事務組合・広域連合（31.3%）で3割、都道府県（17.1%）で2割である（第3-3図）。
- 高卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢（給料表が「国公行（一）」と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級41歳で、いずれも2020年と同じである（第3-10表）。4級昇格年齢を団体区分別にみると、一般市は41歳、町村は43歳である（他の団体区分は該当自治体が少ない）。また、自治体による4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、一般市では第1十分位35歳、第9十分位49.5歳となっており、およそ15歳の開きがある（第3-13表）。

- 18歳高卒初任給の中央値は149,800円で、2020年（149,500円）とほぼ同じである。団体区分別にみると都道府県152,700円、県都・政令市・特別区149,200円、一般市150,600円、町村148,000円、一部事務組合・広域連合150,600円である（第3-16表）。18歳高卒初任給が国公行（一）より4号以上上位（154,900円以上）となっているのは20.3%で、団体区分別にみると都道府県（31.4%）で3割、県都・政令市・特別区（20.0%）、一般市（24.7%）で2割台、町村（12.5%）、一部事務組合・広域連合（15.6%）で1割台である（第3-4図）。
- 高卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の特徴は以下の通り。

分析するにあたっては、「自治労2022春闘方針」において提起した到達目標と比較していく。

給料月額の到達目標	30歳標準労働者	35歳標準労働者	40歳標準労働者
	248,775円	293,807円	343,042円

- ⚡ 30歳勤続12年の中央値は229,500円で2020年と同じである。団体区分別にみると都道府県228,400円、県都・政令市・特別区230,800円、一般市231,200円、町村226,900円、一部事務組合・広域連合229,500円である（第3-5・6図）。到達目標に達しているのは8.0%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区（8.0%）、一般市（11.1%）、一部事務組合・広域連合（9.4%）で1割、都道府県（2.9%）、町村（3.7%）で1割未満である（第3-14図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位213,960円、第9十分位250,800円で、36,840円の開きがある（第3-10図）。
- ⚡ 35歳勤続17年の中央値は263,450円で2020年（262,800円）とほぼ同じである。団体区分別にみると都道府県261,600円、県都・政令市・特別区266,150円、一般市265,250円、町村258,600円、一部事務組合・広域連合265,550円である（第3-5・6図）。到達目標に達しているのは3.8%であり、団体区分別にみてもほとんどないか皆無である（第3-16図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位243,900円、第9十分位288,150円で、44,250円の開きがある（第3-10図）。
- ⚡ 40歳勤続22年の中央値は295,800円で2020年と同じである。団体区分別にみると都道府県285,600円、県都・政令市・特別区298,900円、一般市300,300円、町村288,600円、一部事務組合・広域連合293,850円である（第3-5・6図）。到達目標に達しているのは1.7%で、団体区分別にみてもほとんどないか皆無である（第3-18図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位271,800円、第9十分位332,520円で、60,720円の開きがある（第3-10図）。

第4章 保育職給料表について

1. 保育職調査票における団体区分の構成

第4-1表 (保育職) 団体区分の構成

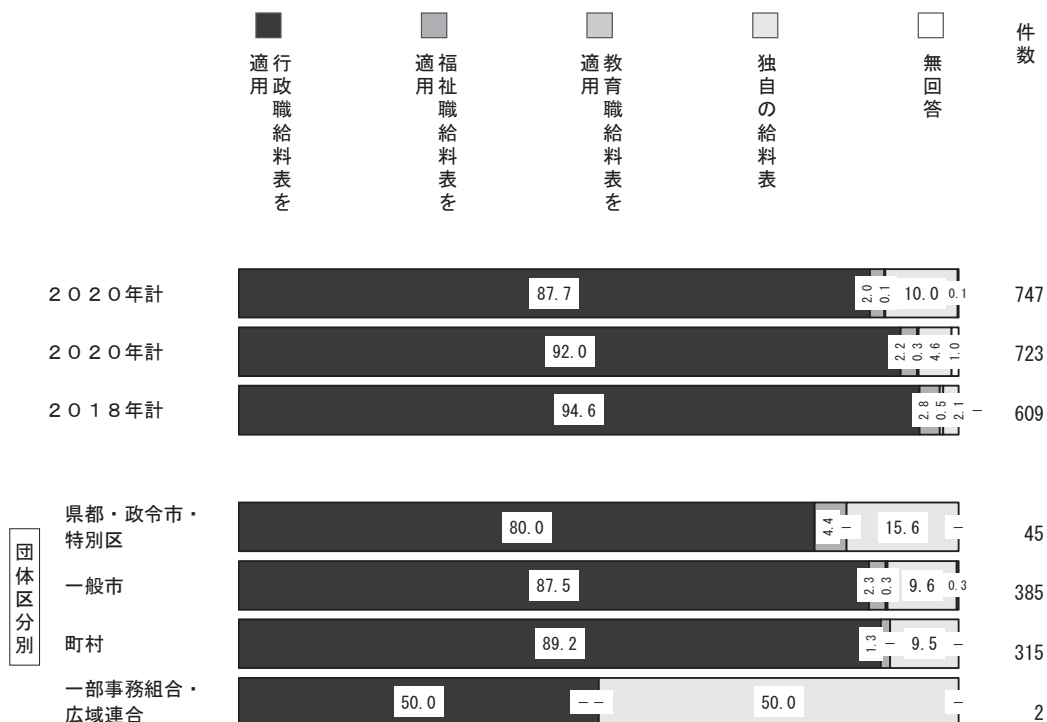
	都道府県	特別区・政令市・	一般市	町村	広域連合・一部事務組合	件数
2022年	...	6.0	51.5	42.2	0.3	747
2020年	...	5.9	50.8	43.2	0.1	723
2018年	...	6.1	52.9	41.1	...	609

2. 使用している給料表

第4-2表 (保育職) 使用している給料表

		(20年)							
		行政職給料表を適用	福祉職給料表を適用	教育職給料表を適用	独自の給料表	無回答	件数	行政職給料表を適用	福祉職給料表を適用
団体区分別	自治体計	87.7	2.0	0.1	10.0	0.1	747	92.0	2.2
	県都・政令市・特別区	80.0	4.4	...	15.6	...	45	88.4	2.3
	一般市	87.5	2.3	0.3	9.6	0.3	385	92.9	2.7
	町村	89.2	1.3	...	9.5	...	315	91.3	1.6
	一部事務組合・広域連合	50.0	50.0	...	2	100.0	...

第4-1図 (保育職) 使用している給料表



3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

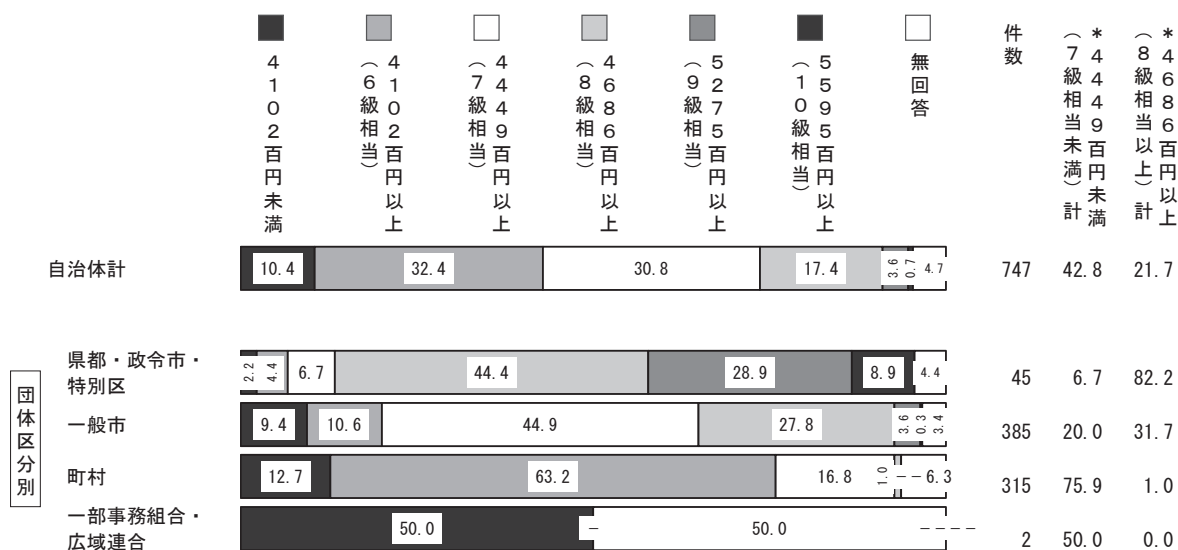
第4-3表 (保育職) 給料表の級制

		(20年)																
		記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級制	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級制	標準偏差	分散係数	中央値・級制	平均値・級制
自治体計		95.9	4.1	747	3.0	5.0	6.0	7.0	7.0	8.0	10.0	0.214	0.071	6.6	1.1	0.171	7.0	6.8
団体 区分 別	県都・政令市・特別区	97.8	2.2	45	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	9.0	10.0	0.188	0.125	7.8	1.2	0.156	8.0	9.9
	一般市	96.9	3.1	385	3.0	5.0	7.0	7.0	8.0	8.0	10.0	0.214	0.071	6.9	1.1	0.164	7.0	7.0
	町村	94.3	5.7	315	3.0	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	8.0	0.167	0.000	6.0	0.7	0.115	6.0	6.0
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	2	3.0	3.4	4.0	5.0	6.0	6.6	7.0	0.320	0.200	5.0	2.0	0.400	7.0	7.0

第4-4表 (保育職) 最高級の最高給料月額

		(20年)																
		記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円
自治体計		95.3	4.7	747	307,900	408,200	410,200	444,900	453,975	469,790	606,700	0.069	0.049	438,475	35,929	0.082	444,900	438,866
団体 区分 別	県都・政令市・特別区	95.6	4.4	45	409,200	446,860	468,600	512,600	527,500	552,840	606,700	0.103	0.057	502,039	43,662	0.087	522,650	503,064
	一般市	96.6	3.4	385	381,000	410,200	444,900	444,900	468,600	474,550	559,500	0.072	0.027	449,337	31,257	0.070	444,900	451,407
	町村	93.7	6.3	315	350,000	393,000	410,200	410,200	419,000	444,900	468,600	0.063	0.011	415,933	17,381	0.042	410,200	415,352
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	2	307,900	321,600	342,150	376,400	410,650	431,200	444,900	0.146	0.091	376,400	68,500	0.182	444,900	444,900

第4-2図 (保育職) 最高級の最高給料月額



第4-5表 (保育職) 最高級の最高給料月額

	2022年		2020年		2018年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	444,900	438,475	444,900	438,866	444,500	440,966	0
団体区別 県都・政令市・特別区	512,600	502,039	522,650	503,064	527,100	511,932	▲ 10,050
一般市	444,900	449,337	444,900	451,407	444,500	451,989	0
町村	410,200	415,933	410,200	415,352	409,800	415,755	0
一部事務組合・広域連合	376,400	376,400	444,900	444,900	---	---	---

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

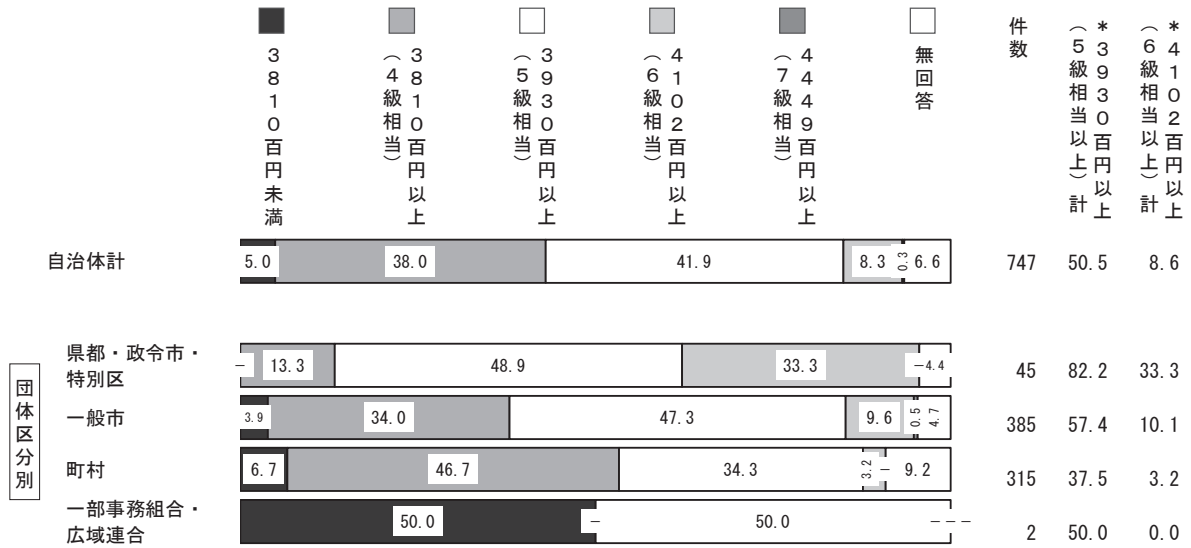
第4-6表 (保育職) 組合員として到達できる最高級

		(20年)																
自治体計	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級	標準偏差	分散係数	中央値・級	平均値・級	
																		自治体計
団体区分別	県都・政令市・特別区	95.6	4.4	45	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	6.0	0.100	0.100	4.7	0.6	0.121	5.0	4.7
	一般市	95.6	4.4	385	2.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	7.0	0.100	0.100	4.5	0.8	0.175	5.0	4.6
	町村	91.7	8.3	315	3.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.125	0.125	4.4	0.6	0.146	4.0	4.3
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	2	3.0	3.2	3.5	4.0	4.5	4.8	5.0	0.200	0.125	4.0	1.0	0.250	5.0	5.0

第4-7表 (保育職) 組合員として到達できる最高給料月額

		(20年)																
自治体計	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
																		自治体計
団体区分別	県都・政令市・特別区	95.6	4.4	45	381,000	392,180	393,000	400,000	412,550	426,300	432,400	0.043	0.024	403,811	14,051	0.035	394,000	401,731
	一般市	95.3	4.7	385	304,200	381,000	381,250	393,000	395,000	410,200	448,900	0.037	0.017	391,699	13,341	0.034	393,000	392,352
	町村	90.8	9.2	315	346,700	381,000	381,000	385,800	393,000	398,850	424,100	0.023	0.016	386,380	12,485	0.032	384,300	386,503
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	2	307,900	316,410	329,175	350,450	371,725	384,490	393,000	0.097	0.061	350,450	42,550	0.121	393,000	393,000

第4-3図 (保育職) 組合員として到達できる最高給料月額



第4-8表 (保育職) 組合員として到達できる最高給料月額

	2022年		2020年		2018年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	393,000	390,147	393,000	390,387	392,600	390,990	0
団体区分別							
県都・政令市・特別区	400,000	403,811	394,000	401,731	399,550	403,019	6,000
一般市	393,000	391,699	393,000	392,352	392,600	393,012	0
町村	385,800	386,380	384,300	386,503	385,900	386,536	1,500
一部事務組合・広域連合	350,450	350,450	393,000	393,000	---	---	---

5. 短大2卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表による限定をしていない。

第4-9表 （保育職）短大2卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

		2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	保育職の 短大2卒への 回答件数
自治体計		535	532	448	225	95	747
団 体 区 分 別	県都・政令市・特別区	35	34	26	13	4	45
	一般市	286	286	247	126	46	385
	町村	214	212	175	86	45	315
	一部事務組合・広域連合	0	0	0	0	0	2

第4-10表 （保育職）短大2卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

		2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
自治体計		26.0	31.0	40.5	48.0	53.0
団 体 区 分 別	県都・政令市・特別区	26.0	31.0	40.0	50.0	56.0
	一般市	26.0	31.0	40.0	47.0	52.5
	町村	26.0	31.0	42.0	49.0	54.0
	一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---
【2020年】						
自治体計		26.0	31.0	41.0	48.0	53.0
団 体 区 分 別	県都・政令市・特別区	26.0	31.0	40.0	50.5	57.0
	一般市	26.0	31.0	40.0	47.0	53.0
	町村	26.0	31.0	42.0	49.0	53.5
	一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---
【2022年-2020年】						
自治体計		-0.5
団 体 区 分 別	県都・政令市・特別区	-0.5	-1.0
	一般市	-0.5
	町村	0.5
	一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---

第4-11表 (保育職) 短大2卒2級昇格年齢

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	89.8	10.2	596	22.0	24.0	25.0	26.0	27.0	28.0	40.0	0.077	0.038	26.2	2.0	0.076	26.0	26.3
団体区分別	県都・政令市・特別区	83.3	16.7	42	22.0	23.4	25.0	26.0	27.0	29.6	0.119	0.038	26.2	2.2	0.085	26.0	26.5
	一般市	91.4	8.6	313	22.0	23.0	25.0	26.0	27.0	28.0	0.096	0.038	25.9	2.1	0.082	26.0	26.0
	町村	88.8	11.2	241	22.0	25.0	26.0	26.0	28.0	28.0	0.058	0.038	26.6	1.7	0.064	26.0	26.7
	一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第4-12表 (保育職) 短大2卒3級昇格年齢

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	89.3	10.7	596	25.0	29.0	30.0	31.0	33.0	35.0	48.0	0.097	0.048	31.6	3.0	0.097	31.0	31.6
団体区分別	県都・政令市・特別区	81.0	19.0	42	28.0	29.0	29.3	31.0	33.0	38.7	0.156	0.060	32.3	3.9	0.122	31.0	32.2
	一般市	91.4	8.6	313	26.0	28.0	29.3	31.0	32.0	34.5	0.105	0.044	31.4	3.3	0.106	31.0	31.4
	町村	88.0	12.0	241	25.0	29.1	30.0	31.0	33.0	35.0	0.095	0.048	31.8	2.4	0.075	31.0	31.8
	一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第4-13表 (保育職) 短大2卒4級昇格年齢

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	75.2	24.8	596	30.0	35.0	38.0	40.5	44.0	46.0	56.0	0.136	0.074	40.9	4.4	0.109	41.0	40.9
団体区分別	県都・政令市・特別区	61.9	38.1	42	35.0	37.0	38.0	40.0	43.0	48.5	0.144	0.063	41.3	4.9	0.117	40.0	41.1
	一般市	78.9	21.1	313	30.0	34.0	37.0	40.0	43.0	45.0	0.138	0.075	40.3	4.6	0.115	40.0	40.2
	町村	72.6	27.4	241	32.0	36.0	39.0	42.0	45.0	46.0	0.119	0.071	41.7	3.9	0.094	42.0	41.8
	一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第4-14表 (保育職) 短大2卒5級昇格年齢

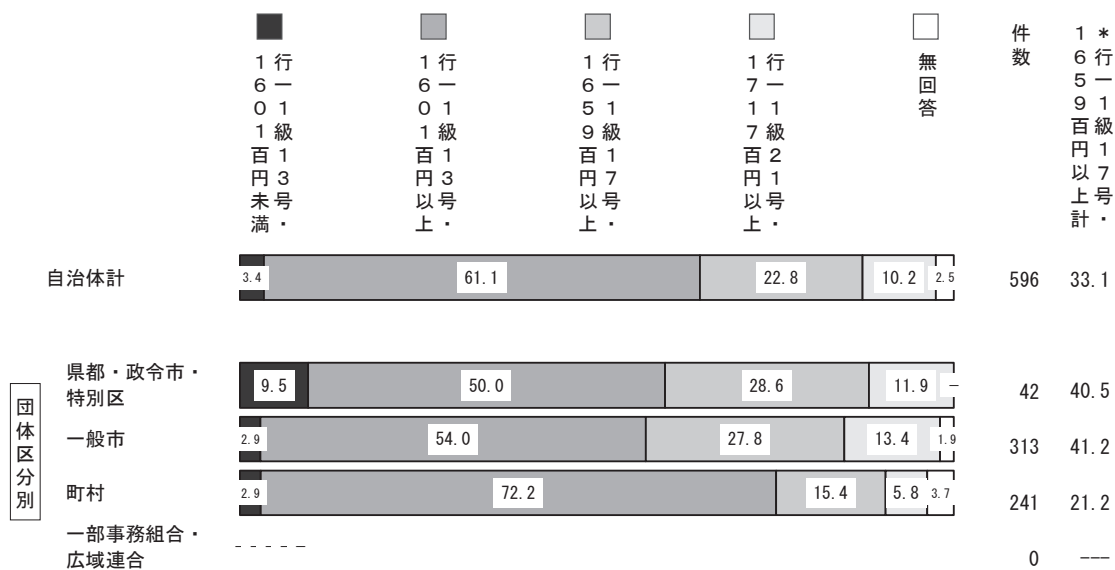
																(20年)	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	37.8	62.2	596	33.0	42.0	45.0	48.0	51.0	55.0	58.0	0.135	0.063	48.0	4.8	0.099	48.0	48.0
団体区分別	県都・政令市・特別区	31.0	69.0	42	42.0	44.4	46.0	50.0	54.0	55.8	0.114	0.080	49.8	4.7	0.094	50.5	50.5
	一般市	40.3	59.7	313	33.0	41.0	44.0	47.0	50.0	54.0	0.138	0.064	47.0	4.8	0.102	47.0	47.1
	町村	35.7	64.3	241	37.0	43.0	47.0	49.0	52.0	55.0	0.122	0.051	49.2	4.4	0.090	49.0	49.0
	一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第4-15表 (保育職) 短大2卒6級昇格年齢

																(20年)	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	15.9	84.1	596	35.0	48.4	50.5	53.0	55.0	58.0	59.0	0.091	0.042	52.9	3.9	0.073	53.0	52.7
団体区分別	県都・政令市・特別区	9.5	90.5	42	48.0	50.1	53.3	56.0	57.5	58.4	0.074	0.038	54.8	4.1	0.076	57.0	56.2
	一般市	14.7	85.3	313	35.0	47.5	50.0	52.5	55.0	57.5	0.095	0.048	52.2	4.4	0.084	53.0	52.3
	町村	18.7	81.3	241	46.0	50.0	51.0	54.0	55.0	58.0	0.074	0.037	53.5	3.0	0.056	53.5	52.8
	一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 20歳短大2卒初任給の給料月額

第4-4図 (保育職) 20歳短大2卒初任給の給料月額(国公行(一)の給料表にもとづく分布)



※国公行(一)の短大2卒初任給は1級13号

第4-16表 (保育職) 20歳短大2卒初任給の給料月額(時系列比較)

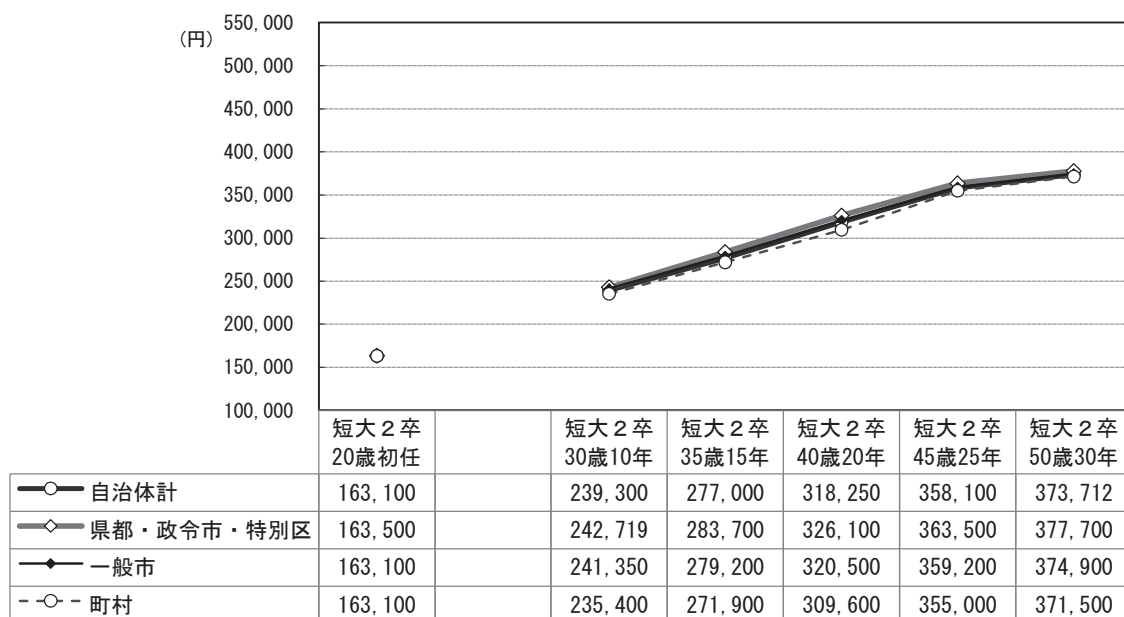
	2022年		2020年		2018年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	163,100	164,740	163,100	164,663	159,800	161,751	0
団体区分別							
県都・政令市・特別区	163,500	165,217	165,300	165,556	162,700	163,461	▲ 1,800
一般市	163,100	165,581	163,100	165,667	159,800	162,549	0
町村	163,100	163,539	163,100	163,265	159,800	160,292	0
一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---	---	---

7. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

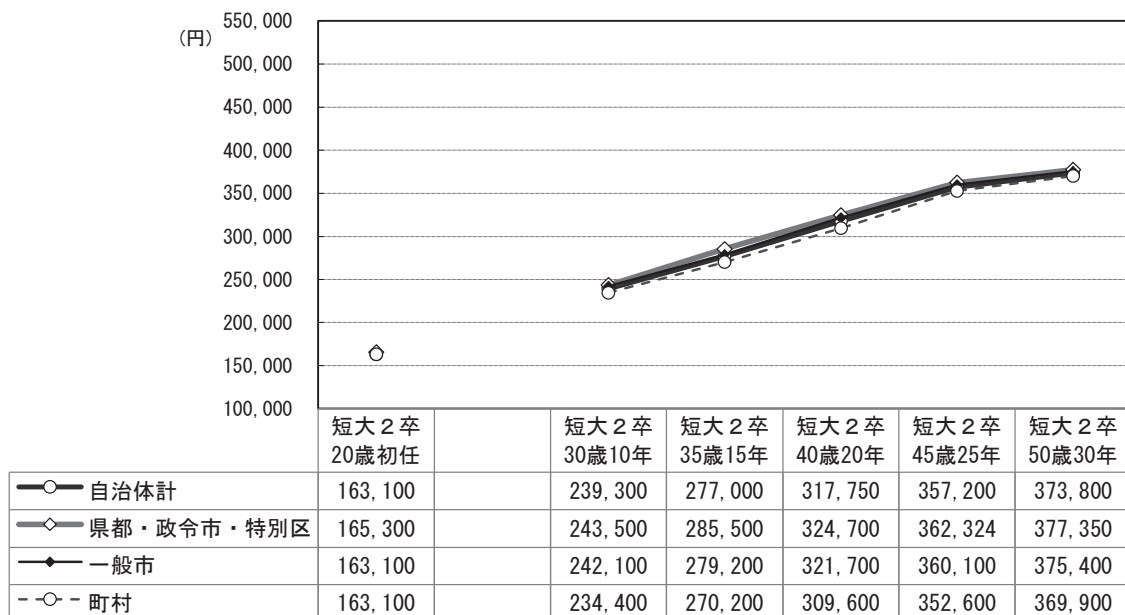
第4-17表 (保育職) 短大2卒標準労働者の給料月額への回答件数

		短大2卒 20歳初任	短大2卒 30歳10年	短大2卒 35歳15年	短大2卒 40歳20年	短大2卒 45歳25年	短大2卒 50歳30年	保育職の 短大2卒への 回答件数
自治体計		581	519	518	498	492	478	596
団体 区 分別	県都・政令市・特別区	42	36	36	36	35	33	42
	一般市	307	278	279	269	266	258	313
	町村	232	205	203	193	191	187	241
	一部事務組合・広域連合	0	0	0	0	0	0	0

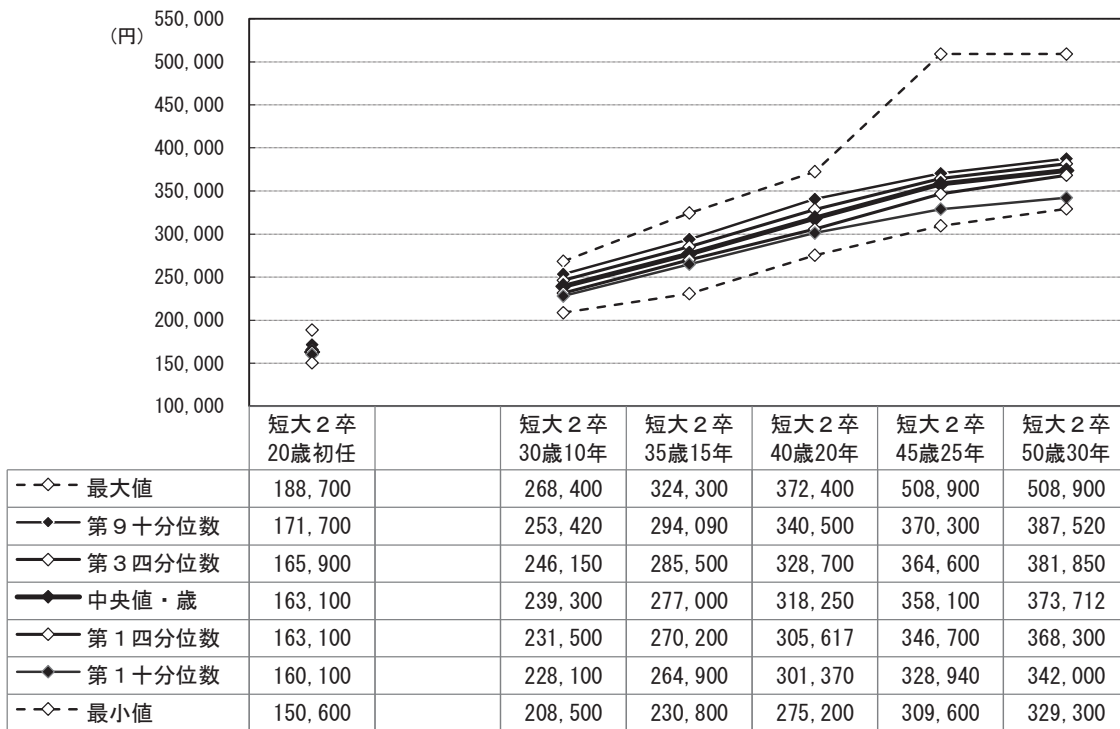
第4-5図 (保育職) 短大2卒標準労働者の給料月額 (中央値・円)



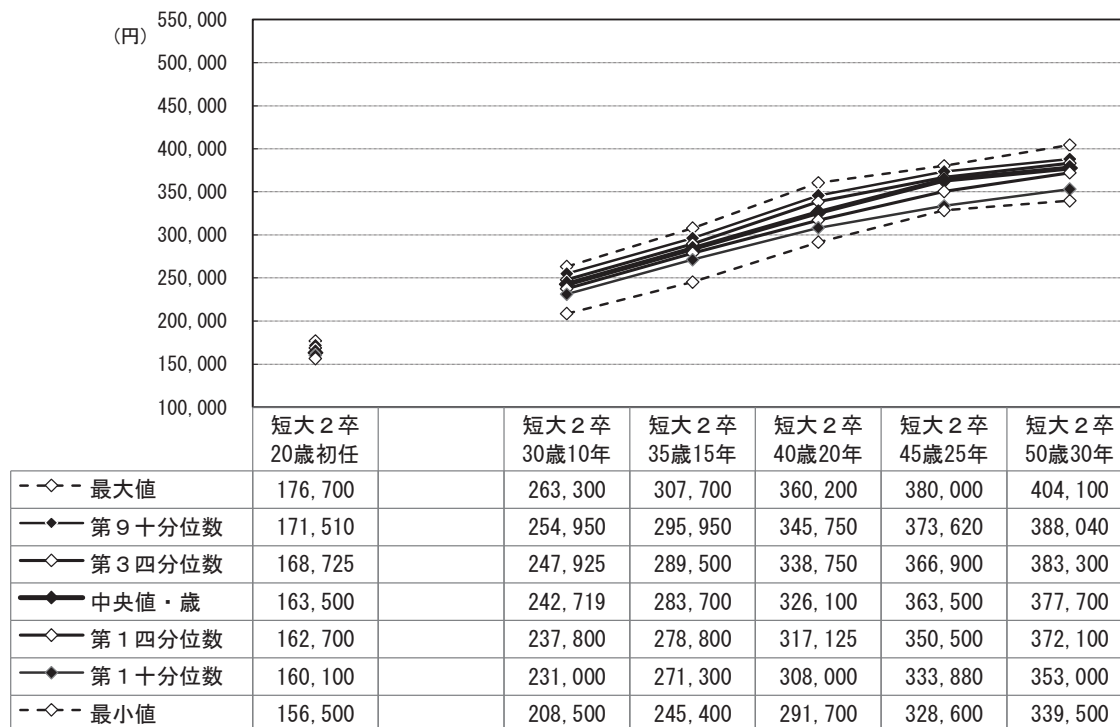
第4-6図 (保育職) 短大2卒標準労働者の給料月額 (2020年・中央値・円)



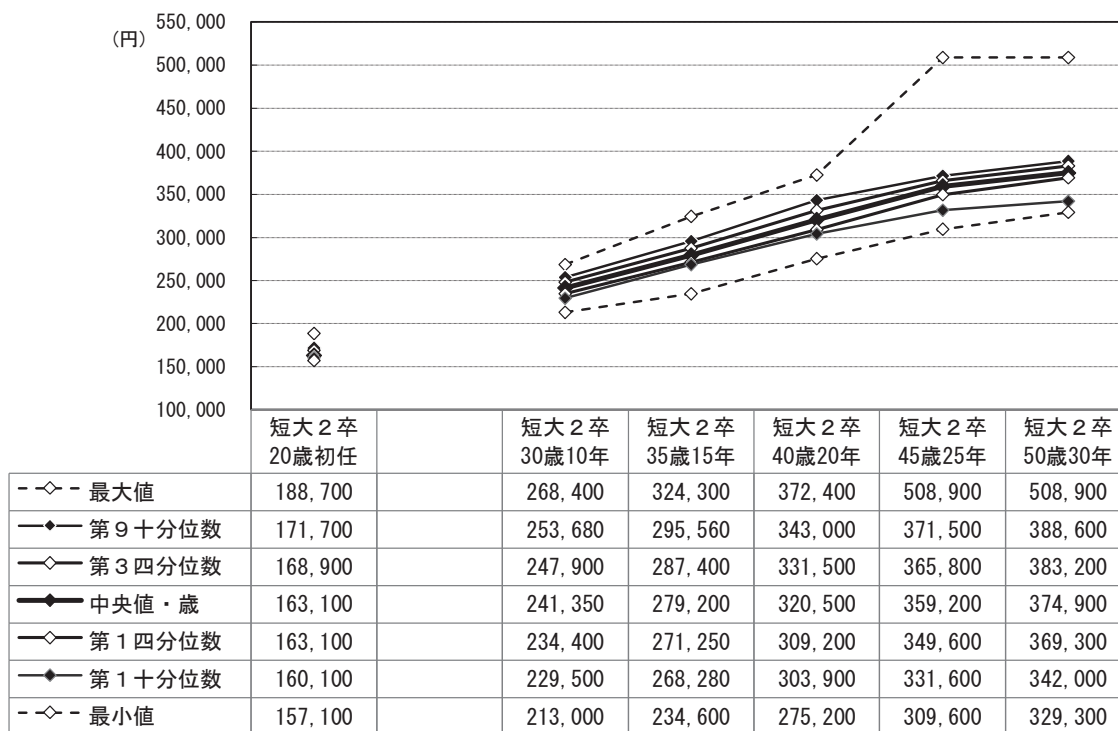
第4-7図 短大2卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



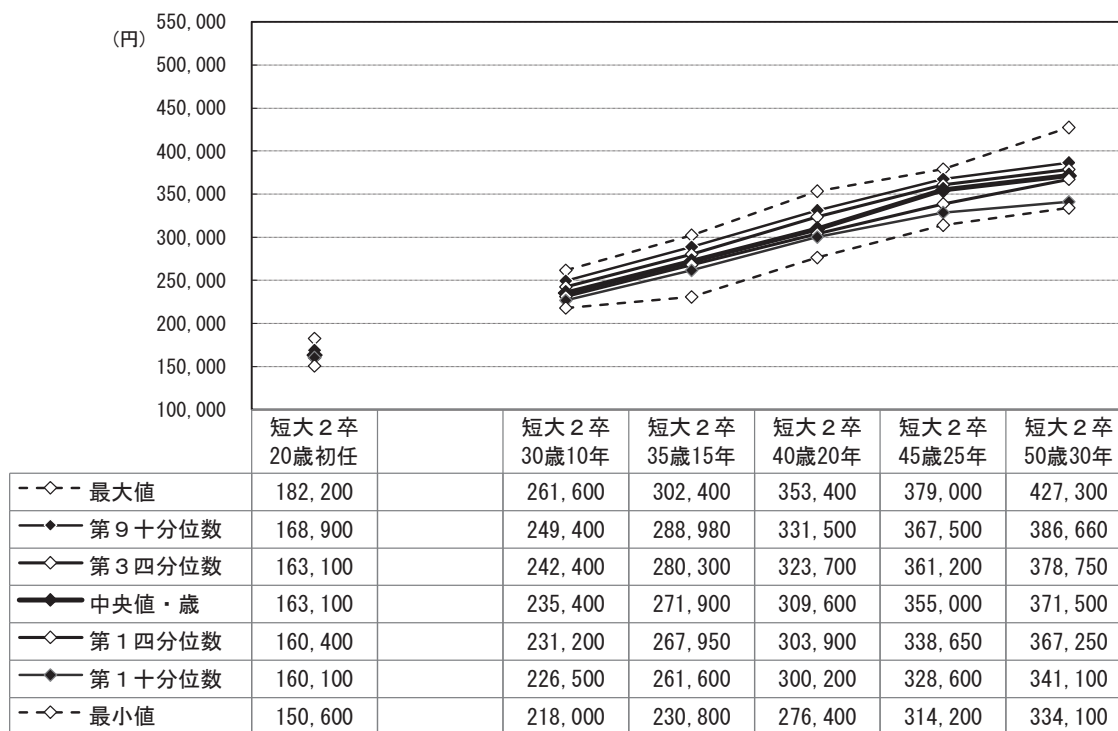
第4-8図 短大2卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市計〕



第4-9図 短大2卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第4-10図 短大2卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕

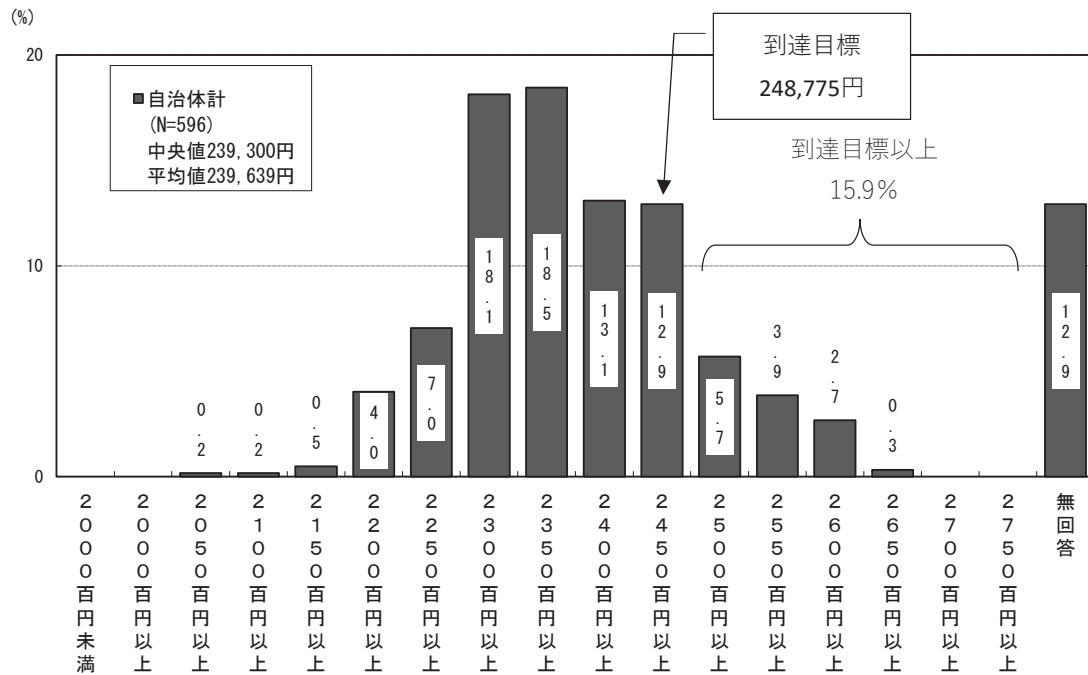


到達目標（ポイント賃金）の考え方

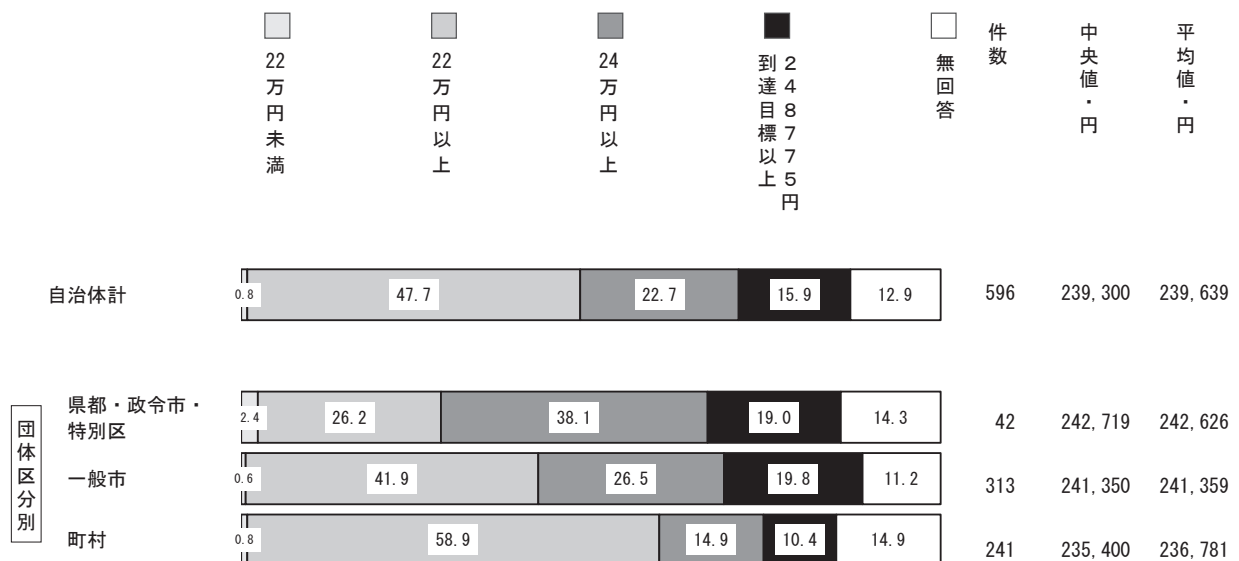
30歳 248,775円
 (国公行(一) 3-13水準、249,400円)
 35歳 293,807円
 (国公行(一) 3-40水準、294,300円)
 40歳 343,042円
 (国公行(一) 4-43水準、344,800円)

上記の到達目標は、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%に、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

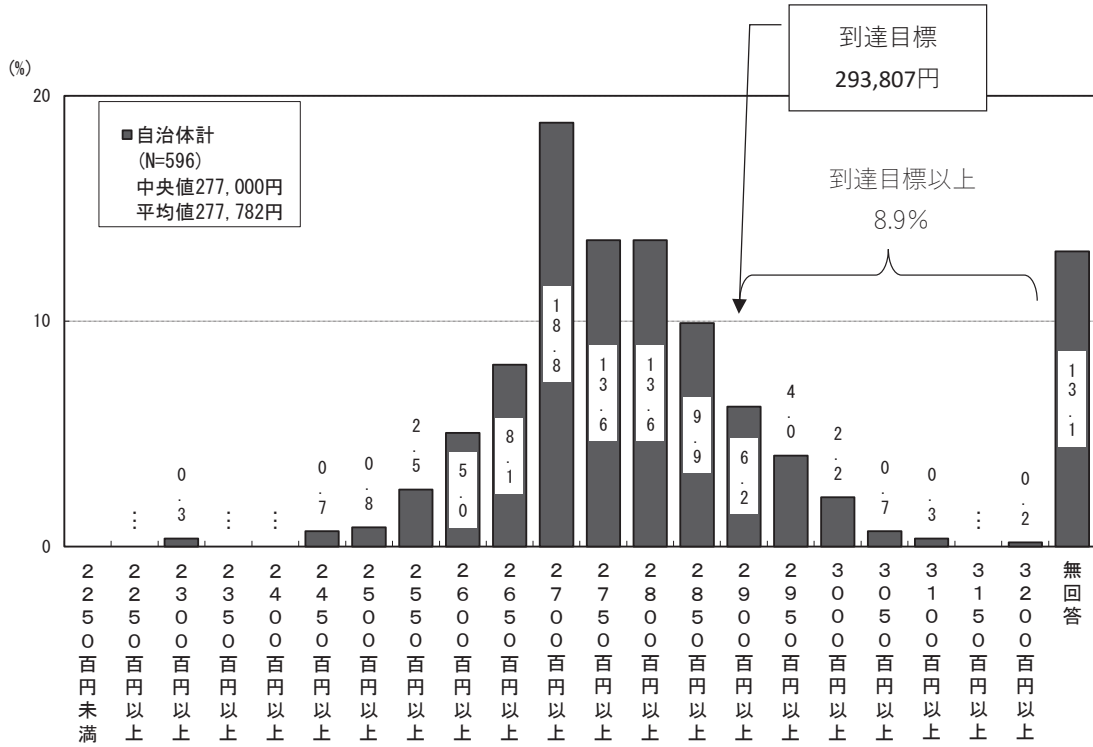
第4-11図 (保育職) 短大2卒30歳勤続10年・給料月額(分布・5,000円刻み)



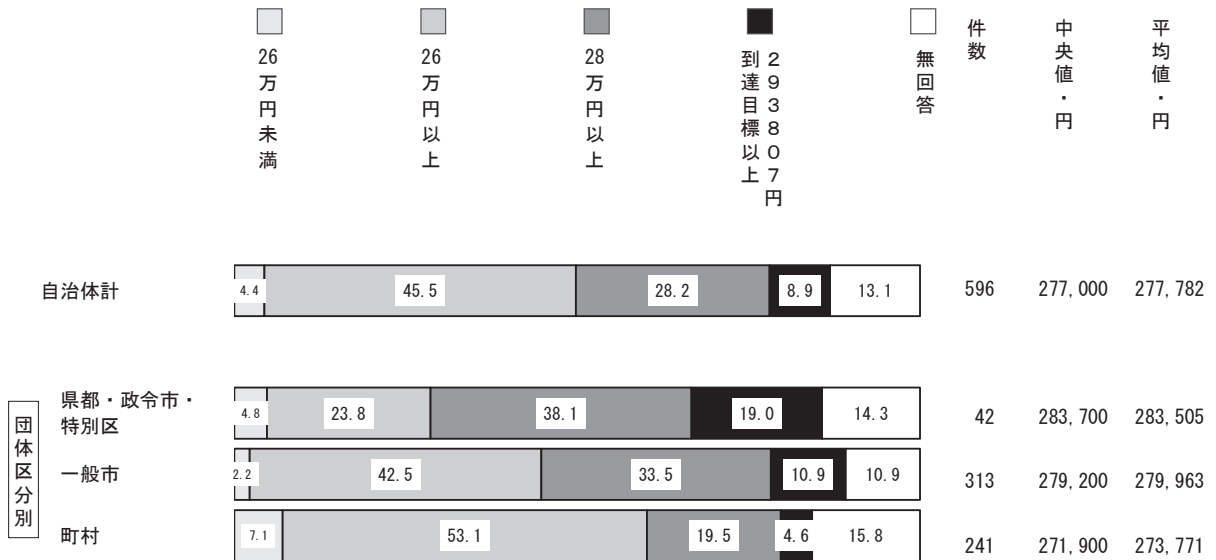
第4-12図 (保育職) 短大2卒30歳勤続10年・給料月額



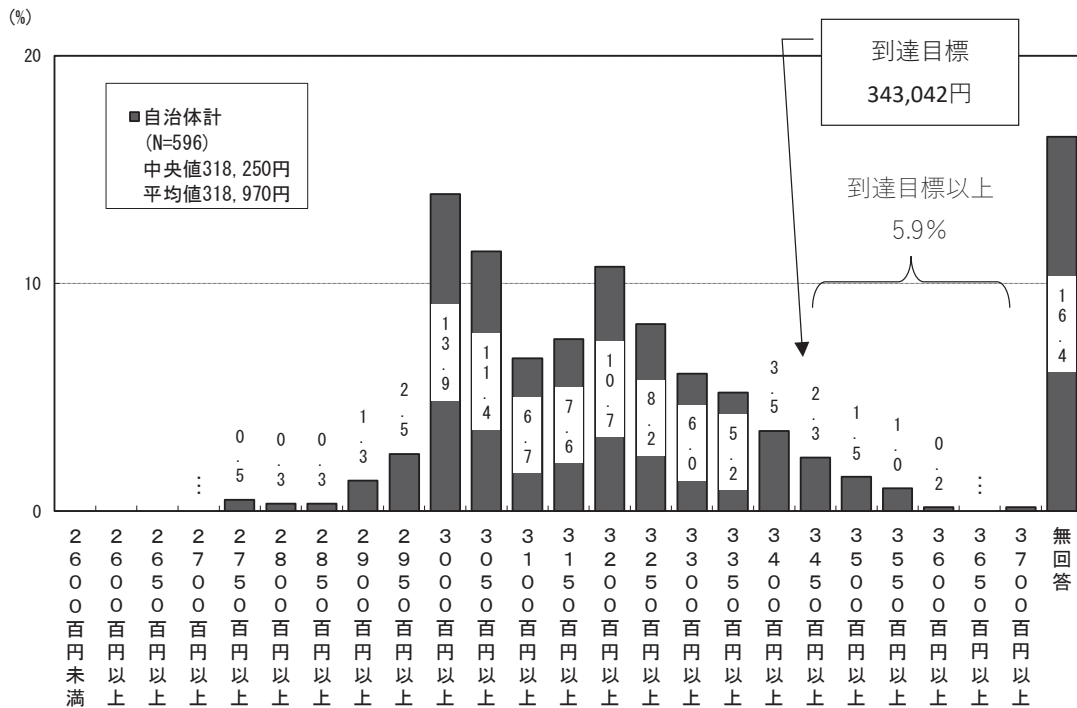
第4-13図 (保育職) 短大2卒35歳勤続15年・給料月額(分布・5,000円刻み)



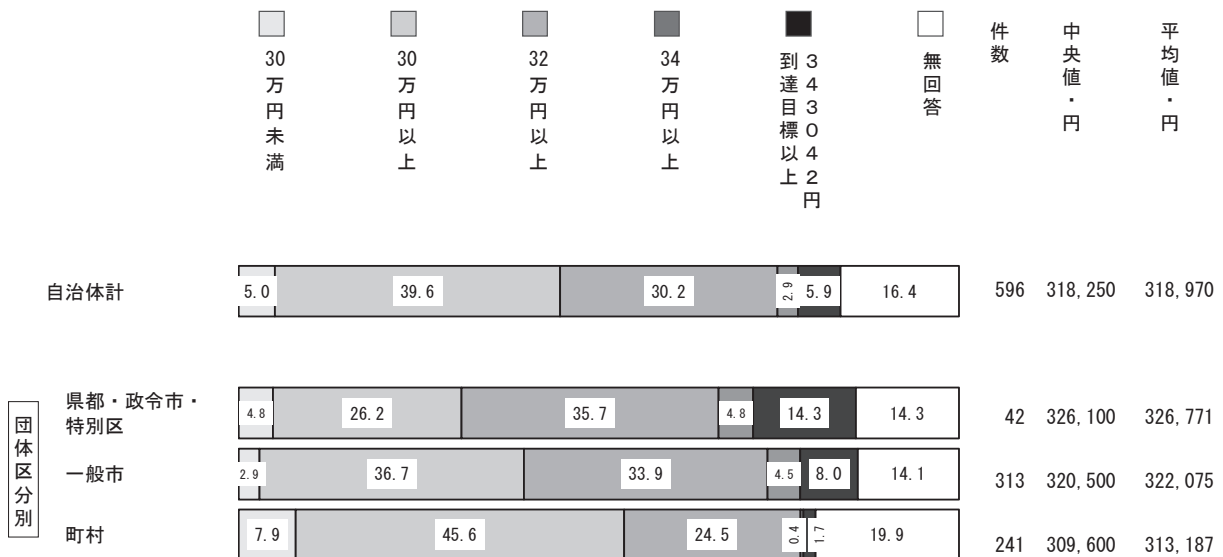
第4-14図 (保育職) 短大2卒35歳勤続15年・給料月額



第4-15図 (保育職)短大2卒40歳勤続20年・給料月額(分布・5,000円刻み)



第4-16図 (保育職)短大2卒40歳勤続20年・給料月額



8. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較

第4-18表 (保育職) 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		短大2卒(中央値)						短大2卒(平均値)						
		20歳 初任	30歳 10年	35歳 15年	40歳 20年	45歳 25年	50歳 30年	20歳 初任	30歳 10年	35歳 15年	40歳 20年	45歳 25年	50歳 30年	
自治体計	2022年	163,100	239,300	277,000	318,250	358,100	373,712	164,740	239,639	277,782	318,970	354,473	372,591	
	2020年	163,100	239,300	277,000	317,750	357,200	373,800	164,663	239,179	277,069	318,301	353,924	372,682	
	2018年	159,800	237,300	276,000	318,000	357,000	373,400	161,751	237,693	276,777	318,529	354,171	372,638	
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2012年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2022年-2020年	0	0	0	500	900	▲88	77	460	714	668	549	▲91	
団 体 区 分 別	県 都 ・ 政 令 市 ・ 特 別 区	2022年	163,500	242,719	283,700	326,100	363,500	377,700	165,217	242,626	283,505	326,771	358,133	375,231
		2020年	165,300	243,500	285,500	324,700	362,324	377,350	165,556	242,338	282,842	324,613	356,536	371,611
		2018年	162,700	244,300	287,700	325,900	360,350	376,600	163,461	242,500	284,203	326,393	359,021	375,589
		2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2012年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2022年-2020年	▲1,800	▲781	▲1,800	1,400	1,176	350	▲340	289	663	2,157	1,597	3,620
一 般 市	2022年	163,100	241,350	279,200	320,500	359,200	374,900	165,581	241,359	279,963	322,075	356,437	373,532	
	2020年	163,100	242,100	279,200	321,700	360,100	375,400	165,667	241,559	279,901	322,021	356,128	374,183	
	2018年	159,800	239,900	279,100	320,100	359,700	375,000	162,549	239,512	279,180	321,685	356,898	374,308	
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2012年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2022年-2020年	0	▲750	0	▲1,200	▲900	▲500	▲85	▲199	62	54	308	▲651	
町 村	2022年	163,100	235,400	271,900	309,600	355,000	371,500	163,539	236,781	273,771	313,187	351,068	370,827	
	2020年	163,100	234,400	270,200	309,600	352,600	369,900	163,265	235,714	272,609	312,597	350,737	370,957	
	2018年	159,800	233,600	270,600	311,800	352,200	370,200	160,292	234,221	272,005	312,575	349,473	369,795	
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2012年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2022年-2020年	0	1,000	1,700	0	2,400	1,600	274	1,067	1,161	590	331	▲129	

9. 調査結果の要約

- 使用給料表は「行政職給料表」(87.7%)が最も多く、2020年(92.0%)とほぼ同じである。団体区分別にみても「行政職給料表」は、県都・政令市・特別区(80.0%)、一般市(87.5%)、町村(89.2%)とも8～9割となっている(第4-2表、1図)。
- 自治体で適用されている給料表の級制(中央値)は7級制で2020年と同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区は8級制、一般市は7級制、町村は6級制である。どの範囲にあるか十分位で見ると、県都・政令市・特別区では第1十分位が6級制、第9十分位が9級制となっており大半が6～9級制、一般市では5～8級制、町村では5～7級制である(第4-3表)。
- 自治体で適用されている最高給料月額中央値は444,900円で、2020年と同じである。団体区分別では、県都・政令市・特別区512,600円、一般市444,900円、町村410,200円である(第4-4表)。国公行(一)8級相当(最高給料月額468,600円)以上となっているのは21.7%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区(82.2%)で8割、一般市(31.7%)で3割、町村(1.0%)ではわずかである。一方、国公行(一)7級相当(最高給料月額444,900円)に満たないところは42.8%で、団体区分別にみると町村(75.9%)で8割弱、一般市(20.0%)で2割、県都・政令市・特別区(6.7%)で1割弱である(第4-2図)。
- 組合員として到達できる最高級(中央値)は4級で2020年と同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区、一般市は5級、町村は4級である(第4-6表)。
- 組合員として到達できる最高給料月額中央値は393,000円で2020年と同じである。団体区分別では、県都・政令市・特別区400,000円、一般市393,000円、町村385,800円である(第4-7表)。国公行(一)6級相当(最高給料月額410,200円)以上に到達しているのは8.6%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区(33.3%)で3割、一般市(10.1%)で1割、町村(3.2%)ではわずかであり、国公行(一)5級相当(最高給料月額393,000円)以上に到達しているのは50.5%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区(82.2%)で8割、一般市(57.4%)で6割、町村(37.5%)で4割である(第4-3図)。
- 短大2卒標準労働者の標準的(平均的)な昇格年齢(給料表による限定なし)の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級40.5歳で、いずれも2020年とほぼ同じである(第4-10表)。4級昇格年齢を団体区分別にみると、県都・政令市・特別区、一般市は40歳、町村は42歳である。また、自治体による4級昇格年齢の開きを十分位数で見ると、一般市では第1十分位34歳、第9十分位45歳となっており、9歳の開きがある(第4-13表)。
- 20歳短大2卒初任給の中央値は163,100円で、2020年と同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区163,500円、一般市、町村163,100円である(第3-16表)。20歳短大2卒初任給が国公行(一)より4号以上上位(165,900円以上)となっているのは33.1%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区(40.5%)、一般市(41.2%)で4割、町村(21.2%)で2割である(第4-4図)。

- 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の特徴は以下の通り。

分析するにあたっては、「自治労 2022 春闘方針」において提起した到達目標と比較していく。

給料月額の到達目標	30歳標準労働者	35歳標準労働者	40歳標準労働者
	248,775円	293,807円	343,042円

- 30歳勤続10年の中央値は239,300円で2020年と同じである。団体区別にみると県都・政令市・特別区242,719円、一般市241,350円、町村235,400円である（第3-5-6図）。到達目標に達しているのは15.9%で、団体区別にみると県都・政令市・特別区（19.0%）、一般市（19.8%）で2割、町村（10.4%）で1割である（第4-12図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位229,500円、第9十分位253,680円で、24,180円の開きがある（第4-9図）。
- 35歳勤続15年の中央値は277,000円で2020年と同じである。団体区別にみると県都・政令市・特別区283,700円、一般市279,200円、町村271,900円である（第3-5-6図）。到達目標に達しているのは8.9%で、団体区別にみると県都・政令市・特別区（19.0%）で2割、一般市（10.9%）で1割、町村（4.6%）では1割未満である（第4-14図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位268,280円、第9十分位295,560円で、27,280円の開きがある（第4-9図）。
- 40歳勤続20年の中央値は318,250円で2020年（317,750円）とほぼ同じである。団体区別にみると県都・政令市・特別区326,100円、一般市320,500円、町村309,600円である（第3-5-6図）。到達目標に達しているのは5.9%で、団体区別にみると県都・政令市・特別区（14.3%）で1割強、一般市（8.0%）で1割、町村（1.7%）ではわずかである（第4-16図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位303,900円、第9十分位343,000円で、39,100円の開きがある（第4-9図）。

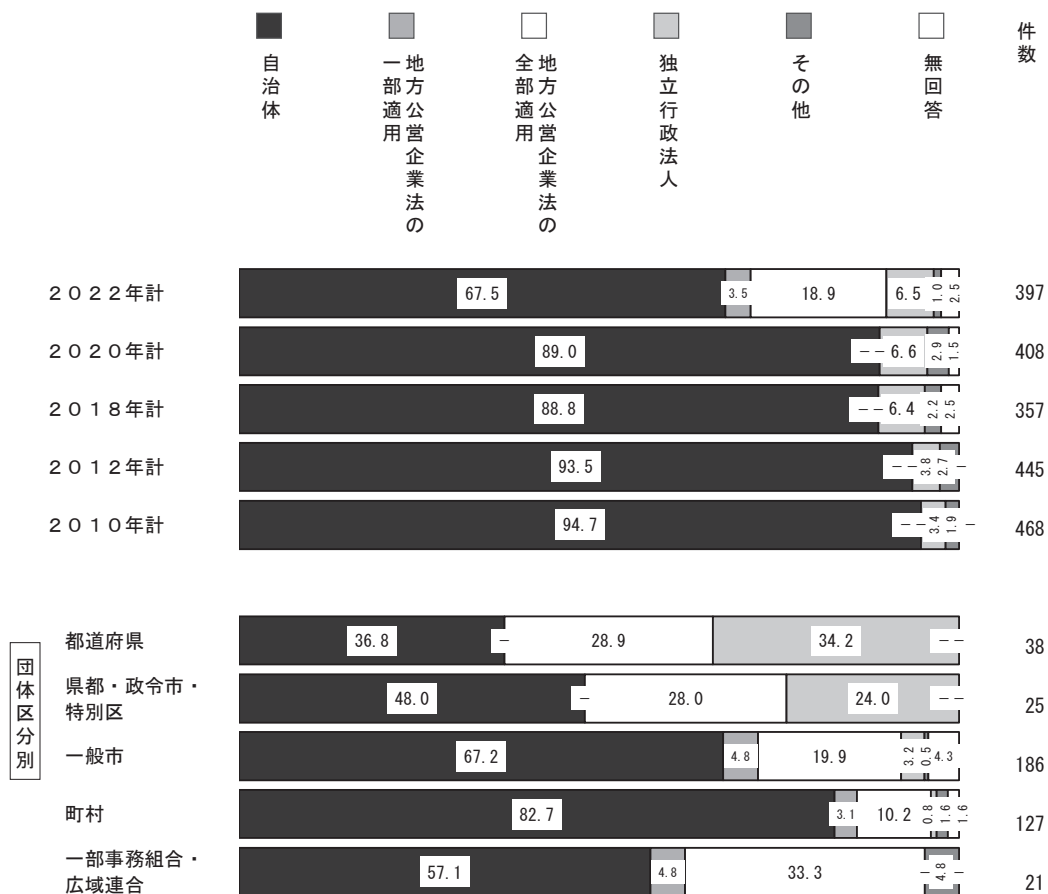
第5章 看護職給料表について

1. 看護職調査票における団体区分の構成と病院・診療所の経営主体

第5-1表 (看護職) 団体区分の構成

	都道府県	特別区・政令市・	一般市	町村	広域連合・一部事務組合	件数
2022年	9.6	6.3	46.9	32.0	5.3	397
2020年	10.0	5.1	45.6	34.6	4.7	408
2018年	10.4	5.3	48.2	30.5	5.6	357
2016年	-	-	-	-	-	-
2014年	-	-	-	-	-	-
2012年	8.3	7.0	49.4	29.9	5.4	445
2010年	8.8	6.6	49.1	30.1	5.3	468

第5-1図 (看護職) 病院・診療所の経営主体



※「地方公営企業法の一部適用」、「地方公営企業法の全部適用」は2022年から選択肢に加えている

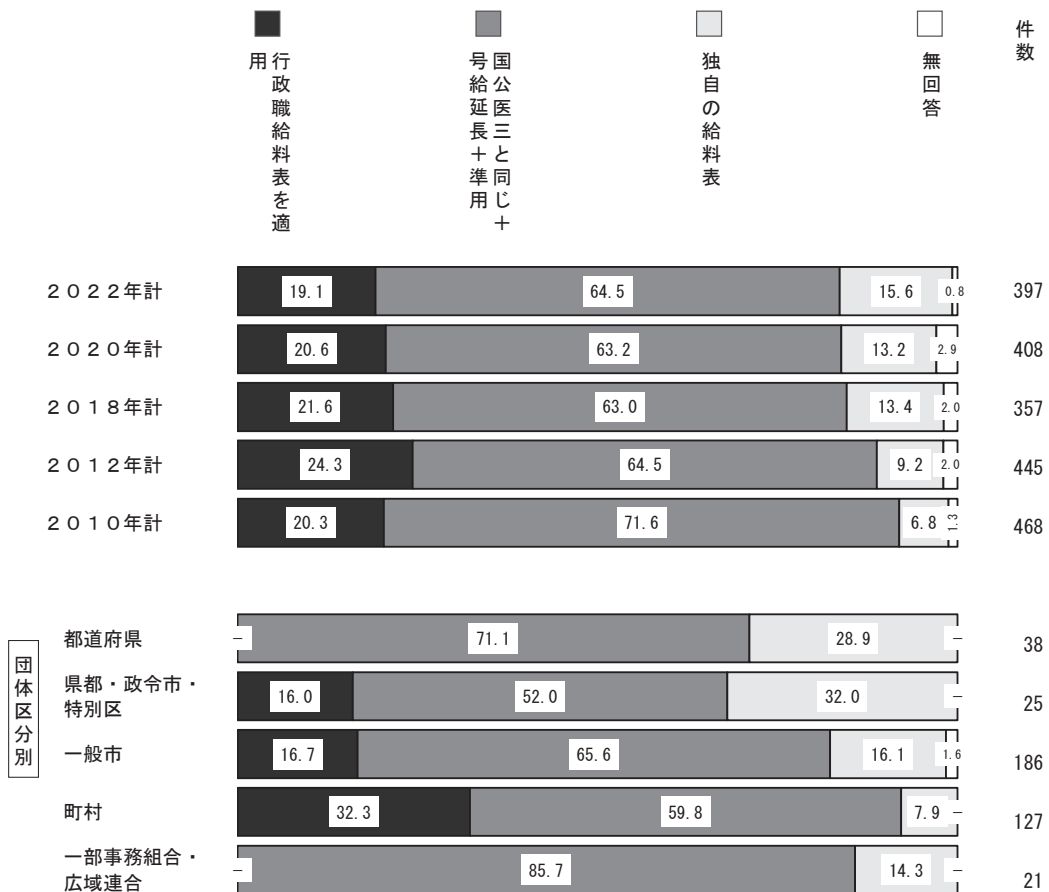
2. 使用している給料表

第5-2表 (看護職) 使用している給料表

		(20年)									
自治体計	団体 区分 別	適行政職給料表を	号給延長三と同じ+	医三と同じ	医三の号給延長	医三の準用	独自の給料表	無回答	件数	適行政職給料表を	号給延長三と同じ+
		19.1	64.5	42.3	10.1	12.1	15.6	0.8	397	20.6	63.2
都道府県	...	71.1	26.3	18.4	26.3	28.9	...	38	...	65.9	
県都・政令市・特別区	16.0	52.0	20.0	8.0	24.0	32.0	...	25	19.0	47.6	
一般市	16.7	65.6	43.5	11.3	10.8	16.1	1.6	186	18.8	68.8	
町村	32.3	59.8	45.7	5.5	8.7	7.9	...	127	31.9	56.0	
一部事務組合・広域連合	...	85.7	66.7	14.3	4.8	14.3	...	21	...	73.7	

※「医三と同じ」は調査票では「医(三)と(級数以外は)同じ」と表記

第5-2図 (看護職) 使用している給料表



3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

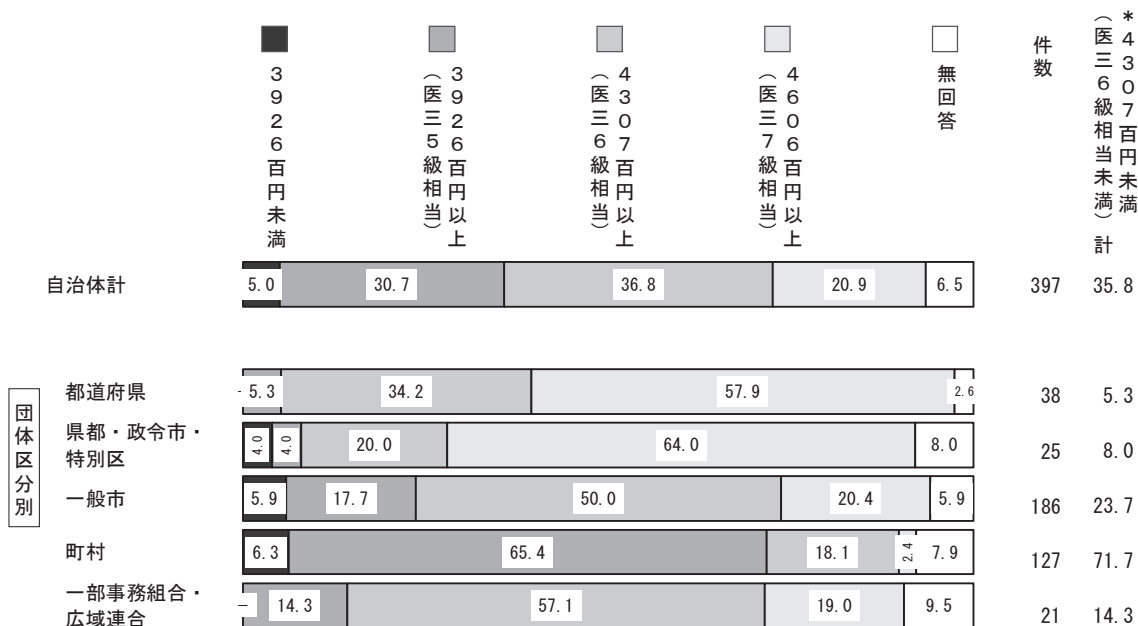
第5-3表 (看護職) 給料表の級制

		(20年)																
団体 区分 別	自治体計	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級制	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級制	標準偏差	分散係数	中央値・級制	平均値・級制
	自治体計	94.7	5.3	397	2.0	5.0	5.0	6.0	7.0	7.0	9.0	0.167	0.167	5.9	1.0	0.171	6.0	6.0
団体 区分 別	都道府県	97.4	2.6	38	5.0	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0	0.071	0.071	6.5	0.6	0.099	7.0	6.5
	県都・政令市・特別区	96.0	4.0	25	5.0	6.0	6.8	7.0	7.0	8.7	9.0	0.193	0.018	7.0	1.0	0.149	7.0	7.2
	一般市	94.1	5.9	186	3.0	5.0	5.0	6.0	7.0	7.0	9.0	0.167	0.167	6.0	1.1	0.175	6.0	6.1
	町村	93.7	6.3	127	2.0	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	0.083	0.083	5.5	0.8	0.146	5.0	5.4
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	21	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	7.0	0.167	0.000	6.0	0.7	0.108	6.0	6.2

第5-4表 (看護職) 最高級の最高給料月額

		(20年)																
団体 区分 別	自治体計	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円
	自治体計	93.5	6.5	397	337,600	392,600	400,800	430,700	448,650	461,700	579,100	0.080	0.056	428,882	31,859	0.074	430,700	427,033
団体 区分 別	都道府県	97.4	2.6	38	398,200	430,700	432,700	460,600	460,600	463,347	472,000	0.035	0.030	449,641	17,847	0.040	460,600	450,053
	県都・政令市・特別区	92.0	8.0	25	392,500	430,700	460,200	461,700	489,450	527,160	538,800	0.104	0.032	469,467	38,336	0.082	462,716	477,847
	一般市	94.1	5.9	186	362,600	392,600	430,500	430,700	447,050	460,600	579,100	0.079	0.019	432,796	30,715	0.071	430,700	430,997
	町村	92.1	7.9	127	337,600	392,600	392,600	410,200	418,100	430,700	460,600	0.046	0.031	407,523	19,979	0.049	405,000	406,169
	一部事務組合・広域連合	90.5	9.5	21	392,600	402,920	430,700	430,700	450,000	461,760	470,200	0.068	0.022	434,795	21,305	0.049	430,700	432,582

第5-3図 (看護職) 最高級の最高給料月額



第5-5表 (看護職) 最高級の最高給料月額 (時系列比較)

	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差	
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)		
自治体計	430,700	428,882	430,700	427,033	430,300	429,391	-	-	-	-	446,100	441,800	0	
団 体 区 分 別	都道府県	460,600	449,641	460,600	450,053	460,200	449,227	-	-	-	-	470,000	462,500	0
	県都・政令市・特別区	461,700	469,467	462,716	477,847	460,200	475,865	-	-	-	-	470,600	483,500	▲ 1,016
	一般市	430,700	432,796	430,700	430,997	430,300	434,715	-	-	-	-	448,200	446,700	0
	町村	410,200	407,523	405,000	406,169	408,650	406,369	-	-	-	-	415,100	416,200	5,200
	一部事務組合・広域連合	430,700	434,795	430,700	432,582	430,300	432,028	-	-	-	-	446,100	447,700	0

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

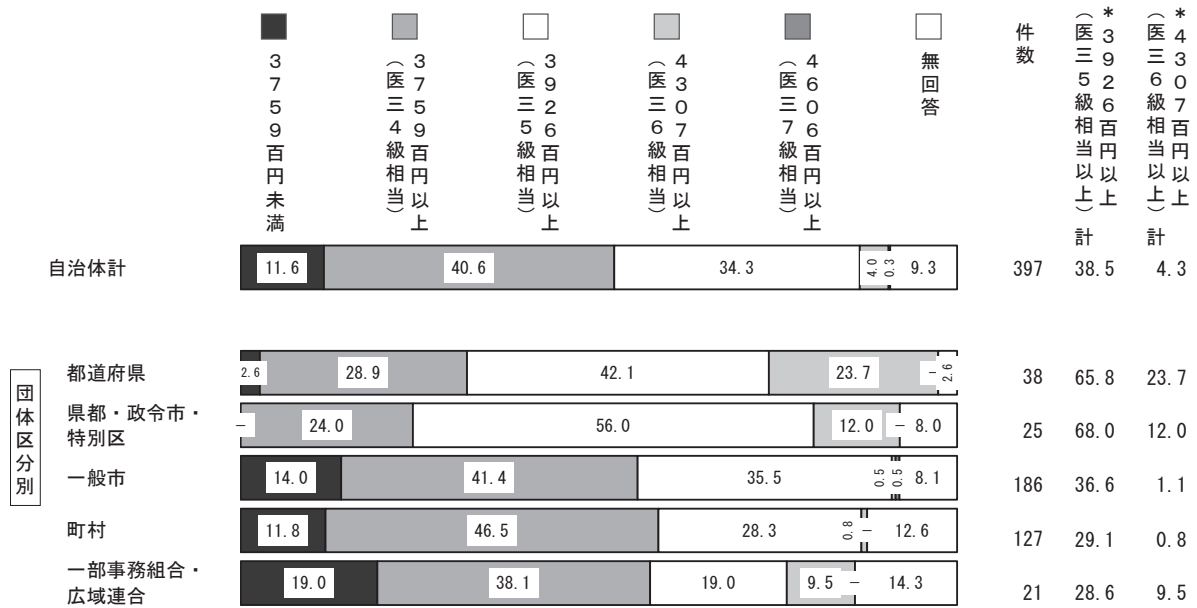
第5-6表 (看護職) 組合員として到達できる最高級

		(20年)																
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級	標準偏差	分散係数	中央値・級	平均値・級	
自治体計	91.9	8.1	397	2.0	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.250	0.125	4.3	0.8	0.182	4.0	4.3	
団 体 区 分 別	都道府県	97.4	2.6	38	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.200	0.100	4.9	0.8	0.167	5.0	4.9	
	県都・政令市・特別区	96.0	4.0	25	4.0	4.0	4.8	5.0	5.0	6.0	0.100	0.025	4.8	0.5	0.104	5.0	4.8	
	一般市	91.9	8.1	186	2.0	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.250	0.125	4.3	0.8	0.191	4.0	4.3
	町村	89.8	10.2	127	2.0	3.3	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.213	0.125	4.2	0.7	0.163	4.0	4.2
	一部事務組合・広域連合	90.5	9.5	21	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	5.2	6.0	0.275	0.000	4.2	0.8	0.195	4.0	4.3

第5-7表 (看護職) 組合員として到達できる最高給料月額

		(20年)																
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
自治体計	90.7	9.3	397	305,000	371,030	375,900	383,950	393,000	403,820	460,600	0.043	0.022	386,605	16,918	0.044	383,900	386,406	
団 体 区 分 別	都道府県	97.4	2.6	38	368,000	375,900	383,004	392,600	404,500	432,780	436,800	0.072	0.027	398,723	21,084	0.053	395,635	401,729
	県都・政令市・特別区	92.0	8.0	25	375,900	381,080	392,500	395,269	410,000	429,380	432,400	0.061	0.022	400,460	16,451	0.041	397,200	401,740
	一般市	91.9	8.1	186	305,000	369,800	375,900	383,400	392,600	399,400	460,600	0.039	0.022	384,325	15,545	0.040	382,400	384,230
	町村	87.4	12.6	127	337,600	365,900	375,900	381,000	392,600	395,600	430,700	0.039	0.022	383,167	13,109	0.034	381,000	382,713
	一部事務組合・広域連合	85.7	14.3	21	362,600	366,170	375,900	375,900	397,875	422,090	430,700	0.074	0.029	386,844	20,980	0.054	375,900	384,917

第5-4図 (看護職) 組合員として到達できる最高給料月額



第5-8表 (看護職) 組合員として到達できる最高給料月額 (時系列比較)

	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	383,950	386,605	383,900	386,406	384,100	386,956	-	-	-	-	399,000	396,600	50
都道府県	392,600	398,723	395,635	401,729	393,900	398,217	-	-	-	-	403,000	416,800	▲ 3,035
県都・政令市・特別区	395,269	400,460	397,200	401,740	396,800	402,188	-	-	-	-	411,000	413,100	▲ 1,931
一般市	383,400	384,325	382,400	384,230	384,900	386,509	-	-	-	-	400,200	397,000	1,000
町村	381,000	383,167	381,000	382,713	380,600	383,082	-	-	-	-	383,400	386,700	0
一部事務組合・広域連合	375,900	386,844	375,900	384,917	375,500	376,628	-	-	-	-	390,400	394,000	0

5. 短大3卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表による限定をしていない。

第5-9表 （看護職）短大3卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

		2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	看護職の 短大3卒への 回答件数
団 体 区 分 別	自治体計	194	262	203	108	43	301
	都道府県	23	33	30	15	1	35
	県都・政令市・特別区	17	18	15	12	5	20
	一般市	84	123	94	46	19	140
	町村	56	72	55	30	14	87
	一部事務組合・広域連合	14	16	9	5	4	19

第5-10表 （看護職）短大3卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

		2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
団 体 区 分 別	自治体計	21.0	30.0	40.0	47.0	54.0
	都道府県	21.0	28.0	36.5	41.0	53.0
	県都・政令市・特別区	24.0	31.5	40.0	48.5	56.0
	一般市	21.0	29.0	40.0	47.0	54.0
	町村	23.5	31.0	42.0	49.5	54.5
	一部事務組合・広域連合	21.5	29.5	39.0	49.0	54.0
【2020年】						
団 体 区 分 別	自治体計	21.0	30.0	40.0	47.0	54.0
	都道府県	21.0	28.0	35.5	41.0	51.5
	県都・政令市・特別区	24.5	31.0	41.0	48.5	55.5
	一般市	21.0	30.0	40.0	47.0	55.0
	町村	22.0	30.0	41.0	50.0	53.5
	一部事務組合・広域連合	21.0	30.0	38.0	48.0	54.0
【2022年-2020年】						
団 体 区 分 別	自治体計
	都道府県	1.0	...	1.5
	県都・政令市・特別区	-0.5	0.5	-1.0	...	0.5
	一般市	...	-0.9	-1.0
	町村	1.5	1.0	1.0	-0.5	1.0
	一部事務組合・広域連合	0.5	-0.5	1.0	1.0	...

第5-11表 (看護職) 短大3卒2級昇格年齢

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	64.5	35.5	301	20.0	21.0	21.0	21.0	25.0	27.0	32.0	0.143	0.095	22.9	2.7	0.120	21.0	22.8
団体区分別	都道府県	65.7	34.3	35	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	29.0	0.000	0.000	21.4	1.6	0.076	21.0	21.5
	県都・政令市・特別区	85.0	15.0	20	21.0	21.0	24.0	26.0	28.0	32.0	0.146	0.104	24.1	3.3	0.136	24.5	24.2
	一般市	60.0	40.0	140	20.0	21.0	21.0	21.0	24.0	26.0	0.119	0.071	22.5	2.6	0.114	21.0	22.4
	町村	64.4	35.6	87	20.0	21.0	21.0	23.5	26.0	28.0	0.149	0.106	23.9	2.9	0.123	22.0	23.7
	一部事務組合・広域連合	73.7	26.3	19	21.0	21.0	21.0	21.5	22.0	23.4	0.056	0.023	21.8	1.0	0.046	21.0	21.6

第5-12表 (看護職) 短大3卒3級昇格年齢

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	87.0	13.0	301	23.0	26.0	28.0	30.0	32.0	38.0	53.0	0.200	0.067	30.8	4.5	0.146	30.0	30.5
団体区分別	都道府県	94.3	5.7	35	25.0	26.0	27.0	28.0	31.0	38.0	0.214	0.071	29.9	4.3	0.144	28.0	29.2
	県都・政令市・特別区	90.0	10.0	20	25.0	26.7	30.0	31.5	35.8	39.3	0.200	0.091	32.6	4.8	0.146	31.0	32.6
	一般市	87.9	12.1	140	23.0	26.0	28.0	29.0	32.0	34.8	0.152	0.069	30.1	4.0	0.132	30.0	30.2
	町村	82.8	17.2	87	26.0	27.1	28.0	31.0	33.0	34.9	0.126	0.081	31.2	3.7	0.119	30.0	30.9
	一部事務組合・広域連合	84.2	15.8	19	28.0	28.0	28.0	29.5	41.0	45.0	0.288	0.220	34.1	8.0	0.236	30.0	32.3

第5-13表 (看護職) 短大3卒4級昇格年齢

		(20年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	67.4	32.6	301	28.0	33.0	36.0	40.0	44.0	47.0	57.0	0.175	0.100	40.0	5.9	0.147	40.0	39.9
団体区分別	都道府県	85.7	14.3	35	29.0	31.9	33.3	36.5	40.8	43.2	0.155	0.103	37.3	5.7	0.152	35.5	36.4
	県都・政令市・特別区	75.0	25.0	20	33.0	36.0	38.0	40.0	45.5	47.2	0.140	0.094	41.5	4.8	0.116	41.0	41.6
	一般市	67.1	32.9	140	28.0	32.3	35.3	40.0	43.0	47.0	0.184	0.097	39.7	5.9	0.147	40.0	39.5
	町村	63.2	36.8	87	28.0	35.0	38.0	42.0	45.0	47.6	0.150	0.083	41.5	5.2	0.124	41.0	41.7
	一部事務組合・広域連合	47.4	52.6	19	29.0	31.4	34.0	39.0	46.0	48.2	0.215	0.154	40.3	8.1	0.201	38.0	39.9

第5-14表 (看護職) 短大3卒5級昇格年齢

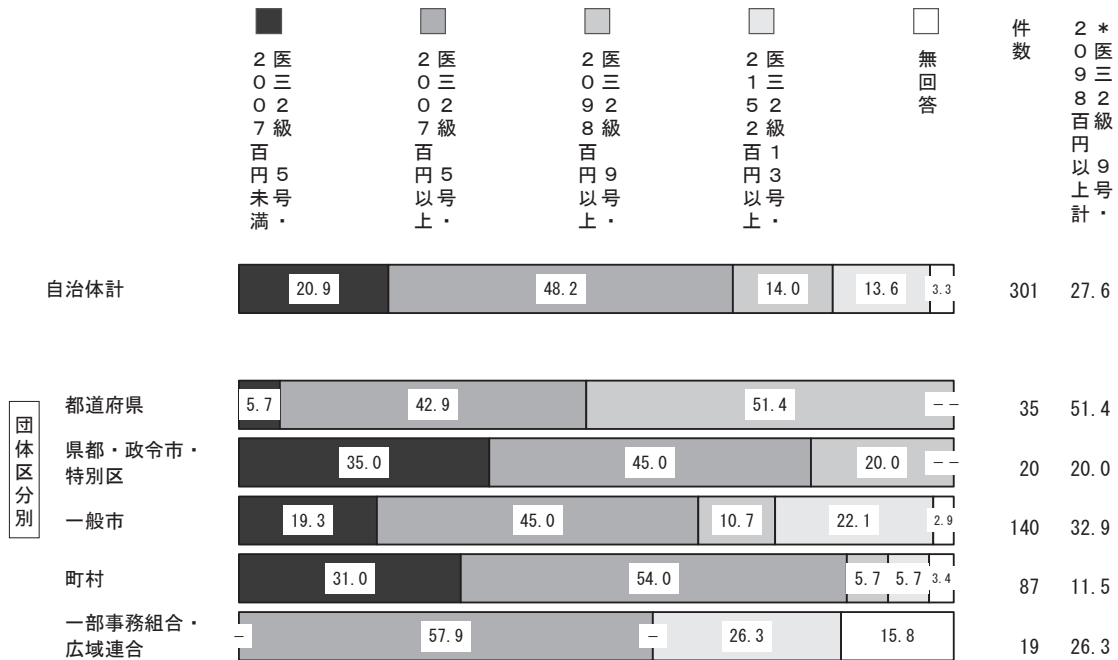
(20年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	35.9	64.1	301	30.0	38.0	42.0	47.0	50.0	54.0	60.0	0.170	0.085	46.4	6.2	0.134	47.0	46.3
団体区分別	都道府県	42.9	57.1	35	35.0	37.4	38.0	41.0	44.0	49.6	0.149	0.073	42.0	4.8	0.113	41.0	41.6
	県都・政令市・特別区	60.0	40.0	20	38.0	44.0	45.5	48.5	52.0	54.7	0.110	0.067	48.4	4.8	0.100	48.5	47.6
	一般市	32.9	67.1	140	33.0	38.0	42.3	47.0	50.0	54.5	0.176	0.082	46.5	6.1	0.131	47.0	46.3
	町村	34.5	65.5	87	30.0	38.8	44.3	49.5	50.8	54.1	0.155	0.066	47.3	6.4	0.135	50.0	48.0
	一部事務組合・広域連合	26.3	73.7	19	34.0	38.8	46.0	49.0	54.0	54.0	0.155	0.082	47.4	7.4	0.155	48.0	47.2

第5-15表 (看護職) 短大3卒6級昇格年齢

(20年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
自治体計	14.3	85.7	301	41.0	49.0	51.0	54.0	56.5	58.0	59.0	0.083	0.051	53.6	3.9	0.073	54.0	53.7
団体区分別	都道府県	2.9	97.1	35	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0	0.000	0.000	53.0	0.0	0.000	51.5	51.5
	県都・政令市・特別区	25.0	75.0	20	51.0	52.2	54.0	56.0	57.0	58.2	0.054	0.027	55.4	2.7	0.049	55.5	55.3
	一般市	13.6	86.4	140	41.0	49.0	50.0	54.0	56.5	58.0	0.083	0.060	53.1	4.2	0.080	55.0	54.4
	町村	16.1	83.9	87	46.0	48.6	51.5	54.5	55.0	58.7	0.093	0.032	53.6	3.7	0.070	53.5	53.1
	一部事務組合・広域連合	21.1	78.9	19	47.0	49.1	52.3	54.0	55.0	56.8	0.071	0.025	53.3	4.0	0.074	54.0	53.3

6. 21歳短大3卒初任給の給料月額

第5-5図 (看護職) 21歳短大3卒初任給の給料月額



※国公医（三）の短大3卒初任給は2級5号

第5-16表 (看護職) 21歳短大3卒初任給の給料月額 (時系列比較)

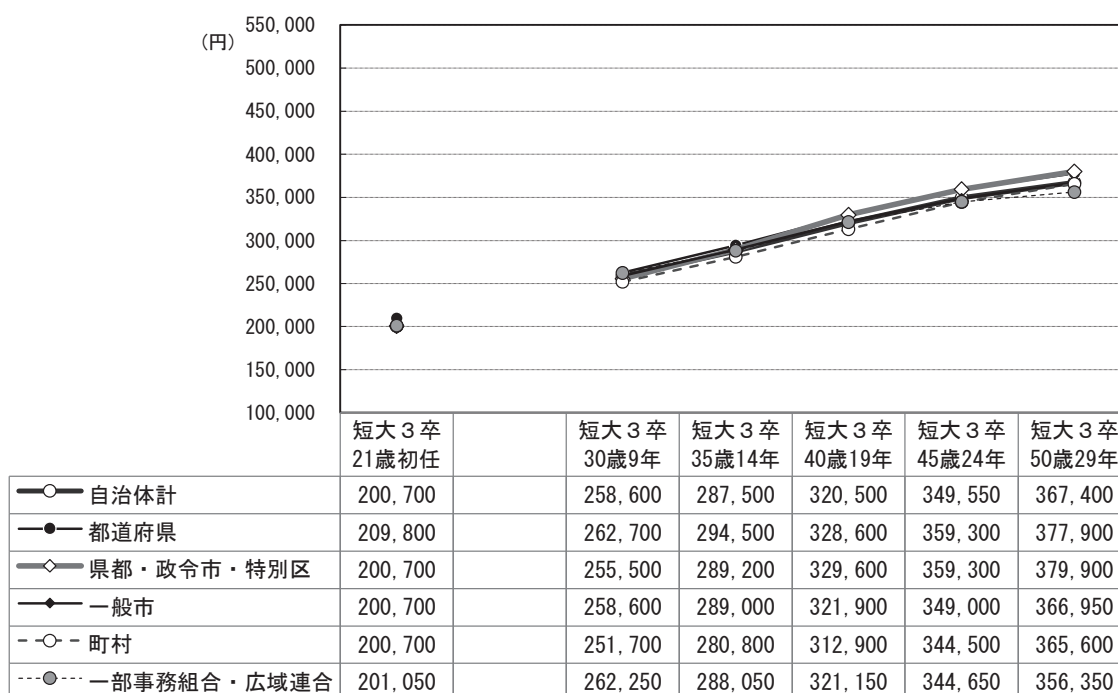
	2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		2012年		中央値 22年と 20年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	200,700	200,263	200,700	200,340	197,100	197,029	-	-	-	-	188,900	187,700	0
都道府県	209,800	206,884	209,500	206,977	206,400	204,069	-	-	-	-	196,000	194,700	300
県都・政令市・特別区	200,700	197,804	200,700	196,882	196,550	193,729	-	-	-	-	188,900	185,100	0
一般市	200,700	202,257	200,700	201,971	197,100	198,635	-	-	-	-	188,900	188,500	0
町村	200,700	193,725	200,700	194,889	197,100	190,868	-	-	-	-	188,900	183,100	0
一部事務組合・広域連合	201,050	206,219	202,500	206,989	197,100	201,718	-	-	-	-	188,900	193,800	▲ 1,450

7. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

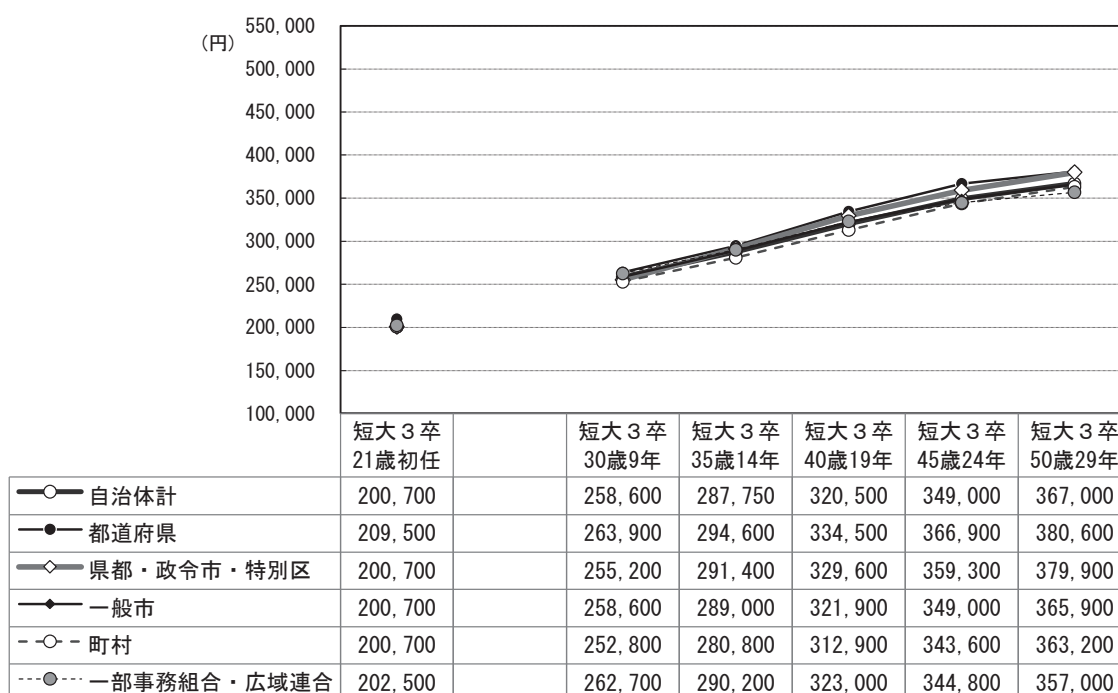
第5-17表 (看護職) 短大3卒標準労働者の給料月額への回答件数

	短大3卒 21歳初任	短大3卒 30歳9年	短大3卒 35歳14年	短大3卒 40歳19年	短大3卒 45歳24年	短大3卒 50歳29年	看護職の 短大3卒への 回答件数
自治体計	291	266	259	257	256	253	301
都道府県	35	33	33	33	33	31	35
県都・政令市・特別区	20	19	19	19	19	19	20
一般市	136	129	125	124	123	122	140
町村	84	71	68	67	67	67	87
一部事務組合・広域連合	16	14	14	14	14	14	19

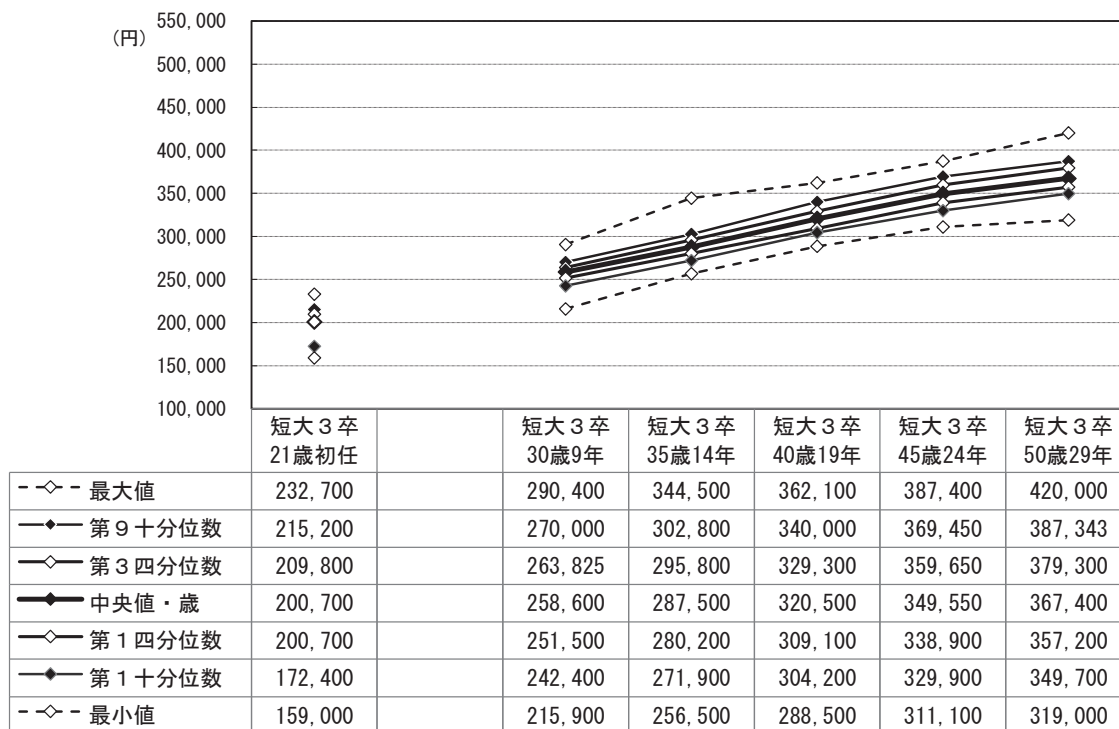
第5-6図 (看護職) 短大3卒標準労働者の給料月額 (中央値・円)



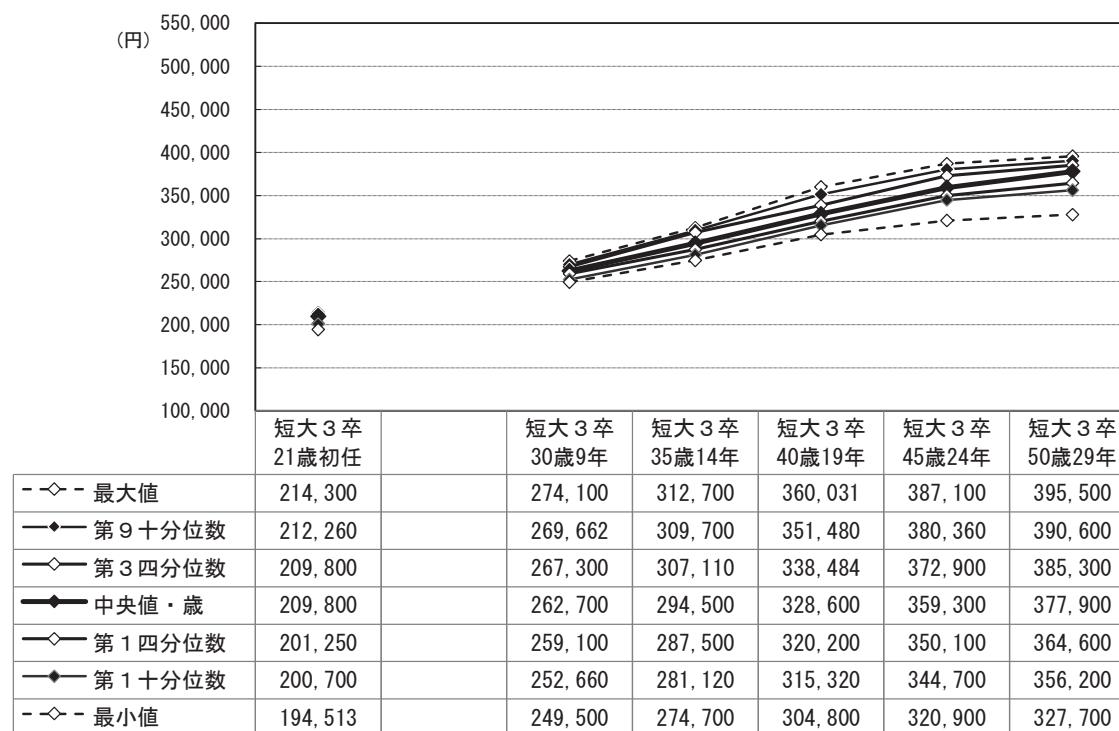
第5-7図 (看護職) 短大3卒標準労働者の給料月額 (2020年・中央値・円)



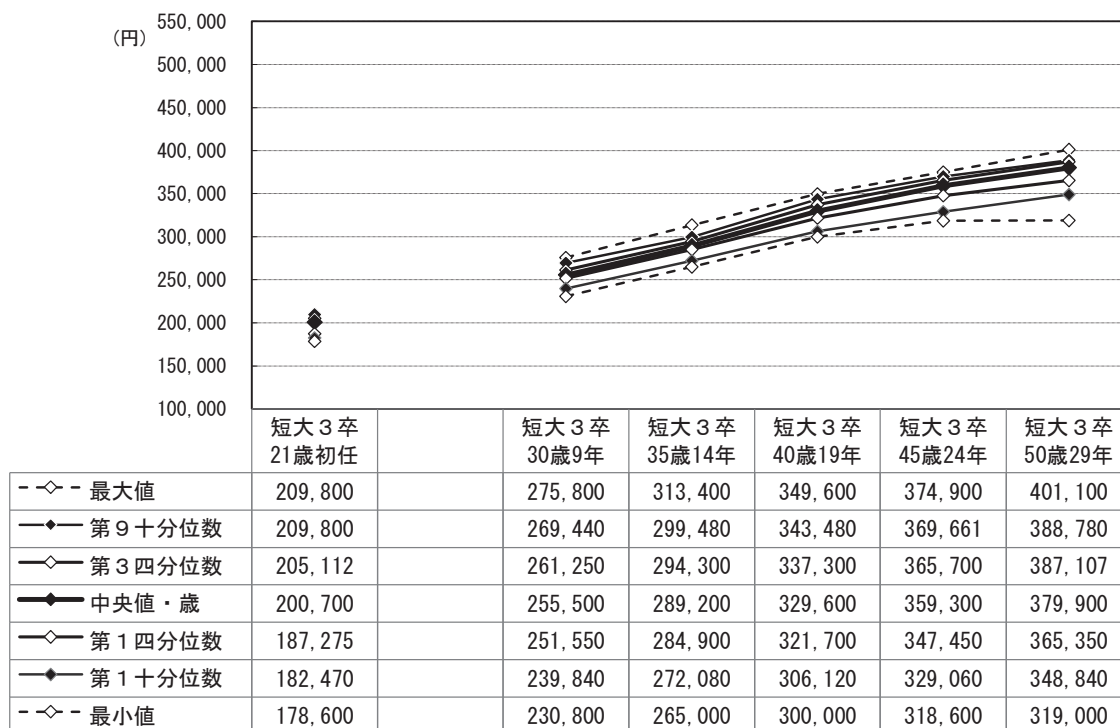
第5-8図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



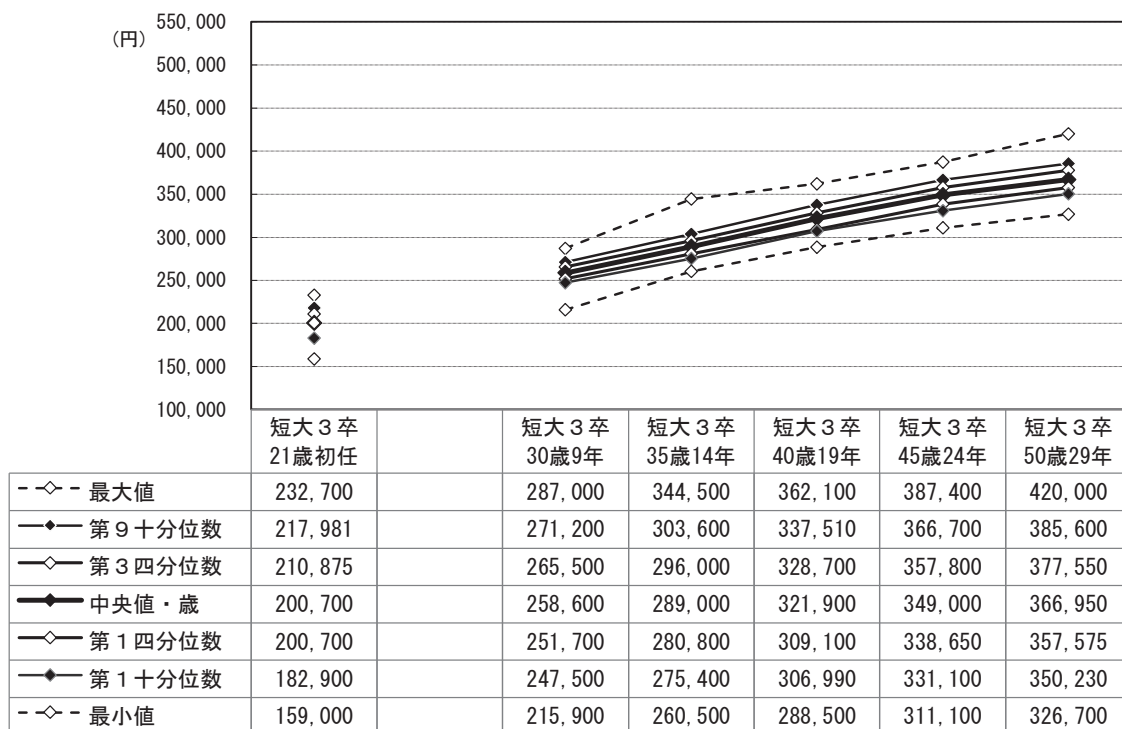
第5-9図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔都道府県計〕



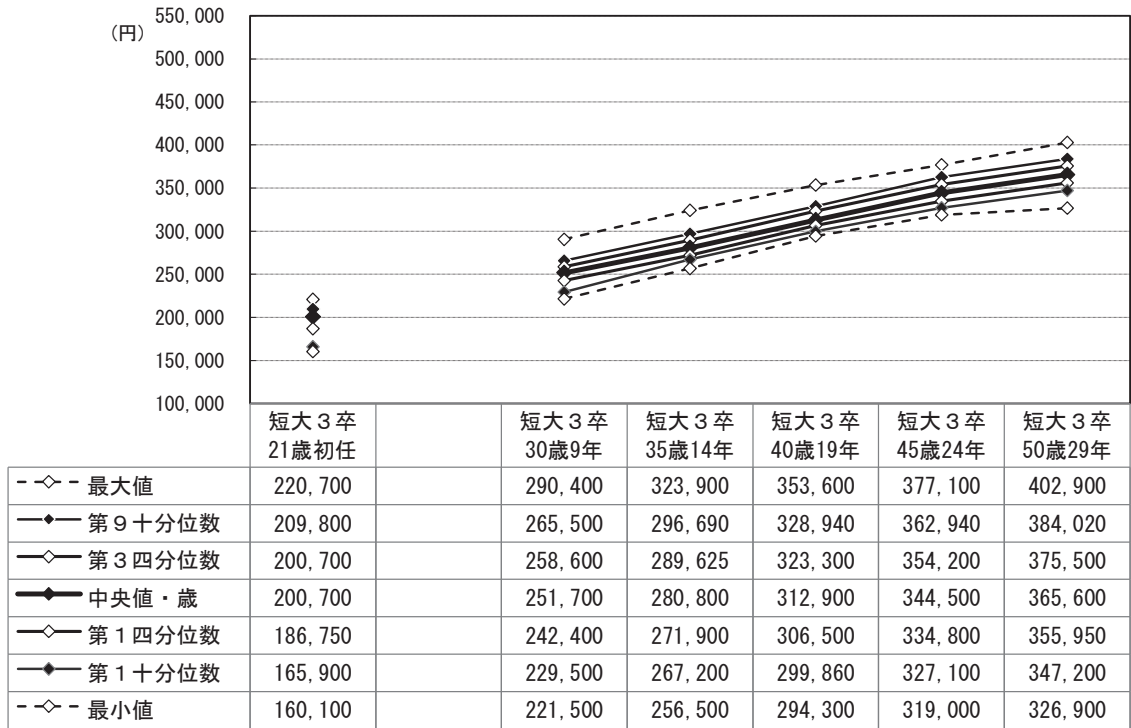
第5-10図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市・特別区計〕



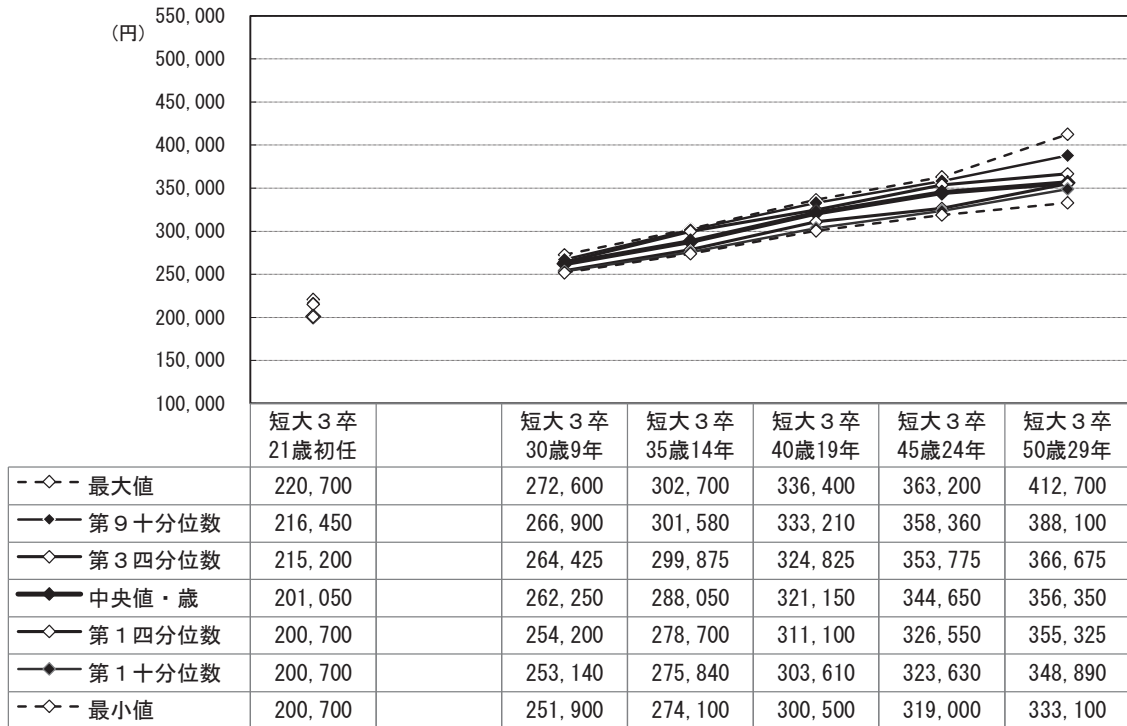
第5-11図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第5-12図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



第5-13図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔一部事務組合・広域連合計〕

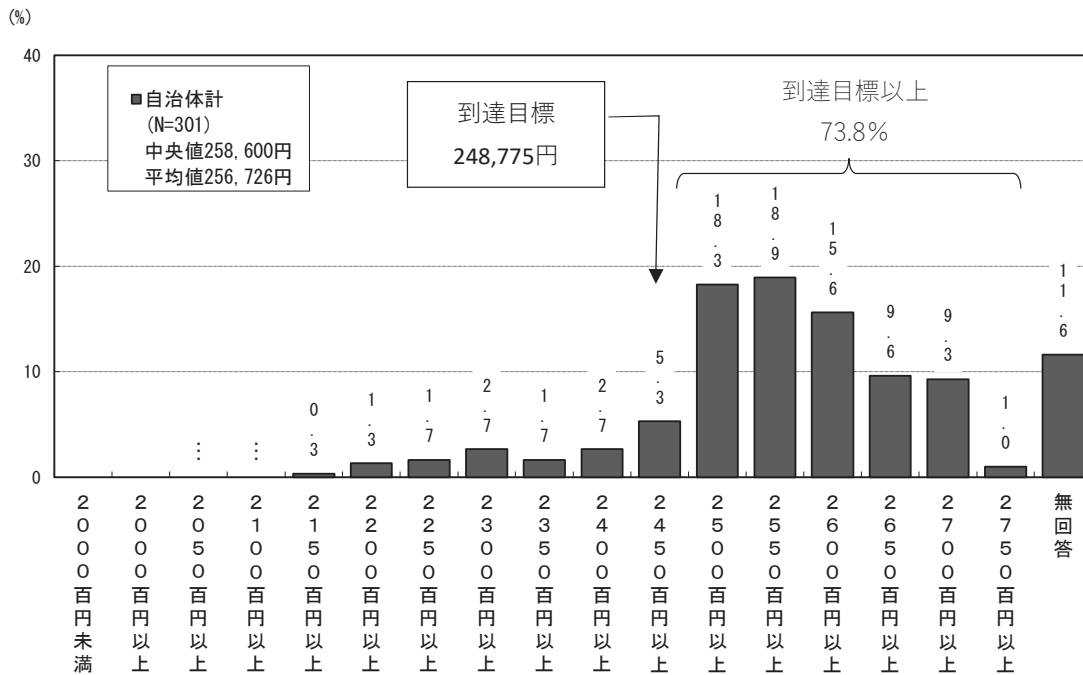


到達目標（ポイント賃金）の考え方

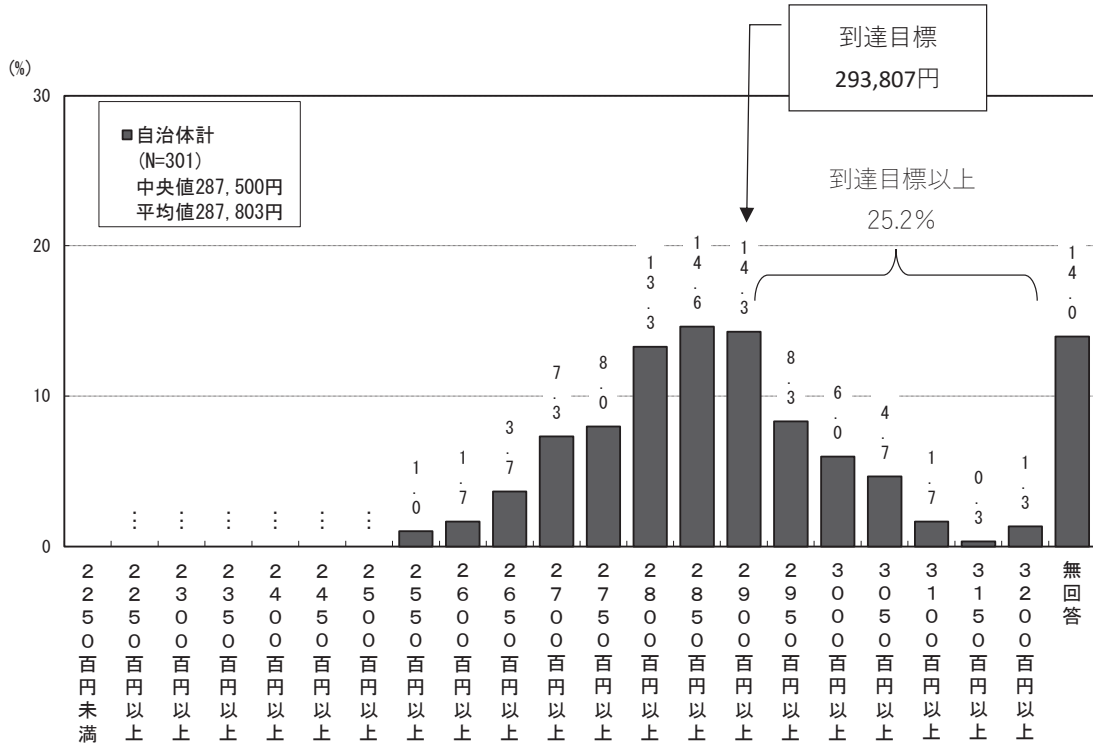
- 30歳 248,775円
(国公行(一)3-13水準、249,400円)
- 35歳 293,807円
(国公行(一)3-40水準、294,300円)
- 40歳 343,042円
(国公行(一)4-43水準、344,800円)

上記の到達目標は、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%に、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

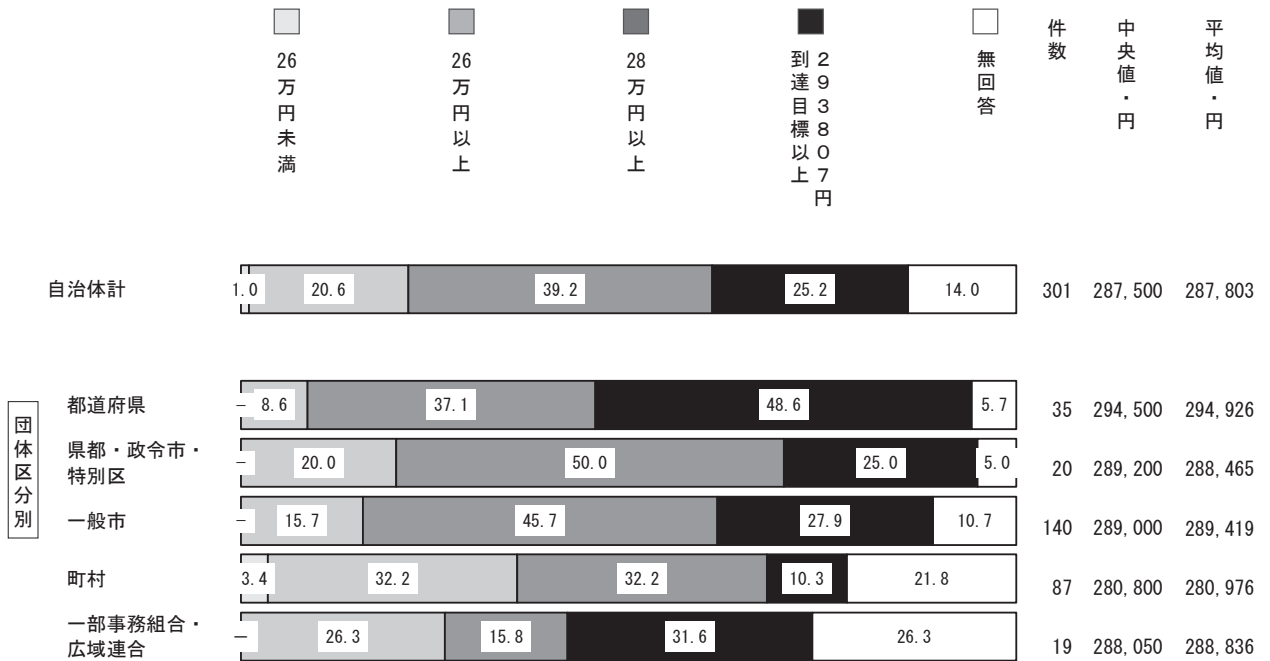
第5-14図 (看護職)短大3卒30歳勤続9年・給料月額(分布・5,000円刻み)



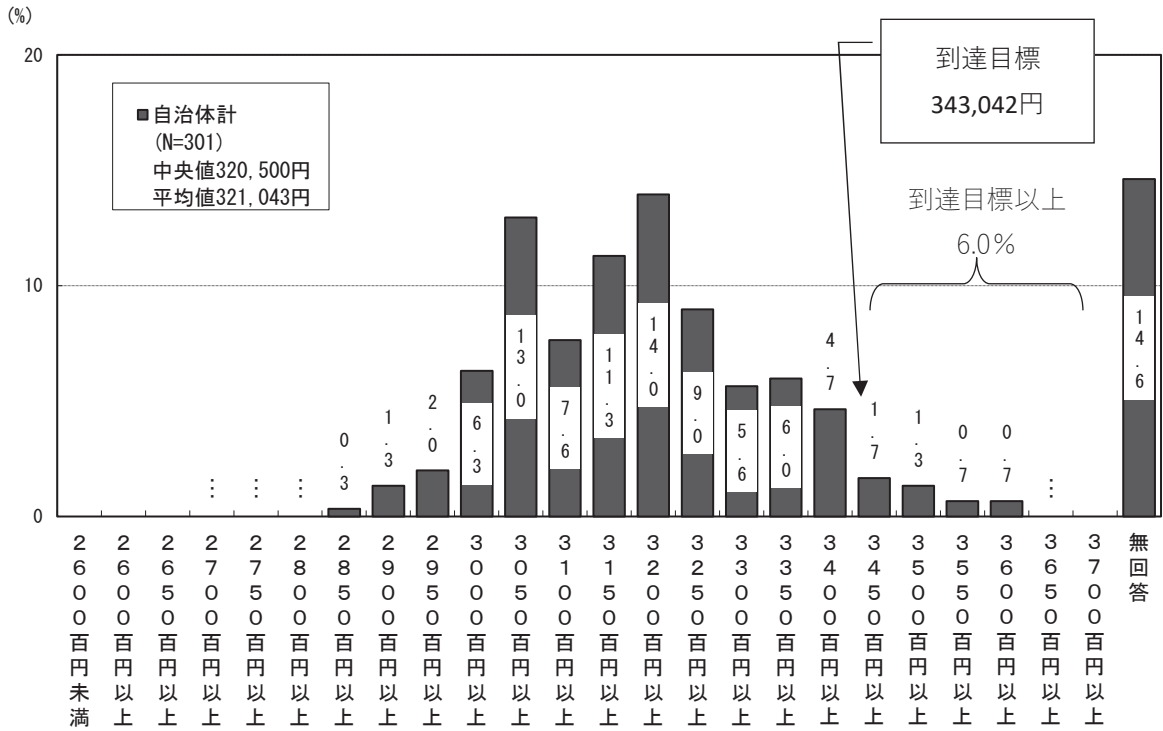
第5-16図 (看護職) 短大3卒35歳勤続14年・給料月額(分布・5,000円刻み)



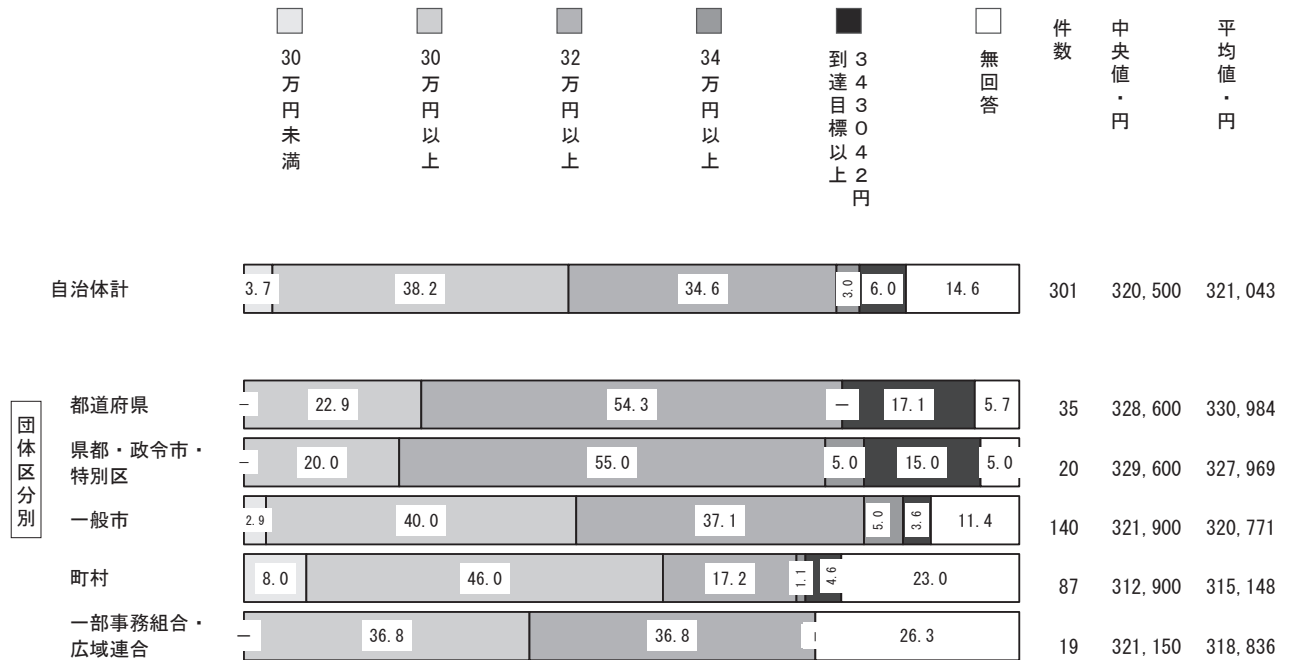
第5-17図 (看護職) 短大3卒35歳勤続14年・給料月額



第5-18図 (看護職) 短大3卒40歳勤続19年・給料月額(分布・5,000円刻み)



第5-19図 (看護職) 短大3卒40歳勤続19年・給料月額



8. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較

第5-18表 (看護職) 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額 (時系列比較・円)

		短大3卒 (中央値)						短大3卒 (平均値)					
		21歳 初任	30歳 9年	35歳 14年	40歳 19年	45歳 24年	50歳 29年	21歳 初任	30歳 9年	35歳 14年	40歳 19年	45歳 24年	50歳 29年
自治体計	2022年	200,700	258,600	287,500	320,500	349,550	367,400	200,263	256,726	287,803	321,043	349,587	368,067
	2020年	200,700	258,600	287,750	320,500	349,000	367,000	200,340	256,856	287,971	321,198	349,736	368,028
	2018年	197,100	255,900	286,800	319,950	350,700	367,800	197,029	254,067	285,802	320,067	349,088	367,718
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2012年	188,900	251,600	286,800	322,700	354,500	373,500	187,700	251,200	287,900	325,100	354,200	374,400
	2022年-2020年	0	0	▲ 250	0	550	400	▲ 78	▲ 130	▲ 168	▲ 155	▲ 150	39
団体区分別 都道府県	2022年	209,800	262,700	294,500	328,600	359,300	377,900	206,884	262,620	294,926	330,984	360,453	374,027
	2020年	209,500	263,900	294,600	334,500	366,900	380,600	206,977	263,617	296,818	333,332	363,815	377,882
	2018年	206,400	262,000	294,800	333,800	363,950	380,000	204,069	261,842	296,960	331,864	363,051	377,091
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2012年	196,000	258,500	299,300	341,600	371,700	389,600	194,700	259,300	297,600	339,500	370,200	388,000
	2022年-2020年	300	▲ 1,200	▲ 100	▲ 5,900	▲ 7,600	▲ 2,700	▲ 92	▲ 997	▲ 1,892	▲ 2,348	▲ 3,362	▲ 3,854
県都・政令市・特別区	2022年	200,700	255,500	289,200	329,600	359,300	379,900	197,804	255,406	288,465	327,969	355,153	373,711
	2020年	200,700	255,200	291,400	329,600	359,300	379,900	196,882	254,614	287,836	328,614	354,220	374,981
	2018年	196,550	255,250	290,600	329,850	357,900	377,050	193,729	251,608	286,450	327,325	352,892	369,092
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2012年	188,900	254,200	293,200	333,100	367,800	388,300	185,100	253,500	292,100	332,800	358,800	380,500
	2022年-2020年	0	300	▲ 2,200	0	0	0	922	792	629	▲ 645	933	▲ 1,270
一般市	2022年	200,700	258,600	289,000	321,900	349,000	366,950	202,257	258,365	289,419	320,771	348,887	367,506
	2020年	200,700	258,600	289,000	321,900	349,000	365,900	201,971	258,322	289,412	320,960	348,933	366,803
	2018年	197,100	255,900	288,050	321,300	351,250	366,700	198,635	255,602	287,017	319,785	348,686	367,311
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2012年	188,900	252,000	289,900	324,600	355,700	373,500	188,500	252,100	289,400	325,100	354,100	374,300
	2022年-2020年	0	0	0	0	0	1,050	286	44	7	▲ 189	▲ 46	704
町村	2022年	200,700	251,700	280,800	312,900	344,500	365,600	193,725	250,628	280,976	315,148	345,519	365,684
	2020年	200,700	252,800	280,800	312,900	343,600	363,200	194,889	251,500	281,842	315,365	345,505	365,119
	2018年	197,100	249,500	275,400	312,500	343,750	365,200	190,868	248,032	279,138	314,783	345,027	365,668
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2012年	188,900	246,400	280,700	317,300	344,700	367,600	183,100	245,000	280,500	317,800	346,400	367,400
	2022年-2020年	0	▲ 1,100	0	0	900	2,400	▲ 1,164	▲ 872	▲ 866	▲ 217	14	565
一部事務組合・広域連合	2022年	201,050	262,250	288,050	321,150	344,650	356,350	206,219	260,450	288,836	318,836	342,036	363,500
	2020年	202,500	262,700	290,200	323,000	344,800	357,000	206,989	260,635	289,553	321,006	345,141	366,482
	2018年	197,100	254,000	278,800	310,700	336,400	355,300	201,718	256,273	283,547	316,367	340,153	361,160
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2012年	188,900	251,500	286,500	324,300	358,000	375,400	193,800	253,700	287,100	323,000	355,800	375,000
	2022年-2020年	▲ 1,450	▲ 450	▲ 2,150	▲ 1,850	▲ 150	▲ 650	▲ 770	▲ 185	▲ 717	▲ 2,170	▲ 3,105	▲ 2,982

9. 調査結果の要約

- 病院・診療所の経営主体をみると、「自治体（一部事務組合・広域連合を含む）」が 67.5%、「地方公営企業法の全部適用」が 18.9%である。「地方公営企業法の一部適用」、「独立行政法人」は少ない。2020 年と選択肢が異なるが「自治体」が多数であることは同じである（第 5－1 図）。
- 使用給料表は、「行政職給料表」が 19.1%、「国公医（三）（号給延長、準用含む）」が 64.5%、「独自」が 15.6%である。「国公医（三）（号給延長、準用含む）」は 2020 年（63.2%）とほぼ同じである。団体区分別にみても「国公医（三）（号給延長、準用含む）」が最も多い（第 5－2 表、2 図）。
- 自治体で適用されている給料表の級制（中央値）は 6 級制で 2020 年と同じである。団体区分別では都道府県、県都・政令市・特別区は 7 級制、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は 6 級制である。どの範囲にあるか十分位でみると、都道府県では第 1 十分位が 6 級制、第 9 十分位が 7 級制となっており、大半が 6～7 級制、県都・政令市・特別区では 6～9 級制、一般市では 5～7 級制、町村では 5～6 級制、一部事務組合・広域連合では 5～7 級制である（第 5－3 表）。
- 自治体で適用されている最高給料月額中央値は 430,700 円で 2020 年と同じである。団体区分別では、都道府県 460,600 円、県都・政令市・特別区 461,700 円、一般市 430,700 円、町村 410,200 円、一部事務組合・広域連合 430,700 円である（第 5－4 表）。自治体で適用されている給料表の最高級が国公医（三）7 級相当（最高給料月額 460,600 円）以上となっているのは 20.9%である。しかし、団体区分別にみると都道府県（57.9%）、県都・政令市・特別区（64.0%）で 6 割前後であるのに対し、一般市（20.4%）、一部事務組合・広域連合（19.0%）は 2 割、町村（2.4%）はほとんどみられない。一方、国公医（三）6 級相当（最高給料月額 430,700 円）に満たないのは 35.8%で、団体区分別では町村（71.7%）で 7 割、一般市（23.7%）、一部事務組合・広域連合（14.3%）で 2 割前後である（第 5－3 図）。
- 組合員として到達できる最高級（中央値）は 4 級で 2020 年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区は 5 級、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は 4 級である（第 5－6 表）。
- 組合員として到達できる最高給料月額中央値は 383,950 円で 2020 年（383,900 円）とほぼ同じである。団体区分別では、都道府県 392,600 円、県都・政令市・特別区 395,269 円、一般市 383,400 円、町村 381,000 円、一部事務組合・広域連合 375,900 円である（第 5－7 表）。組合員として到達できる最高級が国公医（三）6 級相当（最高給料月額 430,700 円）以上に到達しているのは 4.3%で、団体区分別では都道府県（23.7%）で 2 割強、県都・政令市・特別区（12.0%）、一部事務組合・広域連合（9.5%）で 1 割だが、一般市（1.1%）、町村（0.8%）では 1 割を大きく下回る。国公医（三）5 級相当（最高給料月額 392,600 円）以上に到達しているのは 38.5%で、団体区分別では都道府県（65.8%）、県都・政令市・特別区（68.0%）で 6 割台、一般市（36.6%）、町村（29.1%）一部事務組合・広域連合（28.6%）では 3～4 割である（第 5－4 図）。
- 短大 3 卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢（給料表による限定なし）の中央値は、2 級 21 歳、3 級 30 歳、4 級 40 歳で、いずれも 2020 年と同じである（第 5－10 表）。4 級昇格年齢を団体区分別にみると、都道府県は 36.5 歳、一部事務組合・広域連合は 39 歳、県都・政令市・特別区、一般市は 40 歳、町村は 42 歳である。また、自治体による 4 級昇格年齢の開きを十分位数でみると、一般市では第 1 十分位 32.3 歳、第 9 十分位 47 歳となっており、およそ 15 歳の開きがある（第 5－13 表）。

- 21歳短大3卒初任給の中央値は200,700円で2020年と同じである。団体区別にみると都道府県209,800円、県都・政令市・特別区、一般市、町村200,700円、一部事務組合・広域連合201,050円である（第5-16表）。21歳短大3卒初任給が国公医（三）より4号以上上位（209,800円以上）となっているのは27.6%で、団体区別では都道府県（51.4%）で5割、一般市（32.9%）、一部事務組合・広域連合（26.3%）で3割前後、県都・政令市・特別区（20.0%）で2割、町村（11.5%）で1割である（第5-5図）。
- 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の特徴は以下の通り。

分析するにあたっては、「自治労2022春闘方針」において提起した到達目標と比較していく。

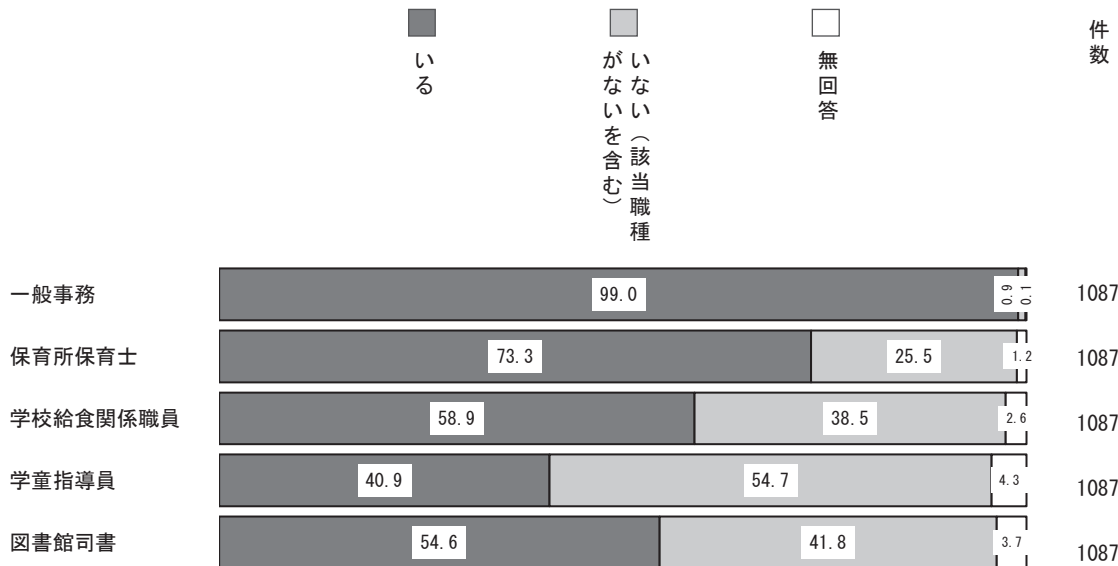
給料月額の到達目標	30歳標準労働者	35歳標準労働者	40歳標準労働者
	248,775円	293,807円	343,042円

- ⚡ 30歳勤続9年の中央値は258,600円で2020年と同じである。団体区別にみると都道府県262,700円、県都・政令市・特別区255,500円、一般市258,600円、町村251,700円、一部事務組合・広域連合262,250円である（第5-6・7図）。到達目標に達しているのは73.8%で、団体区別では都道府県（94.3%）、県都・政令市・特別区（75.0%）、一般市（81.4%）、一部事務組合・広域連合（73.7%）で7～9割、町村（52.9%）で5割である（第5-15図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位247,500円と第9十分位271,200円には23,700円の開きがある（第5-11図）。
- ⚡ 35歳勤続14年の中央値は287,500円で2020年（287,750円）とほぼ同じである。団体区別にみると都道府県294,500円、県都・政令市・特別区289,200円、一般市289,000円、町村280,800円、一部事務組合・広域連合288,050円である（第5-6・7図）。到達目標に達しているのは25.2%で、団体区別では都道府県（48.6%）で5割、県都・政令市・特別区（25.0%）、一般市（27.9%）、一部事務組合・広域連合（31.6%）で3割前後、町村（10.3%）で1割である（第5-17図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位275,400円と第9十分位303,600円には28,200円の開きがある（第5-11図）。
- ⚡ 40歳勤続19年の中央値は320,500円で2020年と同じである。団体区別にみると都道府県328,600円、県都・政令市・特別区329,600円、一般市321,900円、町村312,900円、一部事務組合・広域連合321,150円である（第5-6・7図）。到達目標に達しているのは6.0%で、団体区別では都道府県（17.1%）、県都・政令市・特別区（15.0%）で1割台、他の一般市（3.6%）、町村（4.6%）、一部事務組合・広域連合（0.0%）はいずれも1割未満か皆無である（第5-19図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位306,990円と第9十分位337,510円には30,520円の開きがある（第5-11図）。

第6章 会計年度任用職員の賃金等制度

1. 該当する職員の有無

第6-1図 会計年度任用職員の有無



第6-1表 会計年度任用職員の有無（「いる」の比率）

	一般事務	保育所保育士	学校給食関係職員	学童指導員	図書館司書	件数	
自治体計	99.0	73.3	58.9	40.9	54.6	1087	
団体区分別	都道府県	100.0	4.7	25.6	43
	県都・政令市・特別区	98.0	96.1	84.3	39.2	74.5	51
	一般市	99.2	86.4	69.3	45.3	64.9	479
	町村	98.9	71.6	57.3	45.1	50.5	461
	一部事務組合・広域連合	98.1	3.8	1.9	53

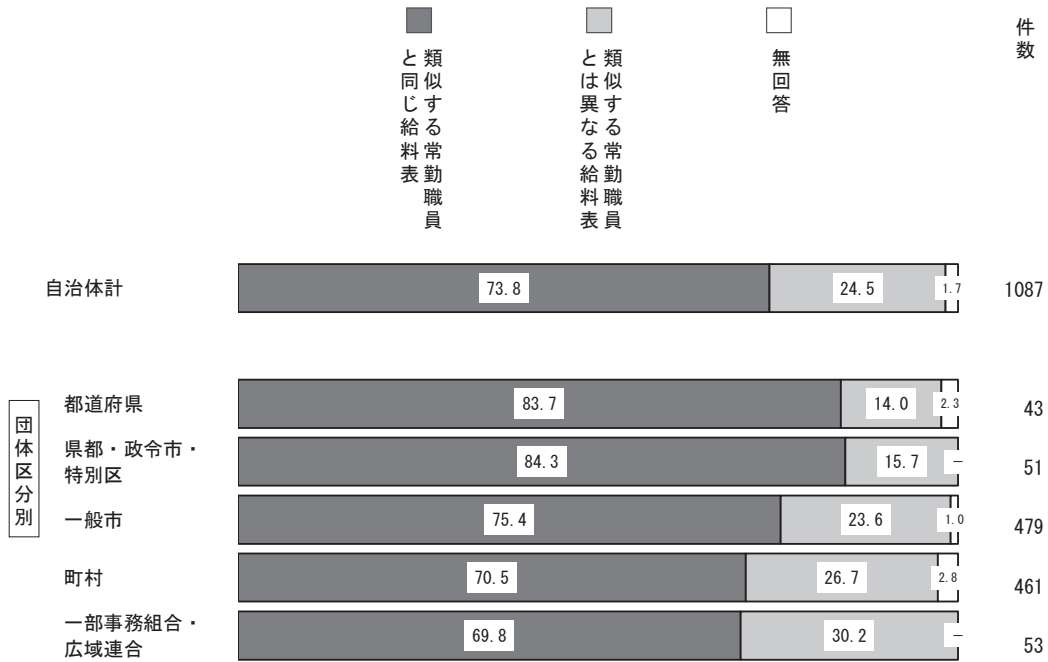
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す

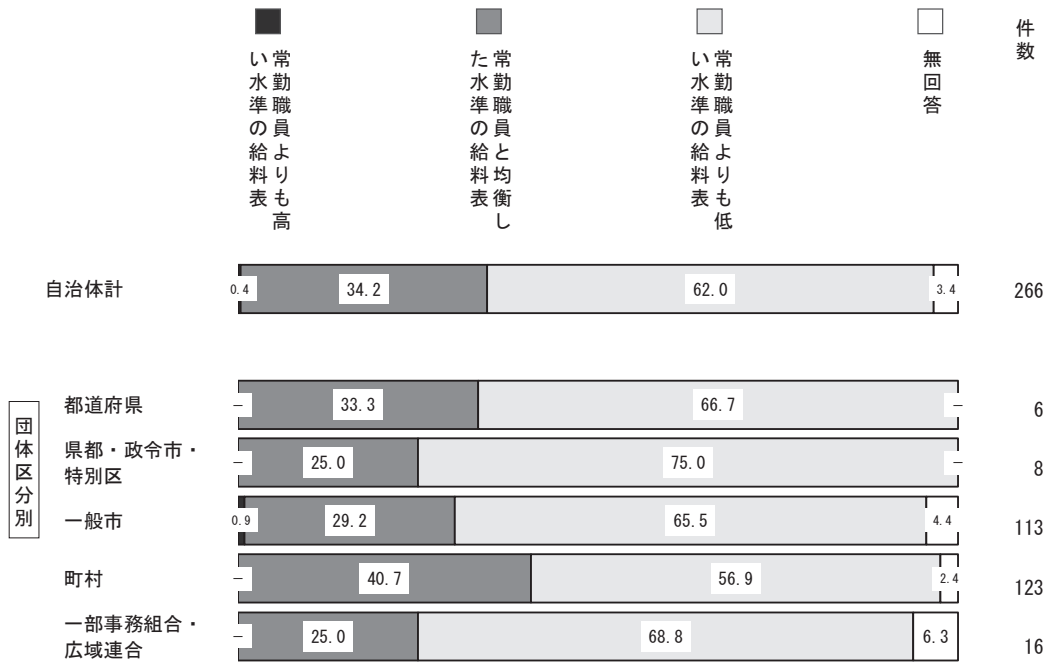
※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

2. 適用されている給料表

第6-2図 会計年度任用職員に適用されている給料表

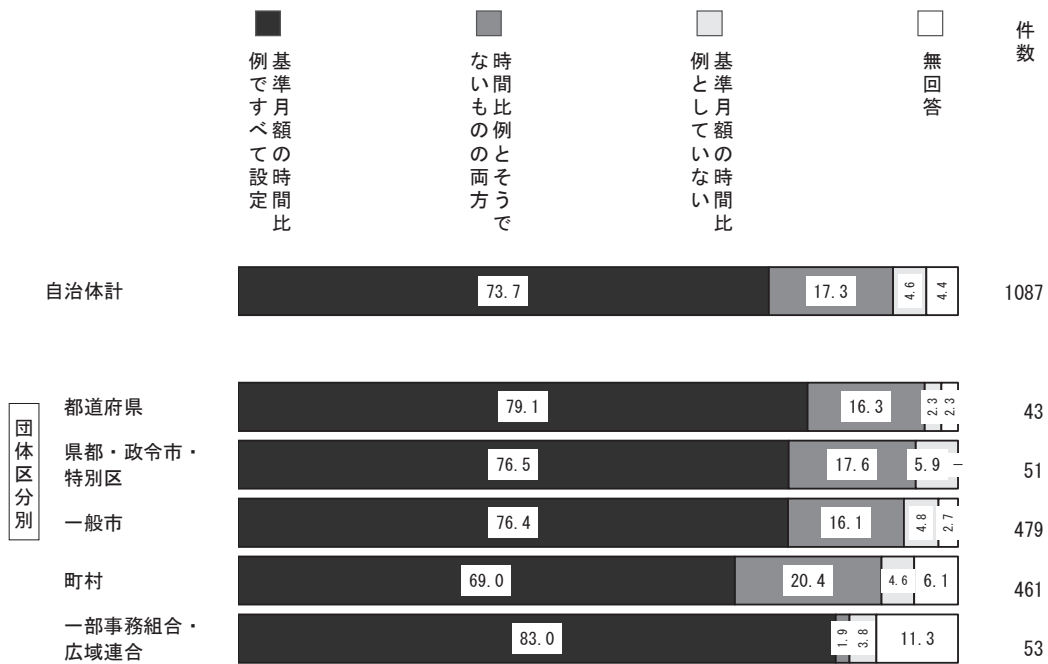


第6-3図 常勤職員と比べた給料表の水準（「類似する常勤職員とは異なる給料表」の場合）



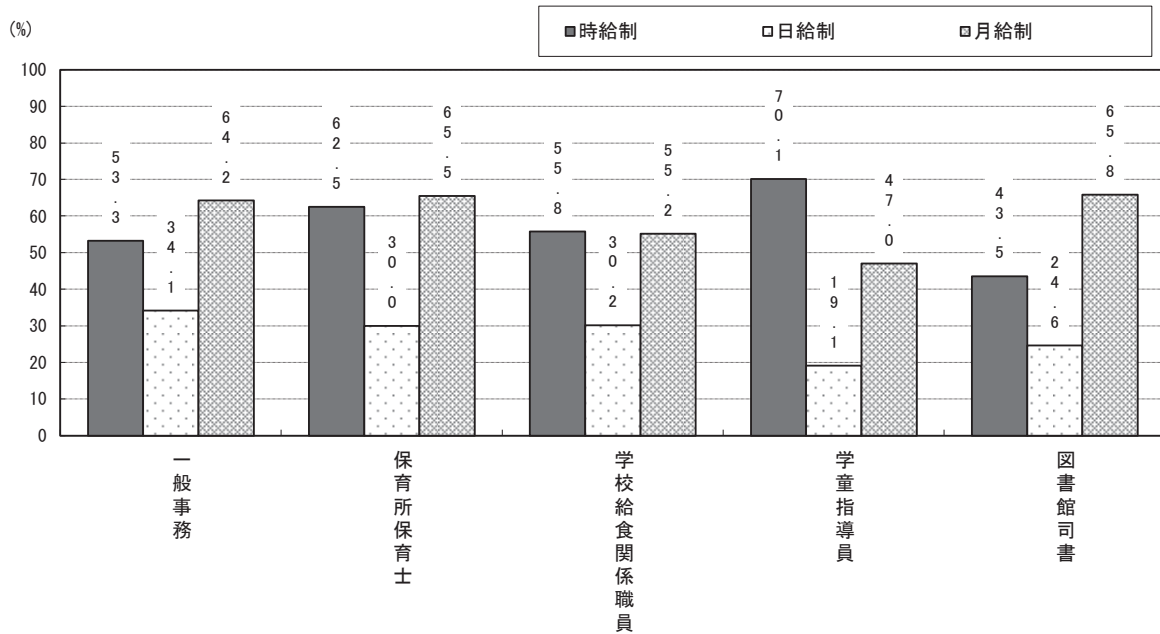
3. 会計年度任用職員（パートタイム）など勤務時間が短い場合の報酬の水準設定

第6-4図 会計年度任用職員（パートタイム）など勤務時間が短い場合の報酬の水準設定



4. 会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態

第6-5図 会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態



第6-2表 会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態

	一般事務				件数	保育所保育士				件数	学校給食関係職員				件数
	時給制	日給制	月給制	無回答		時給制	日給制	月給制	無回答		時給制	日給制	月給制	無回答	
自治体計	53.3	34.1	64.2	2.3	1076	62.5	30.0	65.5	2.0	797	55.8	30.2	55.2	3.1	640
都道府県	<u>25.6</u>	37.2	<u>58.1</u>	2.3	43	100.0	50.0	50.0	...	2	---	---	---	---	0
県都・政令市・特別区	50.0	32.0	64.0	2.0	50	<u>46.9</u>	28.6	<u>73.5</u>	2.0	49	<u>46.5</u>	<u>23.3</u>	<u>62.8</u>	2.3	43
一般市	<u>58.3</u>	32.8	66.7	1.5	475	66.7	29.2	67.6	1.2	414	59.9	29.8	54.8	2.4	332
町村	52.2	36.2	63.2	3.3	456	59.4	31.2	62.1	2.7	330	52.3	31.4	54.2	4.2	264
一部事務組合・広域連合	<u>42.3</u>	<u>26.9</u>	<u>55.8</u>	1.9	52	50.0	50.0	2	...	100.0	100.0	...	1

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示

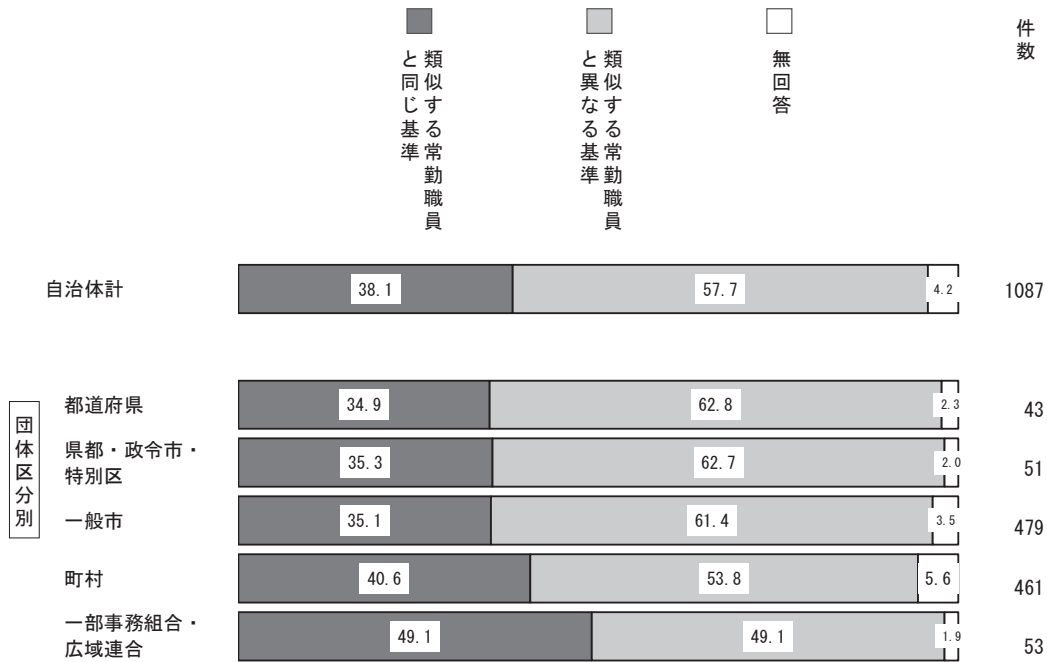
第6-3表 会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態

	学童指導員				件数	図書館司書				件数
	時給制	日給制	月給制	無回答		時給制	日給制	月給制	無回答	
自治体計	70.1	19.1	47.0	3.1	445	43.5	24.6	65.8	2.7	593
都道府県	---	---	---	---	0	<u>36.4</u>	<u>45.5</u>	<u>54.5</u>	...	11
県都・政令市・特別区	<u>45.0</u>	20.0	<u>80.0</u>	...	20	<u>36.8</u>	<u>15.8</u>	<u>71.1</u>	5.3	38
一般市	70.5	18.0	<u>53.5</u>	3.2	217	<u>48.9</u>	24.4	66.2	1.6	311
町村	72.1	20.2	<u>37.0</u>	3.4	208	<u>37.8</u>	25.3	64.8	3.9	233
一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示

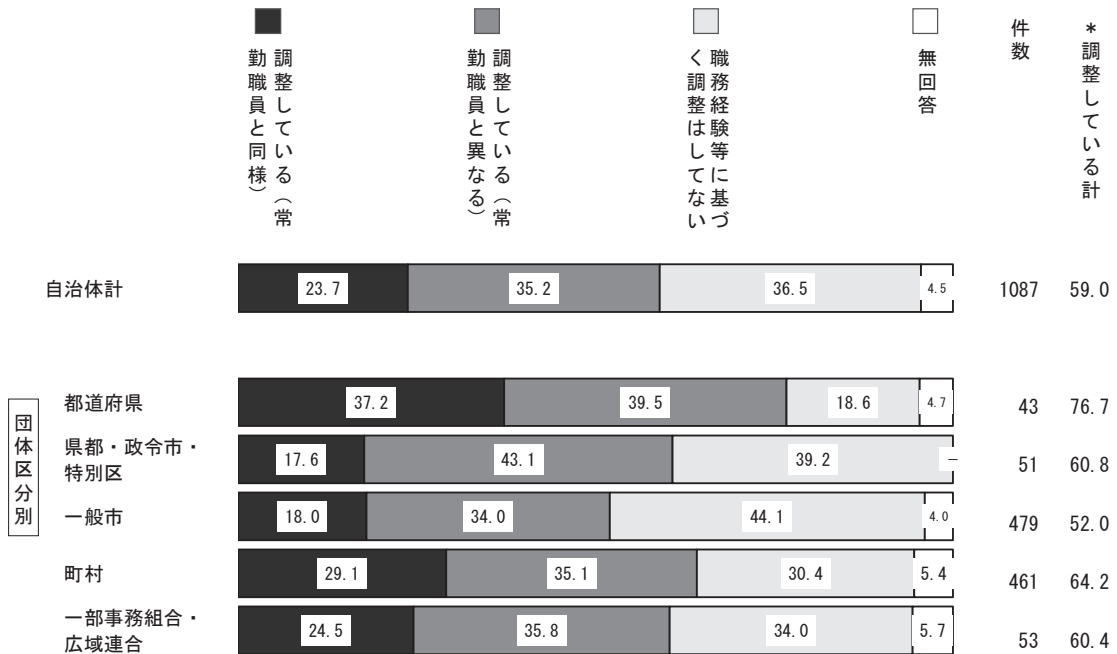
5. 初任給の適用基準

第6-6図 会計年度任用職員の初任給の適用基準



6. 初めて任用される場合の前歴換算

第6-7図 初めて任用される場合の給料格付けでの学歴・免許および職務経験等に基づく調整（前歴換算）



7. 初任給の水準

第6-4表 初任給の級

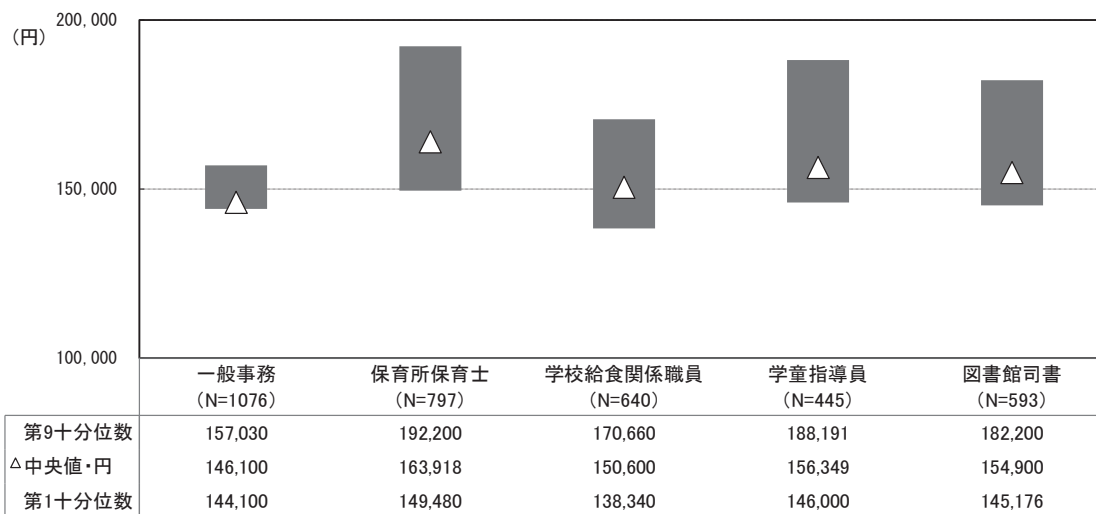
	1級	2級	3級以上	無回答	件数
一般事務	86.3	0.9	...	12.7	1076
保育所保育士	81.2	4.6	0.4	13.8	797
学校給食関係職員	77.3	2.5	0.2	20.0	640
学童指導員	77.3	3.1	0.4	19.1	445
図書館司書	81.1	4.0	0.2	14.7	593

第6-5表 初任給

会計年度任用職員	初任給の級										件数	給付額				中央値・円	平均値・円	
	1行4級	1行4級	1行5級	1行5級	1行6級	1行6級	1行7級	1行7級	1行8級	1行8級		1行9級	1行9級	無回答	1*5行0級			1*5行0級
一般事務	11.6	49.7	14.7	5.6	2.8	1.5	1.7	0.7	0.9	0.2	10.6	1076	61.3	28.1	7.8	1.9	146,100	148,768
保育所保育士	<u>3.5</u>	<u>5.8</u>	<u>3.5</u>	12.5	21.1	13.2	11.4	6.5	6.9	4.6	10.9	797	<u>9.3</u>	79.8	63.7	18.1	163,918	168,113
学校給食関係職員	<u>19.8</u>	<u>20.8</u>	12.7	10.3	8.4	3.8	2.8	1.6	2.5	1.6	<u>15.8</u>	640	<u>40.6</u>	43.6	20.6	5.6	150,600	153,253
学童指導員	9.0	<u>16.9</u>	9.9	10.8	13.5	6.3	<u>7.4</u>	3.6	5.2	3.4	14.2	445	<u>25.8</u>	60.0	39.3	12.1	156,349	160,935
図書館司書	9.8	<u>17.9</u>	13.3	12.5	11.1	7.9	6.1	3.7	2.9	4.0	10.8	593	<u>27.7</u>	61.6	35.8	10.6	154,900	159,145
行政職高卒初任給	<u>1.3</u>	<u>3.1</u>	68.2	19.2	3.9	0.6	<u>3.7</u>	1179	<u>4.4</u>	91.9	4.5	...	150,600	152,142
保育職短大2卒初任給	<u>0.2</u>	3.2	61.1	22.8	8.7	1.3	0.2	...	<u>2.5</u>	596	...	97.5	94.1	1.5	163,100	164,740
現業職高卒初任給	10.4	<u>36.8</u>	<u>25.1</u>	14.6	3.4	1.2	0.4	0.5	0.1	0.1	7.4	821	<u>47.1</u>	45.4	5.7	0.7	149,800	150,387

※下線数字は会計年度任用職員の「一般事務」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は会計年度任用職員の「一般事務」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は会計年度任用職員の「一般事務」より15ポイント以上多いことを示す
 ※国公行(一)の初任給は高卒1級5号、短大2卒1級13号、大卒1級25号

第6-8図 初任給のレンジ（第1十分位数、中央値、第9十分位数）



第6-6表 初任給のばらつき（第9十分位数－第1十分位数）

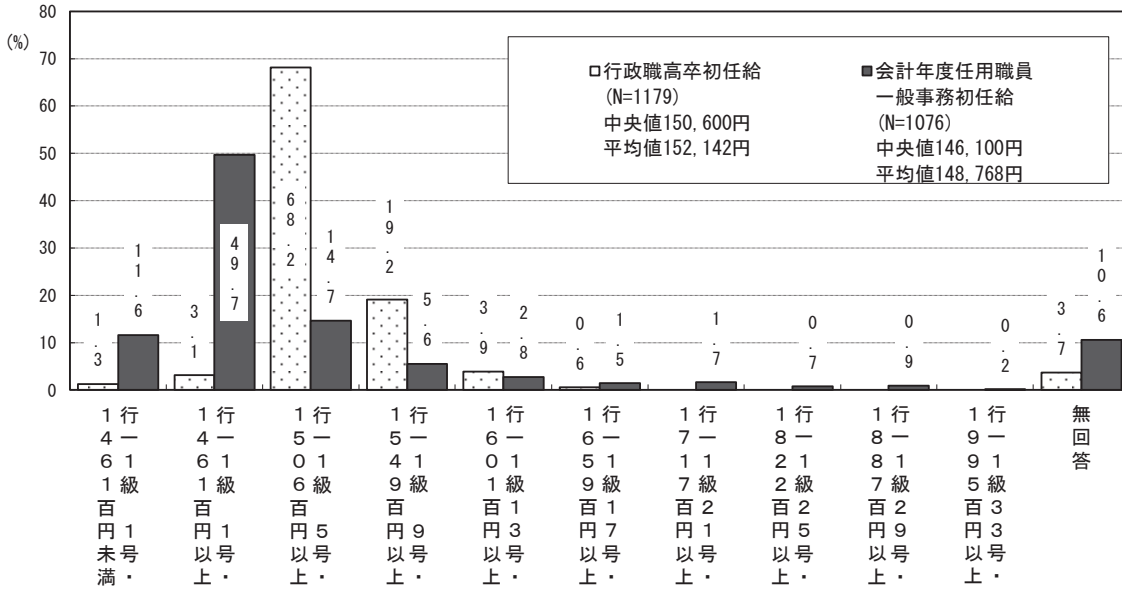
	一般事務	保育所保育士	学校給食関係職員	学童指導員	図書館司書
第9十分位数－第1十分位数	12,930	42,720	32,320	42,191	37,024

(1) 一般事務

第6-7表 初任給の給料月額 一般事務

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	(行政職高卒初任給)			
																中央値・円	平均値・円	会計年度(中央値・円)高卒	
自治体計	89.4	10.6	1076	106,196	144,100	146,100	146,100	150,600	157,030	237,500	0.044	0.015	148,768	10,594	0.071	150,600	152,142	-4,500	
団体区分別	都道府県	93.0	7.0	43	114,700	145,360	146,100	146,865	150,625	157,350	194,400	0.041	0.015	148,839	13,159	0.088	154,900	153,970	-8,035
	県都・政令市・特別区	88.0	12.0	50	109,100	129,520	144,784	146,100	151,075	170,579	188,700	0.141	0.022	147,619	16,118	0.109	150,600	151,556	-4,500
	一般市	90.7	9.3	475	106,196	144,100	146,100	146,100	150,600	160,100	237,500	0.055	0.015	149,223	11,574	0.078	150,600	152,615	-4,500
	町村	88.4	11.6	456	107,583	145,800	146,100	146,100	150,600	154,700	206,300	0.030	0.015	148,180	8,240	0.056	150,600	151,611	-4,500
	一部事務組合・広域連合	84.6	15.4	52	141,000	146,100	146,100	149,300	150,600	154,900	193,900	0.029	0.015	150,783	9,589	0.064	150,600	151,915	-1,300

第6-9図 初任給の給料月額 一般事務 (行政職高卒初任給との比較)



第6-8表 初任給の給料月額 一般事務

	1行 1行 1行 1行 1行 1行 1行 1行 1行 1行										無回答	件数	1* 5行 0-1 61百級円以5上号計		
	4-61級百円未号満	4-61級百円以号上	5-6級百円5以号上	5-9級百円9以号上	6-1級百円3以号上	6-5級百円7以号上	7-1級百円1以号上	7-2級百円5以号上	8-7級百円9以号上	8-5級百円3以号上			9-1級百円9以号上	1* 5行 0-1 61百級円以9上号計	
自治体計	11.6	49.7	14.7	5.6	2.8	1.5	1.7	0.7	0.9	0.2	10.6	1076	28.1	13.4	
団体区分別	都道府県	11.6	48.8	16.3	7.0	...	4.7	...	2.3	2.3	...	7.0	43	32.6	16.3
	県都・政令市・特別区	<u>26.0</u>	<u>34.0</u>	<u>8.0</u>	4.0	4.0	4.0	4.0	2.0	2.0	...	12.0	50	28.0	<u>20.0</u>
	一般市	12.8	46.9	14.1	7.2	3.8	1.5	2.3	0.6	1.3	0.2	9.3	475	30.9	16.8
	町村	9.6	<u>55.0</u>	14.7	3.9	2.2	0.9	1.1	0.4	0.2	0.2	11.6	456	23.7	9.0
	一部事務組合・広域連合	<u>3.8</u>	<u>44.2</u>	<u>25.0</u>	5.8	...	1.9	...	1.9	1.9	...	15.4	52	<u>36.5</u>	11.5
行政職高卒初任給	<u>1.3</u>	<u>3.1</u>	<u>68.2</u>	<u>19.2</u>	3.9	0.6	3.7	1179	<u>91.9</u>	<u>23.7</u>	

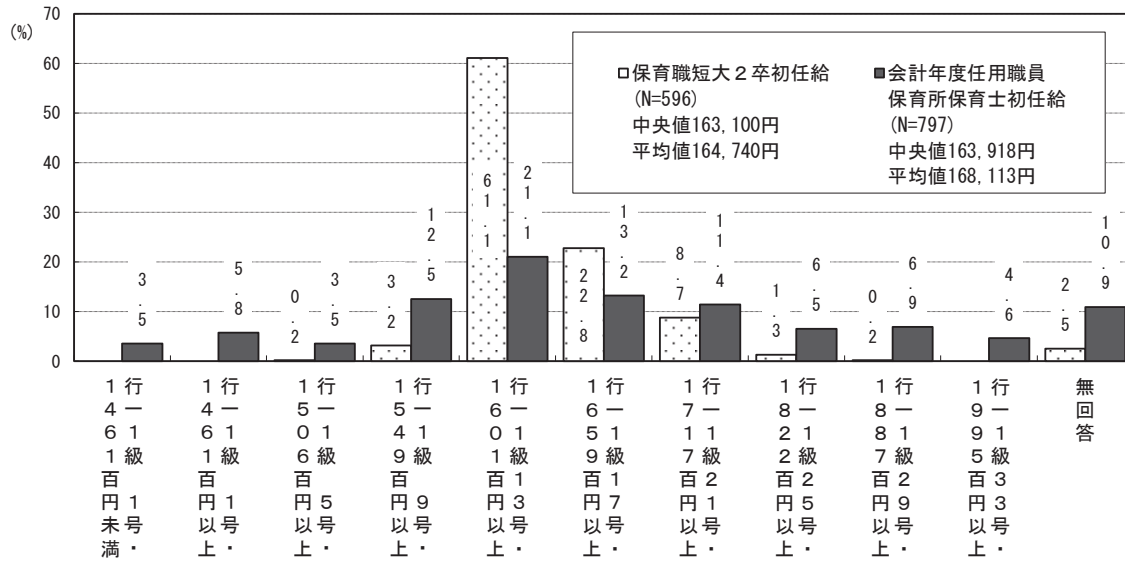
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

(2) 保育所保育士

第6-9表 初任給の給料月額 保育所保育士

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	会計年度1保育短大2卒 (中央値・円)	
																			(保育職短大2卒初任給)
自治体計	89.1	10.9	797	111,600	149,480	157,600	163,918	177,000	192,200	237,500	0.130	0.059	168,113	16,949	0.101	163,100	164,740	818	
団体 区分 別	都道府県	100.0	...	2	165,700	166,430	167,525	169,350	171,175	172,270	173,000	0.017	0.011	169,350	3,650	0.022	-	-	-
	県都・政令市・特別区	87.8	12.2	49	111,600	145,286	157,600	163,935	177,000	188,700	197,257	0.132	0.059	165,260	19,213	0.116	163,500	165,217	435
	一般市	89.9	10.1	414	112,707	154,900	160,100	167,400	179,600	195,500	237,500	0.121	0.058	171,074	17,666	0.103	163,100	165,581	4,300
	町村	88.5	11.5	330	132,300	146,100	154,900	163,100	171,223	187,030	213,900	0.125	0.050	164,770	14,927	0.091	163,100	163,539	0
	一部事務組合・広域連合	50.0	50.0	2	163,100	163,100	163,100	163,100	163,100	163,100	163,100	0.000	0.000	163,100	0	0.000	-	-	-

第6-10図 初任給の給料月額 保育所保育士 (保育職短大2卒初任給との比較)



第6-10表 初任給の給料月額 保育所保育士

	件数											件数	1* 6行 0- 11 百級 円1 以3 上計	1* 6行 5- 91 百級 円1 以7 上計	
	1行 4- 61 1級 百 円1 未号 満	1行 4- 61 1級 百 円1 以号 上	1行 5- 01 6級 百 円5 以号 上	1行 5- 41 9級 百 円9 以号 上	1行 6- 01 1級 百1 円3 以号 上	1行 6- 51 9級 百1 円7 以号 上	1行 7- 11 7級 百2 円1 以号 上	1行 8- 11 2級 百2 円5 以号 上	1行 8- 19 7級 百2 円9 以号 上	1行 9- 11 5級 百3 円3 以号 上	無 回 答				
自治体計	3.5	5.8	3.5	12.5	21.1	13.2	11.4	6.5	6.9	4.6	10.9	797	63.7	42.7	
団体 区分 別	都道府県	50.0	...	50.0	2	100.0	50.0	
	県都・政令市・特別区	10.2	4.1	...	18.4	14.3	6.1	16.3	6.1	12.2	...	49	55.1	40.8	
	一般市	2.4	3.9	2.2	11.4	20.3	14.5	14.3	6.5	7.2	7.2	10.1	414	70.0	49.8
	町村	3.9	8.5	5.8	13.3	22.7	12.7	7.0	6.7	5.8	2.1	11.5	330	57.0	34.2
	一部事務組合・広域連合	50.0	50.0	2	50.0	...
保育職短大2卒初任給	0.2	3.2	61.1	22.8	8.7	1.3	0.2	...	2.5	596	94.1	33.1	

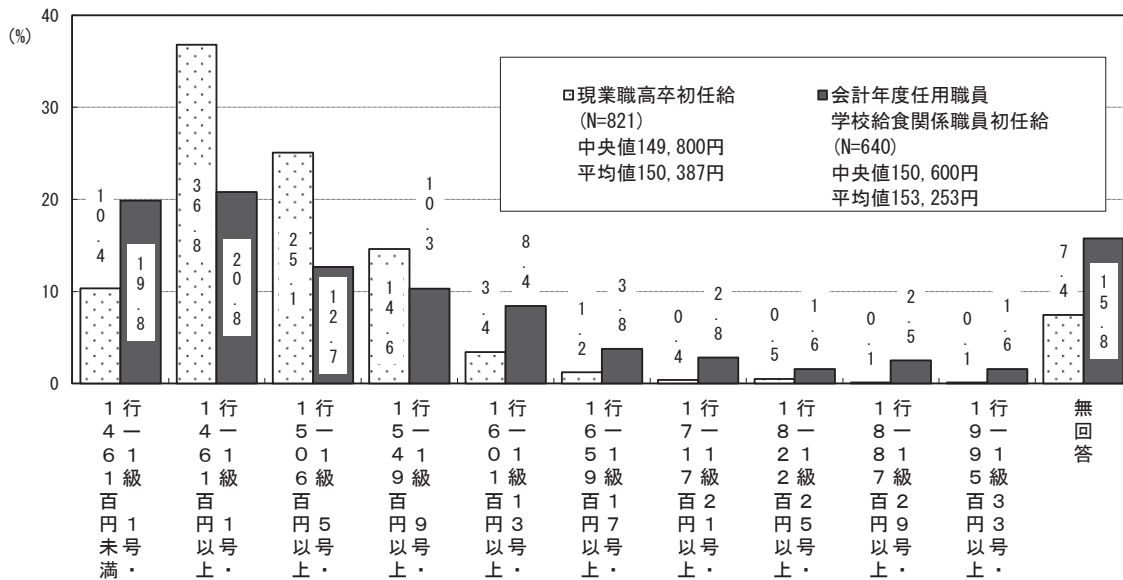
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

(3) 学校給食関係職員

第6-11表 初任給の給料月額 学校給食関係職員

															(現業職高卒初任給)			
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	会計年度・現業職高卒 (中央値・円)
自治体計	84.2	15.8	640	101,458	138,340	146,100	150,600	159,344	170,660	236,200	0.107	0.044	153,253	16,064	0.105	149,800	150,387	800
都道府県	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	152,700	152,245	---
県都・政令市・特別区	90.7	9.3	43	101,458	133,617	139,900	147,200	158,750	173,840	236,200	0.137	0.064	151,548	22,804	0.150	149,200	149,299	-2,000
一般市	86.1	13.9	332	105,600	140,600	146,100	151,700	160,175	173,306	234,400	0.108	0.046	154,987	16,363	0.106	150,600	150,972	1,100
町村	81.1	18.9	264	106,000	136,130	146,100	149,150	154,900	164,700	202,700	0.096	0.030	151,246	13,740	0.091	148,000	149,352	1,150
一部事務組合・広域連合	...	100.0	1	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	150,600	150,943	---

第6-11図 初任給の給料月額 学校給食関係職員 (現業職高卒初任給との比較)



第6-12表 初任給の給料月額 学校給食関係職員

	1行4-61級 円1百未満	1行4-61級 円1百以上	1行5-60級 円5百以上	1行5-60級 円9百以上	1行6-50級 円3百以上	1行6-50級 円7百以上	1行7-40級 円1百2千以上	1行7-40級 円5千以上	1行8-30級 円9千以上	1行8-30級 円1万3千以上	1行9-20級 円1万9千以上	無回答	件数	1*5行0-61百級 円以上計	1*5行4-91百級 円以上計
自治体計	19.8	20.8	12.7	10.3	8.4	3.8	2.8	1.6	2.5	1.6	15.8	640	43.6	30.9	
都道府県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0	
県都・政令市・特別区	37.2	16.3	<u>7.0</u>	7.0	9.3	...	9.3	4.7	9.3	43	37.2	30.2	
一般市	19.6	16.6	12.7	12.3	9.3	6.0	2.7	2.1	3.0	1.8	13.9	332	50.0	37.3	
町村	17.4	26.9	13.6	8.3	7.2	1.5	1.9	1.1	2.3	0.8	18.9	264	36.7	23.1	
一部事務組合・広域連合	100.0	1	
現業職高卒初任給	10.4	36.8	25.1	14.6	3.4	1.2	0.4	0.5	0.1	0.1	7.4	821	45.4	20.3	

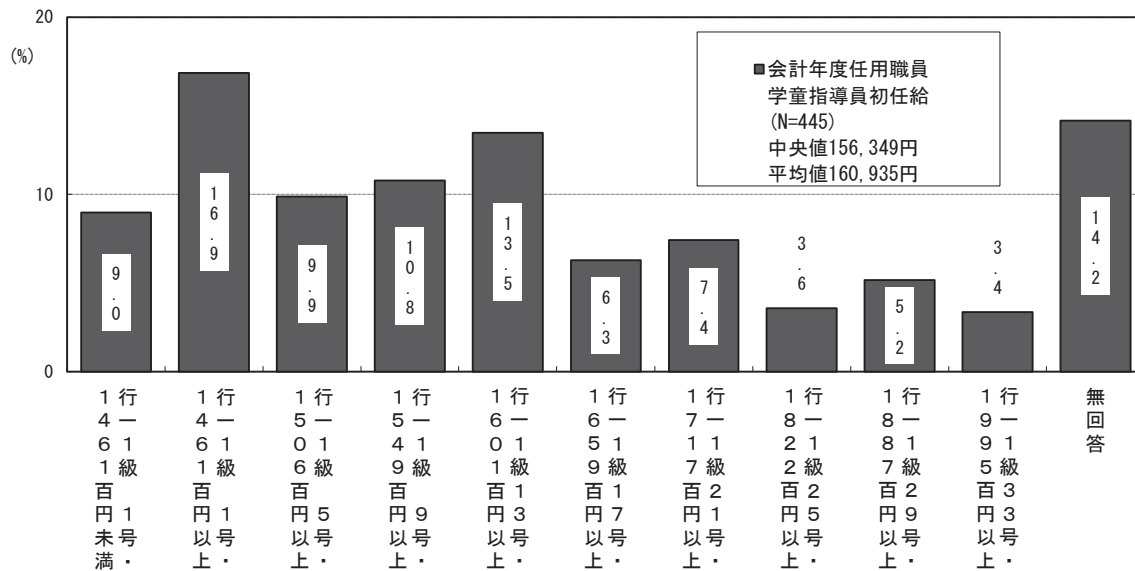
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

(4) 学童指導員

第6-13表 初任給の給料月額 学童指導員

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数
自治体計	85.8	14.2	445	110,000	146,000	147,700	156,349	169,350	188,191	244,100	0.135	0.069	160,935	19,073	0.119
都道府県	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
県都・政令市・特別区	80.0	20.0	20	117,548	129,050	144,478	150,750	186,875	201,622	226,300	0.241	0.141	161,979	29,998	0.185
一般市	88.5	11.5	217	116,593	146,100	150,600	161,000	172,525	190,230	244,100	0.137	0.068	164,358	19,843	0.121
町村	83.7	16.3	208	110,000	145,815	146,100	154,400	163,100	177,000	220,600	0.101	0.055	157,063	15,920	0.101
一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第6-12図 初任給の給料月額 学童指導員



第6-14表 初任給の給料月額 学童指導員

	1行 4-6 1級 百円未号満	1行 4-6 1級 百円以上	1行 5-6 01 百円以上	1行 5-6 01 百円以上	1行 6-6 01 百円以上	1行 6-6 01 百円以上	1行 7-7 11 百円以上	1行 7-7 11 百円以上	1行 8-8 21 百円以上	1行 8-8 21 百円以上	1行 9-9 11 百円以上	無回答	件数	1* 5行 0-6 1百円以上号計	1* 5行 4-9 1百円以上号計
自治体計	9.0	16.9	9.9	10.8	13.5	6.3	7.4	3.6	5.2	3.4	14.2	445	60.0	50.1	
都道府県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0	
県都・政令市・特別区	25.0	15.0	5.0	...	5.0	5.0	...	10.0	5.0	10.0	20.0	20	40.0	35.0	
一般市	6.9	12.9	9.2	10.6	16.1	7.4	9.7	4.1	6.5	5.1	11.5	217	68.7	59.4	
町村	9.6	21.2	11.1	12.0	11.5	5.3	5.8	2.4	3.8	1.0	16.3	208	52.9	41.8	
一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0	

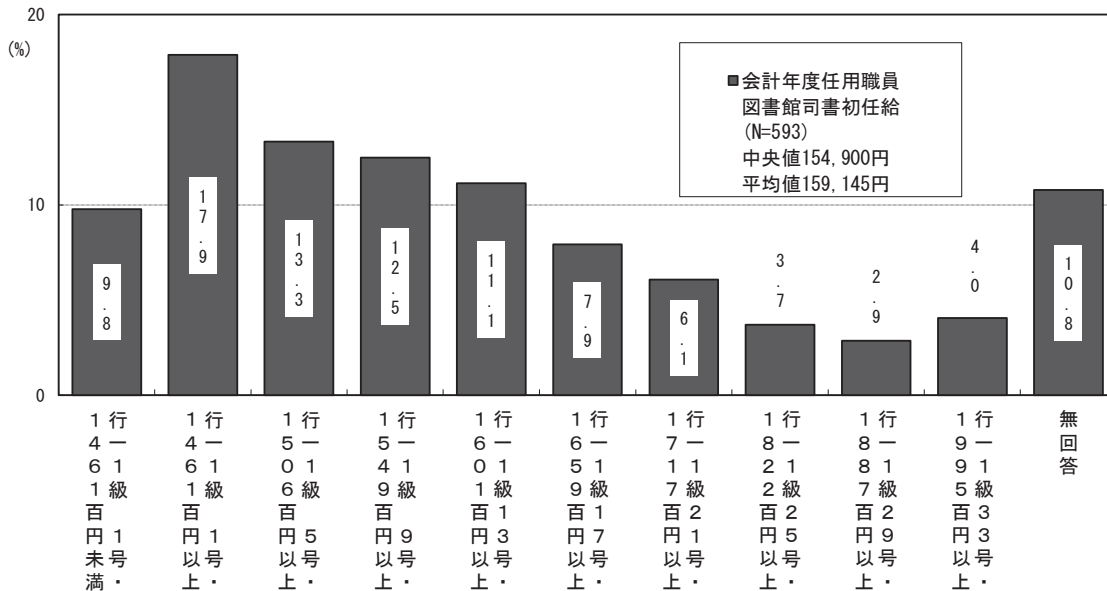
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

(5) 図書館司書

第6-15表 初任給の給料月額 図書館司書

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係	四分位分散係	平均値・円	標準偏差	分散係数
自治体計	89.2	10.8	593	111,800	145,176	146,100	154,900	165,900	182,200	231,900	0.120	0.064	159,145	18,160	0.114
団体区分別															
都道府県	100.0	...	11	114,700	118,320	146,100	150,600	158,871	168,900	171,700	0.168	0.042	148,335	17,482	0.118
県都・政令市・特別区	84.2	15.8	38	111,800	132,740	145,845	155,500	165,900	204,194	231,900	0.230	0.064	160,057	26,265	0.164
一般市	89.4	10.6	311	114,890	145,910	148,400	156,900	167,700	182,200	228,100	0.116	0.062	160,108	17,586	0.110
町村	89.3	10.7	233	115,311	146,100	146,100	153,200	165,000	182,710	218,100	0.119	0.062	158,289	17,172	0.108
一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第6-13図 初任給の給料月額 図書館司書



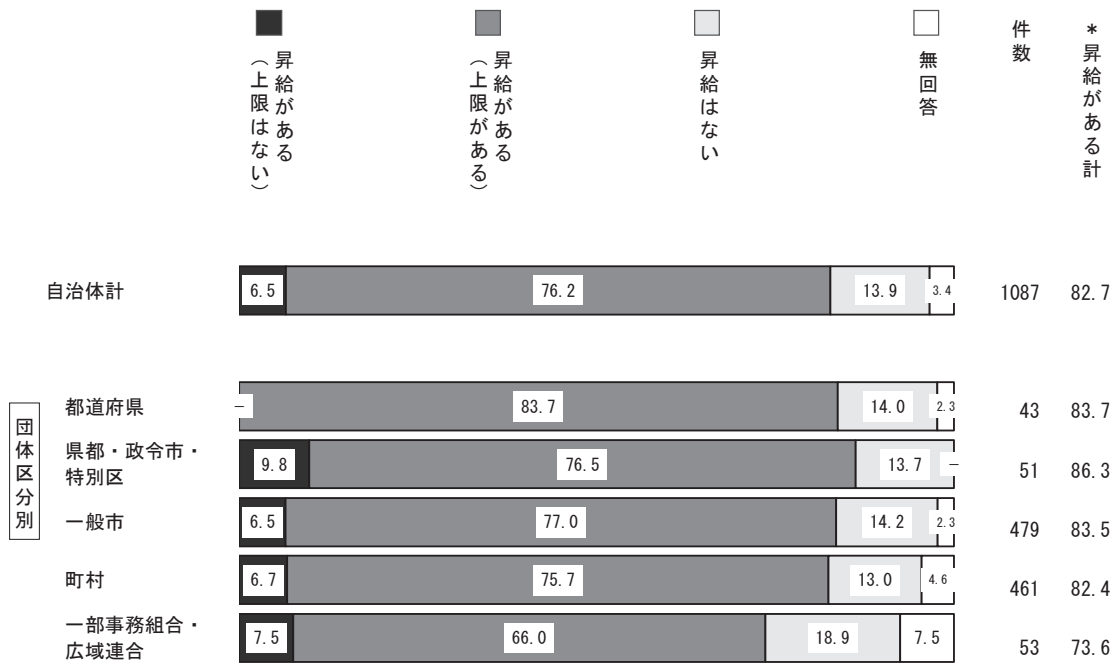
第6-16表 初任給の給料月額 図書館司書

	1行 4-6 1級 円1未号満	1行 4-6 1級 円1以上	1行 5-6 6級 円5以上	1行 5-6 9級 円9以上	1行 6-7 1級 円3以上	1行 6-7 9級 円7以上	1行 7-8 7級 円1以上	1行 7-8 2級 円5以上	1行 8-9 7級 円9以上	1行 9- 5級 円3以上	無回答	件数	1* 5行 0-6 1百級 円5以上計	1* 5行 4-9 1百級 円9以上計
自治体計	9.8	17.9	13.3	12.5	11.1	7.9	6.1	3.7	2.9	4.0	10.8	593	61.6	48.2
団体区分別														
都道府県	18.2	27.3	27.3	18.2	9.1	11	54.5	27.3
県都・政令市・特別区	21.1	13.2	2.6	13.2	10.5	7.9	...	2.6	2.6	10.5	15.8	38	50.0	47.4
一般市	9.3	14.5	11.6	14.1	13.5	8.7	7.1	3.5	3.5	3.5	10.6	311	65.6	54.0
町村	8.2	22.7	16.7	10.7	8.6	6.4	5.6	4.3	2.1	3.9	10.7	233	58.4	41.6
一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0	---	---

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示

8. 昇給の有無と上限

第6-14図 昇給の有無と上限



9. 昇給での上限金額（「昇給がある（上限がある）」の場合）

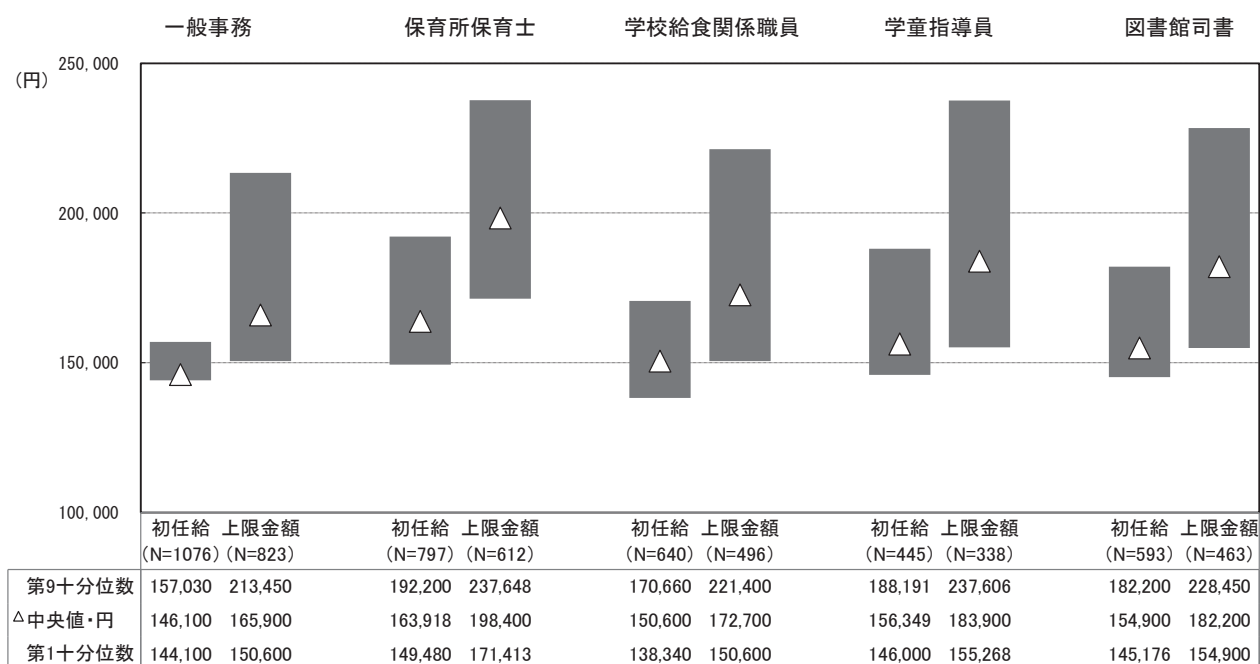
第6-17表 昇給の上限の級（上限は「昇給があり（上限がある）」の場合）

	(上限の級)				件数	(初任給の級)				件数
	1級	2級	3級以上	無回答		1級	2級	3級以上	無回答	
一般事務	85.8	5.2	0.2	8.7	823	86.3	0.9	...	12.7	1076
保育所保育士	79.7	11.6	0.7	8.0	612	81.2	4.6	0.4	13.8	797
学校給食関係職員	79.6	6.0	0.4	13.9	496	77.3	2.5	0.2	20.0	640
学童指導員	77.2	6.5	1.5	14.8	338	77.3	3.1	0.4	19.1	445
図書館司書	80.8	7.8	0.4	11.0	463	81.1	4.0	0.2	14.7	593

第6-18表 昇給の上限金額（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

	1行4611級百円未満	1行4611級百円以上	1行5611級百円以上	1行5611級百円以上	1行6611級百円以上	1行6611級百円以上	1行7611級百円以上	1行7611級百円以上	1行8611級百円以上	1行8611級百円以上	1行9611級百円以上	1行9611級百円以上	2行0611級百円以上	2行0611級百円以上	無回答	件数	1*5行0611級百円未満	1*5行0611級百円以上	1*6行0611級百円以上	1*8行2611級百円以上	中央値・円	平均値・円
	3.4	5.5	11.5	13.0	10.1	8.3	6.9	14.7	7.5	0.2	1.5	10.4	6.9	8.9	84.2		59.7	34.4	165,900	176,354		
一般事務 (初任給)	11.6	49.7	14.7	5.6	2.8	1.5	1.7	0.7	0.9	0.2	10.6	61.3	28.1	7.8	1.9	146,100	148,768			
保育所保育士 (初任給)	3.5	5.8	3.5	12.5	21.1	13.2	11.4	6.5	6.9	0.4	1.5	2.8	10.9	9.3	79.8	63.7	18.1	163,918	168,113			
学校給食関係職員 (初任給)	4.0	4.8	6.0	8.1	9.7	8.9	10.9	10.3	8.9	0.8	4.0	12.9	10.7	496	8.9	80.4	66.3	36.9	172,700	181,336		
学童指導員 (初任給)	19.8	20.8	12.7	10.3	8.4	3.8	2.8	1.6	2.5	...	0.6	0.9	15.8	640	40.6	43.6	20.6	5.6	150,600	153,253		
学童指導員 (初任給)	1.5	1.8	3.3	5.3	5.9	8.0	10.9	11.8	13.0	1.2	5.0	20.1	12.1	338	3.3	84.6	76.0	51.2	183,900	191,562		
学童指導員 (初任給)	9.0	16.9	9.9	10.8	13.5	6.3	7.4	3.6	5.2	0.2	0.7	2.5	14.2	445	25.8	60.0	39.3	12.1	156,349	160,935		
図書館司書 (初任給)	2.2	2.2	3.2	8.2	7.6	7.1	11.7	11.7	14.9	1.7	5.4	16.2	8.0	463	4.3	87.7	76.2	49.9	182,200	187,302		
図書館司書 (初任給)	9.8	17.9	13.3	12.5	11.1	7.9	6.1	3.7	2.9	0.2	1.5	2.4	10.8	593	27.7	61.6	35.8	10.6	154,900	159,145		

第6-15図 初任給と上限金額のレンジ（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）



第6-19表 初任給と上限金額のレンジ（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

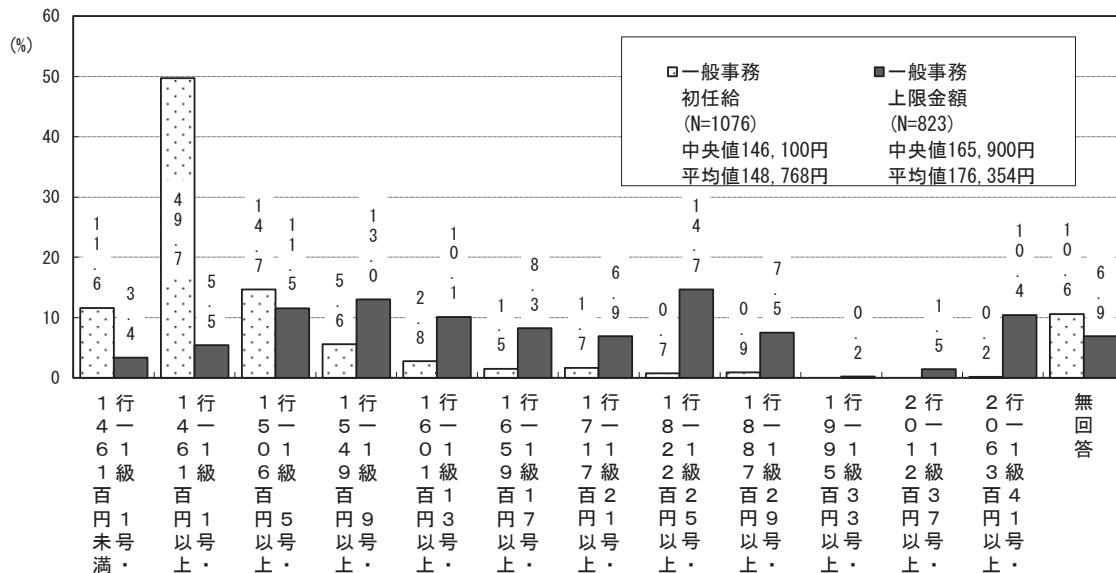
		上限金額－初任給				ばらつき			
		第1十分位数	中央値・円	第9十分位数	件数	第1十分位数	中央値・円	第9十分位数	第19十分位数
一般事務	上限金額	150,600	165,900	213,450	823	6,500	19,800	56,420	62,850
	初任給	144,100	146,100	157,030	1076				12,930
保育所保育士	上限金額	171,413	198,400	237,648	612	21,933	34,483	45,448	66,235
	初任給	149,480	163,918	192,200	797				42,720
学校給食関係職員	上限金額	150,600	172,700	221,400	496	12,260	22,100	50,740	70,800
	初任給	138,340	150,600	170,660	640				32,320
学童指導員	上限金額	155,268	183,900	237,606	338	9,268	27,552	49,416	82,339
	初任給	146,000	156,349	188,191	445				42,191
図書館司書	上限金額	154,900	182,200	228,450	463	9,724	27,300	46,250	73,550
	初任給	145,176	154,900	182,200	593				37,024

(1) 一般事務

第6-20表 昇給の上限金額 一般事務（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	(初任給)			
																中央値・円	平均値・円	上限金額 （中央値・円）	
自治体計	93.1	6.9	823	110,964	150,600	154,900	165,900	182,575	213,450	360,500	0.189	0.083	176,354	34,037	0.193	146,100	148,768	19,800	
団体 区分 別	都道府県	94.4	5.6	36	144,975	149,100	151,675	176,273	188,700	199,630	235,500	0.143	0.105	174,576	22,167	0.127	146,865	148,839	29,408
	県都・政令市・特別区	82.1	17.9	39	127,804	146,452	152,125	159,350	173,025	182,470	360,500	0.113	0.066	169,257	39,280	0.232	146,100	147,619	13,250
	一般市	94.6	5.4	367	112,707	149,566	154,900	163,100	182,200	198,400	350,000	0.150	0.084	172,114	31,618	0.184	146,100	149,223	17,000
	町村	92.8	7.2	347	110,964	150,600	154,900	171,700	188,700	236,230	350,000	0.249	0.098	181,359	36,204	0.200	146,100	148,180	25,600
	一部事務組合・広域連合	91.2	8.8	34	149,500	153,900	154,900	171,700	195,500	215,200	308,400	0.179	0.118	181,087	33,920	0.187	149,300	150,783	22,400
初任給	89.4	10.6	1076	106,196	144,100	146,100	146,100	150,600	157,030	237,500	0.044	0.015	148,768	10,594	0.071	-	-	-	

第6-16図 昇給の上限金額 一般事務（初任給との比較）（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）



第6-21表 昇給の上限金額 一般事務（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

	昇給の上限金額													件数	初任給				中央値・円	平均値・円	
	1行 4-61 1級 百円未号満	1行 4-61 1級 百円以上	1行 5-01 6級 百円以上	1行 5-01 4級 百円以上	1行 5-01 9級 百円以上	1行 6-01 1級 百円以上	1行 6-01 5級 百円以上	1行 7-01 7級 百円以上	1行 8-01 2級 百円以上	1行 8-01 8級 百円以上	1行 9-01 9級 百円以上	2行 0-01 1級 百円以上	2行 0-01 2級 百円以上		2行 0-01 3級 百円以上	2行 0-01 6級 百円以上	無回答	1* 5行 0-61 百円未号満			1* 5行 0-61 百円以上
自治体計	3.4	5.5	11.5	13.0	10.1	8.3	6.9	14.7	7.5	0.2	1.5	10.4	6.9	823	8.9	84.2	59.7	34.4	165,900	176,354	
団体 区分 別	都道府県	2.8	11.1	11.1	8.3	5.6	5.6	8.3	11.1	19.4	...	2.8	8.3	5.6	36	13.9	80.6	61.1	41.7	176,273	174,576
	県都・政令市・特別区	7.7	5.1	10.3	17.9	5.1	12.8	7.7	10.3	5.1	17.9	39	12.8	69.2	41.0	15.4	159,350	169,257
	一般市	4.6	6.3	10.6	15.3	14.2	7.4	7.6	13.9	6.0	0.3	1.6	6.8	5.4	367	10.9	83.7	57.8	28.6	163,100	172,114
	町村	2.0	4.3	13.0	10.1	6.6	9.5	6.1	16.7	8.4	0.3	0.9	15.0	7.2	347	6.3	86.5	63.4	41.2	171,700	181,359
一部事務組合・広域連合	...	2.9	8.8	17.6	11.8	2.9	5.9	11.8	11.8	...	5.9	11.8	8.8	34	2.9	88.2	61.8	41.2	171,700	181,087	
初任給	11.6	49.7	14.7	5.6	2.8	1.5	1.7	0.7	0.9	0.2	10.6	1076	61.3	28.1	7.8	1.9	146,100	148,768	

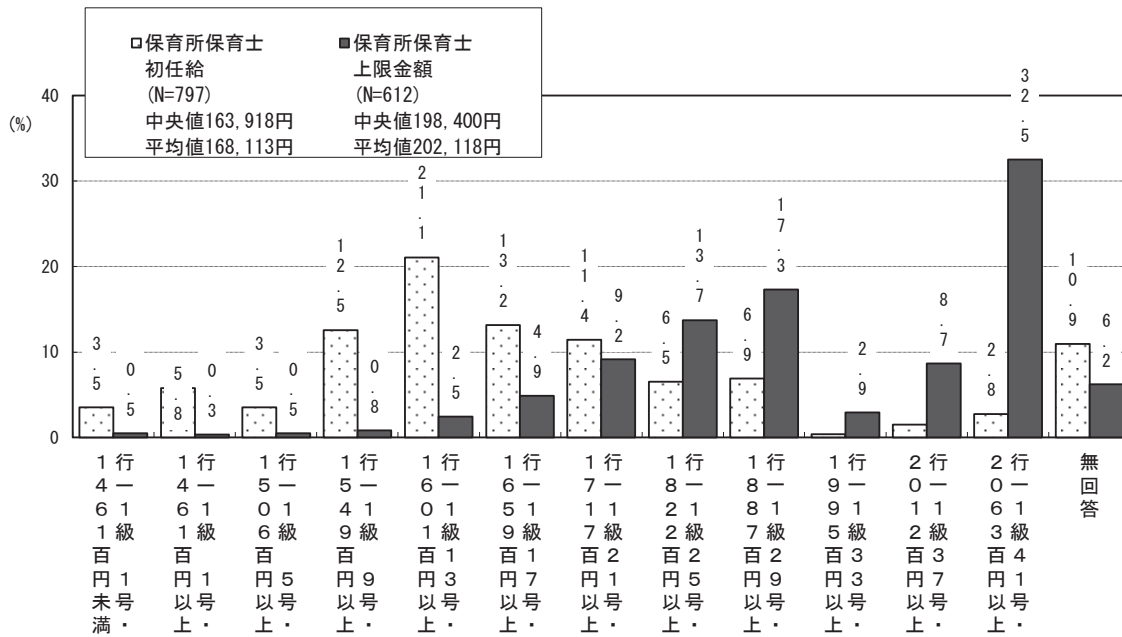
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 （初任給の欄は下線・網掛の表示なし）

(2) 保育所保育士

第6-22表 昇給の上限金額 保育所保育士（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

		記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	上限金額 （中央値・円）	
		(初任給)																		
自治体計		93.8	6.2	612	119,816	171,413	182,200	198,400	212,300	237,648	360,500	0.167	0.076	202,118	31,064	0.154	163,918	168,113	34,483	
団体 区分 別	都道府県	100.0	...	1	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	216,300	0.000	0.000	216,300	0	0.000	169,350	169,350	46,950	
	県都・政令市・特別区	89.5	10.5	38	152,166	168,480	181,060	191,750	204,675	223,779	360,500	0.144	0.062	197,254	35,227	0.179	163,935	165,260	27,815	
	一般市	95.0	5.0	318	119,816	169,235	182,900	198,400	212,600	231,470	351,400	0.157	0.075	201,697	31,899	0.158	167,400	171,074	31,000	
	町村	92.9	7.1	254	147,316	175,050	182,200	198,400	211,300	247,600	304,200	0.183	0.073	203,247	29,321	0.144	163,100	164,770	35,300	
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	1	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	213,900	0.000	0.000	213,900	0	0.000	163,100	163,100	50,800	
初任給		89.1	10.9	797	111,600	149,480	157,600	163,918	177,000	192,200	237,500	0.130	0.059	168,113	16,949	0.101	-	-	-	

第6-17図 昇給の上限金額 保育所保育士（初任給との比較）（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）



第6-23表 昇給の上限金額 保育所保育士（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

		1行 4百 1級 未号 満	1行 4百 1級 以号 上	1行 5百 6級 以号 上	1行 5百 9級 以号 上	1行 6百 1級 以号 上	1行 6百 9級 以号 上	1行 7百 1級 以号 上	1行 7百 7級 以号 上	1行 8百 2級 以号 上	1行 8百 2級 以号 上	1行 8百 7級 以号 上	1行 9百 5級 以号 上	1行 9百 5級 以号 上	2行 0百 2級 以号 上	2行 0百 3級 以号 上	2行 1百 2級 以号 上	2行 1百 3級 以号 上	無回答	件数	1* 5行 0百 6級 未号 満	1* 5行 0百 6級 以号 上	1* 6行 0百 1級 以号 上	1* 8行 1百 2級 以号 上	中央値・円	平均値・円
自治体計		0.5	0.3	0.5	0.8	2.5	4.9	9.2	13.7	17.3	2.9	8.7	32.5	6.2	612	0.8	93.0	91.7	75.2	198,400	202,118					
団体 区分 別	都道府県	100.0	...	1	...	100.0	100.0	...	216,300	216,300					
	県都・政令市・特別区	2.6	...	2.6	7.9	15.8	10.5	15.8	...	13.2	21.1	10.5	38	...	89.5	86.8	60.5	191,750	197,254					
	一般市	0.9	...	0.3	0.6	3.1	5.3	10.1	12.6	18.2	2.8	8.2	32.7	5.0	318	0.9	94.0	93.1	74.5	198,400	201,697					
	町村	...	0.8	0.4	1.2	1.6	3.9	7.1	15.7	16.5	3.5	8.7	33.5	7.1	254	0.8	92.1	90.6	78.0	198,400	203,247					
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	1	...	100.0	100.0	100.0	213,900	213,900					
初任給		3.5	5.8	3.5	12.5	21.1	13.2	11.4	6.5	6.9	0.4	1.5	2.8	10.9	797	9.3	79.8	63.7	18.1	163,918	168,113					

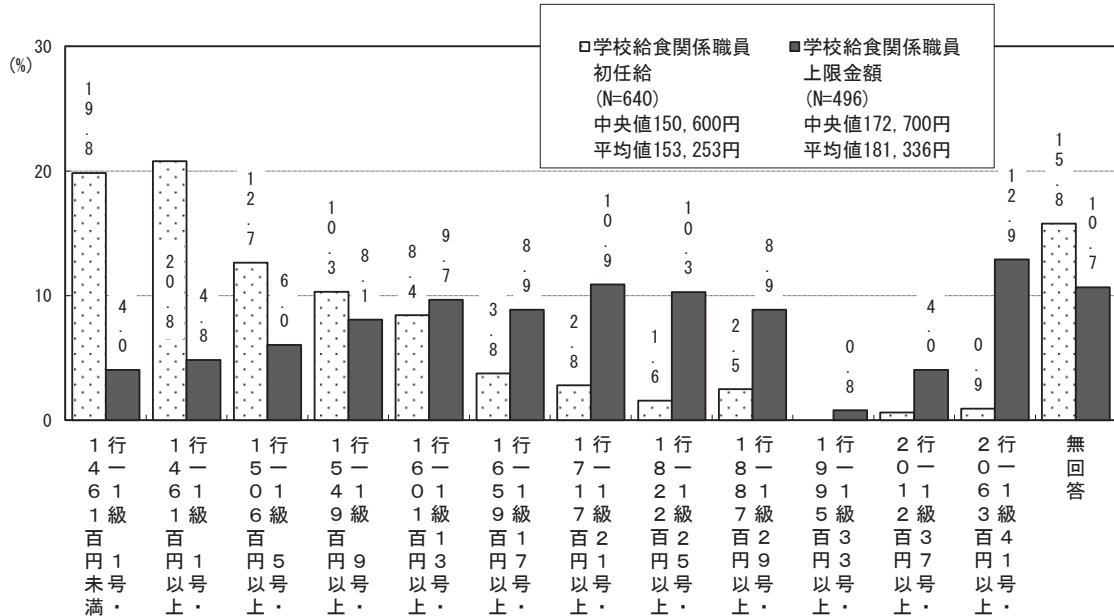
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示
 (初任給の欄は下線・網掛の表示なし)

(3) 学校給食関係職員

第6-24表 昇給の上限金額 学校給食関係職員

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	(初任給)			
																中央値・円	平均値・円	上限金額 (中央値・円)	
自治体計	89.3	10.7	496	114,395	150,600	158,900	172,700	191,610	221,400	360,500	0.205	0.095	181,336	34,690	0.191	150,600	153,253	22,100	
団体 区 分別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	86.5	13.5	37	114,395	148,140	152,700	166,200	182,525	206,620	360,500	0.176	0.090	175,543	41,487	0.236	147,200	151,548	19,000
	一般市	92.2	7.8	255	116,593	149,900	158,450	172,700	190,400	219,480	349,140	0.201	0.093	181,180	36,014	0.199	151,700	154,987	21,000
	町村	86.7	13.3	203	133,703	151,100	161,225	177,000	195,500	224,600	350,000	0.208	0.097	182,597	31,250	0.171	149,150	151,246	27,850
	一部事務組合・広域連合	...	100.0	1	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
初任給	84.2	15.8	640	101,458	138,340	146,100	150,600	159,344	170,660	236,200	0.107	0.044	153,253	16,064	0.105	-	-	-	

第6-18図 昇給の上限金額 学校給食関係職員 (初任給との比較) (上限金額は「昇給があり(上限がある)」の場合)



第6-25表 昇給の上限金額 学校給食関係職員 (上限金額は「昇給があり(上限がある)」の場合)

	昇給の上限金額													件数	1* 5行 0-1 百級 円未 満計	1* 5行 0-1 百級 円未 満計	1* 6行 0-1 百級 円未 満計	1* 8行 2-1 百級 円未 満計	中央 値・ 円	平均 値・ 円	
	1行 4-4 61 1級 百円 未満	1行 4-4 61 1級 百円 未満	1行 5-5 01 6級 百円 未満	1行 5-5 01 6級 百円 未満	1行 6-6 01 9級 百円 未満	1行 6-6 01 9級 百円 未満	1行 7-7 51 7級 百円 未満	1行 7-7 51 7級 百円 未満	1行 8-8 11 2級 百円 未満	1行 8-8 11 2級 百円 未満	2行 9-9 81 5級 百円 未満	2行 9-9 81 5級 百円 未満	2行 0-0 11 2級 百円 未満								2行 0-0 11 2級 百円 未満
自治体計	4.0	4.8	6.0	8.1	9.7	8.9	10.9	10.3	8.9	0.8	4.0	12.9	10.7	496	8.9	80.4	66.3	36.9	172,700	181,336	
団体 区 分別	都道府県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	8.1	5.4	13.5	8.1	8.1	5.4	16.2	2.7	2.7	...	5.4	10.8	13.5	37	13.5	73.0	51.4	21.6	166,200	175,543
	一般市	4.3	5.5	5.5	9.0	11.0	9.0	10.6	10.6	9.8	0.8	3.9	12.2	7.8	255	9.8	82.4	67.8	37.3	172,700	181,180
	町村	3.0	3.9	5.4	6.9	8.4	9.4	10.3	11.3	8.9	1.0	3.9	14.3	13.3	203	6.9	79.8	67.5	39.4	177,000	182,597
一部事務組合・広域連合	1	---	---	
初任給	19.8	20.8	12.7	10.3	8.4	3.8	2.8	1.6	2.5	...	0.6	0.9	15.8	640	40.6	43.6	20.6	5.6	150,600	153,253	

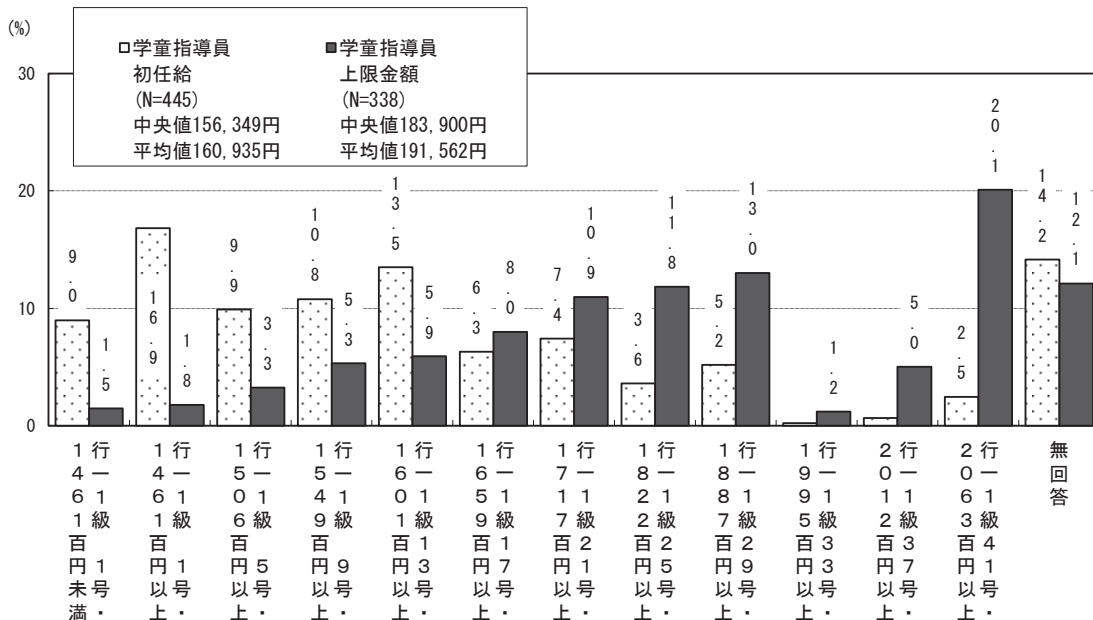
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示
 (初任給の欄は下線・網掛の表示なし)

(4) 学童指導員

第6-26表 昇給での上限金額 学童指導員（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	(初任給)			
																中央値・円	平均値・円	上限金額 (中央値・円)	
自治体計	87.9	12.1	338	124,000	155,268	167,600	183,900	202,900	237,606	360,500	0.224	0.096	191,562	35,088	0.183	156,349	160,935	27,552	
団体区分別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	72.2	27.8	18	124,000	149,122	150,600	211,600	240,000	283,280	360,500	0.317	0.211	209,530	65,769	0.314	150,750	161,979	60,850
	一般市	90.7	9.3	162	135,200	159,186	168,975	185,500	201,200	216,580	349,140	0.155	0.087	189,422	30,711	0.162	161,000	164,358	24,500
	町村	86.7	13.3	158	125,730	155,740	166,700	182,200	203,700	247,600	310,500	0.252	0.102	192,154	34,794	0.181	154,400	157,063	27,800
	一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
初任給	85.8	14.2	445	110,000	146,000	147,700	156,349	169,350	188,191	244,100	0.135	0.069	160,935	19,073	0.119	-	-	-	

第6-19図 昇給での上限金額 学童指導員（初任給との比較）（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）



第6-27表 昇給での上限金額 学童指導員（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

	昇給での上限金額												件数	初任給				中央値・円	平均値・円					
	1行4-611級百円未満	1行4-611級百円以上	1行5-611級百円未満	1行5-611級百円以上	1行6-611級百円未満	1行6-611級百円以上	1行7-611級百円未満	1行7-611級百円以上	1行8-611級百円未満	1行8-611級百円以上	1行9-611級百円未満	1行9-611級百円以上		2行0-11級百円未満	2行0-11級百円以上	2行1-11級百円未満	2行1-11級百円以上			2行2-11級百円未満	2行2-11級百円以上	2行3-11級百円未満	2行3-11級百円以上	2行4-11級百円未満
自治体計	1.5	1.8	3.3	5.3	5.9	8.0	10.9	11.8	13.0	1.2	5.0	20.1	12.1	338	3.3	84.6	76.0	51.2	183,900	191,562				
団体区分別	都道府県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	県都・政令市・特別区	5.6	11.1	5.6	5.6	---	5.6	---	---	---	---	---	38.9	27.8	18	16.7	55.6	44.4	38.9	211,600	209,530			
	一般市	1.2	1.2	2.5	4.9	6.8	6.8	14.2	13.0	14.8	1.2	6.8	17.3	9.3	162	2.5	88.3	80.9	53.1	185,500	189,422			
	町村	1.3	1.3	3.8	5.7	5.7	9.5	8.9	12.0	12.7	1.3	3.8	20.9	13.3	158	2.5	84.2	74.7	50.6	182,200	192,154			
	一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---
初任給	9.0	16.9	9.9	10.8	13.5	6.3	7.4	3.6	5.2	0.2	0.7	2.5	14.2	445	25.8	60.0	39.3	12.1	156,349	160,935				

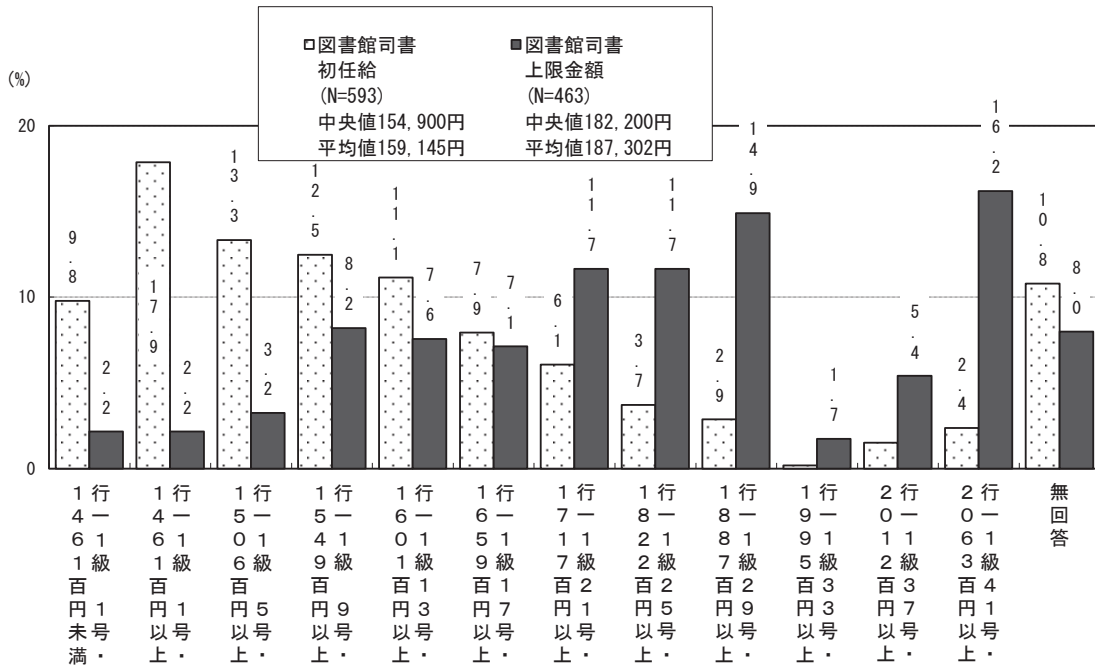
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示
 （初任給の欄は下線・網掛の表示なし）

(5) 図書館司書

第6-28表 昇給での上限金額 図書館司書（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	(初任給)			
																中央値・円	平均値・円	上限金額ー初任給 (中央値・円)	
自治体計	92.0	8.0	463	118,296	154,900	164,869	182,200	199,875	228,450	360,500	0.202	0.096	187,302	32,678	0.174	154,900	159,145	27,300	
団体 区分 別	都道府県	100.0	...	10	148,400	158,930	167,631	189,360	200,500	211,880	223,400	0.140	0.087	186,060	22,652	0.122	150,600	148,335	38,760
	県都・政令市・特別区	89.7	10.3	29	139,212	154,100	158,825	180,914	202,625	241,808	360,500	0.242	0.121	191,539	47,121	0.246	155,500	160,057	25,414
	一般市	91.7	8.3	240	118,296	154,900	165,900	185,500	199,900	221,510	350,000	0.180	0.092	187,264	31,369	0.168	156,900	160,108	28,600
	町村	92.4	7.6	184	119,427	154,900	163,650	182,200	198,400	232,790	304,200	0.214	0.095	186,776	32,087	0.172	153,200	158,289	29,000
	一部事務組合・広域連合	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
初任給	89.2	10.8	593	111,800	145,176	146,100	154,900	165,900	182,200	231,900	0.120	0.064	159,145	18,160	0.114	-	-	-	

第6-20図 昇給での上限金額 図書館司書（初任給との比較）（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）



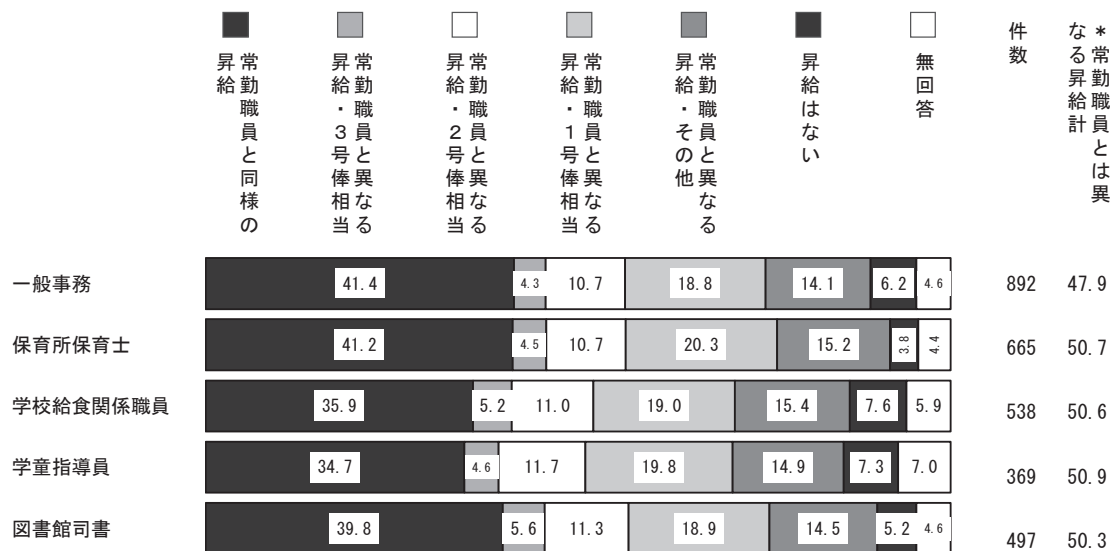
第6-29表 昇給での上限金額 図書館司書（上限金額は「昇給があり（上限がある）」の場合）

	昇給での上限金額													件数	1* 5行 0- 61 百級 円未 満計	1* 5行 0- 61 百級 円未 満計	1* 6行 0- 11 百級 円未 満計	1* 8行 2- 21 百級 円未 満計	中央 値・ 円	平均 値・ 円
	1行 4- 61 1級 百 円未 満	1行 4- 61 1級 百 円未 満	1行 5- 01 6級 百 円未 満	1行 5- 01 6級 百 円未 満	1行 6- 01 9級 百 円未 満	1行 6- 01 9級 百 円未 満	1行 7- 11 1級 百 円未 満	1行 7- 11 1級 百 円未 満	1行 8- 21 2級 百 円未 満	1行 8- 21 2級 百 円未 満	1行 9- 11 3級 百 円未 満	2行 0- 11 3級 百 円未 満	2行 0- 11 3級 百 円未 満							
自治体計	2.2	2.2	3.2	8.2	7.6	7.1	11.7	11.7	14.9	1.7	5.4	16.2	8.0	463	4.3	87.7	76.2	49.9	182,200	187,302
団体 区分 別	都道府県	...	10.0	20.0	...	10.0	10.0	20.0	...	10.0	20.0	10	10.0	90.0	90.0	60.0	189,360	186,060
	県都・政令市・特別区	6.9	...	3.4	13.8	3.4	3.4	17.2	10.3	6.9	...	3.4	20.7	29	6.9	82.8	65.5	41.4	180,914	191,539
	一般市	2.5	3.3	2.1	4.2	9.6	8.8	10.0	9.2	18.8	1.7	6.7	15.0	8.3	240	5.8	85.8	79.6	185,500	187,264
	町村	1.1	0.5	4.9	13.0	4.9	6.0	13.0	15.2	10.9	2.2	3.8	16.8	7.6	184	1.6	90.8	72.8	182,200	186,776
	一部事務組合・広域連合	0	---
初任給	9.8	17.9	13.3	12.5	11.1	7.9	6.1	3.7	2.9	0.2	1.5	2.4	10.8	593	27.7	61.6	35.8	154,900	159,145	

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 (初任給の欄は下線・網掛の表示なし)

10. 再度任用される場合の昇給（「昇給がある」の場合）

第6-21図 会計年度任用職員が再度任用される場合、常勤職員と同様の昇給（4号昇給）実施の有無（「昇給がある（上限はない）」、「昇給がある（上限がある）」の場合）



※本設問は「昇給がある（上限はない）」、「昇給がある（上限がある）」を対象とした設問であるが、昇給の有無は職種を限定しない設問である。そのため職種別にみたこの図には「昇給はない」がある。

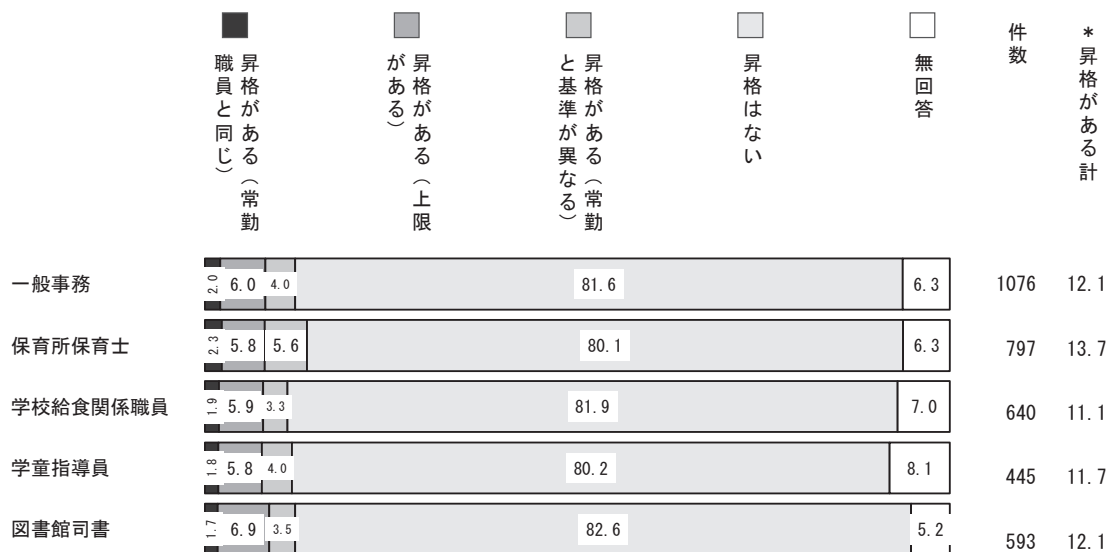
第6-30表 会計年度任用職員が再度任用される場合、常勤職員と同様の昇給（4号昇給）実施の有無
（「昇給がある（上限はない）」、「昇給がある（上限がある）」の場合）

		常勤職員と同様の昇給	・常勤3号職員と異なる昇給	・常勤2号職員と異なる昇給	・常勤1号職員と異なる昇給	・常勤その他と異なる昇給	*昇給がある計	昇給はない	無回答	件数
一般事務		41.4	4.3	10.7	18.8	14.1	89.2	6.2	4.6	892
団 体 区 分 別	都道府県	66.7	8.3	<u>2.8</u>	<u>5.6</u>	<u>5.6</u>	88.9	8.3	2.8	36
	県都・政令市・特別区	45.5	4.5	<u>4.5</u>	18.2	18.2	90.9	6.8	2.3	44
	一般市	39.8	4.8	11.1	20.2	12.8	88.7	7.1	4.3	397
	町村	40.1	3.7	11.4	18.8	16.4	90.5	5.0	4.5	377
	一部事務組合・広域連合	42.1	…	13.2	18.4	<u>7.9</u>	<u>81.6</u>	5.3	13.2	38
保育所保育士		41.2	4.5	10.7	20.3	15.2	91.9	3.8	4.4	665
団 体 区 分 別	都道府県	100.0	…	…	…	…	100.0	…	…	1
	県都・政令市・特別区	50.0	4.8	7.1	<u>11.9</u>	<u>23.8</u>	<u>97.6</u>	…	2.4	42
	一般市	39.8	4.9	12.2	20.6	13.7	91.3	4.7	4.1	344
	町村	41.2	4.0	9.4	21.3	15.9	91.7	3.2	5.1	277
	一部事務組合・広域連合	100.0	…	…	…	…	100.0	…	…	1
学校給食関係職員		<u>35.9</u>	5.2	11.0	19.0	15.4	86.4	7.6	5.9	538
団 体 区 分 別	都道府県	…	…	…	…	…	…	…	…	0
	県都・政令市・特別区	46.2	5.1	<u>5.1</u>	17.9	<u>20.5</u>	<u>94.9</u>	5.1	…	39
	一般市	<u>32.4</u>	5.5	12.0	20.0	13.8	<u>83.6</u>	10.5	5.8	275
	町村	38.1	4.9	10.8	17.9	16.6	88.3	4.5	7.2	223
	一部事務組合・広域連合	100.0	…	…	…	…	100.0	…	…	1
学童指導員		<u>34.7</u>	4.6	11.7	19.8	14.9	85.6	7.3	7.0	369
団 体 区 分 別	都道府県	…	…	…	…	…	…	…	…	0
	県都・政令市・特別区	<u>27.8</u>	…	<u>5.6</u>	<u>27.8</u>	<u>22.2</u>	<u>83.3</u>	5.6	11.1	18
	一般市	<u>33.0</u>	5.7	14.2	18.8	13.1	84.7	9.1	6.3	176
	町村	37.1	4.0	9.7	20.0	16.0	86.9	5.7	7.4	175
	一部事務組合・広域連合	…	…	…	…	…	…	…	…	0
図書館司書		39.8	5.6	11.3	18.9	14.5	90.1	5.2	4.6	497
団 体 区 分 別	都道府県	60.0	10.0	10.0	10.0	10.0	100.0	…	…	10
	県都・政令市・特別区	50.0	3.1	6.3	<u>12.5</u>	<u>25.0</u>	<u>96.9</u>	3.1	…	32
	一般市	37.1	7.0	13.3	20.7	11.3	89.5	5.5	5.1	256
	町村	40.7	4.0	9.5	18.1	17.1	89.4	5.5	5.0	199
	一部事務組合・広域連合	…	…	…	…	…	…	…	…	0

※下線数字は「一般事務」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「一般事務」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「一般事務」より15ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示

1 1. 昇格（級）機会の確保

第 6-22 図 等級別基準職務表や在級期間表に基づいた昇格（級）機会の確保



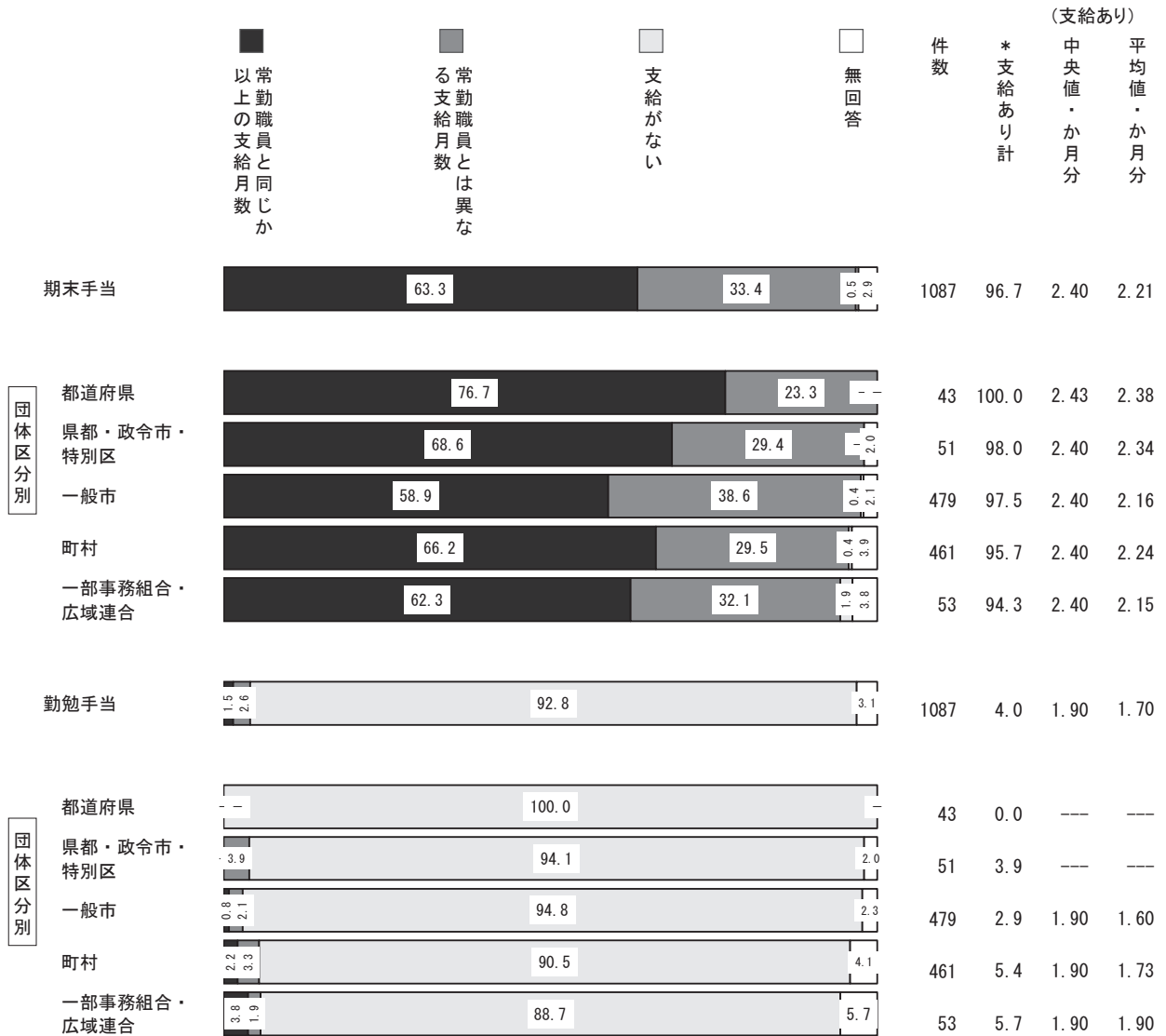
第6-31表 等級別基準職務表や在級期間表に基づいた昇格（級）機会の確保

		昇格がある （常勤職 と同し）	昇格がある （上限が ある）	昇格がある （常勤と 異なる）	*昇格がある 計	昇格はない	無回答	件数
一般事務		2.0	6.0	4.0	12.1	81.6	6.3	1076
団体 区分 別	都道府県	2.3	...	2.3	4.7	93.0	2.3	43
	県都・政令市・特別区	...	2.0	...	2.0	96.0	2.0	50
	一般市	0.8	5.9	2.5	9.3	86.3	4.4	475
	町村	3.3	7.2	5.7	16.2	75.2	8.6	456
	一部事務組合・広域連合	3.8	5.8	7.7	17.3	71.2	11.5	52
保育所保育士		2.3	5.8	5.6	13.7	80.1	6.3	797
団体 区分 別	都道府県	100.0	...	2
	県都・政令市・特別区	2.0	2.0	2.0	6.1	91.8	2.0	49
	一般市	1.2	5.6	4.8	11.6	83.6	4.8	414
	町村	3.6	6.7	7.3	17.6	73.9	8.5	330
	一部事務組合・広域連合	50.0	50.0	2
学校給食関係職員		1.9	5.9	3.3	11.1	81.9	7.0	640
団体 区分 別	都道府県	---	---	---	...	---	---	0
	県都・政令市・特別区	2.3	2.3	...	4.7	95.3	...	43
	一般市	0.6	5.7	3.6	9.9	85.5	4.5	332
	町村	3.4	6.8	3.4	13.6	75.0	11.4	264
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	1
学童指導員		1.8	5.8	4.0	11.7	80.2	8.1	445
団体 区分 別	都道府県	---	---	---	...	---	---	0
	県都・政令市・特別区	...	5.0	5.0	10.0	90.0	...	20
	一般市	0.5	7.4	2.8	10.6	83.4	6.0	217
	町村	3.4	4.3	5.3	13.0	76.0	11.1	208
	一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---	---	0
図書館司書		1.7	6.9	3.5	12.1	82.6	5.2	593
団体 区分 別	都道府県	9.1	9.1	90.9	...	11
	県都・政令市・特別区	5.3	2.6	2.6	10.5	86.8	2.6	38
	一般市	0.6	7.7	1.9	10.3	85.5	4.2	311
	町村	2.6	6.9	5.6	15.0	77.7	7.3	233
	一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---	---	0

※下線数字は「一般事務」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「一般事務」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「一般事務」より15ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示

12. 期末手当、勤勉手当

第6-23図 常勤職員と比べた支給月数



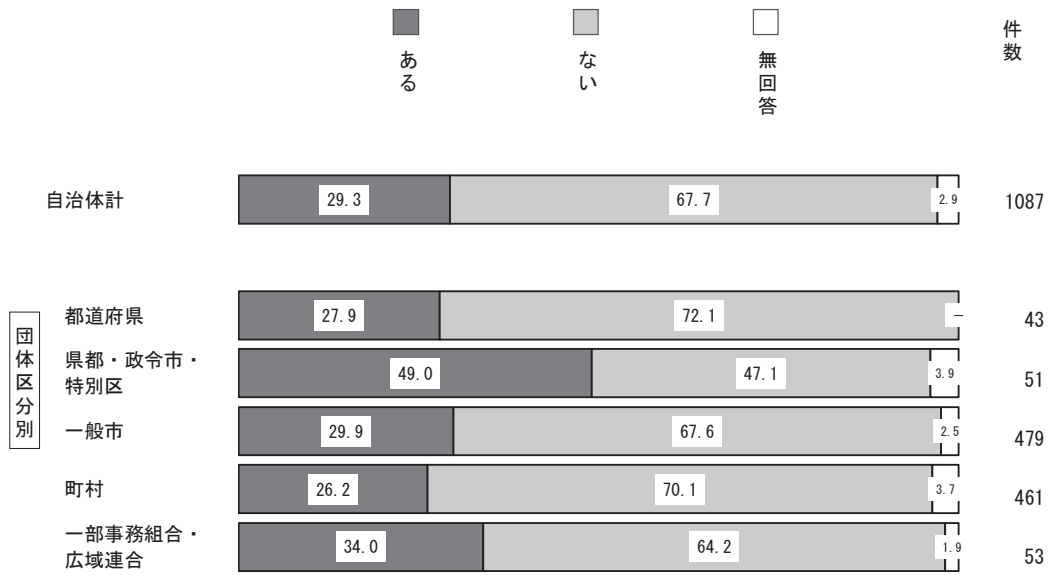
第6-32表 期末手当・勤勉手当の支給月数

	期末手当							勤勉手当							件数				
	1か月未満	1か月以上	1か月以上	2か月以上	2か月以上	3か月以上	無回答	中央値・か月分	平均値・か月分	件数	1か月未満	1か月以上	1か月以上	2か月以上		無回答	中央値・か月分	平均値・か月分	件数
自治体計	0.2	18.5	3.0	38.6	34.9	0.3	4.5	2.40	2.21	1051	...	4.5	13.6	...	81.8	1.90	1.70	44	
団 体 区 分 別	都道府県	...	<u>7.0</u>	...	46.5	44.2	...	2.3	2.43	2.38	43	---	---	0	
	県都・政令市・特別区	...	<u>8.0</u>	4.0	44.0	42.0	...	2.0	2.40	2.34	50	100.0	---	---	2	
	一般市	0.4	<u>23.6</u>	2.1	36.4	33.6	0.4	3.4	2.40	2.16	467	...	7.1	14.3	...	78.6	1.90	1.60	14
	町村	...	15.2	4.1	40.6	34.7	0.2	5.2	2.40	2.24	441	...	4.0	12.0	...	84.0	1.90	1.73	25
	一部事務組合・広域連合	...	20.0	4.0	<u>30.0</u>	34.0	...	12.0	2.40	2.15	50	33.3	...	66.7	1.90	1.90	3

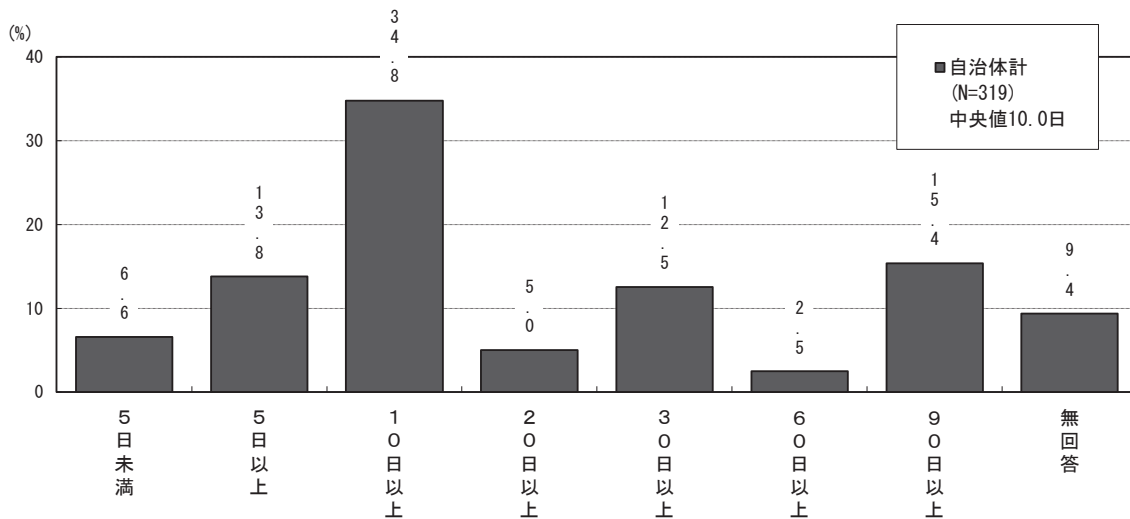
※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す
 ※件数10以下なら網掛等非表示

13. 有給の病気休暇制度

第6-24図 有給の病気休暇制度の有無



第6-25図 有給の病気休暇制度の上限日数（日）



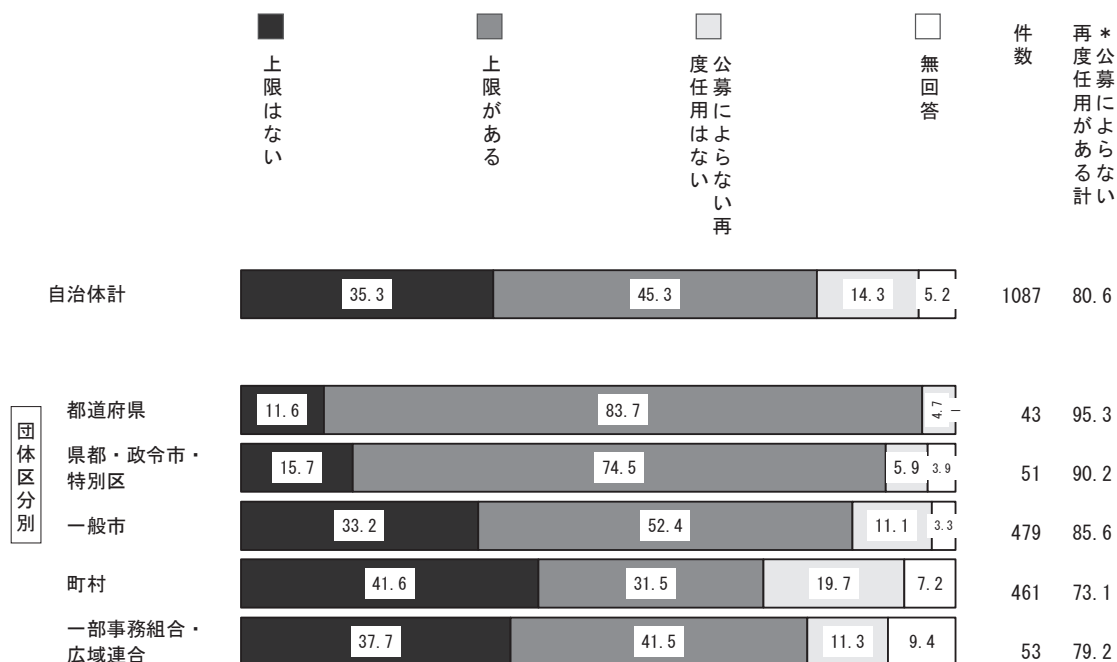
第6-33表 有給の病気休暇制度の上限日数（日）

	5日未満	5日以上	10日以上	20日以上	30日以上	60日以上	90日以上	無回答	件数	中央値・日
自治体計	6.6	13.8	34.8	5.0	12.5	2.5	15.4	9.4	319	10.0
団体区分別										
都道府県	8.3	<u>25.0</u>	50.0	8.3	8.3	...	12	10.0
県都・政令市・特別区	4.0	<u>24.0</u>	32.0	<u>12.0</u>	<u>4.0</u>	...	20.0	<u>4.0</u>	25	10.0
一般市	9.1	14.0	32.9	4.2	17.5	4.9	11.2	6.3	143	10.0
町村	5.0	10.7	38.0	3.3	10.7	...	18.2	14.0	121	10.0
一部事務組合・広域連合	...	11.1	<u>22.2</u>	<u>16.7</u>	<u>5.6</u>	...	<u>27.8</u>	<u>16.7</u>	18	20.0

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

14. 公募によらない再度任用

第6-26図 公募によらない再度任用の上限回数の有無



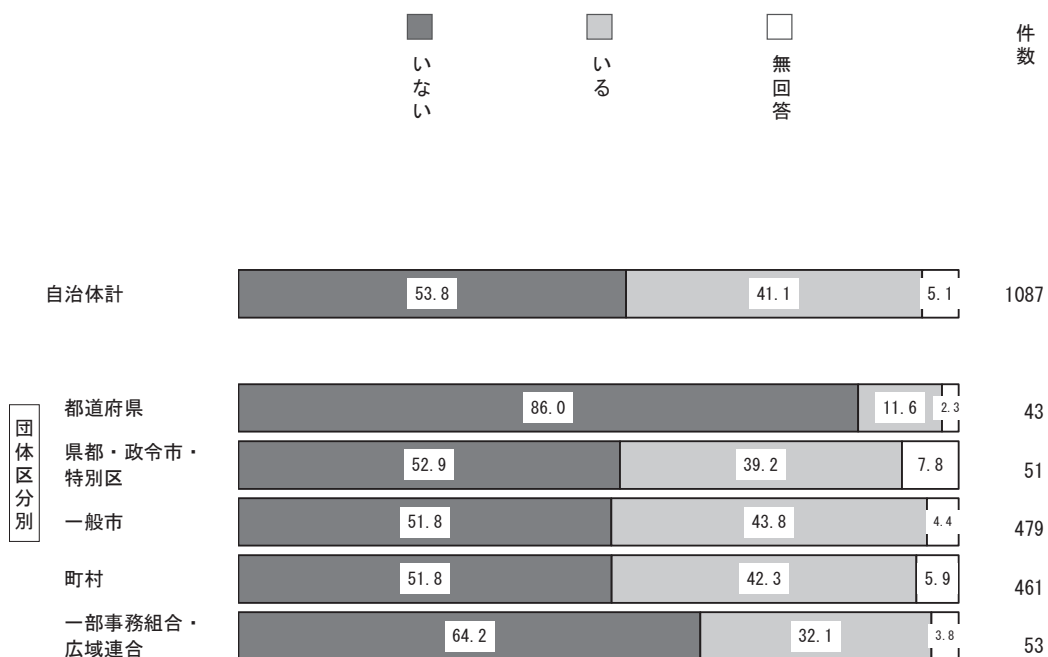
第6-34表 公募によらない再度任用の上限回数（公募によらない再度任用に「上限がある」の場合）

	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	無回答	件数	中央値・回	平均値・回
自治体計	1.0	56.1	12.4	19.5	8.5	1.0	1.4	492	2.4	2.8
都道府県	...	58.3	13.9	16.7	11.1	36	2.4	2.8
都区・政令市・特別区	...	<u>44.7</u>	<u>5.3</u>	44.7	5.3	38	3.5	3.1
一般市	1.6	56.6	11.6	17.5	10.4	0.4	2.0	251	2.3	2.8
町村	0.7	55.9	15.9	17.9	6.2	2.8	0.7	145	2.4	2.8
一部事務組合・広域連合	...	68.2	9.1	<u>13.6</u>	4.5	...	4.5	22	2.2	2.5

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

15. 常勤職員より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員の有無

第6-27図 常勤職員の勤務時間（1日7時間45分）より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員の有無



16. 調査結果の要約

- 適用されている給料表をみると、「類似する常勤職員と同じ給料表」が73.8%、「異なる給料表」が24.5%である（第6-2図）。「異なる給料表」の場合に常勤職員の水準と比べると「常勤職員と均衡した水準の給料表」は34.2%で、「常勤職員よりも低い水準の給料表」が62.0%を占める。「常勤職員よりも高い水準の給料表」（0.4%）はほとんどみられない（第6-3図）。
- 会計年度任用職員（パートタイム）など勤務時間が短い場合の報酬の水準設定は、「基準月額の時間比例ですべて設定」は73.7%である。「時間比例とそうでないものの両方」（17.3%）や「時間比例としていない」（4.6%）といった時間比例でないケースがあるところが2割みられる（第6-4図）。
- 会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態（複数選択）について一般事務をみると、「月給制」が64.2%、「時給制」が53.3%、「日給制」が34.1%である。一般事務以外については主な支給形態をみると、保育所保育士は「時給制」（62.5%）、「月給制」（65.5%）がいずれも6割台、学校給食関係職員は「時給制」（55.8%）、「月給制」（55.2%）がいずれも5割台、学童指導員は「時給制」が70.1%、図書館司書は「月給制」が65.8%である（第6-5図）。
- 初任給の適用基準としては「類似する常勤職員と異なる基準」が57.7%で、「同じ基準」の38.1%を上回る（第6-6図）。また、初めて任用される場合の学歴・免許および職務経験等に基づく調整（前歴換算）の有無は、「調整している（常勤職員と同様）」が23.7%、「調整している（常勤職員と異なる）」が35.2%、「調整はしていない」が36.5%である。調整の有無や仕方での対応は割れている（第6-7図）。
- 初任給の水準について中央値をみると、一般事務146,100円、保育所保育士163,918円、学校給食関係職員150,600円、学童指導員156,349円、図書館司書154,900円である。ただし、水準の違いを十分位数でみると、一般事務はばらつきが小さく、保育所保育士、学校給食関係職員、学童指導員、図書館司書はばらつきが大きい（第6-5表、8図）。
 - ⚡ 一般事務について十分位数をみると、第1十分位144,100円、第9十分位157,030円で、12,930円の開きがある（第6-8図）。中央値は常勤職員における行政職高卒初任給（150,600円）を4,500円下回る（第6-7表）。国公行（一）の初任給と比較すると、高卒初任給（1級5号150,600円）を下回るところが61.3%を占め、さらに区分けすると1級1号（146,100円）としているところが38.3%である。他方、高卒初任給（1級5号150,600円）を上回るのは28.1%で、短大2卒初任給（1級13号160,100円）を上回るところ（7.8%）、大卒初任級（1級25号182,200円）を上回るところ（1.9%）はほとんどない（第6-5表）。
 - ⚡ 保育所保育士について十分位数をみると、第1十分位149,480円、第9十分位192,200円で、42,720円の開きがある（第6-8図）。中央値は常勤職員における保育職短大2卒初任給（163,100円）とほぼ同じである（第6-9表）。国公行（一）の初任給と比較すると、高卒初任給（1級5号150,600円）を下回るところも9.3%みられるが、他方、高卒初任給（1級5号150,600円）を上回るのは79.8%、うち短大2卒初任給（1級13号160,100円）を上回るのは63.7%、うち大卒初任級（1級25号182,200円）を上回るのは18.1%である（第6-5表）。
 - ⚡ 学校給食関係職員について十分位数をみると、第1十分位138,340円、第9十分位170,660円で、32,320円の開きがある（第6-8図）。中央値は常勤職員における現業職高卒初任給（149,800円）とほぼ同じである（第6-11表）。国公行（一）の初任給と比較すると、高卒初任給（1級5号150,600円）を下回るところも40.6%を占め、他方、高卒初任給（1級5号150,600円）を上回

るのは43.6%、うち短大2卒初任給（1級13号160,100円）を上回るのは20.6%、うち大卒初任級（1級25号182,200円）を上回るのは5.6%である（第6-5表）。

✚ 学童指導員について十分位数をみると、第1十分位146,000円、第9十分位188,191円で、42,191円の開きがある（第6-8図）。国公行（一）の初任給と比較すると、高卒初任給（1級5号150,600円）を下回るところも25.8%みられるが、他方、高卒初任給（1級5号150,600円）を上回るのは60.0%、うち短大2卒初任給（1級13号160,100円）を上回るのは39.3%、うち大卒初任級（1級25号182,200円）を上回るのは12.1%である（第6-5表）。

✚ 図書館司書について十分位数をみると、第1十分位145,176円、第9十分位182,200円で、37,024円の開きがある（第6-8図）。国公行（一）の初任給と比較すると、高卒初任給（1級5号150,600円）を下回るところも27.7%みられるが、他方、高卒初任給（1級5号150,600円）を上回るのは61.6%、うち短大2卒初任給（1級13号160,100円）を上回るのは35.8%、大卒初任級（1級25号182,200円）を上回るのは10.6%である（第6-5表）。

- 昇給の有無は、「昇給がある（上限はない）」は6.5%で、「昇給がある（上限がある）」が76.2%と多い。他方、「昇給はない」も13.9%みられる（第6-14図）。「昇給がある（上限がある）」の場合の上限金額について中央値をみると、一般事務165,900円（初任給+19,800円）、保育所保育士198,400円（同34,483円）、学校給食関係職員172,700円（同22,100円）、学童指導員183,900円（同27,552円）、図書館司書182,200円（同27,300円）である。ただし、水準の違いを十分位数でみると、第1十分位数と第9十分位数の差は、最も大きい学童指導員で82,339円、最も小さい一般事務でも62,850円となっており、金額のばらつきが大きい（第6-15図、第6-19表）。
- 再度任用される場合の昇給幅（昇給がある場合）について一般事務をみると、「常勤職員と同様の昇給」は41.4%で、＜常勤職員と異なる昇給＞も47.9%である。＜異なる＞の内訳は、「1号俸相当」が18.8%、「2号俸相当」が10.7%、「3号俸相当」が4.3%で、「その他」も14.1%みられる。昇給の取扱いも対応が割れている。一般事務以外の職種も同様である（第6-21図）。
- 昇格の有無は、等級別基準職務表や在級期間表に基づいた昇格（級）の有無としてたずねている。一般事務をみると、「昇格はない」が81.6%で、＜昇格がある＞は12.1%である。＜昇格がある＞のうち「昇格がある（常勤職員と同じ）」は2.0%とかなり少ない（第6-22図）。
- 期末手当の有無は、「期末手当あり（常勤職員と同じかそれ以上の支給月数）」が63.3%、「期末手当あり（常勤職員とは異なる支給月数）」が33.4%である。「支給がない」（0.5%）はほとんどない。支給月数の中央値は2.40か月である（第6-23図、第6-32表）。勤勉手当については、「支給がない」が92.8%である（第6-23図）。
- 有給の病気休暇制度の有無は、「ある」が29.3%、「ない」が67.7%である。「ある」場合の上限日数は中央値をみると10.0日である（第6-24図、第6-33表）。
- 公募によらない再度任用は、「上限はない」が35.3%、「上限がある」が45.3%である。「公募によらない再度任用はない」も14.3%となっている。対応が割れている。団体区分別にみると、都道府県、県都・政令市・特別区では「上限がある」（それぞれ83.7%、74.5%）が8割前後と多い（第6-26図）。「上限がある」場合の再度任用の上限回数は「2回」が56.1%と最も多い（第6-34表）。
- 常勤職員の勤務時間（1日7時間45分）より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員の有無は「いる」が41.1%である。都道府県は「いる」（11.6%）が少ない（第6-27図）

自治労賃金等制度調査への回答のお願い

2022年4月 全日本自治団体労働組合

調査協力をお願い：

本調査は 2022 確定・2023 春闘をはじめとする今後の賃金闘争の基礎資料とするために単組を対象に実施するものです（前回は 2020 年に実施）。今回調査では従来から設問していた [行政職]、[現業職]、[保育職]、[看護職] の賃金等制度に関する設問のほか、会計年度任用職員の賃金制度についての設問も設けています。自治体における制度について確認のうえ、回答いただけますようお願い致します。

回答方法と期限：

今回調査では Web 上に組合ごとにページを用意しています。URL にアクセスして入力してください。回答期限は **2022年5月末** としています。期限までの回答をお願いします。

アクセス先 URL：

下記の URL にアクセスしてください（URL をクリック）。

〇〇労働組合 の回答ページ (00000)



<https://rchky.org/rse/index.php?r=survey/index&sid=582968&token=test&newtest=Y>

回答上の注意：

- ① 自治体ごとに回答を求めています。自治体内に複数の自治労加盟組合がある場合（現業職場や病院職場が独立した組合となっているケースなど）には、この調査の依頼を受けた組合が行政職以外についても取りまとめて回答してください。
- ② スマートフォンでのアクセスも可能ですが、パソコンでの回答に適したものとなっています。
- ③ 上記の URL には、何度でも（どこからでも）アクセスし、回答を再開できます。
- ④ 回答は自動では保存されません。回答を中断するときは画面右上「**あとで続きをする**」をクリックしてください。上記 URL にアクセスすると再開できます。
（回答開始から保存せずに2時間が経過すると、入力内容の変更や保存ができなくなります!）
- ⑤ 回答を完了して提出するさいには、画面の一番下にある「**送信する**」をクリックしてください。
- ⑥ **（前回〇〇）** のように前回の回答を掲載しています。参考にしてください。
- ⑦ Web 画面の紙への出力が必要な場合には、**倍率を70%に設定するとA4用紙17枚に出力**できます。

自治労賃金等制度調査

あとで続きをする

Q5-13 常勤職員の勤務時間（1日7時間45分）より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員がいますか？
（今回新規設問）

1. いない
 2. いる

送信する

「あとで続きをする」をクリックすると、回答を保存できます。（再開する場合は上記URLへ）

回答を完了したら「送信する」をクリック。

自治労賃金等制度調査

2022年4月 全日本自治団体労働組合

回答上の注意

1. 自治体ごとに回答を求めています。自治体内に複数の自治労加盟組合がある場合（現業職場や病院職場が独立した組合となっているケースなど）には、この調査の依頼を受けた組合が行政職以外についても取りまとめて回答してください。
2. この調査は**2022年4月1日基準調査**として実施しています。基準日時点の賃金等制度を回答してください。
3. 回答期限は**2022年5月末**としています。期限までの回答をお願いします。
4. 前回調査時（2020年）の回答を欄外に（前回〇〇）のように表示しています。金額も前回時点のものです。給料表に変更があった場合には、現在の金額に置き換えてください。
5. （**今回新規設問**）と表記のあるものは、前年の調査に設問がないものです。前回回答の表示はありません。
6. 設問の冒頭に * のある項目は回答必須の項目です。人数なども概数で構いませんので必ず回答してください。
7. 回答の開始時点ではすべての設問が表示されていますが、回答内容に応じて対象外となる設問は非表示になります。
8. 人数、基本給のカット率、年齢、級号給、金額の欄には、数字のみを入力してください（文字（約、～、横棒線など）は入力しないでください）。
9. 回答内容で確認の必要な箇所がある場合には調査票の最後に【**回答確認**】の項が表示されます。内容に誤りがないか確認をお願いします。

回答する給料月額

1. 基本給カットが行われている場合にも、カット前の金額を回答してください。
2. **現給保障**がある場合も、**現給保障を含まない給料表**の金額を回答してください。
3. 1つの回答欄には複数の数値を回答することはできません。複数のケースがある場合には該当する組合員の多いケースを回答してください。

回答の保存

1. 回答を途中で保存する場合は画面の右上にある「あとで続きをする」をクリックしてください。同じURLにアクセスすれば再開できます。
2. **回答時間が2時間を超えると回答を保存できなくなります。**随時「あとで続きをする」をクリックして保存してください（自動では保存されません）。
3. 組合内で複数の役員が回答のためにアクセスする場合には、同時の入力はしないでください。最後に「あとで保存する」、「送信する」を押した方の入力内容が上書きされます。
4. 回答を終えたら最後にある「送信する」をチェックし、右下にある「送信する」をクリックしてください。
5. 回答内容の紙への出力が必要な場合には、**倍率を70%に設定するとA4用紙17枚に出力することができます（都道府県職は15枚）。**

回答者の名前・連絡先、回答内容についての連絡欄

このページは〇〇労働組合（自治労登録番号：00000）の回答ページです。

	お名前 (前回 -)	電話番号 (前回-)	E-mail (今回新規設問)
回答者の名前と連絡先	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

回答組合からの連絡欄

回答内容についての連絡事項がありましたら入力してください。

該当職種の有無と人数

*調査では、「行政職」、「現業職」、「保育職」、「看護職」の賃金制度を回答していただきます。各職種（正規職員）の組合員の有無と人数をお答えください。

① 組合員（正規職員）の有無

	1. いる	2. いない
I. 行政職の組合員（正規職員）（前回は「-」）	○	○
II. 現業職の組合員（正規職員）（前回は「-」）	○	○
III. 保育職の組合員（正規職員）（前回は「-」）	○	○
IV. 看護職の組合員（正規職員）（前回は「-」） （病院・診療所に勤務する看護師に限る）	○	○

② 【Ⅲ．保育職】について

都道府県職の場合には「Ⅲ．保育職」は調査の対象にしていいため表示されません。

【Ⅳ．看護職】について

自治体内に複数の自治労加盟組合がある場合、自治体立病院労組には本調査を依頼していません。

自治体内に病院労組があり、看護職（正規職員）の組合員がいる場合には、「1. いる」と回答し、看護職の賃金についても病院労組に照会のうえ回答してください。

*② 組合員（正規職員）の人数

	組合員（正規職員）の人数
I. 行政職の組合員（正規職員）（前回は-人）	<input type="text"/>
II. 現業職の組合員（正規職員）（前回は-人）	<input type="text"/>
III. 保育職の組合員（正規職員）（前回は-人）	<input type="text"/>
IV. 看護職の組合員（正規職員）（前回は-人） （病院・診療所に勤務する看護師に限る）	<input type="text"/>

② この調査と隔年で実施している賃金実態調査（個人調査）の依頼対象数や抽出数の計算に必要な項目となります。概数でも構いませんので必ず回答してください。

【Ⅱ．現業職】の人数には交通職（電車、バス等の公共交通）を含めないでください。

賃金カット・人事評価制度の状況

*【1】 2022年4月1日現在、基本給カットが組合員に対して行われていますか？

(前回は「-」)

1. 行われている
 2. 行われていない

(「1. 行われている」と回答の場合)

基本給のカット率をお答えください。 % (前回は-%)

② 複数ある場合は、組合員に適用されている最も高いカット率を回答してください。

*【2】 基本給カット以外に、賃金にマイナスの影響を及ぼす勧告以外の改悪はありますか？

(前回は「-」)

1. ある
 2. ない

(「1. ある」と回答の場合)
実施されているものをすべて選んでください。

(前回は「-」)

1. 期末・勤勉手当の引き下げ
 2. 昇給・昇格の見直し
 3. その他

② あてはまるものをすべて選択してください。

「3.その他」の内容

(前回は「-」)

*【3】 人事評価制度が組合員に対して実施されていますか？

(前回は「-」)

1. 実施されている
 2. 実施されていない

* (「1. 実施されている」と回答の場合)

評価結果が「上位昇給の際の判断」や「勤勉手当」に活用されていますか？

	1. 活用されている	2. 活用されていない
①上位昇給 (前回は「-」)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②勤勉手当 (前回は「-」)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

I. 行政職

***Q1-1** 給料表は何を使っていますか？

(前回は「-」)

- 1. 国公行（一）と（級数以外は）同じ
- 2. 国公行（一）の（一部）号給延長
- 3. 国公行（一）の準用（一定額を加減、一定額を乗じる）
- 4. 独自の給料表（複数の級の合成、他の給料表の合成等を含む）

*****その給料表は都道府県の給料表と同じ（または準用した）ものですか？

(前回は-)

- 1. 同じ（準用した）もの
- 2. 異なる

Q1-2 給料表は何級制ですか？ 最高級の最高号給とその給料月額は？

	級制	号給	給料月額
給料表の最高級 (前回は-級、-号、-円)	□	□	□

Q1-3 組合員として到達できる最高級は何級ですか？ その最高号給と給料月額は？

	級	号給	給料月額
組合員の最高級 (前回は-級、-号、-円)	□	□	□

Q1-4 標準労働者の標準的（または平均的）な昇格年齢は？

(高卒標準労働者・大卒標準労働者)

	高卒（歳）	大卒（歳）
2級昇格年齢 (前回は高卒-歳、大卒-歳)	□	□
3級昇格年齢 (前回は高卒-歳、大卒-歳)	□	□
4級昇格年齢 (前回は高卒-歳、大卒-歳)	□	□
5級昇格年齢 (前回は高卒-歳、大卒-歳)	□	□
6級昇格年齢 (前回は高卒-歳、大卒-歳)	□	□

Q1-5 初任給の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（高卒・大卒）

	級	号給	給料月額
高卒（18歳）（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
大卒（22歳）（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q1-6 標準労働者の年齢ポイント別の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（高卒標準労働者）

	級	号給	給料月額
30歳勤続12年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
35歳勤続17年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
40歳勤続22年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
45歳勤続27年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
50歳勤続32年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

④ 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

（大卒標準労働者）

	級	号給	給料月額
30歳勤続8年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
35歳勤続13年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
40歳勤続18年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
45歳勤続23年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
50歳勤続28年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

④ 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

Ⅱ. 現業職

*Q2-1 給料表は何を使っていますか？

(前回は「-」)

- 1. 国公行(一)と(級数以外は)同じ
- 2. 国公行(一)の(一部)号給延長
- 3. 国公行(一)の準用(一定額を加減、一定額を乗じる)
- 4. 国公行(二)と(級数以外は)同じ
- 5. 国公行(二)の(一部)号給延長
- 6. 国公行(二)の準用(一定額を加減、一定額を乗じる)
- 7. 国公行(一)と国公行(二)の合成
- 8. 独自の給料表(複数の級の合成、他の給料表の合成等を含む)

Q2-2 給料表は何級制ですか？ 最高級の最高号給とその給料月額は？

	級制	号給	給料月額
給料表の最高級 (前回は-級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q2-3 組合員として到達できる最高級は何級ですか？ その最高号給と給料月額は？

	級	号給	給料月額
組合員の最高級 (前回は-級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q2-4 標準労働者の標準的(または平均的)な昇格年齢は？

(高卒標準労働者)

	高卒(歳)
2級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>
3級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>
4級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>
5級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>
6級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>

Q2-5 初任給の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（高卒）

	級	号給	給料月額
高卒（18歳）（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q2-6 標準労働者の年齢ポイント別の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（高卒標準労働者）

	級	号給	給料月額
30歳勤続12年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
35歳勤続17年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
40歳勤続22年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
45歳勤続27年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
50歳勤続32年（前回は-級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

① 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

Ⅲ. 保育職

*Q3-1 給料表は何を使っていますか？

(前は「-」)

- 1. 行政職給料表を適用
- 2. 福祉職給料表を適用
- 3. 教育職給料表を適用
- 4. 独自の給料表 (複数の級の合成、他の給料表の合成等を含む)

Q3-2 給料表は何級制ですか？ 最高級の最高号給とその給料月額は？

	級制	号給	給料月額
給料表の最高級 (前は級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q3-3 組合員として到達できる最高級は何級ですか？ その最高号給と給料月額は？

	級	号給	給料月額
組合員の最高級 (前は級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q3-4～Q3-6は短大2卒について回答欄です。該当者はいますか？

(前は「-」)

- 1. 短大2卒がいる
- 2. 短大2卒はいない

Q3-4 標準労働者の標準的(または平均的)な昇格年齢は？

(短大2卒標準労働者)

	短大2卒(歳)
2級昇格年齢 (前は歳)	<input type="text"/>
3級昇格年齢 (前は歳)	<input type="text"/>
4級昇格年齢 (前は歳)	<input type="text"/>
5級昇格年齢 (前は歳)	<input type="text"/>
6級昇格年齢 (前は歳)	<input type="text"/>

Q3-5 初任給の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（短大2卒）

	級	号給	給料月額
短大2卒（20歳）（前回は級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q3-6 標準労働者の年齢ポイント別の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（短大2卒標準労働者）

	級	号給	給料月額
30歳勤続10年（前回は級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
35歳勤続15年（前回は級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
40歳勤続20年（前回は級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
45歳勤続25年（前回は級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
50歳勤続30年（前回は級、-号、-円）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

① 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

IV. 看護職（病院・診療所の看護師について記入）

Q4-1A 病院・診療所の経営主体は？

（前回は「-」）

- 1. 自治体（一部事務組合・広域連合を含む）
- 2. 地方公営企業法の一部適用
- 3. 地方公営企業法の全部適用
- 4. 独立行政法人
- 5. その他

① 複数ある場合は組合員数の多い方について記入してください。以下については上記の経営主体のケースについて記入してください。

5. その他の内容（前回は「-」）

--

*Q4-1B 給料表は何を使っていますか？

（前回は「-」）

- 1. 行政職給料表を適用
- 2. 医（三）と（級数以外は）同じ
- 3. 医（三）の（一部）号給延長
- 4. 医（三）の準用（一定額を加減、一定額を乗じる）
- 5. 独自の給料表（複数の級の合成、他の給料表の合成等を含む）

Q4-2 給料表は何級制ですか？ 最高級の最高号給とその給料月額は？

	級制	号給	給料月額
給料表の最高級（前回は-級、-号、-円）	□	□	□

Q4-3 組合員として到達できる最高級は何級ですか？ その最高号給と給料月額は？

	級	号給	給料月額
組合員の最高級（前回は-級、-号、-円）	□	□	□

Q4-4～Q4-6は短大3卒について回答欄です。該当者はいますか？

(前回は「-」)

1. 短大3卒がいる
 2. 短大3卒はいない

Q4-4 標準労働者の標準的(または平均的)な昇格年齢は？

(短大3卒標準労働者)

	短大3卒(歳)
2級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>
3級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>
4級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>
5級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>
6級昇格年齢 (前回は-歳)	<input type="text"/>

Q4-5 初任給の級号給と給料月額(基本給カット前額)は？

(短大3卒)

	級	号給	給料月額
短大3卒(21歳) (前回は-級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q4-6 標準労働者の年齢ポイント別の級号給と給料月額(基本給カット前額)は？

(短大3卒標準労働者)

	級	号給	給料月額
30歳勤続9年 (前回は-級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
35歳勤続14年 (前回は-級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
40歳勤続19年 (前回は-級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
45歳勤続24年 (前回は-級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
50歳勤続29年 (前回は-級、-号、-円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

② 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

V. 会計年度任用職員制度の整備状況

以下の設問について複数のケースがある場合には最も多いケースについて回答してください。

Q5-1 会計年度任用職員制度については設問によって職種ごとの回答をお願いしています。以下の職種に従事する会計年度任用職員はいますか？

(今回新規設問)

	1. いる	2. いない (該当職種がない)
a. 一般事務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
b. 保育所保育士 (認定こども園含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
c. 学校給食関係職員 (保育調理は含まず)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
d. 学童指導員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
e. 図書館司書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

〔給料表〕

Q5-2 会計年度任用職員には類似する職務に従事する常勤職員と同じ給料表が適用されていますか？

(今回新規設問)

1. 類似する常勤職員と同じ給料表を適用
2. 類似する常勤職員とは異なる給料表を適用

(「2. 類似する常勤職員とは異なる給料表を適用」と回答の場合)
給料表は常勤職員と比べてどのような水準ですか？

(今回新規設問)

1. 常勤職員よりも高い水準の給料表
2. 常勤職員と均衡した水準の給料表
3. 常勤職員よりも低い水準の給料表

Q5-3 会計年度任用職員 (パートタイム) など勤務時間が短い場合の報酬の水準はどのように設定されていますか？

(今回新規設問)

1. 基準月額の時間比例ですべて設定している
2. 基準月額の時間比例とそうでないもの両方がある
3. 基準月額の時間比例としていない

Q5-4 会計年度任用職員（パートタイム）の賃金の支給形態を選んでください。

（今回新規設問）

	1. 時給制	2. 日給制	3. 月給制
a. 一般事務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. 保育所保育士 （認定こども園含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. 学校給食関係職員 （保育調理は含まず）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d. 学童指導員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e. 図書館司書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④ 職種ごとにあてはまるものをすべて選択してください。

〔初任給〕

Q5-5 会計年度任用職員の初任給は類似する常勤職員と同じ基準となっていますか？

（今回新規設問）

1. 類似する常勤職員と同じ基準を適用
2. 類似する常勤職員と異なる基準を適用

以下の職種について初任給の級号給と給料月額を入力してください。

（今回新規設問）

	級	号給	給料月額
a. 一般事務	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
b. 保育所保育士 （認定こども園含む）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
c. 学校給食関係職員 （保育調理は含まず）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
d. 学童指導員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
e. 図書館司書	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

④ 給料表に定められた基準月額を回答してください。

Q5-6 初めて任用される場合の給料格付けに際し、常勤職員と同じく学歴・免許および職務経歴等に基づく調整（前歴換算）が行われていますか？

（今回新規設問）

1. 調整（前歴換算）をしている（常勤職員と同様）
2. 調整（前歴換算）をしている（常勤職員と異なる）
3. 職務経歴等に基づく調整はしてない

〔昇給〕

Q5-7 昇給がありますか。また、昇給には上限が設けられていますか。？

(今回新規設問)

- 1. 昇給がある (上限はない)
- 2. 昇給がある (上限がある)
- 3. 昇給はない

(「2. 昇給がある (上限がある)」と回答の場合)

上限の級号給と給料月額 (基準月額) を入力してください。

(今回新規設問)

	級	号給	給料月額
a. 一般事務	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
b. 保育所保育士 (認定こども園含む)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
c. 学校給食関係職員 (保育調理は含まず)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
d. 学童指導員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
e. 図書館司書	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Q5-8 会計年度任用職員が再度任用される場合、常勤職員と同様の昇給 (4号昇給) が行われていますか？

(今回新規設問)

	1. 常勤職員 と同様の昇 給	2. 常勤職員 と異なる昇 給 (3号俸相 当)	3. 常勤職員 と異なる昇 給 (2号俸相 当)	4. 常勤職員 と異なる昇 給 (1号俸相 当)	5. 常勤職員 と異なる昇 給 (その他)	6. 昇給はな い
a. 一般事務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
b. 保育所保育士 (認定こども園 含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
c. 学校給食関係職 員 (保育調理は含 まず)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
d. 学童指導員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
e. 図書館司書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「5.常勤職員と異なる昇給 (その他)」の内容

〔昇格〕

Q5-9 等級別基準職務表や在級期間表に基づき昇格（級）機会が確保されていますか？

（今回新規設問）

	1. 昇格がある (常勤職員と同じ)	2. 昇格がある (上限がある)	3. 昇格がある (常勤職員とは基準 が異なる)	4. 昇格はない
a. 一般事務	○	○	○	○
b. 保育所保育士 (認定こども園 含む)	○	○	○	○
c. 学校給食関係職 員 (保育調理は含 まず)	○	○	○	○
d. 学童指導員	○	○	○	○
e. 図書館司書	○	○	○	○

〔期末手当・勤勉手当〕

Q5-10 期末手当、勤勉手当は常勤職員と同様の支給月数となっていますか？

（今回新規設問）

	1. 常勤職員と同じかそれ 以上の支給月数	2. 常勤職員とは異なる支 給月数	3. 支給がない
期末手当	○	○	○
勤勉手当	○	○	○

（「1. 常勤職員と同様」、「2. 常勤職員とは異なる」と回答の場合）
期末手当、勤勉手当の支給月数を入力してください。

（今回新規設問）

	(か月分)
期末手当	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
勤勉手当	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>

④ 2021年度実績で回答してください。

〔休暇制度（病気休暇）〕

Q5-11 有給の病気休暇制度はありますか？

（今回新規設問）

- 1. ある
- 2. ない

（「1. ある」と回答の場合）

有給の病気休暇制度の上限の日数 日

④ 年度の通算での上限日数を回答してください。

〔任用制度〕

Q5-12 公募によらない再度任用の回数に上限はありますか？

（今回新規設問）

- 1. 上限はない
- 2. 上限がある
- 3. 公募によらない再度任用はない

（「2. 上限がある」と回答の場合）

上限回数は何回ですか？

（今回新規設問）

- 1. 1回
- 2. 2回
- 3. 3回
- 4. 4回
- 5. 5回
- 6. 6回以上

Q5-13 常勤職員の勤務時間（1日7時間45分）より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員がいますか？

（今回新規設問）

- 1. いない
- 2. いる

送信する

